

# 第3章

## 紛争案件一覧

### (WTO発足後の紛争案件)

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】            | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定                                       | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|----------------------------|--|--|--|-------------------|
| 1. マレーシア－石油化学製品の輸入許可制度    | シンガポール                     | 1995/ 1/10 協議要請<br>1995/ 3/16 パネル設置要請<br>1995/ 7/19 パネル設置要請取り下げ  | ①シンガポールは、マレーシアのポリエチレン及びポリプロピレンを輸入禁止している措置はGATTに非整合として申立て。  | GATT (X, XI, XIII)<br>IL (3)               |                   |
| 2. 米国－ガソリン規制              | ベネズエラ<br>【豪州、カナダ、EU、ノルウェー】 | 1995/ 1/24 協議要請<br>1995/ 3/25 パネル設置要請<br>1995/ 4/10 パネル設置(5/31「DS4」と合併)<br>1996/ 1/29 パネル報告書配布<br>1996/ 2/21 米国が上級委申立て<br>1996/ 4/29 上級委報告書配布<br>1996/ 5/20 パネル・上級委報告書採択 | ①大気汚染防止のためのガソリン規制が、GATT第I、III条、TBT協定第2条に違反すると申立て。<br>②大気汚染防止のためのガソリン規制はGATT第XX条(g)には当たらず、III条4項違反と認定。<br>③GATT第XX条(g)のパネルの解釈を一部修正し、米国の取ったガソリン規制は(g)（有限天然資源の保存に関する措置）には該当するとしたが、柱書の条件を満たさないため、結論としてパネルの判断を支持。 | GATT (I, III, XX)<br>TBT (2, 14)           | 第II部<br>第4章       |
| 3. 韓国－農産品検疫               | 米国                         | 1995/ 4/ 4 協議要請  | ①米国の輸入果実に対する抜き取り検査制度や柑橘類検査制度が輸入制限となっておりGATT第XI条等に反するとして、韓国が申立て。  | GATT (III, XI)<br>SPS (2, 5)<br>TBT (5, 6) |                   |
| 4. 米国－ガソリン規制              | ブラジル                       | 1995/ 4/10 協議要請<br>1995/ 5/19 パネル設置要請<br>1995/ 5/31 パネル設置(「DS2」と合併)<br>1996/ 1/29 パネル報告書配布<br>1996/ 2/21 米国が上級委申立て<br>1996/ 4/29 上級委報告書配布<br>1996/ 5/20 パネル・上級委報告書採択     | DS2 を参照  | GATT (I, III)<br>TBT (2)                   |                   |
| 5. 韓国－食品流通期限              | 米国                         | 1995/ 5/ 3 協議要請<br>1995/ 7/20 二国間合意通報  | ①韓国の冷蔵・冷凍肉の流通期限設定は科学的根拠を欠いており、   | GATT (III, XI)<br>SPS (2, 5)               |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】                 | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定                     | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|---------------------------------|--|--|--------------------------|-------------------|
|                           |                                 |  | TBT協定・SPS協定等に反するとして米国が申立て。   | TBT (2)                  |                   |
| 6. 米国－対日自動車輸入に関する報復関税の賦課  | 日本                              | 1995/ 5/17 協議要請（豪州が第三国参加）<br>1995/ 6/28 日米自動車協議決着<br>1995/ 7/19 双方手続を進行させない旨表明したことにより終了  | ①米国1974年通商法第301条、304条に基づく一方的な対抗措置（輸入自動車への報復関税の賦課）はGATT第I、II条違反として日本が申立て。   | GATT (I, II)             | 第II部<br>第15章      |
| 7. EU－ホタテ貝に関する表示問題        | カナダ<br>【日本、豪州、チリ、アイスランド、ペルー、米国】 | 1995/ 5/19 協議要請<br>1995/ 7/ 7 パネル設置要請<br>1995/ 7/19 パネル設置（10/11「DS12」「DS14」と合併）<br>1996/ 7/ 5 二国間合意通報  | ①フランスのホタテ貝の名称表示規則が、カナダの同種のホタテ貝を差別的に取り扱っており、GATT、TBT協定の規定する内国民待遇に違反しているとして申立て。  | GATT (I, III)<br>TBT (2) |                   |
| 8. 日本－酒税格差                | EU                              | 1995/ 6/21 協議要請<br>1995/ 9/14 パネル設置要請<br>1995/ 9/27 パネル設置（「DS10」、「DS11」と合併）<br>1996/ 7/11 パネル報告書配布<br>1996/ 8/ 8 日本が上級委申立て<br>1996/10/ 4 上級委報告書配布<br>1996/11/ 1 パネル・上級委報告書採択 | ①1987年11月にも日本の酒税制度がGATT違反とのパネル報告書が採択されたが、その後の酒税法改正後もウイスキー、コニャック、ブランデー等に対する酒税が焼酎に比べて高率であり、内国民待遇違反であるとして申立て。<br>②GATT第III条違反を認定。<br>③GATT第III条違反を認定。 | GATT (III)               | 第II部<br>第2章       |
| 9. EU－穀物輸入税               | カナダ                             | 1995/ 6/30 協議要請<br>1995/ 9/14 パネル設置要請<br>1995/10/11 パネル設置<br>1995/11/29 二国間合意通報  | ①輸入穀物新課税制度がGATT第II条（関税譲許）、VII条（関税評価協定）に違反するとして申立て。その後、XXIV条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置中止等を合意して決着。  | GATT (II, VII)           |                   |
| 10. 日本－酒税格差               | カナダ                             | 1995/ 7/ 7 協議要請<br>1995/ 9/14 パネル設置要請<br>1995/ 9/27 パネル設置（「DS8」、「DS11」と合併）<br>1996/ 7/11 パネル報告書配布<br>1996/ 8/ 8 日本が上級委申立て<br>1996/10/ 4 上級委報告書配布<br>1996/11/ 1 パネル・上級委報告書採択  | DS8を参照   | GATT (III)               | 第II部<br>第2章       |
| 11. 日本－酒税格差               | 米国                              | 1995/ 7/ 7 協議要請<br>1995/ 9/14 パネル設置要請<br>1995/ 9/27 パネル設置（「DS8」、「DS10」と合併）<br>1996/ 7/11 パネル報告書配布<br>1996/ 8/ 8 日本が上級委申立て<br>1996/10/ 4 上級委報告書配布<br>1996/11/ 1 パネル・上級委報告書    | DS8を参照   | GATT (III)               | 第II部<br>第2章       |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】              | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|------------------------------|---|---|--|-------------------|
|                           |                              | 採択  |   |  |                   |
| 12. EU－ホタテ貝に関する表示問題       | ペルー<br>【日本、豪州、カナダ、アイスランド、米国】 | 1995/ 7/18 協議要請<br>1995/ 9/14 パネル設置要請<br>1995/10/11 パネル設置（「DS7」、<br>「DS14」と合併）<br>1996/ 7/ 5 二国間合意通報  | DS7を参照  | GATT (I, III)<br>TBT (2, 12)                       |                   |
| 13. EU－穀物及び米輸入税           | 米国                           | 1995/ 7/19 協議要請<br>1995/ 9/28 パネル設置要請<br>1997/ 4/30 パネル設置要請取り下げ   | ①輸入穀物新課税制度がGATT第II条（関税譲許）、VII条（関税評価協定）に違反するとして申立て。その後、XXIV条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置要請取り下げ等を合意して決着。   | GATT (I, II, VII, X)                               |                   |
| 14. EU－ホタテ貝に関する表示問題       | チリ<br>【日本、豪州、カナダ、アイスランド、米国】  | 1995/ 7/24 協議要請<br>1995/ 9/13 パネル設置要請<br>1995/10/11 パネル設置（「DS7」、<br>「DS12」と合併）<br>1996/ 7/ 5 二国間合意通報  | DS7を参照  | GATT (I, III)<br>TBT (2)                           |                   |
| 15. 日本－移動電話に関する合意         | EU                           | 1995/ 8/18 協議要請<br>1995/ 9/18 協議妥結  | ①1994年9月の日米移動電話合意内容が、欧州企業の製品に対してMFN違反となっているとしてEUが申立て。   | GATT (I, III, XVII)                                |                   |
| 16. EU－バナナ輸入制限            | グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、米国         | 1995/ 9/28 協議要請（1996/2/8再協議要請）<br>2012/11/ 8 協議妥結   | ①EUのACP諸国へのバナナ輸入割当がMFN違反となっているとして中南米各国及び米国が申立て。   | GATT (I, III)<br>IL (1, 3)<br>GATS (II, XVI, XVII) |                   |
| 17. EU－米輸入税               | タイ                           | 1995/10/ 3 協議要請   | ①EUの輸入穀物新課税制度がGATT第I条（MFN）、II条（関税譲許）、VII条（関税評価協定）に違反するとしてタイが申立て。  | GATT (I, II, VII)                                  |                   |
| 18. 豪州－サケ輸入禁止             | カナダ<br>【EU、インド、ノルウェー、米国】     | 1995/10/ 5 協議要請<br>1997/ 3/ 7 パネル設置要請<br>1997/ 4/10 パネル設置<br>1998/ 6/12 パネル報告書配布<br>1998/ 7/22 豪州が上級委申立て<br>1998/10/20 上級委報告書配布<br>1998/11/ 6 パネル・上級委報告書採択<br>1999/ 7/15 カナダが対抗措置承認申請<br>1999/ 7/27 豪州が仲裁を要請（その後仲裁決定は出されず）<br>1999/ 7/28 パネル設置要請（履行確認）<br>1999/ 9/ 7 パネル設置（履行確認）<br>2000/ 2/18 パネル報告書配布（履 | ①豪州の検疫制度による鮭輸入禁止措置がGATT第XI条、XIII条及びSPS協定に違反するとカナダが申立て。<br>②豪州の措置がSPS協定第2.2条（科学的根拠に基づく措置実施）、2.3条（内国民・最恵国待遇）、5.1条（危険性評価に基づく措置の実施）、5.5条（適切な保護水準の設定）及び5.6条（貿易制限的とならない保護水準の確保）に違反する旨判断。<br>③5.6条違反についてはパネル判断を覆したものの、その他の論点についてはパネルの判断を支持。豪州は1999年7月までに措置の是 | GATT (XI, XIII)<br>SPS (2, 3, 5)                   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】                    | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定                                    | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|------------------------------------|---|---|---|-------------------|
|                           |                                    | 行確認)<br>2000/ 3/20 パネル報告書採択(履行確認)   | 正を行う義務を負ったが、カナダは、履行期限までには是正が行われなかったとしてDSU第21.5条に基づく履行確認パネルの手続を行い、パネルは豪州の勧告不履行を認めた。  |   |                   |
| 19. ポーランドー自動車輸入制限         | インド                                | 1995/ 9/28 協議要請<br>1996/ 8/26 二国間合意通報   | ①ポーランドの輸入関税引上げ及びEU産向け無税枠の設定はGATT第I、XXIV条に違反するとしてインドが申立て。  | GATT (I, XIV)                           |                   |
| 20. 韓国ー瓶詰水に関する規制          | カナダ                                | 1995/11/ 8 協議要請<br>1996/ 4/24 二国間合意通報   | ①韓国のミネラルウォーターの規制(6か月の流通規制、オゾン処理規制)が輸入制限となっているとしてカナダが申立て。  | GATT (III, XI)<br>SPS (2, 5)<br>TBT (2) |                   |
| 21. 豪州ーサクエ輸入禁止            | 米国<br>【カナダ、EU、香港、アイスランド、インド、ノルウェー】 | 1999/11/20 協議要請<br>1999/ 5/11 パネル設置要請<br>1999/ 6/16 パネル設置<br>1999/11/ 8 パネル停止<br>2000/10/27 二国間合意通報   | ①豪州の検疫制度によるサクエ輸入禁止措置はGATT第XI条、XIII条及びSPS協定に違反するとして米国が申立て。   | GATT (XI)<br>SPS (2, 5, 7, 8)           | 第II部<br>第3章       |
| 22. ブラジルー乾燥ココナツ相殺関税       | フィリピン<br>【カナダ、EU、インドネシア、スリランカ、米国】  | 1995/11/30 協議要請<br>1996/ 2/ 5 パネル設置要請<br>1996/ 3/ 5 パネル設置<br>1996/10/17 パネル報告書配布<br>1996/12/16 フィリピンが上級委申立て<br>1997/ 2/21 上級委報告書配布<br>1997/ 3/20 パネル・上級委報告書採択 | ①ブラジルの農民支援措置に対する相殺関税賦課は、GATT第I、II、VI条3項、VI条6(a)、農業協定第13条に違反すると申立て。<br>②ブラジルの主張はGATT第VI条に基づくためGATT第I、II条は適用されず、また、本件措置はブラジルのWTO加盟以前の措置であり、第IV条は補助金協定と独立して適用できないことから、結論としてGATT第I、II、VI条及び農業協定は本件には適用されないと判断。<br>③パネルの判断を支持。 | GATT (I, II, VI)<br>AA (13)             |                   |
| 23. ベネズエラーOCTGへのAD調査      | メキシコ                               | 1995/12/ 5 協議要請<br>1997/ 5/ 6 ベネズエラの調査終了により妥結   | ①ベネズエラのAD協定調査はAD協定に違反するとしてメキシコが申立て。   | AD (1, 3, 5, 6, 12, 16)                 |                   |
| 24. 米国ー綿・人造繊維下着輸入制限       | コスタリカ<br>【インド】                     | 1995/12/22 協議要請<br>1996/ 2/22 パネル設置要請<br>1996/ 3/ 5 パネル設置<br>1996/11/ 8 パネル報告書配布<br>1996/11/11 コスタリカの上級委申立て<br>1997/ 2/10 上級委報告書配布<br>1997/ 2/25 上級委報告書採択     | ①米国の経過的繊維SG協定発動は繊維協定第2.4、6.2、6.4、6.6(d)、6.7、6.10、8条に違反しているとコスタリカが申立て。<br>②米国は輸入の増加によって重大な損害が発生したことを立証しておらず繊維協定第6.2条に違反しているとした他、繊維協定第2.4、6.4、6.6(d)、6.10条違反であると  | ATC (2, 6, 8)                           |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)      | 申立国【第三国参加国】               | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定                                       | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--------------------------------|---------------------------|--|--|--|-------------------|
|                                |                           |  | 認定。<br>③パネルが規制措置の適及的適用を認めた点をコスタリカが上級委申立て。上級委は、経過的SG協定措置は可能な限り限定的に適用されなければならない、措置を適及的に適用することはできないと判断。   |  |                   |
| 25. EU-米に関するウルグアイ・ラウンド・コミットメント | ウルグアイ                     | 1995/12/14 協議要請  | ①EUの輸入穀物新課税制度がGATT第XXII条1項に違反するとしてウルグアイが申立て。   | GATT (XXII)                                |                   |
| 26. EU-ホルモン牛肉に関する措置            | 米国【豪州、カナダ、ニュージーランド、ノルウェー】 | 1996/ 1/26 協議要請<br>1996/ 4/25 パネル設置要請<br>1996/ 5/20 パネル設置 (10/16「DS48」と合併)<br>1997/ 8/18 パネル報告書配布<br>1997/ 9/24 EUが上級委申立て<br>1998/ 1/16 上級委報告書配布<br>1998/ 2/13 パネル・上級委報告書採択<br>1999/ 5/17 米国が対抗措置承認申請<br>1999/ 6/ 2 EUが仲裁を要請<br>1999/ 7/12仲裁判断配布<br>1999/ 7/26 対抗措置の内容承認<br>2008/12/22 EUが協議要請(履行確認)<br>2009/ 5/13 二国間合意 | ①肉牛の飼料へのホルモン剤添加規制及び当該飼料で育成された牛の肉の輸入規制に係るEU指令が、米国牛肉の輸入を制限し、GATT第III条(内国民待遇)、XI条(数量制限)、SPS協定、TBT協定、農業協定等に違反する、と米国が申立て。<br>②EUの措置がSPS協定第3.1条(国際的基準への準拠)、5.1条(危険性評価に基づく措置の実施)及び5.5条(適切な保護水準の設定)に違反すると判断。<br>③SPS協定第5.1条についてはパネルの判断を支持したが、3.1条及び5.5条についてはパネルの判断を破棄。また、上級委は、3.1条の要請する国際基準に基づかない措置を執る場合には、係る措置を執る国がSPS協定第3.3条(科学的に正当な理由がある場合の国際基準よりも高い保護水準の導入)との整合性の証明責任を負う、としたパネルの判断についてもこれを破棄。<br>仲裁によりEUには15か月の履行期間が認められたが、EUが期間内の履行は不可能、としたため、米国及びカナダはDSU第22.2条に基づく対抗措置の承認申請を行い、対抗措置の規模の仲裁を経て、1999年7月のDSBにおいて、米国に年1億1680百万米ドル、カナダに年1130 | SPS (2, 3, 5)<br>TBT (2)<br>GATT (III, XI) | 第II部<br>第11章      |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載                                       |
|---------------------------|--|--|--|---|---|
|                           |  |  | <p>万カナダドルの報復関税賦課が承認された。両国は同月に関税賦課を開始した。なお、2004年11月、EUは本件で問題とされた措置が是正されたにもかかわらず、米国及びカナダが対抗措置を継続しているのはDSUの関連規定等に反するとして、両国に対してDSUに基づく二国間協議要請を行った。</p> <p>(DS320：対米国、DS321：対カナダ)</p> <p>DS320及び321は、2008年3月31日にパネル報告書、10月16日には上級委報告書が配布され、早急に履行パネルを開始するよう勧告された。</p>  |   |   |
| 27. EU-バナナ輸入制限            | <p>エクアドル<br/>グアテマラ<br/>ホンジュラス<br/>メキシコ<br/>米国<br/>【日本、ベリーズ、カメルーン、カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、ガーナ、グレナダ、インド、ジャマイカ、モリシヤス、ニカラグア、パナマ、フィリピン、セントルシア、セント・ビンセント、セネガル、スリナム、ベネズエラ、ボリビア、コートジボワール、ブラジル、マダガスカル】</p> | <p>1996/ 2/ 5 協議要請<br/>1996/ 4/11 パネル設置要請<br/>1996/ 5/ 8 パネル設置<br/>1997/ 5/22 パネル報告書配布<br/>1997/ 6/11 EUが上級委申立て<br/>1997/ 9/ 9 上級委報告書配布<br/>1997/ 9/25 パネル・上級委報告書採択<br/>1998/12/15 EUがパネル設置要請（履行確認）1998/12/18 エクアドルがパネル設置要請（履行確認）<br/>1999/ 1/12 パネル設置（履行確認/EU・エクアドル申立て）<br/>1999/ 1/14 米国が対抗措置承認申請1999/ 1/29 仲裁に付託（米国）<br/>1999/ 4/ 9 仲裁判断配布（米国）、米国が対抗措置の内容承認申請<br/>1999/ 4/12 パネル報告書配布（履行確認/EU・エクアドル申立て）<br/>1999/ 4/19 対抗措置の内容承認（米国）<br/>1999/ 5/ 6 パネル報告書採択（履行確認/エクアドル申立て）<br/>1999/11/ 8 エクアドルが対抗措置承認申請<br/>1999/11/19 EUが仲裁を要請、仲裁に付託<br/>2000/ 3/24 仲裁判断配布（エクアドル）<br/>2000/ 5/8 エクアドルが対抗措置</p> | <p>①バナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度が、GATT第I、II、III、X、XI、XIII条、輸入許可手続協定第1、3条、農業協定、TRIMs協定第2、5条、GATS第2、4、16、17条に違反するとの申立て。</p> <p>②GATT第I条1項、III条4項、XX条3項、XIII条1項、輸入許可手続協定第1条3項、GATS第II条、XVII条に違反すると判断。</p> <p>③概ねパネルの報告を支持したが、GATT第XIII条1項の義務違反を免除する認定についての解釈、輸入許可手続が、GATT第X条と輸入許可手続協定に違反することの認定に際し解釈を修正。</p> <p>履行確認パネル・上級委報告書は、本件で争われた措置はすでに存在しないとして、DSBに対して何らの勧告も行わないと結論。(a)エクアドル申立と米国申立について、履行確認パネルが異なるタイムテーブルにて検討を行った点はDSU9. 3条に非整合。(b)履行確認パネルによる、ACP諸国に対する無税枠の供与がGATT第13条に非整合とする事実認定を却下。(c)履行確認パネルによる、EUのバナナ輸入措置がGATT非整合の措置を含み、米国、エクアドルの協定上の利益を損ね</p> | <p>GATT (I, II, III, X, XI, XIII)<br/>IL (1, 3)<br/>AA (19)<br/>TRIMs (2, 5)<br/>GATS (II, IV, XVI, XVII)</p> | <p>第II部<br/>第I章<br/>第II部<br/>第15章<br/>第II部<br/>第16章</p> |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国【第三国参加国】 | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告                       | 関連協定                                    | 第I部<br>第II部<br>記載   |
|---------------------------|-------------|---|---|---|---------------------|
|                           |             | <p>の内容承認申請</p> <p>2000/ 5/18 対抗措置の内容承認(エクアドル)</p> <p>2001/ 4/30 米EU、米エクアドル合意</p> <p>2001/11/16 協議要請(履行確認二回目)</p> <p>2005/11/30 ホンジュラス、ニカラグア、パナマが協議要請(履行確認)</p> <p>2006/11/16 エクアドルが協議要請(履行確認二回目)</p> <p>2007/ 2/23 エクアドルがパネル設置要請(履行確認二回目)</p> <p>2007/ 3/20 パネル設置(履行確認二回目/エクアドル申立て)</p> <p>2007/ 6/29 米国がパネル設置要請(履行確認)</p> <p>2007/ 7/12 パネル設置(履行確認/米国申立て)</p> <p>2008/ 4/ 7 パネル報告書配布(履行確認二回目/エクアドル申立て)</p> <p>2008/ 5/19 パネル報告書配布(履行確認/米国申立て)</p> <p>2008/ 8/28 EUが上級委申立て(履行確認/エクアドル・米国申立て)</p> <p>2008/ 9/ 9 エクアドルが上級委申立て(履行確認二回目)</p> <p>2008/11/26 上級委報告書配布(履行確認/エクアドル・米国申立て)</p> <p>2008/12/11 パネル・上級委報告書採択(履行確認二回目/エクアドル申立て)</p> <p>2008/12/22 パネル・上級委報告書採択(履行確認/米国申立て)</p> <p>2012/11/ 8 二国間合意通報</p> | <p>ているとの事実認定を却下。</p>                                    |   |                     |
| 28. 日本－著作隣接権              | 米国          | <p>1996/ 2/ 9 協議要請</p> <p>1997/ 1/24 二国間合意通報</p>  | <p>①日本の著作隣接権保護制度がTRIPS協定第14条などに違反するとして米国が申立て。</p>       | <p>TRIPS (3, 4, 14, 61, 65, 70)</p>     |                     |
| 29. トルコ－繊維・衣服輸入制限         | 香港          | <p>1996/ 2/12 協議要請</p>  | <p>①トルコの繊維・衣服輸入制限がGATT第XI、XIII条に違反するとして香港が申立て。</p>      | <p>GATT (XI, XIII, XIV)<br/>ATC (2)</p> | <p>第II部<br/>第3章</p> |
| 30. ブラジル－乾燥ココナツ及びココナツ     | スリランカ       | <p>1996/ 2/23 協議要請</p>  | <p>①乾燥ココナツ・ココナツミルクに対するブラジルの相殺関税賦課が、GATT第I、II、VI条に違反</p> | <p>GATT (I, II, VI)</p>                 |                     |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】                       | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定                             | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|---------------------------------------|---|---|----------------------------------|-------------------|
| ミルクパウダー<br>相殺関税           |                                       |   | するとしてスリランカが申立て。   |                                  |                   |
| 31. <u>カナダ</u> 雑誌に係る措置    | 米国                                    | 1996/ 3/11 協議要請<br>1996/ 5/24 パネル設置要請<br>1996/ 6/19 パネル設置<br>1997/ 3/14 パネル報告書配布<br>1997/ 4/29 カナダが上級委申立て<br>1997/ 6/30 上級委報告書配布<br>1997/ 7/30 パネル・上級委報告書採択 | ①カナダの雑誌の輸入制限が、GATT第XI条に違反する、また、雑誌に対する税制等が、GATT第III条に違反するとして米国が申立て。<br>②ある種の雑誌に対する輸入禁止はGATT第XI条に違反し、これはGATT第XX条dでは正当化できないと認定。また、GATT第III条2項違反を認定。<br>③パネルの判断を概ね肯定したが、一部、輸入スプリット・ラン雑誌と国産非スプリット・ラン雑誌をGATT第III条2項の同種の産品とした判断を覆し、カナダの消費税法V. 1部が、GATT第III条2項第1文、第2文に違反する、また、国産雑誌への郵便料金の軽減は、GATT第III条8項(b)に違反するとしてパネルの解釈を修正。 | GATT (III, XI, XX)               |                   |
| 32. 米国－女性羊毛コート輸入制限        | インド<br>【カナダ、コスタリカ、EU、ノルウェー、パキスタン、トルコ】 | 1996/ 3/14 パネル設置要請<br>1996/ 4/17 パネル設置<br>1996/ 4/25 パネル設置要請取り下げ  | ①米国の繊維製品に関するセーフガード措置が、繊維協定第2、6、8条に違反するとしてインドが申立て。   | ATC (2, 6, 8)                    |                   |
| 33. 米国－毛織シャツ・ブラウス輸入制限     | インド<br>【カナダ、EU、ノルウェー、パキスタン、トルコ】       | 1994/12/30 協議要請<br>1996/ 3/14 パネル設置要請<br>1996/ 4/17 パネル設置<br>1997/ 1/ 6 パネル報告書配布<br>1997/ 2/24 インドが上級委申立て<br>1997/ 4/25 上級委報告書配布<br>1997/ 5/23 パネル・上級委報告書採択 | ①米国の繊維製品に関する経過的繊維SG協定措置が、繊維協定第2.4、6条に違反するとインドが申立て。<br>②米国の重大な損害の立証において繊維協定第2.4、6条に違反すると認定（繊維協定に関するパネル判断については上級委申立てされず）。<br>③手続的論点として、举证責任が申立国にあるとのパネル判断を支持。<br>パネル報告書配布前の1996年11月22日に米国は措置を撤廃したと宣言。   | ATC (2, 6, 8)                    | 第II部<br>第3章       |
| 34. <u>トルコ</u> 繊維・衣服輸入制限  | インド<br>【日本、香港、フィリピン、タイ、米国】            | 1996/ 3/21 協議要請<br>1998/ 2/ 2 パネル設置要請<br>1998/ 3/13 パネル設置<br>1999/ 5/31 パネル報告書配布  | ①トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT第XI、XIII条、繊維協定第2条に違反するとインドが申立て。<br>②GATT第XI条、XIII条、繊維協定   | GATT (XI, XIII, XXIV)<br>ATC (2) | 第II部<br>第16章      |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】                                   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|---|---|--|--|-------------------|
|                           |   | 1999/ 7/26 トルコが上級委申立て<br>1999/10/21 上級委報告書配布<br>1999/11/19 パネル・上級委報告書採択                                 | 第2条4項違反は、GATT第XXIV条によって正当化されるとするトルコの主張を棄却。<br>③結論としてパネルの判断を支持したが、同条8項aに係る検討も必要であるとして、パネルのGATT第XXIV条違反の理由を修正。 |  |                   |
| 35. ハンガリー－農産品輸出補助金        | アルゼンチン、豪州、カナダ、ニュージーランド、タイ、米国<br>【日本、カナダ、タイ、ウルグアイ】 | 1996/ 3/27 協議要請<br>1997/ 1/ 9 パネル設置要請<br>1997/ 2/25 パネル設置<br>1997/ 7/30 合意により解決としながらもウェーバーの採用につき未解決     | ①ハンガリーは、約束表のコミットメントのレベルを越えて輸出補助金を交付しており、農業協定第3.3条及び第5部に違反するとして米国、カナダほか各国が申立て。                                | AA (3)   |                   |
| 36. パキスタン－医薬品農業用化学品特許保護   | 米国  | 1996/ 4/30 協議要請<br>1996/ 7/ 3 パネル設置要請<br>1997/ 2/28 二国間合意通報   | ①パキスタンの医薬品・農業用化学品に関する特許保護制度が、TRIPS協定第27、65、70条に違反するとして米国が申立て。  | TRIPS (27, 65, 70)   |                   |
| 37. ポルトガル－工業所有権法下の特許保護    | 米国  | 1996/ 4/30 協議要請<br>1996/10/ 3 二国間合意通報   | ①ポルトガルの工業所有権法下の特許保護が、TRIPS協定第33、65、70条に違反するとして米国が申立て。  | TRIPS (33, 65, 70)   |                   |
| 38. 米国－キューバ自由民主化法         | EU<br>【日本、カナダ、マレーシア、メキシコ、タイ】                      | 1996/ 5/ 3 協議要請<br>1996/10/ 3 パネル設置要請<br>1996/11/20 パネル設置<br>1997/ 4/21 パネル手続停止<br>1998/ 4/22 パネル設置根拠喪失 | ①米国のキューバ自由民主化法に基づく貿易制限、ビザ発給拒否、米国からの外国人追放が、GATT第I、III、V、XI、XIII条、及びGATS第I、III、VI、XVI、XVII条に違反するとしてEUが申立て。     | GATT (I, III, V, XI, XIII)<br>GATS (I, II, III, VI, XI, XVI, XVII) |                   |
| 39. 米国－対EU輸入品関税引上げ        | EU  | 1996/ 4/17 協議要請<br>1996/ 6/19 パネル設置要請<br>1996/ 7/15 パネル設置要請取り下げ   | ①米国の対EU輸入品関税の一方的引き上げが、GATT第I、II、XXIII条及びDSU第3、22、23条に違反するとしてEUが申立て。  | GATT (III, XXII, XXIII)<br>DSU (3, 22, 23)                         |                   |
| 40. 韓国－通信機器調達関連法令・実態      | EU  | 1996/ 5/ 9 協議要請<br>1997/10/22 二国間合意通報   | ①通信機器に関する韓国の政府調達慣行と米韓二国間条約に基づく米国企業への優遇が、GATT第III、XVII条に違反するとしてEUが申立て。  | GATT (I, III, XVII)  |                   |
| 41. 韓国－農産品検疫関連措置          | 米国  | 1996/ 5/24 協議要請   | ①韓国の農産品検疫関連措置が輸入を制限しており、GATT第III、XI条、SPS協定第2、5、8条、TBT協定第2、5、6条、農業協定第4条に違反するとして米国が申立て。                        | GATT (III, XI)<br>SPS (2, 5, 8)<br>TBT (2, 5, 6)<br>AA (4)         |                   |
| 42. 日本－著作権隣接権             | EU  | 1996/ 5/24 協議要請<br>1997/11/ 7 二国間合意通報 (DS28の協議と一本化)   | ①日本の著作権隣接権保護制度が、TRIPS協定第14.6、70.2条に違反するとしてEUが申立て。  | TRIPS (14, 70)   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】      | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定                             | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|----------------------|---|---|----------------------------------|-------------------|
| 43. トルコ－外国映画放映収入税         | 米国<br>【カナダ】          | 1996/ 6/12 協議要請<br>1997/ 1/ 9 パネル設置要請<br>1997/ 2/25 パネル設置<br>1997/ 7/14 二国間合意通報   | ①トルコの外国映画放映収入税がGATT第III条に違反するとして米国が申立て。   | GATT (III)                       |                   |
| 44. 日本－消費者フィルム印画紙関連措置     | 米国<br>【EU、メキシコ】      | 1996/ 6/13 協議要請<br>1996/ 9/20 パネル設置要請<br>1996/10/16 パネル設置<br>1998/ 3/31 パネル報告書配布<br>1998/ 4/22 パネル報告書採択   | ①日本の消費者フィルム印画紙関連措置が輸入品を差別しており、利益を無効化・侵害しているとして、GATT第III、X条に違反すると米国が申立て。<br>②当該措置により、輸入品が国内産品と比較して不利な待遇を付与されたこと、実質的に輸入品に与えられた利益に影響を及ぼしたことを立証出来ていないとして、GATT第III、X条に違反しないと判断。  | GATT (III, X, XXIII)             | 第II部<br>第15章      |
| 45. 日本－流通サービス関連措置         | 米国                   | 1996/ 6/13 協議要請<br>1996/ 9/20 追加的協議要請   | ①日本の流通サービス関連措置が、GATS第III、VI、XVI、XVII条に違反し、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。   | GATS (III, VI, XVI, XVII, XXIII) |                   |
| 46. ブラジル－航空機輸出ファイナンスプログラム | カナダ<br>【豪州、EU、韓国、米国】 | 1996/ 6/19 協議要請<br>1996/ 9/16 パネル設置要請<br>1996/10/ 3 パネル設置再要請 (カナダより取り下げ)<br>1998/ 7/10 パネル設置要請<br>1998/ 7/23 パネル設置<br>1999/ 4/14 パネル報告書配布<br>1999/ 5/ 3 ブラジルが上級委申立て<br>1999/ 8/ 2 上級委報告書配布<br>1999/8/20 パネル・上級委報告書採択<br>1999/11/23 パネル設置要請 (履行確認)、シークエンス合意<br>1999/12/ 9 パネル設置 (履行確認)<br>2000/ 5/ 9 パネル報告書配布 (履行確認)<br>2000/ 5/10 カナダが対抗措置承認申請<br>2000/ 5/22 ブラジルが上級委申立て (履行確認)、ブラジルが仲裁を要請<br>2000/ 7/21 上級委報告書配布 (履行確認)<br>2000/ 8/ 4 パネル・上級委報告書 | ①ブラジルの航空機輸出ファイナンスプログラム (PROEX) は、補助金協定第3、27.4、27.5条に違反すると申立て。<br>②ブラジルの措置は補助金協定第3.1(a)、27.4条に違反し、輸出信用に関する規定の補助金協定附属書I(k)によっても正当化されず、輸出補助金であると認定。また、履行期限についてはDSUの一般規定ではなく補助金協定第4.7条が適用されると認定。<br>③一部パネルの判断と異なる解釈を示しつつもパネルの結論を支持。<br>その後の履行確認パネル及び上級委においても改訂されたブラジルのプログラム (PROEX) 等が補助金協定違反であると認定。その一方、カナダは対抗措置の承認要請を申立て、繊維協定の下での譲許停止が承認された。その後カナダは、再度改訂されたブラジルのプログラム (PROEX III) について履行確認パネルを要請、パネルは、PROEX III | SCM (3, 4.7, 27)                 |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)    | 申立国【第三国参加国】               | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|------------------------------|---------------------------|---|---|---|-------------------|
|                              |                           | 採択（履行確認）<br>2000/ 8/28 仲裁判断配布<br>2000/12/12 仲裁判断採択<br>2001/ 1/22 パネル設置要請（履行確認二回目）<br>2001/ 2/16 パネル設置（履行確認二回目）<br>2001/ 7/26 パネル報告書配布（履行確認二回目）<br>2001/ 8/23 パネル報告書採択（履行確認二回目）  | それ自体は補助金協定第3.1(a)違反ではなくかつOEUD輸出信用アレンジメントの遵守グラフについて規定する附属書I(k)パラ2で正当化されるとした。   |   |                   |
| 47. トルコ－繊維・衣服輸入制限            | タイ                        | 1996/ 6/20 協議要請   | ①トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT第I、II、XI、XIII条及び繊維協定第2条に違反するとしてタイが申立て。  | GATT (I, II, XI, XIII, XXIV)<br>ATC (2)       |                   |
| 48. EU－ホルモン家畜・牛肉制限する措置       | カナダ【豪州、ニュージーランド、ノルウェー、米国】 | 1996/ 6/28 協議要請<br>1996/ 9/16 パネル設置要請<br>1996/10/16 パネル設置（「DS26」と合併）<br>1997/ 8/18 パネル報告書配布<br>1997/ 9/24 EUが上級委申立て<br>1998/ 1/16 上級委報告書配布<br>1998/ 2/13 パネル・上級委報告書採択<br>2008/12/22 EUが協議要請（履行確認）<br>2011/ 3/17 二国間合意通報 | DS26を参照   | SPS (2, 3, 5)<br>TBT (2, 5)<br>GATT (III, XI) |                   |
| 49. 米国－生鮮・冷凍トマト輸入アンチ・ダンピング措置 | メキシコ                      | 1996/ 7/ 1 協議要請   | ①生鮮・冷凍トマト輸入に対する米国のAD協定調査が、GATT第VI、X条、及びAD協定第2、3、5、6、7.1条に違反するとしてメキシコが申立て。   | GATT (VI, X)<br>AD (2, 3, 5, 6, 7)            |                   |
| 50. インド－医薬品農業用化学品特許保護        | 米国【EU】                    | 1996/ 7/ 2 協議要請<br>1996/11/ 7 パネル設置要請<br>1996/11/20 パネル設置<br>1997/ 9/ 5 パネル報告書配布<br>1997/10/15 インドが上級委申立て<br>1997/12/19 上級委報告書配布<br>1998/ 1/16 パネル・上級委報告書採択   | ①インドの医薬品・農業用化学品の特許保護制度がTRIPS協定第27、63、65、70.8、70.9条等に違反するとして米国が申立て。<br>②インドは医薬品・農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPS協定第63.1条、63.2条、70.8(a)条、70.9条違反を認定。<br>③70.8(a)条及び70.9条についてはパネルの判断を支持したもの | TRIPS (27, 63, 65, 70)                        |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|-------------------|--|---|---|-------------------|
|                           |                   |  | の、63条については、パネルの付託事項ではないとして、パネルの判断を破棄。   |   |                   |
| 51. ブラジル—自動車関連投資措置        | 日本                | 1996/ 7/30 協議要請  | ①ブラジルの自動車関連投資措置が、GATT第I、III、XI条、TRIMs協定、GATS第II条、補助金協定第3、27.2、27.4条に違反し、利益を無効化・侵害しているとして日本が申立て。   | GATT (I, III, XI)<br>TRIMs (2)<br>SCM (3, 27)                   |                   |
| 52. ブラジル—自動車貿易投資関連措置      | 米国                | 1996/ 8/ 9 協議要請  | ①ブラジルの自動車貿易投資関連措置が、GATT第I、III条、TRIMs協定第2条、補助金協定第3、27.4条に違反し、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。   | GATT (I, II, III, XXIII)<br>TRIMs (2)<br>SCM (3, 27)            |                   |
| 53. メキシコ—関税評価制度           | EU                | 1996/ 8/27 協議要請  | ①NAFTA加盟国からの輸入品とそれ以外の国からの輸入品とで、関税評価協定基準が異なるメキシコの関税は、GATT第XXIV条5項(b)に違反するとしてEUが申立て。  | GATT (XXIV)   |                   |
| 54. インドネシア—自動車関連措置        | EU<br>【インド、韓国、米国】 | 1996/10/ 3 協議要請<br>1997/ 5/12 パネル設置要請<br>1997/ 6/12 パネル設置（「DS55」、「DS59」、「DS64」と合併）<br>1998/ 7/ 2 パネル報告書配布<br>1998/ 7/23 パネル報告書採択 | ①「国民車」計画の自動車及び関連部品に関する措置が、GATT第I、III条、TRIMs協定第2条及び補助金協定第3、6、28条、TRIPS協定第3、65.5条に違反すると申立て。<br>②韓国製品への優遇がGATT第I条に、国産車への減税がIII条に、ローカルコンテンツ要求がTRIMs協定第2条に、関税等の免税が補助金協定第5条に違反すると判断したが、補助金協定第28.2条の違反は認めない、またTRIPS協定第3条及び65.5条違反の問題は原告の論証が不十分と判断。パネル報告を受け、インドネシア政府は、1999年6月に新自動車政策を導入し、履行を果たした。 | GATT (I, III)<br>TRIMs (2)<br>SCM (1, 2, 3, 6)<br>TRIPS (3, 65) |                   |
| 55. インドネシア—自動車関連措置        | 日本<br>【インド、韓国、米国】 | 1996/10/ 4 協議要請<br>1997/ 4/17 パネル設置要請<br>1997/ 6/12 パネル設置（「DS54」、「DS59」、「DS64」と合併）<br>1998/ 7/ 2 パネル報告書配布<br>1998/ 7/23 パネル報告書採択 | DS54を参照   | GATT (I, III)<br>TRIMs (2, 5)<br>SCM (3, 28)<br>TRIPS (3, 65)   |                   |
| 56. アルゼンチン—靴・繊維・          | 米国<br>【EU、ハンガリー、  | 1996/10/ 4 協議要請<br>1997/ 1/ 9 パネル設置要請  | ①アルゼンチンの靴・繊維・衣服に関連する特定関税などの措置   | GATT (II, VII, VIII, X)   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載          |
|---------------------------|---|--|--|--|----------------------------|
| 衣服関連措置                    | インド】  | 1997/ 2/25 パネル設置<br>1997/11/25 パネル報告書配布<br>1998/ 1/21 アルゼンチンが上級委申立て<br>1998/ 3/27 上級委報告書配布<br>1998/ 4/22 パネル・上級委報告書採択  | が、GATT第II、VII、VIII、X条、TBT協定第2条、関税評価協定第1、8条、繊維協定第7条に違反するとして米国が申立て。<br>②アルゼンチンの関税が譲許表の約束に反するとしてGATT第II条の、輸入品に課される統計税が役務の提供に必要な額を超えるととして同VIII条違反を認定。<br>③譲許表に規定された形式と異なる形式での関税の適用は、譲許表に規定した関税を超える徴収をもたらす限りにおいてGATT第II条違反であるとし、パネルの認定を変更。<br>上級委報告を受け、アルゼンチンは、1999年1月1日までに統計税を0.5%に削減し、1998年10月19日までに特別関税の上限を35%（譲許税率）とする事で、勧告の履行を行った。       | TBT (2)<br>CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)<br>ATC (7) |                            |
| 57. 豪州－繊維衣服靴輸入信用制度        | 米国  | 1996/10/ 7 協議要請  | ①豪州の革製品に対する補助金交付が、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。  | SCM (3)  |                            |
| 58. 米国－エビ保護海ガメ法           | インド<br>マレーシア<br>パキスタン<br>タイ<br>【日本、豪州、カナダ、コロンビア、コスタリカ、EU、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、香港、メキシコ、ナイジェリア、フィリピン、セネガル、シンガポール、スリランカ、ベネズエラ、パキスタン、タイ】 | 1996/10/ 8 協議要請<br>1997/ 1/ 9 マレーシア、タイがパネル設置要請<br>1997/ 1/30 パキスタンがパネル設置要請<br>1997/ 2/25 パネル設置（マレーシア、タイ、パキスタン）、インドがパネル設置要請<br>1997/ 4/10 インドが単独でパネル設置（前者に併合）<br>1998/ 5/15 パネル報告書配布<br>1998/ 7/13 米国が上級委員会申立て<br>1998/10/12 上級委報告書配布<br>1998/11/ 6 パネル・上級委報告書採択<br>2001/10/12 マレーシアがパネル設置要請（履行確認）<br>2000/10/23 パネル設置（履行確認）<br>2001/ 6/15 パネル報告書配布（履 | ①海ガメの保護を意図した、米国のエビ及びエビ製品の輸入制限が、GATT第I、XI、XIII条に違反し、利益を無効化・侵害していると申立て。<br>②パネルは米国措置のGATT第XI条違反を認定し、ついでGATT第XX条の判断について柱書と各号の判断は互換であるとして柱書から検討を始め、米国措置は柱書に該当するとしてXI条違反を認定。<br>③GATT第XX条(g)に対するパネルの判断のアプローチを拒絶し、XX条の判断において各号と柱書の判断順序は可換ではなく、まず各号の要件が満たされるか、次に柱書基準が満たされるかを判断しなくてはならないとした。結論として米国措置は第XX条(g)に合致するが、申立国との国際交渉の欠如や措置の硬直性を理由に柱書に該当 | GATT (I, XI, XIII, XX)                             | 第II部<br>第3章<br>第II部<br>第4章 |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)         | 申立国<br>【第三国参加国】                 | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|-----------------------------------|---------------------------------|---|--|---|-------------------|
|                                   |                                 | 行確認)<br>2001/7/23 マレーシアが上級委申立て(履行確認)<br>2001/10/22 上級委報告書配布(履行確認)<br>2001/11/21 パネル・上級委報告書採択(履行確認)  | するとして、GATT違反と判断。<br><br>その後の履行確認パネルにおいて、上級委員会は米国の措置の改良に伴い、履行措置がGATT第XX条に整合している旨認定。   |   |                   |
| 59. インドネシアー自動車関連措置                | 米国<br>【インド、韓国】                  | 1996/10/8 協議要請<br>1997/6/12 パネル設置要請<br>1997/7/30 パネル設置(「DS54」、「DS55」、「DS64」と合併)<br>1998/7/2 パネル報告書配布<br>1998/7/23 パネル報告書採択  | DS54を参照  | GATT (I, III)<br>TRIMs (2)<br>SCM (1, 2, 3, 6, 27, 28)<br>TRIPS (3, 20, 65) |                   |
| 60. グアテマラーポルトランドセメント輸入アンチ・ダンピング調査 | メキシコ<br>【カナダ、エルサルバドル、ホンジュラス、米国】 | 1996/10/15 協議要請<br>1997/2/4 パネル設置要請<br>1997/3/20 パネル設置<br>1998/6/19 パネル報告書配布<br>1998/8/4 グアテマラが上級委申立て<br>1998/11/2 上級委報告書配布<br>1998/11/25 パネル・上級委報告書採択                | ①セメント輸入に対するAD協定調査が、AD協定第2、3、5、7.1条に違反するとしてメキシコが申立て。<br>②グアテマラが調査開始を正当化するためのダンピング、損害及び因果関係に関する十分な証拠がないにもかかわらず調査を開始したとして、AD協定第5.3条違反を認定。<br>③メキシコはパネル設置要請の際に申立て措置の特定を行わなかったため、DSU第6.2条およびAD協定17.4条違反があるとして、適切にパネル設置要請を行ったとのパネルの判断を破棄。このため、パネルが行った実質的な論点については何ら判断しなかった。 | AD (2, 3, 5, 6, 7, 17)<br>DSU (6)   |                   |
| 61. 米国ーエビ保護海ガメ法                   | フィリピン                           | 1996/10/25 協議要請   | ①海ガメの保護を意図した、米国のエビ及びエビ製品の輸入制限がGATT第I, II, III, VIII, XI, XIII条、TBT協定第2条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてフィリピンが申立て。   | GATT (I, II, III, VIII, XI, XIII)<br>TBT (2)                                |                   |
| 62. EUーコンピューター機器関税分類              | 米国<br>【日本、インド、韓国、シンガポール】        | 1996/11/8 協議要請<br>1997/2/11 パネル設置要請<br>1997/2/25 パネル設置(3/20「DS67」、「DS68」と合併)<br>1998/2/5 パネル報告書配布<br>1998/3/24 EUが上級委申立て<br>1998/6/5 上級委報告書配布<br>1998/6/22 パネル・上級委報告書 | ①コンピューター機器に関する関税分類の変更が、GATT第II条に違反するとして米国が申立て。<br>②譲許表は輸出国の「正当な期待」の観点からの解釈が必要であるとして、GATT第II条1項違反と判断。<br>③パネルと同様にGATT第II条1項違反としたが、輸出国の「正当な  | GATT (II)   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)     | 申立国【第三国参加国】          | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|-------------------------------|----------------------|---|---|--|-------------------|
|                               |                      | 採択  | 期待」の観点からの譲許の解釈はウィーン条約法条約第31条に規定された誠実な解釈の規則に反し、解釈に当たっては当事者の共通の意思が重要であるとした。また、同32条における解釈の補足的手段として、当事国での関税分類の実行や、HSにおける分類等を参照すべきであったとした。 |  |                   |
| 63. 米国－旧東独固形尿素輸入へのアンチ・ダンピング措置 | EU                   | 1996/11/28 協議要請   | ①旧東独からの固形尿素輸入に対し米国が行ったAD協定措置は、AD協定第9条及び11条に違反しているとしてEUが申立て。   | AD (9, 11)   |                   |
| 64. インドネシア－自動車関連措置            | 日本【インド、韓国、米国】        | 1996/11/29 協議要請<br>1997/ 4/17 パネル設置要請<br>1997/ 6/12 パネル設置(「DS54」、<br>「DS55」、<br>「DS64」と合併)<br>1998/ 7/ 2 パネル報告書配布<br>1998/ 7/23 パネル報告書採択                              | DS54を参照   | GATT (I, III, X)<br>TRIMs (2)<br>SCM (1, 2, 3, 5, 6, 7, 28)<br>TRIPS (3, 65) |                   |
| 65. ブラジル－自動車貿易投資関連措置          | 米国                   | 1997/ 1/10 協議要請   | ①DS52に基づく協議後、ブラジルが新たにとした自動車関連措置が、GATT第I、III条、TRIMs協定第2条、補助金協定第3、27.4条に違反し、また利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。                                   | GATT (I, III)<br>TRIMs (2)<br>SCM (3, 27)                                    |                   |
| 66. 日本－豚肉輸入に係る措置              | EU                   | 1997/ 1/15 協議要請   | ①豚肉及び豚肉製品に係る日本の措置が、GATT第I、X条3項、XIII条に違反し、また利益を無効化・侵害してIX条及びXI条に違反しているとしてEUが申立て。   | GATT (I, X, XIII)  |                   |
| 67. 英国－コンピュータ機器関税分類           | 米国【日本、インド、韓国、シンガポール】 | 1997/ 2/14 協議要請<br>1997/ 3/ 7 パネル設置要請<br>1997/ 3/20 パネル設置(「DS62」と合併)<br>1998/ 2/ 5 パネル報告書配布<br>1998/ 3/24 EUが上級委申立て<br>1998/ 6/ 5 上級委報告書配布<br>1998/ 6/22 パネル・上級委報告書採択 | DS62を参照   | GATT (II, XXIII)   |                   |
| 68. アイルランド－コンピュータ機器関税分類       | 米国【日本、インド、韓国、シンガポール】 | 1997/ 2/14 協議要請<br>1997/ 3/ 7 パネル設置要請<br>1997/ 3/20 パネル設置(「DS62」と合併)<br>1998/ 2/ 5 パネル報告書配布   | DS62を参照   | GATT (II, XXII, XXIII)   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】    | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|--------------------|--|---|--|-------------------|
|                           |                    | 1998/ 3/24 EUが上級委申立て<br>1998/ 6/ 5 上級委報告書配布<br>1998/ 6/22 パネル・上級委報告書採択   |   |  |                   |
| 69. EU-鶏肉製品輸入に関する措置       | ブラジル<br>【タイ、米国】    | 1997/ 2/24 協議要請<br>1997/ 6/12 パネル設置要請<br>1997/ 7/30 パネル設置<br>1998/ 3/12 パネル報告書<br>1998/ 4/29 ブラジルが上級委申立て<br>1998/ 7/13 上級委報告書配布<br>1998/ 7/23 パネル・上級委報告書採択   | ①鶏肉製品に関するEUの輸入レジーム及び関税割当がGATT第X、XIII条、輸入許可手続協定第1、3条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてブラジルが申立て。また、関税率割当の枠外にある鶏肉の輸入に対し課される特別SG協定の実行において、農業協定第4、5条に違反するとして申立て。<br>②GATT第X条は一般的な手続きについてのみ適用され、本件措置はこの範囲外であるとした。また、関税割当については無差別に適用されるとして、EUのGATT第XIII条の非違反を認定。農業に関する協定第5条1項bの違反を認定。<br>③GATTにかかる判断についてはパネルを支持。パネルの5条1項bの解釈を修正しCIF価格のみが同号の発動価格との比較をされるべきであるとしてパネル判断を修正するとともに、EU規則が発動価格との比較において、CIF価格及び代表価格の2つを認めている点が、CIFのみとの比較を定めた5条5項に違反すると認定。 | GATT (X, XIII, XXVIII)<br>IL (1, 3)<br>AA (4, 5) |                   |
| 70. カナダ-民間航空機輸出に係る措置      | ブラジル<br>【豪州、EU、米国】 | 1997/ 3/10 協議要請<br>1998/ 7/10 パネル設置要請<br>1998/ 7/23 パネル設置<br>1999/ 4/14 パネル報告書配布<br>1999/ 5/ 3 カナダが上級委申立て<br>1999/ 8/ 2 上級委報告書配布<br>1999/ 8/20 パネル・上級委報告書採択<br>1999/ 9/ 6 協議要請(履行確認)<br>1999/11/23 パネル設置要請(履行確認)<br>1999/12/ 9 パネル設置(履行確認)<br>2000/ 5/ 9 パネル報告書配布(履行確認)<br>2000/ 5/22 ブラジルが上級委申立 | ①ブラジルへの民間機輸出に対するカナダ政府・州の補助金交付は、補助金協定第3条に違反するとブラジルが申立て。<br>②③パネル及び上級委は、カナダの補助金の一部(CA制度に基づく融資と技術提携制度(TPC))についてのみ輸出補助金であると認定し、これらの廃止を勧告。判断に際しては、補助金協定第1.1(b)の利益の判定に受益者利益説と商業的ベンチマークが採用された。<br>DSU第21.5条パネルはTPCについては履行されたことを認定したが、CA制度については完全に履行され  | SCM (1, 3, 4)                                    |                   |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】       | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|-----------------------|--|--|--|-------------------|
|                           |                       | て(履行確認)<br>2000/7/21 上級委報告書配布(履行確認)<br>2000/8/4 パネル・上級委報告書採択(履行確認)   | ていないと判断した。DSU第21.5条<br>上級委は、TPCについてはブラジルが立証に失敗したと判断した。   |  |                   |
| 71. カナダー民間航空機輸出に係る措置      | ブラジル                  | 1997/3/10 協議要請   | ①カナダのDS70と同様の措置は、補助金協定第5条の悪影響があり、相殺関税の対象となる(補助金協定第7条)としてブラジルが申立て。  | SCM (5)  |                   |
| 72. EUー乳製品に係る措置           | ニュージーランド<br>【米国】      | 1997/3/24 協議要請<br>1997/11/6 パネル設置要請<br>1997/11/18 パネル設置<br>1999/11/11 二国間合意通報  | ①EU及び英国税務局のニュージーランド産バターに対する措置がGATT第II、X、XI条及びTBT協定第2条、輸入許可手続協定第3条に違反しているとしてニュージーランドが申立て。   | GATT (II, III, X, XI)<br>TBT (2)<br>IL (3)               |                   |
| 73. 日本ー人工衛星調達             | EU                    | 1997/3/26 協議要請<br>1997/7/31 二国間合意通報  | ①日本の人工衛星調達の入札に係る明細事項は明示的に米国以外を排除するものであり、政府調達協定附属書付表1に反し、6(3)、7(2)に違反するとしてEUが申立て。   | GPA (3, 6, 12)   |                   |
| 74. フィリピンー豚肉・鶏肉に係る措置      | 米国                    | 1997/4/1 協議要請<br>1998/3/12 二国間合意通報   | ①フィリピンの豚肉・鶏肉の関税割当に伴う許可等の遅延は、GATT第III、X、XI条、農業協定第4条、輸入許可手続協定第1、3条、TRIMs協定第2、5条に違反するとともに、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。                   | GATT (III, X, XI)<br>AA (4)<br>IL (1, 3)<br>TRIMs (2, 5) |                   |
| 75. 韓国ー酒税                 | EU<br>【カナダ、メキシコ】      | 1997/4/4 協議要請<br>1997/9/10 パネル設置要請<br>1997/10/16 パネル設置<br>1998/9/17 パネル報告書配布<br>1998/10/20 韓国が上級委申立て<br>1999/1/18 上級委報告書配布<br>1999/2/17 パネル・上級委報告書採択 | ①韓国の酒税法・教育税法による酒類への内国税賦課は、GATT第III条2項に違反するとしてEUが申立て。<br>②異なった酒税が課されている酒類は直接的競争産品又は代替可能な産品であるとして、GATT第III条2項違反を認定。<br>③パネルの判断を支持。 | GATT (III)   |                   |
| 76. 日本ー農産物に係る措置           | 米国<br>【ブラジル、EU、ハンガリー】 | 1997/4/7 協議要請<br>1997/10/3 パネル設置要請<br>1997/11/18 パネル設置<br>1998/10/27 パネル報告書配布<br>1998/11/24 日本が上級委申立て<br>1999/2/22 上級委報告書配布<br>1999/3/19 パネル・上級委報告書  | ①日本が特定の農産物への検疫措置として品種ごとの検査を義務付けていることが、SPS協定の関連規定、GATT第XI条、農業協定第4条に違反し、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。<br>②(a)日本の検疫措置は科学的根                | SPS (2, 4, 5, 7, 8)<br>GATT (XI)<br>AA (4)               |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】 | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|-----------------|---|--|---|-------------------|
|                           |                 | 採択<br>2001/ 8/23 二国間合意通報  | 拠を欠くためSPS協定第2.2条に、(b)より貿易制限的でない手段が存在するため第5.6条に、及び(c)衛生植物検疫上の規制の透明性確保に係る附属書Bに違反すると判断した。<br>③パネルの判断をおおむね支持したが、SPS協定5.1条について、パネルが司法経済から検討を行わなかったところ、日本の適切なリスクアセスメントの欠如を理由に違反を認定した。<br>日本は1999年12月末までにパネル・上級委の勧告を履行する旨米国と合意し、同期間に問題の措置を廃止。その後も日本は新たな検疫措置について協議を継続し、2001年8月に本件について完全な合意に至った旨DSBに通報した。 |   |                   |
| 77. アルゼンチン靴繊維衣服関連措置       | EU<br>【米国】      | 1997/ 4/23 協議要請<br>1997/ 9/10 パネル設置要請<br>1997/10/16 パネル設置<br>1998/ 7/29 パネル手続停止<br>1999/ 7/29 パネル設置根拠喪失 | ①アルゼンチンの織物等に対する特定関税などの措置がGATT第II条、繊維協定第7条、及びTBT協定第14.1条に違反しているとしてEUが申立て。   | GATT (II, XXVIII)<br>ATC (7)<br>TBT (2)         |                   |
| 78. 米国トウモロコシ輸入に係るセーフガード措置 | コロンビア           | 1997/ 4/28 協議要請   | ①米国のトウモロコシ輸入に対するSG協定措置が、SG協定第2、4、5、9、12条、GATT第II、XIII、XIV条に違反し、また利益を無効化・侵害しているとしてコロンビアが申立て。  | SG (2, 4, 5, 9, 12)<br>GATT (II, XI, XIII, XIX) |                   |
| 79. インドー医薬品農業用化学品特許保護     | EU<br>【米国】      | 1997/ 4/28 協議要請<br>1997/ 9/ 9 パネル設置要請<br>1997/10/16 パネル設置<br>1998/ 8/24 パネル報告書配布<br>1998/ 9/22 パネル報告書採択 | ①インドの医薬品・農業用化学品の特許保護制度がTRIPS協定第70.8、70.9条に違反するとしてEUが申立て。<br>②インドは医薬品及び農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPS協定第70.8(a)条及び70.9条違反を認定。  | TRIPS (27, 65, 70)                              |                   |
| 80. ベルギー商業用電話帳サービス        | 米国              | 1997/ 5/ 2 協議要請   | ①ベルギーの電話帳出版業に対する免許付与条件等の措置が、GATS第II、VI、VIII、XVII条に違反し、EUのコミットメントによる利益を無効化・侵害しているとして米国  | GATS (II, VI, VIII, XVII)                       |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】         | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|-------------------------|---|--|--|-------------------|
|                           |                         |   | が申立て。  |  |                   |
| 81. ブラジル—自動車貿易投資関連措置      | EU                      | 1997/ 5/ 7 協議要請   | ①ブラジル自動車関連措置（1997年3月に新たにとられた措置等を含む）が、GATT第I、III条、補助金協定第3、5、27.4条、TRIMs協定第2条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてEUが申立て。                          | GATT (I, III, X, XIII, XXIII)<br>SCM (3, 5, 27)<br>TRIMs (2)                   |                   |
| 82. アイルランド—著作権隣接権付与に係る措置  | 米国                      | 1997/ 5/14 協議要請<br>1998/ 1/ 9 パネル設置要請<br>1998/ 2/13 パネル設置要請取り下げ<br>2000/11/ 6 二国間合意通報   | ①アイルランドの著作隣接権付与の制度が、TRIPS協定第9-14、63、65、70条に違反するとして米国が申立て。  | TRIPS (9, 10, 11, 12, 13, 14, 41, 42, ,43, 44, 45, 46, 47, 48, 61, 63, 65, 70) |                   |
| 83. デンマーク—知的財産権に係る措置      | 米国                      | 1997/ 5/14 協議要請<br>2001/ 6/ 7 二国間合意通報   | ①デンマークが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは、TRIPS協定第50、63、65条による義務に違反するとして米国が申立て。  | TRIPS (50, 63, 65)   |                   |
| 84. 韓国—酒税                 | 米国<br>【カナダ、メキシコ】        | 1997/ 5/23 協議要請<br>1997/ 9/10 パネル設置要請<br>1997/10/16 パネル設置<br>1998/ 9/17 パネル報告書配布<br>1998/10/20 韓国が上級委申立て（DS75と同一）<br>1999/ 1/18 上級委報告書配布<br>1999/ 2/17 パネル・上級委報告書採択             | DS75を参照  | GATT (III)   |                   |
| 85. 米国—織物・衣服に係る措置         | EU                      | 1997/ 5/23 協議要請<br>1998/ 2/11 二国間合意通報   | ①米国の織物・衣服に関する原産地規則の変更は、繊維協定第2.4、4.2、4.4条、原産地規則協定第4.2条、GATT第III条及びTBT協定第2条に違反するとしてEUが申立て。   | ATC (2, 4)<br>ROO (2)<br>GATT (III)<br>TBT (2)                                 |                   |
| 86. スウェーデン—知的財産権に係る措置     | 米国                      | 1997/ 5/28 協議要請<br>1998/12/ 2 二国間合意通報   | ①スウェーデンが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは、TRIPS協定第50、63、65条による義務に違反するとして米国が申立て。   | TRIPS (50, 63, 65)   |                   |
| 87. チリ—酒税                 | EU<br>【カナダ、メキシコ、ペルー、米国】 | 1997/ 6/ 4 協議要請<br>1997/10/ 3 パネル設置要請<br>1997/11/18 パネル設置（1998/ 3/25 「DS110」と合併）<br>1999/ 6/15 パネル報告書配布<br>1999/ 9/13 チリが上級委申立て<br>1999/12/13 上級委報告書配布<br>2000/ 1/12 パネル・上級委報告書 | ①EUは、チリが輸入蒸留酒に対し、国産蒸留酒（ぶどう酒を蒸留させた『ピスコ』）よりも高い特別売上税を課しているのは、GATT第III条に違反するとして申立て。チリは提起に伴い暫定的な措置改正を行ったが、EUは当該新措置もGATT違反としてDS110を提起。 | GATT (III)   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)          | 申立国<br>【第三国参加国】 | 経 過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定                              | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|------------------------------------|-----------------|---|---|-----------------------------------|-------------------|
|                                    |                 | 採択  | ②チリの新措置についても、輸入品と国産品を全体で比べると輸入品に高い税率が課されているとしてGATT第III条2項（内国税・課徴金に係る内国民待遇）に違反すると判断。<br>③、パネルの判断を概ね支持。<br>2001年2月のDSBにおいて、チリは輸入蒸留酒と『ビスコ』への課税率を同率にする法改正を完了し、パネル・上級委の勧告を履行した旨通報を行った。   |                                   |                   |
| 88. 米国－政府調達に係る措置                   | EU<br>【日本】      | 1997/ 6/20 協議要請<br>1998/ 9/ 8 パネル設置要請<br>1998/10/21 パネル設置（「DS95」と合併）<br>1999/ 2/10 パネル手続停止<br>2000/ 2/11 パネル設置根拠喪失  | ①米国マサチューセッツ州法が州に対しミャンマー政府と取引のあった企業と取引することを禁じているのは、政府調達協定第8（B）、10、13条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてEUが申立て。  | GPA（3, 8, 13, 22）                 |                   |
| 89. 米国－韓国製カラーテレビ輸入に係るアンチ・ダンピング措置   | 韓国              | 1997/ 7/10 協議要請<br>1997/11/ 6 パネル設置要請<br>1998/ 1/ 5 パネル設置要請取り下げ（再要請の権利留保）<br>1998/ 9/22 韓国が要請を取り下げ  | ①米国が韓国製カラーテレビに対し、ダンピングの不在及び輸出中断にも拘わらずAD協定義務を賦課していたことは、GATT第VI条及びAD協定第1、2、3、4、5、11条に違反するとして韓国が申立て。   | GATT（VI）<br>AD（1, 2, 3, 4, 5, 11） |                   |
| 90. <u>インドー農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限</u> | 米国              | 1997/ 7/15 協議要請<br>1997/10/ 3 パネル設置要請<br>1997/11/18 パネル設置<br>1999/ 4/ 6 パネル報告書配布<br>1999/ 5/26 インドが上級委申立て<br>1999/ 8/23 上級委報告書配布<br>1999/ 9/22 パネル・上級委報告書採択 | ①インドが2,700品目に及ぶ農業・織物・工業製品につき輸入数量制限を行っているのは、GATT第XI、XIII、XVIII条、農業協定第4条2項、輸入許可手続第3条に違反するとして米国が申立て。インド側は国際収支の擁護を目的としていと主張した。<br>②インドの措置が、GATT第XI条（数量制限）に違反すること、またインドの国際収支には問題が無く国際収支擁護を理由とした貿易制限は認められないためGATT第XVIII条11項に違反するとともに、農産品に対する輸入制限は農業協定第4.2条（農産品の輸入制限措置の一般的禁止）に違反し、米国の協定上の利益を無効化・侵害していると判断。<br>③パネルの判断を全面的に支持。<br>2001年4月のDSBにおいて、インド | GATT（XI, XIII, XVIII）<br>AA（4）    |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)   | 申立国<br>【第三国参加国】 | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|-----------------------------|-----------------|---|---|---|-------------------|
|                             |                 |   | は問題とされたすべての品目について数量制限を撤廃しDSBの勧告を履行した旨通報した。  |   |                   |
| 91. インドー農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限 | 豪州              | 1997/ 7/16 協議要請<br>1998/ 3/17 二国間合意通報   | (DS90. の米国による申立て事由と同様)  | GATT (XI, XVIII)<br>AA (4)                              |                   |
| 92. インドー農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限 | カナダ             | 1997/ 7/16 協議要請<br>1998/ 3/18 二国間合意通報   | (DS90. の米国による申立て事由と同様)  | GATT (XI, XVIII)<br>AA (4)                              |                   |
| 93. インドー農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限 | ニュージーランド        | 1997/ 7/16 協議要請<br>1998/ 9/14 二国間合意通報   | (DS90. の米国による申立て事由に加え) 利益を無効化・侵害している。   | GATT (XI, XVIII)<br>AA (4)                              |                   |
| 94. インドー農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限 | スイス             | 1997/ 7/18 協議要請<br>1998/ 2/23 二国間合意通報   | (上記DS90. ～93. の申立て事由と同様。但し農業を除く)  | GATT (XI, XVIII)  |                   |
| 95. 米国ー政府調達に係る措置            | 日本              | 1997/ 7/18 協議要請<br>1998/ 9/ 8 パネル設置要請<br>1998/10/21 パネル設置(「DS88」と合併)  | DS88を参照   | GPA (3, 8, 13, 19)                                      |                   |
| 96. インドー農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限 | EU              | 1997/ 7/18 協議要請<br>1998/ 4/ 7 二国間合意通報   | (上記DS90. の米国による申立て事由に加え) SPS協定第2、3、5条に違反するとして申立て。   | GATT (XI, XIII, XVII, XVIII)<br>AA (4)<br>SPS (2, 3, 5) |                   |
| 97. 米国ーチリ産サケ輸入に係る相殺義務調査     | チリ              | 1997/ 8/ 5 協議要請   | ①チリ産サケに対する米商務省の補助金相殺義務調査は補助金協定第11条に違反するとしてチリが申立て。   | SCM (11)  |                   |
| 98. 韓国ー乳製品輸入に係るセーフガード決定     | EU<br>【米国】      | 1997/ 8/12 協議要請<br>1998/ 1/ 9 パネル設置要請<br>1998/ 6/10 新規のパネル設置要請<br>1998/ 7/23 パネル設置<br>1999/ 6/21 パネル報告書配布<br>1999/ 9/15 韓国が上級委申立て<br>1999/12/14 上級委報告書配布<br>2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択 | ①韓国が乳製品に輸入割当の形でSG協定を発動したのは、SG協定第2、4、5、12条及びGATT第XIX条に違反するとしてEUが申立て。<br>②重大な損害の認定について韓国は全ての考慮要素を考慮していないとしてSG協定第4.2条違反を認定し、重大な損害を防止するのに必要な限度を超えるとSG協定措置の適用に関するSG協定第5条違反を認定した。<br>③上級委はSG協定第5.1条について数量制限を適用する場合以外の | SG (2, 4, 5, 12)<br>GATT (XIX)                          |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)              | 申立国<br>【第三国参加国】              | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|------------------------------|---|---|---|-------------------|
|  |                              |   | いかなる場合にも明白な説明が必要とのパネルの判断を破棄するとともに、GATT第XIX条1項についてのパネルの解釈も破棄し、「予見されなかった発展」は独立の要件ではないが事実として証明されるべきある種の状況を示しているとし、パネルの事実認定の不尽により審理できないとした。   |   |                   |
| 99. 米国－韓国製DRAMに対するアンチ・ダンピング税賦課         | 韓国<br>【EU】                   | 1997/ 8/14 協議要請<br>1997/11/ 6 パネル設置要請<br>1998/ 1/16 パネル設置<br>1999/ 1/29 パネル報告書配布<br>1999/ 3/19 パネル報告書採択<br>2000/ 3/ 9 パネル設置要請（履行確認）<br>2000/ 4/25 パネル設置（履行確認）<br>2000/ 9/21 パネル手続停止（履行確認）<br>2000/10/20 二国間合意通報 | ①韓国製DRAMに対する米商務省のAD協定決定は、AD協定第2、5、6、11条に反するとして韓国が申立て。<br>②パネルは韓国の立証が不十分であるとしてAD協定第2.2.1.1条違反を、僅少の基準は申請時に限られるとして5.8条違反を、全てのデータが検証されている必要はないとして6.6条の違反を認めなかった。他方、パネルは米国の見直しに関するAD協定11.2条違反を認めた。 | AD (2, 3, 5, 6, 11, 17)                                   |                   |
| 100. 米国－鶏肉製品輸入に係る措置                    | EU                           | 1997/ 8/18 協議要請   | ①米国によるEU産鶏製品の輸入禁止がGATT第I、III、X、XI条及びSPS協定、TBT協定に反するとしてEUが申立て。   | GATT (I, III, X, XI)<br>SPS (2, 3, 4, 5, 8)<br>TBT (2, 5) |                   |
| 101. メキシコ－米国産高糖度コーンシロップに対するアンチ・ダンピング調査 | 米国                           | 1997/ 9/ 4 協議要請   | ①メキシコの米コーンシロップに対するAD協定決定及び措置の発動が、AD協定第5、6条に反するとして米国が申立て。  | AD (2, 4, 5, 6)   |                   |
| 102. フィリピン－豚肉・鶏肉に係る措置                  | 米国                           | 1997/10/ 7 協議要請<br>1998/ 3/12 二国間合意通報   | (DS74. の対象となった措置を改善するとの1997年政令8号も申立てに含む)  | GATT (III, X, XI)<br>AA (4)<br>IL (1, 3)<br>TRIMs (2, 5)  |                   |
| 103. カナダ－乳製品に係る措置                      | 米国<br>【日本、アルゼンチン、豪州、EU、メキシコ】 | 1997/10/ 8 協議要請<br>1998/ 2/ 2 パネル設置要請<br>1998/ 3/25 パネル設置（「DS113」と合併）<br>1998/ 5/17 パネル報告書配布<br>1998/ 7/15 カナダが上級委申立て<br>1999/10/13 上級委報告書配布<br>1999/10/27 パネル・上級委報告書採択   | ①カナダの乳製品に係る輸出補助金及び関税割当は、GATT第II条、農業協定第3条、9条、補助金協定第3条、輸入許可手続協定第1、3条に違反するとして米国が申立て。<br>②③パネル及び上級委は、農業協定第9条の輸出補助金に該当する措置であり、農業協定第10条違反であると認定（ただし、農業協定  | SCM (3)<br>GATT (X, XI, XIII)<br>AA (3, 4, 8, 9, 10)      |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)  | 申立国<br>【第三国参加国】 | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定                         | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|----------------------------|-----------------|--|--|------------------------------|-------------------|
|                            |                 | 2000/12/22 シークエンス合意<br>2001/ 2/ 2 協議要請(履行確認)<br>2001/ 2/16 パネル設置要請(履行確認)、米国が対抗措置承認申請<br>2001/ 2/28 仲裁を要請<br>2001/ 3/ 1 パネル設置(履行確認)<br>2001/ 7/11 パネル報告書配布(履行確認)<br>2001/ 9/ 4 カナダが上級委申立て(履行確認)<br>2001/12/ 3 上級委報告書配布(履行確認)<br>2001/12/ 6 パネル設置要請(履行確認二回目)<br>2001/12/18 パネル・上級委報告書採択(履行確認)、パネル設置(履行確認二回目)、追加のシークエンス合意<br>2002/ 7/26 パネル報告書配布(履行確認二回目)<br>2002/ 9/23 カナダが上級委申立て(履行確認二回目)<br>2002/12/20 上級委報告書配布(履行確認二回目)<br>2003/ 1/17 上級委報告書採択(履行確認二回目)<br>2003/ 5/ 9 二国間合意通報 | 第9.1条aに関する違反を認定したパネルの判断は上級委で覆された。また、上級委はGATT第II条についても、価格に基づく割当を行っている点が同条に違反するとした。<br><br>履行確認パネル及び上級委は、カナダの履行が不十分であると判断した。 |                              |                   |
| 104. EU-プロセスチーズ輸出に係る措置     | 米国              | 1997/10/ 8 協議要請  | ①EUのプロセスチーズ輸出に係る補助金が、農業協定第8、9、10、11条、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。   | AA (8, 9, 10, 11)<br>SCM (3) |                   |
| 105. EU-バナナ輸入制限            | パナマ             | 1997/10/24 協議要請<br>2012/11/ 8 二国間合意通報  | ①バナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度に関する申立て(関連するWTO協定を特定せず)。   |                              |                   |
| 106. 豪州-自動車用皮革生産者・輸入者への補助金 | 米国              | 1997/11/10 協議要請<br>1998/ 1/ 9 パネル設置要請<br>1998/ 1/22 パネル設置<br>1998/ 6/11 パネル設置要請を取り下げ   | ①豪州が自動車用皮革製品の生産者・輸出者に対する補助金は、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。   | SCM (3)                      |                   |
| 107. パキスタン-獣皮輸出制限          | EU              | 1997/11/ 7 協議要請  | ①パキスタンの獣皮輸出制限措置はEU産業の未加工、半加工原料調達を制限しているとしてEUが申立て(関連するWTO協定を特定せず)。  |                              |                   |
| 108. 米国-外                  | EU              | 1997/11/18 協議要請  | ①米国の外国小売業者(FSC)に対  | SCM (3)                      | 第II部              |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】                     | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定            | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|-------------------------------------|---|---|-----------------|-------------------|
| 国小売業者への課税制度               | 【日本、豪州、バルバドス、ブラジル、カナダ、中国、インド、ジャマイカ】 | <p>1998/ 7/ 1 パネル設置要請</p> <p>1998/ 9/22 パネル設置</p> <p>1999/10/ 8 パネル報告書配布</p> <p>1999/11/26 米国が上級委申立て</p> <p>2000/ 2/24 上級委報告書配布</p> <p>2000/ 3/20 パネル・上級委報告書採択</p> <p>2000/10/ 2 シークエンス合意</p> <p>2000/11/17 協議要請(履行確認)、EUが対抗措置承認申請</p> <p>2000/11/27 米国が仲裁を要請</p> <p>2000/11/28 仲裁に付託</p> <p>2000/12/ 7 パネル設置要請(履行確認)</p> <p>2000/12/20 パネル設置(履行確認)</p> <p>2000/12/21 仲裁手続停止</p> <p>2001/ 8/20 パネル報告書配布(履行確認)</p> <p>2001/10/15 米国が上級委申立て(履行確認)</p> <p>2002/ 1/14 上級委報告書配布(履行確認)</p> <p>2002/ 1/29 パネル・上級委報告書採択(履行確認)、仲裁手続再開</p> <p>2002/ 8/30 仲裁判断配布</p> <p>2003/ 4/24 EUが対抗措置の内容承認申請</p> <p>2003/ 5/ 7 対抗措置の内容承認</p> <p>2004/11/ 5 協議要請(履行確認二回目)</p> <p>2005/ 1/13 パネル設置要請(履行確認二回目)</p> <p>2005/ 2/17 パネル設置(履行確認二回目)</p> <p>2005/ 9/30 パネル報告書配布(履行確認二回目)</p> <p>2005/11/24 米国が上級委申立て(履行確認二回目)</p> <p>2006/ 2/13 上級委報告書配布(履行確認二回目)</p> <p>2006/ 3/14 パネル・上級委報告書採択(履行確認二回目)</p> | <p>する特別課税制度は、補助金協定第3.1条、GATT第III条4項、XVI条に違反するとしてEUが申立て。</p> <p>②補助金協定第3.1条の輸出補助金に該当するとして廃止を勧告。</p> <p>③パネル判断を支持し採択。</p> <p>上級委判断を受けて米国は履行措置としてFSC廃止並びに改正法ETIを制定したが、第1回履行確認パネル及び履行確認上級委は依然として輸出補助金であり協定違反であると認定をし、履行確認上級委は補助金協定第4.7条の完全な実施を要請した。これにより米国は、ETI廃止法案である米国雇用創出法を制定したが、第2回履行確認パネルはこの実施措置についても完全な勧告を実施していないと認定した。また、履行確認パネルは新たな勧告が必要であるとの米国の主張には同意しないとした。</p> | GATT (III, XVI) | 第7章               |
| 109. チリー酒税                | 米国                                  | 1997/12/11 協議要請   | ①チリが輸入スピリッツに対し国産品よりも高い特別売上税を課しているのはGATT第III条2項に違反   | GATT (III)      |                   |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)  | 申立国【第三国参加国】                           | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|----------------------------|---------------------------------------|---|---|--|-------------------|
|                            |                                       |   | するとして米国が申立て。  |  |                   |
| 110. チリー酒税                 | EU<br>【カナダ、ペルー、米国、メキシコ】               | 1997/12/15 協議要請<br>1998/ 3/ 9 パネル設置要請<br>1998/ 3/25 パネル設置(「DS87」と合併)<br>1999/ 6/15 パネル報告書配布<br>1999/ 9/13 チリが上級委申立て<br>1999/12/13 上級委報告書配布<br>2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択   | DS87を参照   | GATT (III)   |                   |
| 111. 米国－グランドナツに係る関税割当      | アルゼンチン                                | 1997/12/19 協議要請   | ①米国の関税割当に係わる措置はGATT第II、X、XIII条、農業協定第1、4、15条、原産地規則協定第2条、輸入許可手続協定第1条に違反し、また無効化・侵害を生じているとしてアルゼンチンが申立て。 | GATT (II, X, XIII)<br>AA (1, 4, 15)<br>ROO (2)<br>IL (1) |                   |
| 112. ペルー－ブラジル製バス輸入に係るCVD調査 | ブラジル                                  | 1997/12/23 協議要請   | ①ブラジル製バス輸入に係わるペルーのCVD調査手続は、補助金協定第11、13.1条に違反するとしてブラジルが申立て。  | SCM (11, 13)   |                   |
| 113. カナダ－乳製品に係る措置          | ニュージーランド<br>【日本、アルゼンチン、豪州、EU、メキシコ、米国】 | 1997/12/29 協議要請<br>1998/ 3/12 パネル設置要請<br>1997/ 3/25 パネル設置(「DS103」と合併)<br>1998/ 5/17 パネル報告書配布<br>1998/ 7/15 カナダが上級委申立て<br>1999/10/13 上級委報告書配布<br>1999/10/27 パネル・上級委報告書採択<br>2000/12/22 シークエンス合意<br>2001/ 2/ 2 協議要請(履行確認)<br>2001/ 2/16 パネル設置要請(履行確認)、対抗措置承認申請<br>2001/ 2/28 カナダが仲裁を要請<br>2001/ 3/ 1 パネル設置(履行確認)<br>2001/ 7/11 パネル報告書配布(履行確認)<br>2001/ 9/ 4 カナダが上級委申立て(履行確認)<br>2001/12/ 3 上級委報告書配布(履行確認)<br>2001/12/ 6 パネル設置要請(履行確認二回目)<br>2001/12/18 パネル・上級委報告書 | DS103を参照  | GATT (X)<br>AA (3, 8, 9, 10)                             |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)     | 申立国【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|-------------------------------|---|--|--|---|-------------------|
|                               |   | 採択、パネル設置(履行確認二回目)、追加のシーケンス合意<br>2002/ 7/26 パネル報告書配布(履行確認二回目)<br>2002/ 9/23 カナダが上級委申立て(履行確認二回目)<br>2002/12/20 上級委報告書配布(履行確認二回目)<br>2003/ 1/17 上級委報告書採択(履行確認二回目)<br>2003/ 5/ 9 二国間合意通報 |  |   |                   |
| 114. カナダ－医薬品特許保護              | EU<br>【日本、豪州、ブラジル、コロンビア、キューバ、インド、イスラエル、ポーランド、スイス、タイ、米国】 | 1997/12/19 協議要請<br>1998/11/11 パネル設置要請<br>1999/ 2/ 1 パネル設置<br>2000/ 3/17 パネル報告書配布<br>2000/ 4/ 7 パネル報告書採択  | ①カナダの特許法等の現行法は、医薬品分野の発明の保護が不十分であり、TRIPS協定第7、8、27.1、28、30、33条等に違反するとしてEUが申立て。<br>②カナダ特許法第55.2(2)条は、TRIPS協定第28条に基づき特許権者に付与された排他的権利を制限しており、TRIPS協定第30条に認められた限定的例外にも該当しないとして、TRIPS協定第28.1条違反を認定。 | TRIPS (27, 28, 33)  |                   |
| 115. EU－著作権隣接権付与に係る措置         | 米国  | 1998/ 1/ 6 協議要請<br>1998/ 1/ 9 パネル設置要請<br>2000/11/ 6 二国間合意通報  | ①EUの著作権隣接権付与の制度が、TRIPS協定第9-14、63、65、70条に違反するとして米国が申立て。   | TRIPS (9, 10, 11, 12, 13, 14, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 61, 63, 65, 70) |                   |
| 116. ブラジル－支払期間に係る措置           | EU  | 1998/ 1/ 9 協議要請  | ①ブラジルの輸入の支払期間に係る措置は、輸入許可手続協定第3、5条に違反するとしてEUが申立て。   | IL (3, 5)   |                   |
| 117. カナダ－フィルム流通サービスに係る措置      | EU  | 1998/ 1/20 協議要請  | ①カナダのフィルム流通サービスに係る措置は、GATS第II、III条に違反するとしてEUが申立て。  | GATS (II, III)  |                   |
| 118. 米国－港湾維持税                 | EU  | 1998/ 2/ 6 協議要請  | ①米国の港湾維持税は、GATT第I、II、III、XIII、X条及びGATT第II条1項(b)についての解釈了解に違反するとしてEUが申立て。  | GATT (I, II, III, VIII, X)  |                   |
| 119. 豪州－コート紙輸入に対するアンチ・ダンピング措置 | スイス   | 1998/ 2/20 協議要請<br>1998/ 5/13 二国間合意通報  | ①豪州のスイス製コート紙の輸入に対するAD協定措置は、AD協定第3、5条に違反するとしてスイスが申立て。   | AD (3, 5)   |                   |
| 120. インド－特定商品の輸入              | EU  | 1998/ 3/16 協議要請<br>2000/10/12 パネル設置要請  | ①インドのEXIM政策において、獣皮革が輸入品のネガティブ・リス   | GATT (XI)   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)       | 申立国【第三国参加国】                        | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定                              | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------------|------------------------------------|--|--|-----------------------------------|-------------------|
| に係る措置                           |                                    |  | トに掲載され、実質的に輸入許可が拒否されているのは、GATT第XI条に違反するとしてEUが申立て。  |                                   |                   |
| 121. アルゼンチン—履物輸入に係るセーフガード措置     | EU<br>【ブラジル、インドネシア、パラグアイ、ウルグアイ、米国】 | 1998/ 4/ 3 協議要請<br>1998/ 6/10 パネル設置要請<br>1998/ 7/23 パネル設置<br>1999/ 6/25 パネル報告書配布<br>1999/ 9/15 アルゼンチンが上級委申立て<br>1999/12/14 上級委報告書配布<br>2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択 | ①アルゼンチンが輸入履物に対してとったセーフガード措置は、SG協定第2、4、5、6、12条及びGATT第XIX条に違反するとしてEUが申立て。<br>②アルゼンチンの調査、輸入の増加、重大な損害、因果関係の認定はSG協定第2.4条に違反すると判断。<br>③SG協定第2.4条に関してはパネル判断を支持。また、SG協定措置はGATT第XIX条とSG協定双方が適用されるという解釈を示した。なお、SG協定第2.1条脚注とGATT第XXIV条に関するパネルの認定を破棄した上で、アルゼンチンがメルコスール諸国を含むすべての輸入を考慮して重大な損害の認定をしたのに、SG協定措置をメルコスール以外の輸入にのみ発動したことは正当化できないと判断。            | SG (2, 4, 5, 6, 12)<br>GATT (XIX) | 第II部<br>第8章       |
| 122. タイ—ポーランド製鉄鋼に対するアンチ・ダンピング措置 | ポーランド<br>【日本、EU、米国】                | 1998/ 4/ 6 協議要請<br>1999/10/13 パネル設置要請<br>1999/11/19 パネル設置<br>2000/ 9/28 パネル報告書配布<br>2000/10/23 タイが上級委申立て<br>2001/ 3/12 上級委報告書配布<br>2001/ 4/ 5 パネル・上級委報告書採択     | ①タイのポーランド製鉄鋼に対するAD協定税賦課、及び情報開示の拒否はAD協定第2、3、5、6条に違反するとしてポーランドが申立て。<br>②(a)「実証的証拠」の「客観的審査」に基づき、ダンピング輸入の価格への影響を考慮しなかったとしてAD協定第3.2条第2文、3.1条違反、(b) AD協定第3.4条に列挙された要因をすべて考慮せず、また「公平かつ客観的な評価」若しくは「実質的証拠」の「客観的審査」に基づきいかに損害が肯定されたかに関し、的確な説明を怠ったとしてAD協定第3.4、3.1条違反、(c) (a)及び(b)に基づき、ダンピング輸入と損害との因果関係を認定したとしてAD協定第3.5、3.1条違反を認定。<br>③AD協定第3.1条の一部、及び第 | AD (2, 3, 5, 6)                   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)     | 申立国<br>【第三国参加国】 | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定                              | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|-------------------------------|-----------------|---|--|-----------------------------------|-------------------|
|                               |                 |   | 17.6(i)条についてのパネル決定を破棄したが、タイの上級委申立てがなかったAD協定第3.2、3.4、3.5条違反に関するパネル決定については審査しなかった。   |                                   |                   |
| 123. アルゼンチン-履物輸入に係るセーフガード措置   | インドネシア          | 1998/ 4/23 協議要請<br>1999/ 4/15 パネル設置要請<br>1999/ 5/10 パネル設置要請取り下げ   | ①アルゼンチンが輸入履物に対してとったセーフガード措置は、SG協定第2、4、5、6、7、12条、及びGATT第XIX条に違反するとしてインドネシアが申立て。   | SG (2, 4, 5, 6, 12)<br>GATT (XIX) |                   |
| 124. EU-動画・テレビ番組に係る知的財産権の執行   | 米国              | 1998/ 4/30 協議要請<br>2001/ 3/20 二国間合意通報   | ①ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのはTRIPS協定第41、61条に違反するとして米国が申立て。  | TRIPS (41, 61)                    |                   |
| 125. ギリシャ-動画・テレビ番組に係る知的財産権の執行 | 米国              | 1998/ 4/30 協議要請<br>2001/ 3/20 二国間合意通報   | ①ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのはTRIPS協定第41、61条に違反するとして米国が申立て。  | TRIPS (41, 61)                    |                   |
| 126. 豪州-自動車用皮革生産者・輸出者への補助金    | 米国<br>【EU、メキシコ】 | 1998/ 5/ 4 協議要請<br>1998/ 6/11 パネル設置要請<br>1998/ 6/22 パネル設置<br>1999/ 5/25 パネル報告書配布<br>1999/ 6/16 パネル報告書採択<br>1999/10/ 4 パネル設置要請(履行確認)<br>1999/10/14 パネル設置(履行確認)<br>2000/ 1/21 パネル報告書配布(履行確認)<br>2000/ 2/11 パネル報告書採択(履行確認)<br>2000/ 7/24 二国間合意通報 | ①豪州が自動車用皮革の生産者・輸出者に対して与えた財政的援助は、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。<br>②事実上の輸出条件を認定して補助金協定第3条違反の輸出補助金であると判断し、90日以内に廃止することを勧告。<br>履行確認パネルは豪州は禁止補助金を廃止していないと認定した。また、一度きりの過去の補助金の実効的な救済のためには補助金全額の返済を求めるという考え方も示した。 | SCM (3)                           |                   |
| 127. ベルギー-補助金の性質を有する所得税       | 米国              | 1998/ 5/ 5 協議要請   | ①ベルギーが「輸出経営者」をリクルートした者に対し税控除を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。   | SCM (3)                           |                   |
| 128. オランダ-補助金の性質を有する所得税       | 米国              | 1998/ 5/ 5 協議要請   | ①オランダの所得税法において輸出による収入に「輸出留保」を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。   | SCM (3)                           |                   |
| 129. ギリシャ-補助金の性質              | 米国              | 1998/ 5/ 5 協議要請   | ①ギリシャの所得税法において輸出者に年間の輸出収入の割合に応   | SCM (3)                           |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                     | 申立国<br>【第三国参加国】         | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|-------------------------|--|--|---|-------------------|
| を有する所得税                                       |                         |  | じて税控除を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。  |   |                   |
| 130. アイルランドー補助金の性質を有する所得税                     | 米国                      | 1998/ 5/ 5 協議要請  | ①アイルランドの所得税法において国内製造品の輸出による収入に特別の税率を適用する資格を設けているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。   | SCM (3)   |                   |
| 131. フランスー補助金の性質を有する所得税                       | 米国                      | 1998/ 5/ 5 協議要請  | ①フランスの所得税法において、企業の海外取引の初期費用を暫定的に税控除し、企業に特別な準備金を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。   | SCM (3)   |                   |
| 132. <u>メキシコー米国産高糖度コーンシロップに対するアンチ・ダンピング調査</u> | 米国<br>【ジャマイカ、モーリシャス、EU】 | 1998/ 5/ 8 協議要請<br>1998/10/ 8 パネル設置要請<br>1998/11/25 パネル設置<br>2000/ 1/28 パネル報告書配布<br>2000/ 2/24 パネル報告書採択<br>2000/10/12 パネル設置要請(履行確認)<br>2000/10/23 パネル設置(履行確認)<br>2001/ 6/22 パネル報告書配布(履行確認)<br>2001/ 7/24 メキシコが上級委申立て(履行確認)<br>2001/10/22 上級委報告書配布(履行確認)<br>2001/11/21 パネル・上級委報告書採択(履行確認) | ①メキシコの米国産高糖度コーンシロップに対するAD協定調査及び損害のおそれの決定は、AD協定第2～7、9、10、12条に違反するとして米国が申立て。<br>②AD協定第3.1、3.2、3.4、3.7(i)条(損害認定)、7.4条(暫定措置)、10.2条(暫定措置適用期間への適的賦課)、10.4条(暫定措置適用期間中の供託金返還)、12.2、12.2.2条(AD協定税の適的賦課)に関する説明)それぞれの違反を認定。<br>履行確認パネルはメキシコの再認定はAD協定第3.1、3.4、3.7、3.7条(i)に違反しており、したがってメキシコは当初パネルの勧告を実施していないと結論し、履行確認上級委もこれらをすべて支持した。 | AD (2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 12)                      |                   |
| 133. スロバキアー乳製品輸入及び家畜輸送に係る措置                   | スイス                     | 1998/ 5/ 7 協議要請  | ①スロバキアの乳製品輸入及び家畜輸送に係る措置は、スイスのチーズ及び家畜の輸出に悪影響を与えており、GATT第I、III、V、X、XI条、SPS協定第5条、輸入許可手続協定第5条に違反するとしてスイスが申立て。  | GATT (I, III, V, X, XI)<br>SPS (5)<br>IL (5)          |                   |
| 134. EUーコメの輸入税                                | インド                     | 1998/ 5/27 協議要請  | ①1997年7月から施行されたEUのコメの輸入税を決定するCRS(cumulative recovery system)   | GATT (I, II, III, VIII, XI)<br>CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)           | 申立国<br>【第三国参加国】        | 経 過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載          |
|-------------------------------------|------------------------|---|--|---|----------------------------|
|                                     |                        |   | はインドからのコメの輸入を制限し、GATT第I、II、III、VII、XI条、関税評価協定第1-7、11条、輸入許可手続協定第1、3条、TBT協定第2条、SPS協定第2条、農業協定第4条に違反するとしてインドが申立て。  | 7, 11)<br><b>IL</b> (1, 3)<br><b>TBT</b> (2)<br><b>SPS</b> (2)<br><b>AA</b> (4) |                            |
| <u>135. EU-アスベスト及びその製品に係る輸入禁止措置</u> | カナダ<br>【ブラジル、ジンバブエ、米国】 | 1998/ 5/28 協議要請<br>1998/10/ 8 パネル設置要請<br>1998/11/25 パネル設置<br>2000/ 9/18 パネル報告書配布<br>2000/10/23 カナダが上級委申立て<br>2001/ 3/12 上級委報告書配布<br>2001/ 4/ 5 パネル・上級委報告書採択 | ①フランスのアスベスト及びその製品の輸入禁止措置は、SPS協定第2、3、5条、TBT協定第2条に違反するとして、カナダが申立て。<br>②輸入の一般的禁止にはGATTが適用されるべきであり、TBT協定上の問題ではなく、例外的な輸入許可についてはTBT協定が規定する「強制規格」と見なしうるものの、カナダは例外規定について争っていない、とした。フランスが輸入を禁止した温石綿とそれに代替しうる繊維、又は温石綿を含む製品と温石綿に代替しうる繊維を含む製品とは、GATT第III条4項（同種の製品に対する内国民待遇）における「同種の製品」であるため、フランスの輸入禁止命令はIII条4項に違反しているものの、GATT第XX条(b)（健康保護措置の一般的例外）により正当化される旨判断。<br>③TBT協定違反について、輸入禁止も1.1条にいう強制規格に該当するとしてパネル判断を覆したが、事実認定の不尽を理由に審理を継続できないとした。また、GATT第III条4項については、同種の製品の認定について、特に消費性向の観点などから同種性について十分な立証がなされていないとしてこれを覆した。他方、GATT第XX条についてはこれを支持し、申立国は本件措置に関するEUの協定違反を立証しなかったとして措置の是正に係る勧告を行わなかった。 | <b>SPS</b> (2, 3, 5)<br><b>TBT</b> (2)<br><b>GATT</b> (III, XI, XX, XXIII)      | 第II部<br>第2章<br>第II部<br>第4章 |
| <u>136. 米国-1916年AD法</u>             | EU<br>【日本、インド、メキシコ】    | 1998/ 6/ 9 協議要請<br>1998/11/11 パネル設置要請<br>1999/ 2/ 1 パネル設置   | ①米国1916年AD協定法は1930年関税法と並行して存在しており、GATT第III、VI条、WTO設立協定第  | <b>AD</b> (1, 2, 3, 4, 5)<br><b>GATT</b> (III, VI)<br><b>WTO</b> (XVI)          |                            |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国【第三国参加国】       | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載           |
|---------------------------|-------------------|---|--|--|-----------------------------|
|                           |                   | 2000/ 3/31 パネル報告書配布<br>2000/ 5/29 米国が上級委申立て（「DS162」と合併）<br>2000/ 8/28 上級委報告書配布<br>2000/ 9/26 パネル・上級委報告書採択<br>2002/ 1/ 7 EUが対抗措置承認申請<br>2002/ 1/17 米国が仲裁を要請<br>2002/ 1/18 仲裁に付託<br>2002/ 2/27 仲裁手続中断<br>2003/ 9/19 仲裁手続再開<br>2004 /2/24 仲裁判断配布 | 16条(4)、AD協定第1～5条に違反するとしてEUが申立て。<br>②1916年米国AD協定法は、(a) 損害認定を要件としていないとしてGATT第VI条1項違反、(b) AD協定税以外の救済措置を規定しているとしてGATT第VI条2項違反、(c) (a) 及び(b) よりWTO設立協定第16.4条違反、(d) 十分な手続的要件を規定していないとしてAD協定第1、4、5.5条違反を認定。<br>③パネル判断をすべて支持。                    |  |                             |
| 137. EU-カナダ産松柏類木材の輸入に係る措置 | カナダ               | 1998/ 6/17 協議要請   | ①カナダからの松柏類木材の輸入に係るEU理事会指令及び関連措置は、GATT第I、III、XI条、SPS協定第2、3、4、5、6条、TBT協定第2条に違反するとしてカナダが申立て。  | GATT (I, III, XI)<br>SPS (2, 3, 4, 5, 6)<br>TBT (2)                |                             |
| 138. 米国-英国製鉄鋼製品に対する相殺関税賦課 | EU<br>【ブラジル、メキシコ】 | 1998/ 6/30 協議要請<br>1999/ 1/14 パネル設置要請<br>1999/ 2/17 パネル設置<br>1999/12/23 パネル報告書配布<br>2000/ 1/27 米国が上級委申立て<br>2000/ 5/10 上級委報告書配布<br>2000/ 6/ 7 パネル・上級委報告書採択  | ①米国の、英国製鉄鋼製品に対する相殺関税の賦課は、補助金協定第1.1、10、14、19.4条に違反しているとしてEUが申立て。<br>②米国は国有企業BSCの民営化に伴って当該企業に交付された補助金が当然に後継の民営企業に継承されたとみなすべきでは無かったとして、補助金協定1.1条にいう補助金が存在せず米国の相殺関税賦課は補助金協定第10条に反するとした。<br>③パネル判断を支持   | SCM (1, 10, 14, 19)  |                             |
| 139. カナダ-自動車政策に係る措置       | 日本<br>【インド、韓国、米国】 | 1998/ 7/ 3 協議要請<br>1998/11/12 パネル設置要請<br>1999/ 2/ 1 パネル設置（「DS142」と合併）<br>2000/ 2/11 パネル報告書配布<br>2000/ 3/ 2 カナダが上級委申立て<br>2000/ 5/31 上級委報告書配布<br>2000/ 6/19 パネル・上級委報告書採択   | ①米加FTAに基づくオートパクト協定によって、カナダは一部の自動車会社にローカルコンテンツ要求、製造販売要求を条件に自動車の無関税輸入を許しており、こうした措置は、GATT第I条1項、III条4項、XXIV条、TRIMs協定第2条、補助金協定第3条、GATS第II、VI、XVII条違反する、として日本・EUが申立て。<br>②同措置は(a)GATT第I条1項（最恵国待遇）に違反し、XXIV条（自由貿易地域への一般例外）で正当化されない、(b)ローカルコンテンツ | GATT (I, III, XXIV)<br>TRIMs (2)<br>SCM (3)<br>GATS (II, VI, XVII) | 第II部<br>第I章<br>第II部<br>第12章 |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)            | 申立国<br>【第三国参加国】        | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--------------------------------------|------------------------|--|--|--|-------------------|
|                                      |                        |  | <p>要求はGATT第III条（内国民待遇）違反、(c)輸入税の免除は補助金協定第3.1条（禁止補授与金）違反、(d)自動車販売サービスへの免税及びローカルコンテンツ要求はGATS第II条及びXVII条違反、と認定。</p> <p>③(d)についてGATS第II条違反としたパネルの判断を棄却したものの、それ以外の論点については、これらを概ね支持。</p> <p>カナダは2001年2月に問題となった優遇措置を廃止する行政命令を施行した。</p>  |  |                   |
| 140. EU-インド製無漂白綿布に関するAD調査            | インド                    | 1998/ 8/ 3 協議要請  | ①インド製無漂白綿布に対するEUのAD協定決定プロセスは、客観性を欠き、インドの開発途上国としての立場を無視しており、AD協定第2、3、5、6、12、15条及びGATT第I、VI条に違反するとしてインドが申立て。   | AD (2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 12, 15)<br>GATT (I, VI) |                   |
| 141. EU-インドからのベトリネン輸入に対するアンチ・ダンピング措置 | インド<br>【日本、エジプト、韓国、米国】 | 1998/ 8/ 3 協議要請<br>1999/ 9/ 7 パネル設置要請<br>1999/10/27 パネル設置<br>2000/10/30 パネル報告書配布<br>2000/12/ 1 EUが上級委申立て<br>2001/ 3/ 1 上級委報告書配布<br>2001/ 3/12 パネル・上級委報告書採択<br>2001/ 9/13 シークエンス合意<br>2002/ 3/ 8 協議要請（履行確認）<br>2002/ 5/ 7 パネル設置要請（履行確認）<br>2002/ 5/22 パネル設置（履行確認）<br>2002/11/29 パネル報告書配布（履行確認）<br>2003/ 1/ 8 インドが上級委申立て（履行確認）<br>2003/ 4/ 8 上級委報告書配布（履行確認）<br>2003/ 4/24 パネル・上級委報告書採択（履行確認） | ①インド製のベトリネンに対するEUのAD協定措置決定プロセスは、不公正で客観性を欠き、AD協定第2、3、5、6、12、15条及びGATT第I、VI条に違反するとしてインドが申立て。<br>②EUが(a)ダンピング・マージンを決定する際に、ゼロイングを行ったとしてAD協定第2.4.2条違反、(b)国内産業の状態を考慮する際に、AD協定第3.4条に列挙された要因のすべてを考慮しなかった等として3.4条違反、(c)AD協定税賦課前に、建設的な救済の可能性を検討しなかったとしてAD協定第15条違反を認定。<br>③AD協定第2.4.2条違反に係るパネル認定を支持しつつ、更に、EUの一般管理費等及び利潤額の計算についてのパネル認定を一部破棄し、2.2.2(ii)条違反を認定。<br>DSU第21.5条パネルは、EUのAD協定措置はAD協定及びDSUに違反していないと結論したが、DSU第21.5条 | AD (2, 3, 4, 5, 6, 12, 15)<br>GATT (I, VI)       |                   |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)      | 申立国【第三国参加国】       | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載           |
|--------------------------------|-------------------|--|---|---|-----------------------------|
|                                |                   |  | 上級委は一部DSU第21.5条パネル認定を破棄し、ダンピング輸入量の決定についてAD協定第3.1、3.2条違反を認めた。  |   |                             |
| 142. カナダー自動車政策に係る措置            | EU<br>【インド、韓国、米国】 | 1998/ 8/17 協議要請<br>1999/ 1/14 パネル設置要請<br>1999/ 2/ 1 パネル設置(「DS139」と合併)<br>2000/ 2/11 パネル報告書配布<br>2000/ 3/ 2 カナダが上級委申立て<br>2000/ 5/31 上級委報告書配布<br>2000/ 6/19 パネル・上級委報告書採択                              | DS139を参照  | GATT (I, III)<br>TRIMs (2)<br>SCM (3)<br>GATS (VI, XVII)                            | 第II部<br>第1章<br>第II部<br>第12章 |
| 143. スロバキアーハンガリー産小麦に対する輸入税     | ハンガリー             | 1998/ 9/18 協議要請<br>1998/10/ 8 パネル設置要請  | ①1998年9月に発効した、スロバキアのハンガリーからの小麦に対する輸入税賦課の規則は、GATT第I、II条、農業協定第4条に違反するとしてハンガリーが申立て。  | GATT (I, II)<br>AA (4)  |                             |
| 144. 米国ーカナダからの牛・豚・穀物輸入に係る措置    | カナダ               | 1998/ 9/25 協議要請  | ①米国サウス・ダコダ州等で、牛・豚・穀物を積載したカナダのトラックの州内への立入り・通過を禁じているのは、SPS協定第2～6、13条、附属書B、C、TBT協定第2、3、5、7条、農業協定第4条、GATT第I、II、V、XI、XXIV条12項に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてカナダが申立て。カナダはDSU第4.8の緊急規定を援用。               | SPS (2, 3, 4, 5, 6, 13)<br>TBT (2, 3, 5, 7)<br>AA (4)<br>GATT (I, III, V, XI, XXIV) |                             |
| 145. アルゼンチンーEU産小麦グルテン輸入に係る相殺関税 | EU                | 1998/ 9/23 協議要請  | ①アルゼンチンのEU産小麦グルテンに対する相殺関税は、補助金協定第11.11に定める18か月の調査期間を超過しており、補助金協定第10条に違反しているとしてEUが申立て。   | SCM (10, 11)  |                             |
| 146. インドー自動車産業に係る措置            | EU<br>【日本、韓国】     | 1998/10/ 6 協議要請<br>2000/10/12 パネル設置要請<br>2000/11/17 パネル設置(「DS175」と合併)<br>2001/12/21 パネル報告書配布<br>2002/ 1/31 インドが上級委申立て<br>2002/ 3/14 インドが上級委申立て取り下げ<br>2002/ 3/19 上級委報告書配布<br>2002/ 4/ 5 パネル・上級委報告書採択 | ①インドが自動車会社に課している一定レベルのローカルコンテンツの達成や部品の輸出義務達成度に応じた輸入量規制による輸出入均衡制度等は、GATT第III、XI条及びTRIMs協定第2条に違反するとしてEU・米国が申立て。<br>②インドの措置について、(a)ローカルコンテンツ要求はGATT第III条4項(内国民待遇)に違反、(b)輸出入均衡要求はGATT第XI条(数 | GATT (III, XI)<br>TRIMs (2)   | 第II部<br>第9章                 |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)  | 申立国<br>【第三国参加国】 | 経 過                                   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|----------------------------|-----------------|---------------------------------------|--|---|-------------------|
|                            |                 |                                       | 量制限の一般的禁止) に違反するとともにGATT第III条4項にも違反すると認定。<br>③インドは上級委員会に申立てを行ったが、審理開始後に同申立てを取り下げたため、当該事実関係のみが上級委報告書に記載された。<br>2002年8月、インドは問題の措置を完全に廃止した。 |   |                   |
| 147. 日本－皮革に係る関税割当及び補助金     | EU              | 1998/10/ 8 協議要請                       | ①日本の皮革の関税割当の運用及び補助金は、日本の皮革産業と同地域に利益を与えており、輸入許可手続協定第1.6、3.5(g) (h) (i) (j) 及び補助金協定第6条に違反するとしてEUが申立て。                                      | <b>IL</b> (1, 3)<br><b>SCM</b> (6)  |                   |
| 148. チェコ－ハンガリー産小麦の輸入税に係る措置 | ハンガリー           | 1998/10/12 協議要請                       | ①1998年10月に発効した、チェコの規制（ハンガリー産小麦に対する輸入税を増額）は、譲許表のバインド率を上回り、ハンガリーのみに適用しており、GATT第I、II条、農業協定第4条に違反するとしてハンガリーが申立て。なお、ハンガリーはDSU第4.8の緊急規定を援用。    | <b>GATT</b> (I, II)<br><b>AA</b> (4)  |                   |
| 149. インド－輸入制限              | EU              | 1998/10/28 協議要請                       | ①インドの輸出入政策による輸入制限は、GATT第III、X、XI、XIII、XVII条、農業協定第4.2条、輸入許可手続協定第1、2、3条に違反し、GATT第XX、XXI条によって正当化されないとしてEUが申立て。                              | <b>GATT</b> (III, X, XIII, XVII, XX, XXI)<br><b>AA</b> (4)<br><b>IL</b> (1, 2, 3) |                   |
| 150. インド－関税引き上げ措置          | EU              | 1998/10/30 協議要請                       | ①インドの1975年関税法譲許表1、特別関税、特別付加関税に関する措置は、全体として譲許税率を上回る関税を課すものであり、GATT第II条1項(b)、III条2項に違反するとしてEUが申立て。   | <b>GATT</b> (II, III)   |                   |
| 151. 米国－織物・衣服に係る措置         | EU              | 1998/11/19 協議要請<br>2000/ 7/24 二国間合意通報 | ①米国の織物・衣服に関する原産地規則の変更について、米国は(前述DS85.の)二国間合意の内容を実施しておらず、依然として繊維協定第2.4、4.2、4.4条、原産地規則協定第4.2条、GATT第III条、TBT協定第2条に違反するとしてEUが申               | <b>ATC</b> (2, 4)<br><b>ROO</b> (2)<br><b>GATT</b> (III)<br><b>TBT</b> (2)        |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)          | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定                | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|------------------------------------|---|--|--|---------------------|-------------------|
|                                    |   |  | 立て。  |                     |                   |
| 152. 米国—<br>1974年通商法第<br>301条～310条 | EU<br>【日本、ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、香港、インド、イスラエル、ジャマイカ、韓国、セントルシア、タイ】 | 1998/11/25 協議要請<br>1999/ 1/26 パネル設置要請<br>1999/ 3/ 2 パネル設置<br>1999/12/22 パネル報告書配布<br>2000/ 1/27 パネル報告書採択                        | ①EUは、バナナ問題のEUの勧告不履行に関する米国の一方的決定に関連して、米国の1974年通商法タイトルIII第1章(301条～310条、特に305、306条)が、DSBでの承認を経ることなく貿易紛争に係る米国の対抗措置の発動を一方的に決定する制度となっていることは、DSU第23条(一方的措置の禁止)等に違反し、利益を無効化・侵害しているとして申立て。<br>②米国が、SAA(Statement of Administrative Act)の中で、「WTO協定違反若しくは米国の協定上の権利侵害に関する通商法第301条決定は、いかなる場合もDSBによって採択されたパネル・上級委員会の決定に基づくものとする」旨規定していること、またその遵守をパネル審理において繰り返し約束したことをふまえ、問題の措置はDSUに反しないと判断。しかしその一方で、仮にこの約束が撤回されることがあれば、上記パネルの結論もその根拠を失うこととなる旨指摘。 | DSU (3, 21, 22, 23) | 第II部<br>第15章      |
| 153. EU—医薬品・農業の特許保護                | カナダ   | 1998/12/ 2 協議要請  | ①EU規則は医薬品と農業に限って特許期間の延長制度をとっており、TRIPS協定第27条1項に違反するとしてカナダが申立て。  | TRIPS (27)          |                   |
| 154. EU—コーヒーに係る特惠措置                | ブラジル  | 1998/12/ 7 協議要請  | ①EUの一般特惠に基づくコーヒーの輸入は、ブラジル産コーヒーの輸入に悪影響を与えており、授權条項、GATT第1条に違反し、ブラジルの利益を無効化・侵害しているとしてブラジルが申立て。  | GATT (I)            |                   |
| 155. アルゼンチン—牛革輸出及び加工済み皮革の輸入に係る措置   | EU<br>【米国】  | 1998/12/23 協議要請<br>1999/ 5/31 パネル設置要請<br>1999/ 7/26 パネル設置<br>2000/12/19 パネル報告書配布<br>2001/ 2/16 パネル報告書採択<br>2002/ 2/25 シークエンス合意 | ①アルゼンチンの牛革の事実上の輸出禁止はGATT第XI条1項、X条3項(a)に違反し、また、付加価値税及び事前取引高税はGATT第III条2項に違反するとしてEUが申立て。<br>②事実上の輸出禁止措置について、GATT第XI条(数量制限の一般的廃止)違反は否定したものの、  | GATT (III, X, XI)   | 第II部<br>第3章       |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                         | 申立国<br>【第三国参加国】                      | 経 過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|--------------------------------------|---|--|---|-------------------|
|   |                                      |   | 同措置はGATT第X条3項(a)(貿易規制の公平かつ合理的な方法での実施)に違反すると判断。また、付加価値税及び事前取引高税については、ともにGATT第III条2項(内国民待遇)に違反するとし、これらの違反は税法の遵守を目的としてd号に該当するものの、遵守によって不可欠ではなく柱書の正当と認められない差別に該当するため、GATT第XX条(d)によって正当化されないと判断。  |   |                   |
| 156. <u>グアテマラーメキシコ産灰色ポルトランドセメントへの確定アンチ・ダンピング税</u> | メキシコ<br>【EU、エクアドル、エルサルバドル、ホンジュラス、米国】 | 1999/ 1/ 5 協議要請<br>1999/ 7/15 パネル設置要請<br>1999/ 9/22 パネル設置<br>2000/10/24 パネル報告書配布<br>2000/11/17 パネル報告書採択 | ①グアテマラのメキシコ産ポルトランドセメントに対する確定AD協定税は、AD協定第1～3、5～7、12、18条、附属書I、II及びGATT第IV条に違反するとしてメキシコが申立て。<br>②AD協定第5.3、5.8条(調査開始の十分な証拠)、5.5条(メキシコ政府への通知)、12.1.1条(調査開始の公告)、6.1.3条(申請書全文の提供)、6.1.2、6.4条(調査ファイルへのアクセス拒否等)、6.2条(輸出者の反論の機会)、附属書I(2)(調査団に民間の専門家が含まれていることの通知)、6.5、6.5.1条(秘密情報)、6.9条(重要事実の開示)、6.8条(ファクツ・アベイラブル)、3.1、3.2、3.4、3.5条(損害及び因果関係の認定)それぞれの違反を認定。 | AD (1, 2, 3, 5, 6, 7, 9, 12, 18)<br>GATT (IV) |                   |
| 157. アルゼンチン-イタリア製ドリル刃に対するアンチ・ダンピング課税              | EU                                   | 1999/ 1/14 協議要請   | ①アルゼンチンのイタリア製ドリル刃に対するAD協定税賦課に際し、調査期間が18か月を超えており、AD協定第1条、5.10条に違反するとしてEUが申立て。   | AD (1, 5)                                     |                   |
| 158. EU-パナマ輸入・販売・流通制度                             | グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、パナマ、米国             | 1999/ 1/20 協議要請<br>2012/11/ 8 合意通報  | ①EUが勧告の実施として行ったパナマ輸入制度の改善は、依然として輸入許可手続協定第6条に違反するとして米国及び中南米諸国が申立て。(関連協定を特定せず)   | IL (6)  |                   |
| 159. ハンガリー-チェコ製鉄鋼製品輸入に係                           | チェコ                                  | 1999/ 1/21 協議要請   | ①ハンガリーが広範囲の鉄鋼製品の輸入割当をチェコに対してのみ行っているのは、GATT第I、XIX条、   | GATT (I, XIX)<br>SG                           |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)  | 申立国<br>【第三国参加国】            | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|----------------------------|----------------------------|---|---|--|-------------------|
| るセーフガード措置                  |                            |   | SG協定に違反するとしてチェコが申立て。  |  |                   |
| 160. 米国－著作権法第110条(5)       | EU<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、スイス】 | 1999/ 1/26 協議要請<br>1999/ 4/15 パネル設置要請<br>1999/ 5/26 パネル設置<br>2000/ 6/15 パネル報告書配布<br>2000/ 7/27 パネル報告書採択<br>2002/ 1/ 7 EUが対抗措置承認申請<br>2002/ 1/17 米国が仲裁を要請<br>2002/ 1/18 仲裁に付託<br>2002/ 2/26 仲裁手続中断<br>2003/ 6/23 二国間暫定合意 | ①米国の著作権法第110条(5)は公共の場でラジオ・テレビによる音楽を著作権料を払うことなく放送することを認めるものであり、ベルヌ条約1条～21条の遵守を規定するTRIPS協定第9.1条に違反するとしてEUが申立て。<br>②米国著作権法第110条(5)(B)の規定は、TRIPS協定第13条で認められている著作権保護の例外の要件を満たしていないとして、TRIPS協定第9.1条に基づき、ベルヌ条約11条の2(1)(ii)及び同11条(1)(iii)条違反を認定。  | TRIPS (9)  | 第I部<br>第2章        |
| 161. 韓国－生鮮・冷蔵・冷凍牛肉の輸入に係る措置 | 米国<br>【豪州、カナダ、ニュージーランド】    | 1999/ 2/ 1 協議要請<br>1999/ 4/15 パネル設置要請<br>1999/ 5/26 パネル設置 (7/26「DS161」と合併)<br>2000/ 7/31 パネル報告書配布<br>2000/ 9/11 韓国が上級委申立て<br>2000/12/11 上級委報告書配布<br>2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択   | ①韓国の輸入牛肉に対する措置(取扱店の限定、売上へのマークアップ税賦課、輸入牛肉への詳細なラベリングの義務づけ、国内畜産業者への補助金等)はGATT第II、III、XI、XVII条、農業協定第3、4、6、7条、輸入許可手続協定第1、3条に違反するとして米国が申立て。<br>②マークアップ税賦課等一部の制度は韓国の譲許表に規定された経過期間内に廃止すべきとした上で、各種の流通制限及び国産牛肉より厳しいラベリング要件等についてはGATT第III条4項(内国民待遇)違反、国内畜産業者への補助金は農業協定第7.2条(国内助成に関する一般的規律)違反とするなど、米国の主張をほぼ全面的に認定。<br>③農業協定に関するパネルの判断を一部破棄したものの、GATTに関するパネルの判断については概ねこれを支持。 | GATT (II, III, X, XI, XVII)<br>IL (1, 3)<br>AA (3, 4, 6, 7)      | 第II部<br>第2章       |
| 162. 米国－1916年AD法           | 日本<br>【EU、インド】             | 1999/ 2/10 協議要請<br>1999/ 6/ 3 パネル設置要請<br>1999/ 7/26 パネル設置<br>2000/ 5/29 パネル報告書配布<br>2000/ 5/29 米国が上級委申立て  | ①1916年米国AD協定法が特定の場合に商品を米国内に輸入・販売する行為に対して刑事罰や損害賠償請求権を認めていること、及びAD協定に定める手続的セーフガード   | AD (1, 2, 3, 4, 5, 9, 11, 18)<br>GATT (III, VI, XI)<br>WTO (XVI) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】                        | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|--|---|--|---|-------------------|
|                           |  | <p>(「DS136」と合併)</p> <p>2000/ 8/28 上級委報告書配布</p> <p>2000/ 9/26 パネル・上級委報告書採択</p> <p>2002/ 1/ 7 日本が対抗措置承認申請</p> <p>2002/ 1/17 米国が仲裁を要請</p> <p>2002/ 1/18 仲裁に付託</p> <p>2002/ 2/27 仲裁手続中断</p> | <p>なしに法的決定を行うのは、GATT第III、VI、XI条及びAD協定に違反するとして日本が申立て。</p> <p>②1916米国AD協定法が(a) 損害認定を要件としていないとしてGATT第VI条1項違反、(b) AD協定税以外の救済措置を規定しているとしてGATT第VI条2項、AD協定第18.1条違反、(c) 調査開始要件及び申請の証拠要件に関する規定がないとしてAD協定第4.1、5.1、5.2、5.4条違反、(d) (a)～(c)よりAD協定第18.4条、WTO設立協定第XVI.4条違反を認定。</p> <p>③パネル判断をすべて支持。</p> |   |                   |
| 163. 韓国－政府調達に係る措置         | 米国<br>【日本、EU】                          | <p>1999/ 2/16 協議要請</p> <p>1999/ 5/11 パネル設置要請</p> <p>1999/ 6/16 パネル設置</p> <p>2000/ 5/ 1 パネル報告書配布</p> <p>2000/ 6/19 パネル報告書採択</p>  | <p>①韓国の空港建設機関(KOACA)は政府調達協定の規律の対象であり、その入札方法、国内のパートナー化、不服申立て手続の欠如は、政府調達協定第1条(1)に違反するとして米国が申立て。</p> <p>②(a) KOACAは韓国が協定附属書において約束した協定の適用対象機関に含まれない、(b) 協定加盟時の適用範囲に関する交渉で、米国に対する韓国の説明が十分ではなかったことは事実だが、米国はそれ際に更なる確認を行うべきだった、(c) 韓国の措置が協定上の利益を無効化・侵害していることについて米国は十分な説明を行わなかった旨判断した(米国敗訴)。</p>  | GPA (1, 3, 8, 11,, 20, 22)                    |                   |
| 164. アルゼンチン－履物輸入に係る措置     | 米国<br>【インドネシア】                         | <p>1999/ 3/ 1 協議要請</p> <p>1999/ 5/20 パネル設置要請</p> <p>1999/ 7/26 パネル設置</p>  | <p>①アルゼンチンの決議1506は、非メルコスール諸国からの履物輸入にセーフガード義務を課し、更に関税割当数量措置を設けている点で、SG協定第5条(1)、7条(4)、12条に違反するとして米国が申立て。</p>   | SG (5, 7, 12)                                 |                   |
| 165. 米国－EUからの特定品目に係る輸入措置  | EU<br>【日本、ドミニカ、エクアドル、インド、ジャマイカ、セントルシア】 | <p>1999/ 3/ 4 協議要請</p> <p>1999/ 5/11 パネル設置要請</p> <p>1999/ 6/16 パネル設置</p> <p>2000/ 7/17 パネル報告書配布</p> <p>2000/ 9/12 EUが上級委申立て</p> <p>2000/12/11 上級委報告書配布</p>                              | <p>①米国が仲裁の結果(このケースではDS27(EUバナナIII案件)に係る対抗措置の規模に関する仲裁)を待たずに制裁措置を賦課することは、DSU第3、21、22、23条及びGATT第I、II、VIII、XI条に違反す</p>   | DSU (3, 21, 22, 23)<br>GATT (I, II, VIII, XI) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)        | 申立国<br>【第三国参加国】         | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|----------------------------------|-------------------------|--|--|--|-------------------|
|                                  |                         | 2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択  | <p>るとしてEUが申立て。</p> <p>②米国によるDSBの承認を経ない制裁措置の発動決定はDSU第3.7条（DSBの承認を条件とした対抗措置の発動）、23条（一方的措置の禁止）、22.6条（対抗措置の規模に係る仲裁等）に違反し、措置の発動による輸入手続費用の増加はGATT第1条（最恵国待遇）、II条（譲許表に基づく関税賦課）に違反すると判断。</p> <p>③GATT違反に関するパネルの判断を破棄するとともに、DSU第23条違反については、米国の制裁決定は23.2条(a)（DSB承認に基づく制裁決定）に違反するとしたパネルの判断を破棄したが、23.2(c)（対抗措置の規模に関するDSBの承認）、3.7条及び22.6条違反については、これを支持。</p>  |  |                   |
| 166. 米国－EUからの小麦グルテン輸入に係るセーフガード措置 | EU<br>【豪州、カナダ、ニュージーランド】 | 1999/ 3/17 協議要請<br>1999/ 6/ 3 パネル設置要請<br>1999/ 7/26 パネル設置<br>2000/ 7/31 パネル報告書配布<br>2000/ 9/26 米国が上級委申立て<br>2000/12/22 上級委報告書配布<br>2001/ 1/19 パネル・上級委報告書採択 | <p>①1998年6月1日から実施された小麦グルテン輸入に係る数量制限措置は、SG協定第2、4、5、8条、農業協定第4条(2)、GATT第I、XIX条に違反するとしてEUが申立て。</p> <p>②米国の因果関係の認定はSG協定第4.2(a)、4.2(b)条に違反すると認定。</p> <p>③SG協定第4条の違反認定は支持する一方で、パネルの解釈を破棄し、調査当局は、SG協定第4.2(a)条に列挙されていない要因でも調査当局が関係を有すると認識した要因も検討する必要があるとし、また、SG協定第4.2(b)条は輸入の増加単独ではなくその他の要因とあわせて重大な損害が発生しているか否かを決定しなければならないとの解釈を示した。また、カナダをSG協定措置の対象から除外したことについてSG協定第2.1、4.2違反としたパネルの判断を支持し、米国の通報について12.1(a)、12.1(b)違反としたパネルの判断を支持したが、12.1(c)違反のパネルの判断は破棄し違反していない</p> | SG (2, 4, 5, 8, 12)<br>AA (4)<br>GATT (I, XIX) | 第II部<br>第8章       |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)               | 申立国<br>【第三国参加国】         | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|-------------------------|--|--|--|-------------------|
|   |                         |  | とした。   |  |                   |
| 167. 米国－カナダからの牛肉輸入に関する相殺関税調査            | カナダ                     | 1999/ 3/19 協議要請  | ①1998年12月22日から実施されたカナダからの輸入牛肉に関する対抗関税調査は、補助金協定第1、2、10、11、12条及び農業協定第13条に違反するとしてカナダが申立て。   | SCM (1, 2, 10, 11, 13)<br>AA (13)                                |                   |
| 168. 南アフリカーインドからの特定の薬品に対するアンチ・ダンピング関税   | インド                     | 1999/ 4/ 1 協議要請  | ①1997年3月26日に決定されたインドからの特定薬品に対するAD協定税率は、AD協定第2、3、6条及びGATS第I、VI条に違反するとしてインドが申立て。   | AD (2, 3, 6, 12, 15)<br>GATS (I, VI)                             |                   |
| 169. 韓国－生鮮・冷蔵・冷凍牛肉に関する措置                | 豪州<br>【カナダ、ニュージーランド、米国】 | 1999/ 4/13 協議要請<br>1999/ 7/12 パネル設置要請<br>1999/ 7/26 パネル設置(「DS161」と合併)<br>2000/ 7/31 パネル報告書配布<br>2000/ 9/11 韓国が上級委申立て<br>2000/12/11 上級委報告書配布<br>2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択 | DS161を参照   | GATT (II, III, X, XI, XVI, XVII)<br>IL (1, 3)<br>AA (3, 4, 6, 7) | 第II部<br>第2章       |
| 170. カナダ－特許保護に関する期間                     | 米国                      | 1999/ 5/ 6 協議要請<br>1999/ 7/15 パネル設置要請<br>1999/ 9/22 パネル設置<br>2000/ 5/ 5 パネル報告書配布<br>2000/ 6/19 カナダが上級委申立て<br>2000/ 9/18 上級委報告書配布<br>2000/10/12 パネル・上級委報告書採択            | ①カナダ特許法が規定する1989年10月1日以前に申請された特許の保護期間が17年であるのは、TRIPS協定第33、62、65、70条等に違反するとして米国が申立て。<br>②TRIPS協定第70.2条に従い、カナダはTRIPS協定適用の日の特許で保護されていた発明についても、TRIPS協定上の義務の履行が求められるのであり、特許の最低保護期間を20年とするTRIPS協定第33条違反を認定。<br>③パネルの判断を支持。 | TRIPS (33, 65, 70)   |                   |
| 171. アルゼンチン－薬品に対する特許保護期間及び農業に対する試験数値の保護 | 米国                      | 1999/ 5/ 6 協議要請<br>2002/ 5/31 二国間合意通報  | ①アルゼンチンにおける、薬品に対する特許保護の欠如と排他的商業特権を付与する効率的な体制の欠如、及び経過期間における協定との整合性を減ずるような法律等の変更は、TRIPS協定第65条5項に違反するとして米国が申立て。   | TRIPS (27, 39, 65, 70)   |                   |
| 172. EU－フライト管理システムの開発に係る                | 米国                      | 1999/ 5/21 協議要請  | ①フランス政府が供与に同意しEUが承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システ   | GATT (XXIII)<br>SCM (1, 2, 5, 6)                                 |                   |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)    | 申立国【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|------------------------------|--|---|---|--|-------------------|
| 措置                           |  |   | ムの開発に対する1億4千万フランの優遇された条件での融資は、GATT及び補助金協定に違反するとして米国が申立て。  |  |                   |
| 173. フランスーフライト管理システムの開発に係る措置 | 米国   | 1999/ 5/21 協議要請   | ①フランス政府が供与に同意しEUが承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する1億4千万フランの優遇された条件での融資は、GATT及び補助金協定に違反するとして米国が申立て。  | GATT (XXIII)<br>SCM (1, 2, 5, 6)                                 |                   |
| 174. EUー農産品及び食品の商標及び地理的表示の保護 | 米国【アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、台湾、コロンビア、グアテマラ、インド、メキシコ、ニュージーランド、トルコ】 | 1999/ 6/ 1 協議要請<br>2003/ 8/18 パネル設置要請<br>2003/10/ 2 パネル設置（「DS290」と合併）<br>2005/ 3/15 パネル報告書配布<br>2005/ 4/20 パネル報告書採択   | ①EUの地理的表示（GI）保護制度は内国民待遇を確保しておらず、GIと類似または同一の先在商標に対する効果的な保護を怠っており、TRIPS協定及びGATTに違反するとして米国等が申立て。<br>②EUの制度が外国GIの保護要件として、当該外国におけるEUのGIへの同等の保護（「同等性及び相互主義要件」）を求めていること等は、TRIPS協定第3.1条及びGATT第III条（内国民待遇）に反するとして一方、既に登録されている商標と同一又は類似のGIの限定的な登録については、TRIPS協定第16.1条に反するが、17条（商標権に係る限定的な例外）によって正当化されるとした。 | TRIPS (1~3, 16, 20, 22, 24, 41, 42, 44, 63, 65)<br>GATT (I, III) |                   |
| 175. インドー自動車産業における貿易と投資に係る措置 | 米国【日本、EU、韓国】   | 1999/ 6/ 2 協議要請<br>2000/ 5/15 パネル設置要請<br>2000/ 7/27 パネル設置（11/17「DS146」と合併）<br>2001/12/21 パネル報告書配布<br>2002/ 1/31 インドが上級委申立て<br>2002/ 3/14 インドが上級委申立て取り下げ<br>2002/ 3/19 上級委報告書配布<br>2002/ 4/ 5 パネル・上級委報告書採択 | ①インドが自動車会社に要求している(a)ローカルコンテンツの達成、(b)完成車・部品の輸出額と他製品の輸入額との均衡要求による為替制限、及び(c)前年の輸出額をベースとした輸出入均衡は、GATT第III、XI条及びTRIMS協定第2条に違反するとして米国が申立て。<br>②インドによるローカルコンテンツ要求はGATT第III条4項（内国民待遇）に反し、輸出入均衡要求はGATT第XI条（数量制限）に違反すると判断。<br>③インドはパネル判断について上級委へ申立てを行ったが、後に新自動車政策の導入を理由に同申立                               | GATT (III, XI)<br>TRIMS (2)                                      | 第II部<br>第9章       |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)               | 申立国<br>【第三国参加国】                   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|-----------------------------------|---|--|---|-------------------|
|   |                                   |   | てを取り下げた。   |   |                   |
| <u>176. 米国－オムニバス法第211条</u>              | EU<br>【日本、ニカラグア、カナダ】              | 1999/ 7/ 8 協議要請<br>2000/ 6/30 パネル設置要請<br>2000/ 9/26 パネル設置<br>2001/ 8 /6 パネル報告書配布<br>2001/10/ 4 EUが上級委申立て<br>2002/ 1/ 2 上級委報告書配布<br>2002/ 2/ 1 パネル・上級委報告書採択              | ①米国のオムニバス法第211条は、キューバ法により資産等を没収された商標権者が以前に放棄した商標等について、米国内での登録・更新を認めておらず、TRIPS協定第2（パリ条約2条等）、3、4、15、16、21、41、42、62条等に違反するとしてEUが申立て。<br>②オムニバス法第211条(a) (2)が商標権者の民事手続の権利を制限しておりTRIPS協定第42条に違反すると認定。<br>③オムニバス法第211条はTRIPS協定第42条には違反しないとしてパネルの判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を遵守していないとして、TRIPS協定第2.1（パリ条約8条）、3、4条違反を認定。   | TRIPS (2, 3, 4, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 41, 42, 62) | 第I部<br>第2章        |
| <u>177. 米国－生鮮・冷蔵・冷凍ラム肉輸入に係るセーフガード措置</u> | ニュージーランド<br>【日本、豪州、カナダ、EU、アイスランド】 | 1999/ 7/ 16 協議要請<br>1999/10/14 パネル設置要請<br>1999/11/19 パネル設置（「DS178」と合併）<br>2000/12/21 パネル報告書配布<br>2001/ 1/31 米国が上級委申立て<br>2001/ 5/ 1 上級委報告書配布<br>2001/ 5/16 パネル・上級委報告書採択 | ①米国は、輸入生鮮・冷蔵・冷凍ラム肉に関税割当の様式でSG協定措置を課した。これに対して豪州及びニュージーランドはSG協定第2、3、4、5、11条及びGATT第I、II、XIX条に違反するとして申立て。<br>②③パネル及び上級委は、米国は「事情の予見されなかった発展」について立証しておらずGATT第XIX条1項(a)違反を認定。また、米国が上流の産物の生産者も含めて国内産業とみなしたことはSG協定第4.1(c)条違反とした。また重大な損害のおそれについて上級委は、米国ITCの調査は使用したデータについてSG協定第4.1(c)条の要求を満たしていない為、SG協定第4.2(a)条に違反するとした。因果関係の認定については、上級委は調査当局には「真正かつ相当な関係」の立証が求められるとして、米国ITCは因果関係の立証責任を果たしていないとの判断を下した。 | SG (2, 3, 4, 5, 11, 12)<br>GATT (I, II, XIX)            | 第II部<br>第8章       |
| <u>178. 米国－生</u>                        | 豪州                                | 1999/ 7/23 協議要請   | DS177を参照   | SG (2, 3, 4, 5, 6, 8,                                   | 第II部              |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                 | 申立国【第三国参加国】                 | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|-----------------------------|---|--|--|-------------------|
| 鮮・冷蔵・冷凍ラム肉輸入に係るセーフガード措置                   | 【日本、カナダ、EU、アイスランド、ニュージーランド】 | 1999/10/14 パネル設置要請<br>1999/11/19 パネル設置(「DS177」と合併)<br>2000/12/21 パネル報告書配布<br>2001/ 1/31 米国が上級委申立て<br>2001/ 5/ 1 上級委報告書配布<br>2001/ 5/16 パネル・上級委報告書採択 |  | 11, 12)<br>GATT (I, II, XIX)                     | 第8章               |
| 179. 米国－韓国製ステンレス鋼板(厚板及び薄板)に対するアンチ・ダンピング措置 | 韓国<br>【日本、EU】               | 1999/ 7/30 協議要請<br>1999/10/14 パネル設置要請<br>1999/11/19 パネル設置<br>2000/12/22 パネル報告書配布<br>2001/ 2/ 1 パネル報告書採択   | ①米国商務省の仮決定及び最終決定は、ダンピング・マージンの賦課、計算等に欠陥があり、GATT及びAD協定に違反するとして韓国が申立て。<br>②(a) 不必要な通貨の換算を行っているとしてAD協定第2.4.1条違反、(b) 未払い販売について、非関連企業への直接販売に関する価格の比較可能性を確保しない調整を行っていること、及び関連輸入業者経由での販売について、輸出価格の構成のためのものとしては許容されない調整を行っているとして、AD協定第2.4条柱書違反、(c) 複数の期間の平均値を用いて正常価額と輸出価格との比較を行っているとして2.4.2条第1文違反を認定。 | GATT (VI, X)<br>AD (2, 6, 12)                    |                   |
| 180. 米国－シュガーシロップの再分類                      | カナダ                         | 1999/ 9/ 6 協議要請   | ①米国税関によって提案されているある種類のシュガーシロップの再分類はGATT第II条及び農業協定第4条に違反するとしてカナダが申立て。  | GATT (II)<br>AA (4)                              |                   |
| 181. コロンビア製ポリエステル単繊維輸入に係るセーフガード措置         | タイ                          | 1999/ 9/ 7 パネル設置要請<br>1999/10/27 パネル設置要請取り下げ  | ①コロンビアは1998年10月よりタイ製ポリエステル単繊維の輸入を一時的に抑制するSG協定措置をとっており、繊維及び繊維製品に関する協定第2条及び6条に違反するとしてタイが申立て。   | ATC (2, 6)                                       |                   |
| 182. エクアドルメキシコ産セメント輸入に係る暫定的アンチ・ダンピング措置    | メキシコ                        | 1999/10/ 5 協議要請   | ①エクアドルの暫定的AD協定措置及びそれに先行する行為はAD協定及びGATTに違反するとしてメキシコが申立て。  | AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 12, 18)<br>GATT (VI) |                   |
| 183. ブラジル                                 | EU                          | 1999/10/14 協議要請   | ①ブラジルの織物製品等の輸入品  | GATT (II, VIII, X, XI)                           |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                    | 申立国<br>【第三国参加国】           | 経 過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|---------------------------|--|--|---|-------------------|
| 一輸入ライセンスと最低輸入価格                              |                           |  | に対するライセンス制度と最低価格の設定は、GATT、農業協定、輸入許可手続協定他に違反するとしてEUが申立て。  | AA (4)<br>IL (1, 3, 5, 8)                               |                   |
| 184. 米国－日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置               | 日本<br>【ブラジル、カナダ、チリ、EU、韓国】 | 1999/11/18 協議要請<br>2000/ 2/11 パネル設置要請<br>2000/ 3/20 パネル設置<br>2001/ 2/28 パネル報告書配布<br>2001/ 4/25 米国が上級委申立て<br>2001/ 7/24 上級委報告書配布<br>2001/ 8/23 パネル・上級委報告書採択 | ①本件AD協定措置は、損害の認定に際し米国産業への影響及びダンピング・マージンが過大評価されている、調査手続が不公正である、などの点でGATT及びAD協定に違反するとして日本が申立て。<br>②(a)個別ケースに係る入手可能な事実の利用についてAD協定第6.8条違反、(b)独立当事者間の価格を基準とした正常価額の計算における本国での関連企業への販売の除外決定方式について同2.1条違反、(c)入手可能な事実完全にに基づいているダンピング・マージンのみを調査対象企業以外のダンピング・マージン計算から除外することを義務づけた米国法令について同9.4、18.4条及びWTO設立協定第XVI.4条違反を認定。<br>③パネル判断を概ね支持。損害認定における次工程向け産品市場の扱いに関する米国1930年法の本措置への適用について、AD協定第3.1、3.4条違反を認定。 | AD (2, 3, 4, 6, 9, 10, 18)<br>GATT (VI, X)              | 第I部<br>第2章        |
| 185. トリニダードトバゴ－コスタリカからのパスタ輸入に関する措置           | コスタリカ                     | 1999/ 11/18 協議要請   | ①トリニダードトバゴのAD協定調査とそれに先立つ予審、同国の1996年ダンピング防止税及び相殺関税規制はAD協定に違反するとしてコスタリカが申立て。   | AD (2, 3, 5, 6, 12)                                     |                   |
| 186. 米国－1930年関税法第337条とその改正                   | EU                        | 2000/ 1/12 協議要請  | ①米国関税法第337条は1994年にウルグアイ・ラウンド実施法により改正されているが、未だその改正は不十分であり、内国民待遇及びTRIPS協定に違反するとしてEUが申立て。   | GATT (III)<br>TRIPS (2, 3, 9, 27, 41, 42, 49, 50, 51) 条 |                   |
| 187. トリニダードトバゴ－コスタリカからのパスタ類輸入におけるアンチ・ダンピング措置 | コスタリカ                     | 2000/ 1/17 協議要請  | ①トリニダードトバゴのコスタリカからの当該輸入品に対するAD協定措置は、AD協定に違反するとしてコスタリカが申立て。   | AD (1, 2, 3, 5, 6, 7, 10, 12, 18)                       |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                         | 申立国<br>【第三国参加国】                   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定                                | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|-----------------------------------|--|---|-------------------------------------|-------------------|
| 188. ニカラグア<br>アールホンジュラスとコロンビアからの輸入に対する措置          | コロンビア<br>【カナダ、コストリカ、EU、ホンジュラス、米国】 | 2000/ 1/17 協議要請<br>2000/ 3/27 パネル設置要請<br>2000/ 5/18 パネル設置  | ①ニカラグアが1999年に設置した、ホンジュラス及びコロンビアからの物品及びサービスについての税制は、最恵国待遇他に違反するとしてコロンビアが申立て。   | GATT (I, II)<br>GATS (II, XVI)      |                   |
| 189. アルゼンチン<br>イタリアからのセラミック製床タイル輸入に対するアンチ・ダンピング措置 | EU<br>【日本、トルコ、米国】                 | 2000/ 1/26 協議要請<br>2000/ 9/14 パネル設置要請<br>2000/11/17 パネル設置<br>2001/ 9/28 パネル報告書配布<br>2001/11/ 5 パネル報告書採択                                      | ①本件AD協定調査及び措置は不適正であり、AD協定に違反するとしてEUが申立て。<br>②アルゼンチンが、(a)ダンピング計算のために輸出者から提示された情報の多くを、理由の説明もなく無視したことはAD協定第6.8条及び附属書IIに、(b)サンプルとされた輸出者の個別ダンピング・マージンを算出しなかったことはAD協定第6.10条に、(c)価格の比較可能性に影響を与える物理的な特性における差異に対して妥当な考慮を払わなかったことはAD協定第2.4条に、(d)確定的措置を発動するか否かの基礎として考慮した重要な事実を輸出者に公開しなかったことはAD協定第6.9条に違反すると判断。 | AD (2, 6)                           |                   |
| 190. アルゼンチン<br>ブラジル産綿及び綿混合繊維輸入に対する経過的セーフガード措置     | ブラジル<br>【パキスタン、ブラグアイ、米国】          | 2000/ 2/11 協議要請、パネル設置要請<br>2000/ 3/20 パネル設置<br>2000/ 6/27 二国間合意通報  | ①アルゼンチンのブラジル産綿及び綿混合繊維輸入に対する経過的SG協定措置は、繊維協定第2、6、8条他に違反するとしてブラジルが申立て。   | ATC (2, 6, 8)                       |                   |
| 191. エクアドル<br>メキシコ産セメントに対するアンチ・ダンピング措置            | メキシコ                              | 2000/ 3/15 協議要請  | ①エクアドルのメキシコ産セメントに対する最終的なAD協定措置は、AD協定第1～9、12、18条他に違反するとしてメキシコが申立て。   | AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 12, 18) |                   |
| 192. 米国<br>パキスタン製綿製紡績糸に係る経過的セーフガード措置              | パキスタン<br>【EU、インド】                 | 2000/ 4/ 3 協議要請、パネル設置要請<br>2000/ 6/19 パネル設置<br>2001/ 5/31 パネル報告書配布<br>2001/ 7/ 9 米国が上級委申立て<br>2001/10/ 8 上級委報告書配布<br>2001/11/ 5 パネル・上級委報告書採択 | ①米国のパキスタン製綿製紡績糸に係る経過的SG協定措置は、同措置発動の要件(繊維協定第6条2、3、4及び7項)を満たしていないので、上記各条項に違反するとしてパキスタンが申立て。<br>②③パネル及び上級委は、米国の垂直統合された生産者が自己消費する場合を国内産業から除外したことは繊維協定第6.2条違反であ  | ATC (2, 6)                          |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】    | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|--------------------|--|---|--|-------------------|
|                           |                    |  | ると認定。また、重大な損害の帰責分析については、米国がメキシコからの輸入の効果を個別に検討しなかったことは繊維協定第6.4条に違反すると認定。なお、上級委は、6.2条の違反認定に当たって、国内当局の措置決定時に存在しなかった証拠をパネルが考慮したことはDSU第11条に違反していると判断。  |  |                   |
| 193. チリ—メカジキの輸送及び輸出に対する措置 | EU                 | 2000/ 4/19 協議要請<br>2000/11/ 6 パネル設置要請<br>2000/12/12 パネル設置<br>2003/11/12 二国間合意通報<br>2007/12/13 パネル設置停止を継続 | ①チリ漁業法第165項を基礎として設立された、チリの漁港におけるメカジキ陸揚げの禁止は、GATT第V条及びXI条に違反するとしてEUが申立て。   | GATT (V, XI)   |                   |
| 194. 米国—輸出制限を補助金として扱う措置   | カナダ<br>【豪州、EU、インド】 | 2000/ 5/19 協議要請<br>2000/ 7/24 パネル設置要請<br>2000/ 9/11 パネル設置<br>2001/ 6/29 パネル報告書配布<br>2001/ 8/23 パネル報告書採択  | ①米国のSAA (Statement of Administrative Action) 他は、他国の輸出制限措置を資金面での貢献と扱うものであり、これらは補助金協定第1.1、10、11、17、19、32.1、32.5条及びWTO設立協定第XVI.4条に違反するとしてカナダが申立て。<br>②この紛争で定義された輸出制限は補助金協定第1.1(a)の資金面での貢献になり得ず、また、米国の1930年関税法第771(5)(B)(iii)条は補助金協定第1.1条に違反しないと判断。 | SCM (1, 10, 11, 17, 19, 32)  | 第II部<br>第3章       |
| 195. フィリピン—自動車開発計画 (MVDP) | 米国<br>【日本、インド】     | 2000/ 5/23 協議要請<br>2000/10/12 パネル設置要請<br>2000/11/17 パネル設置  | ①フィリピンの自動車開発計画は、TRIMs協定第8条、補助金協定第4条及び30条に違反するとして米国が申立て。   | SCM (4, 30)  |                   |
| 196. アルゼンチン—特許及び試験データ保護   | 米国                 | 2000/ 5/30 協議要請<br>2002/ 5/31 二国間合意通報  | ①アルゼンチンは、医薬品等の秘密試験やデータに対する保護を怠っている等、TRIPS協定第27、28、31、34、39、50、62、65及び70条に違反するとして米国が申立て。   | TRIPS (27, 28, 31, 34, 39, 50, 62, 65, 70)                         |                   |
| 197. ブラジル—最低輸入価格措置        | 米国                 | 2000/ 5/30 協議要請  | ①ブラジルの最低輸入価格措置は、関税評価協定第1～7条及び12条、輸入許可手続に関する協定第1、3条、繊維協定第2、7条及び農業第4条2項に違反するとして米国が申立て。  | CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 12)<br>IL (1, 3)<br>ATC (2, 7)<br>AA (4) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)          | 申立国<br>【第三国参加国】               | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|------------------------------------|-------------------------------|---|---|---|-------------------|
| 198. ルーマニア—最低輸入価格措置                | 米国                            | 2000/ 5/30 協議要請<br>2001/ 9/26 二国間合意通報   | ①ルーマニアの農産品、衣服類、蒸留酒等に対する最低又は最高輸入価格の設定は、関税評価協定1～7条及び12条、農業第4条2項及び繊維協定第2条及び7条に違反するとして米国が申立て。   | CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 12)<br>ATC (2, 7)<br>AA (4)   |                   |
| 199. ブラジル—特許保護                     | 米国<br>【日本、ドミニカ共和国、ホンジュラス、インド】 | 2000/ 5/30 協議要請<br>2001/ 1/ 8 パネル設置要請<br>2001/ 2/ 1 パネル設置<br>2001/ 7/ 5 二国間合意通報   | ①ブラジルの1996年工業所有権法は、TRIPS協定第27条、28条に違反するとして米国が申立て。   | TRIPS (27, 28)  |                   |
| 200. 米国—1974年通商法第306条改正            | EU                            | 2000/ 6/ 5 協議要請   | ①米国の1974年通商法第306条はアフリカCBI法第407条により改正され、譲許停止品目を定期的に変えることを一方的に義務づけている。これは、DSU第3条2項、21条5項、22条及び23条に違反するとしてEUが申立て。  | DSU (3, 21, 22, 23)<br>GATT (I, II, XI)                 |                   |
| 201. ニカラグア—ホンジュラスとコロンビアからの輸入に対する措置 | ホンジュラス                        | 2000/ 6/ 6 協議要請   | ①ニカラグアが1999年に設置した、ホンジュラス及びコロンビアからの物品及びサービスについての税制は、GATT第I、II条及びGATS第II、XVI条に違反するとしてホンジュラスが申立て。  | GATT (I, II)<br>GATS (II, XVI)                          |                   |
| 202. 米国—韓国からのラインパイプ輸入に係るセーフガード措置   | 韓国<br>【日本、豪州、カナダ、EU、メキシコ】     | 2000/ 6/13 協議要請<br>2000/ 9/14 パネル設置要請<br>2000/10/23 パネル設置<br>2001/10/29 パネル報告書配布<br>2001/11/19 米国が上級委申立て<br>2002/ 2/15 上級委報告書配布<br>2002/ 3/ 8 パネル・上級委報告書採択<br>2003/ 3/18 米国、SG措置を終了 | ①米国のラインパイプ輸入についてSG協定措置発動に至る手続と決定及び同措置自体がSG協定第2、3、4、5、7、8、9、12条及びGATT第I、XIII、XIX条に違反するとして韓国が申立て。<br>②GATT第XIII条2項、XIX条及びSG協定第3.1、4.2(b)、4.2(c)、8.1、9.1及び12.3条に違反すると認定した。他方、5.1条については韓国が必要な範囲について十分な立証を尽くしていないとして違反を認めなかった。<br>③損害認定について「重大な損害」若しくはその「おそれ」のいずれかを個別に認定をしなければならぬとしたパネル判断を覆し、個別または双方のいずれでも良いとして「重大な損害又はそのおそれがある」と認定した米国ITCの認定はSG協定と整合的であるとした。SG協定調査対象国とSG協定措置の | GATT (I, XIII, XIX)<br>SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 11, 12) | 第II部<br>第8章       |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)               | 申立国<br>【第三国参加国】                                     | 経 過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|---|--|---|--|-------------------|
|   |   |  | 適用国との適応関係（パラレリズム）について、NAFTA国からの輸入を調査対象として損害認定をしながら、SG協定措置の発動ではNAFTA国を対象から外したことはSG協定第2、4条に違反するとした。また、SG協定5.1条についてもパネル判断を覆し、米国の違反を認めた。  |  |                   |
| 203. メキシコ<br>ー米国产輸入豚に対するアンチ・ダンピング措置     | 米国  | 2000/ 7/10 協議要請  | ①メキシコは1999年10月に米国からの生きた豚に対してAD協定調査を行い、その結果、同措置を実施したが、これはSPS協定、農業協定、TBT協定、AD協定の各協定に違反するとして米国が申立て。  | SPS (2, 3, 5, 7, 8)<br>AA (4)<br>TBT (2, 5)<br>AD (3, 12)                                  |                   |
| 204. メキシコ<br>ー電気通信サービスに対する措置            | 米国<br>【日本、豪州、カナダ、キューキューバ、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インド、ニカラグア】 | 2000/ 8/17 協議要請<br>2000/11/10 パネル設置要請<br>2002/ 4/17 パネル設置<br>2004/ 4/ 2 パネル報告書配布<br>2004/ 6/ 1 パネル報告書採択                        | ①メキシコが電気通信サービス分野において差別的規制を維持したことは、GATSに違反するとして米国が申立て。<br>②メキシコが電気通信サービス分野において反競争的で差別的規制維持したことは自由化約束違反（参照文書1.1不履行）、また、越境基本電気通信サービスの供給をコストに見合う合理的なレートで認めてこなかったことも約束違反（参照文書2.2(b)不履行）と判断。ただし、国内に拠点を持たずかつ回線設備を保有しない形の外国事業者のメキシコにおける専用回線利用の禁止措置はメキシコの自由化約束に違反しないと判断。 | GATS (VI, XVI, XVII, XVIII)  | 第II部<br>第12章      |
| 205. エジプト<br>ー大豆油入りツナ缶の輸入禁止措置           | タイ  | 2000/ 9/22 協議要請  | ①エジプトによるタイからの大豆油入りツナ缶輸入禁止は、GATT第I、XI及びXIII条、またSPS協定第2、3、5及び附属書Bに違反するとしてタイが申立て。  | GATT (I, XI, XIII)<br>SPS (2, 3, 5)  |                   |
| 206. 米国ーインドからの鋼板に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置 | インド<br>【日本、チリ、EU】                                   | 2000/10/ 4 協議要請<br>2001/ 6/ 7 パネル設置要請<br>2001/ 7/24 パネル設置<br>2002/ 6/28 パネル報告書配布<br>2002/ 7/29 パネル報告書採択<br>2003/ 2/14 シークエンス合意 | ①本件AD協定措置に係る米国商務省 (DOC) の課税決定、国際貿易委員会 (ITC) の損害認定、ファクツ・アベイラブル (FA) に関するDOC規則の適用等はGATT、AD協定、補助金協定、WTO設立協定に違反するとしてインドが申立て。<br>②DOCが米国販売価格についての  | AD (1, 2, 3, 5, 6, 9, 12, 15, 18)<br>SCM (10, 11, 15, 22, 27)<br>GATT (VI, X)<br>WTO (XVI) |                   |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)       | 申立国【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------------|---|---|---|--|-------------------|
|                                 |   |   | 情報を用いず、FAにのみ基づいてダンピング認定をしたことはAD協定第6.8条及び附属書IIパラグラフ3に違反すると認定。他方、FAに関する修正1930年関税法776条(a)、782条(d)、(e)の規定自体は、協定で許容された裁量の行使であってAD協定第6.8条、附属書IIに違反していないとされた。  |  |                   |
| 207. チリ—農産物に対する価格拘束制度及びセーフガード措置 | アルゼンチン【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、EU、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、タイ、ベネズエラ、米国】 | 2000/10/ 5 協議要請<br>2001/ 1/19 パネル設置要請<br>2001/ 3/12 パネル設置<br>2002/ 5/ 3 パネル報告書配布<br>2002/ 6/24 チリが上級委申立て<br>2002/ 9/23 上級委報告書配布<br>2002/10/23 パネル・上級委報告書採択<br>2004/ 5/19 協議要請（履行確認）<br>2005/12/29 パネル設置要請（履行確認）<br>2006/ 1/20 パネル設置（履行確認）<br>2006/12/ 8 パネル報告書配（履行確認）<br>2007/ 2/ 5 チリが上級委申立て（履行確認）<br>2007/ 2/19 アルゼンチンが上級委申立て<br>2007/ 5/ 7 上級委報告書配布（履行確認）<br>2007/ 5/22 パネル・上級委報告書採択（履行確認） | ①チリによる小麦、小麦粉及び食用植物油の輸入に関する価格拘束制度及びSG協定措置について、前者はGATT第II条及び農業協定第4条、また後者はSG協定及びGATT第XIX条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。<br>②チリの価格拘束制度は農業協定第4.2条及びGATT第II条に違反していると認定。また、チリのSG協定措置はGATT第XIX条1項(a)とSG協定第2、4、5条に違反すると認定（SG協定措置については上級委申立てせず）。<br>③農業協定違反についてはパネル判断を支持したものの、GATT第II条違反はアルゼンチンから提訴された範囲ではないとしてこれを認めなかった。<br>履行確認パネルは、チリによる価格拘束制度や各種課徴金制度に類似する国境措置の維持は、農業協定第4.2条に反しているとし、チリはDSBによる勧告を履行していない旨判断した。履行確認上級委は、農業協定第4条等の違反を認定した。 | AA (4)<br>GATT (II, XIX)<br>SG (2, 3, 4, 5, 6, 12) |                   |
| 208. トルコ—鉄管継手に対するアンチ・ダンピング措置    | ブラジル  | 2000/10/ 9 協議要請   | ①トルコによるブラジルからの鉄管継手に対するAD協定課税は、調査開始、調査方法、ダンピングと被害の関係の評価や決定、及び課税賦課につき、GATT第VI条及びAD協定第2、3、5、6、15条に違反するとしてブラジルが申立て。   | GATT (VI)<br>AD (1, 2, 3, 5, 6, 12, 15)            |                   |
| 209. EU—インスタントコーヒー              | ブラジル  | 2000/10/12 協議要請   | ①EUのブラジル産インスタントコーヒーに対するGSP適用の引き下  | GATT (I)   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)         | 申立国<br>【第三国参加国】             | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|-----------------------------------|-----------------------------|---|--|--|-------------------|
| 一に影響を与える措置                        |                             |   | げ、及び1999年1月の適用廃止はGATTの授權条項に違反するとしてブラジルが申立て。  |  |                   |
| 210. ベルギー—コメに対する関税措置の実施           | 米国<br>【日本、インド】              | 2000/10/12 協議要請<br>2001/ 1/19 パネル設置要請<br>2001/ 3/12 パネル設置<br>2001/ 7/26 パネル停止<br>2001/12/18 二国間合意通報   | ①ベルギーが1997年7月に導入したコメに関する関税制度は、関税評価協定、TBT協定及び農業協定に違反するとして米国が申立て。  | <b>CVA</b> (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 14, 16)<br><b>TBT</b> (2, 3, 5, 6, 7, 9)<br><b>AA</b> (4) |                   |
| 211. エジプト—トルコからの鉄鋼に対するアンチ・ダンピング措置 | トルコ<br>【日本、チリ、EU、米国】        | 2000/11/ 6 協議要請<br>2001/ 5/ 3 パネル設置要請<br>2001/ 6/20 パネル設置<br>2002/ 8/ 8 パネル報告書配布<br>2002/10/ 1 パネル報告書採択   | ①エジプトのAD協定措置は適切な調査に基づいておらず、GATT及びAD協定に違反するとしてトルコが申立て。<br>②損害認定にあたり、AD協定第3.4条に列挙されている要因をすべて考慮しなかったことによる同条違反、トルコの輸出企業2社に対して説明なくファクツ・アベイラブル (FA) を利用したことに関するAD協定第6.8条及び附属書IIパラグラフ6違反を認定。  | <b>AD</b> (2, 3, 6)<br><b>GATT</b> (X)   |                   |
| 212. 米国—EUからの輸入品に対する相殺関税措置        | EU<br>【ブラジル、中国、インド、韓国、メキシコ】 | 2000/11/10 協議要請<br>2001/ 8/ 8 パネル設置要請<br>2001/ 9/10 パネル設置<br>2002/ 7/31 パネル報告書配布<br>2002/ 9/ 9 米国上級委申立て<br>2002/12/ 9 上級委報告書配布<br>2003/ 1/ 8 パネル・上級委報告書採択<br>2004/ 3/17 協議要請 (履行確認)<br>2004/ 9/16 パネル設置要請 (履行確認)<br>2004/ 9/27 パネル設置 (履行確認)<br>2005/ 8/17 パネル報告書配布 (履行確認)<br>2005/ 9/27 パネル報告書採択 (履行確認) | ①米国の相殺関税措置の賦課継続は、補助金協定第1、10、14、19、21条に違反するとしてEUが申立て。<br>②③パネル及び上級委は民営化後の利益継続の認定については補助金協定第10、14、19、21.1、21.2、21.3条違反であると認定。ただし、上級委は、民営化前の補助金による利益の民営化後の継続については、独立当事者間の公正な価格での民営化が民営化前の補助金利益を必ず消滅させるというパネル認定を破棄し、消滅させると推定することができるとした。<br>DSU第21.5条パネルは、なお一部について補助金協定違反であると認定した。 | <b>SCM</b> (1, 10, 14, 19, 21, 32)<br><b>GATT</b> (VI)   |                   |
| 213. 米国—ドイツからの鉄鋼板に対する相殺関税措置       | EU<br>【日本、ノルウェー】            | 2000/11/10 協議要請<br>2001/ 8/ 8 パネル設置要請<br>2001/ 9/10 パネル設置<br>2002/ 7/ 3 パネル報告書配布<br>2002/ 8/30 米国上級委申立て<br>2002/11/28 上級委報告書配布<br>2002/12/19 パネル・上級委報告書   | ①米国が、ドイツからの腐食防止鉄鋼製品に対して1993年より相殺関税措置を開始し、2000年8月のサンセット・レビューにおいてもその継続を決定したことに関し、補助金協定第10、11、21条に違反するとEUが申立て。  | <b>SCM</b> (10, 11, 21, 32)  |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)           | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|-------------------------------------|---|---|---|--|-------------------|
|                                     |   | 採択  | ②③パネル及び上級委は、サンセット・レビューを自動的に開始する米国法令は第21.3条違反に違反しないとした。また、上級委は、サンセット・レビューのデミニマス基準についてのパネルの認定を破棄し、補助金協定11.9条のデミニマス基準の準用を否定した。   |  |                   |
| 214. 米国－鉄鋼製品及び溶接ラインパイプに対するセーフガード措置  | EU<br>【日本、アルゼンチン、カナダ、韓国、メキシコ】   | 2000/12/ 1 協議要請<br>2001/ 8/ 8 パネル設置要請<br>2001/ 9/10 パネル設置   | ①米国の1974年通商法第201及び202条は、輸入増加と損害の因果関係の決定に関する規定においてSG協定第4、5条に違反し、また、NAFTA実施法第311条は同協定の2、4、5条に違反し、これら両規定は、最恵国待遇違反でもある、としてEUが申立て。   | SG (2, 3, 4, 5, 8, 12)<br>GATT (I, XIX)  |                   |
| 215. フィリピン－韓国からの合成樹脂に対するアンチ・ダンピング措置 | 韓国  | 2000/12/15 協議要請   | ①フィリピンの韓国からの合成樹脂に対するAD協定措置は、ダンピング・マージンの分析、収集及び賦課、また同種の産品、ダンピング、損害及び因果関係の結論の出し方に問題があり、AD協定第2、3、5、6、7、9、12及び附属書IIIに違反するとして韓国が申立て。   | AD (2, 3, 5, 6, 7, 9, 12)<br>GATT (VI)   |                   |
| 216. メキシコ－電気変圧器に対する暫定アンチ・ダンピング措置    | ブラジル  | 2000/12/20 協議要請   | ①メキシコが2000年7月に行ったブラジルからの電気変圧器に対するAD協定上の暫定措置は、AD協定第5条2、3、8条、6条8項、7条1項i、ii及び附属書IIに違反するとしてブラジルが申立て。  | AD (2, 3, 5, 6, 7)   |                   |
| 217. 米国－1930関税法改正条項(通称：バード条項)       | 日本、豪州、ブラジル、チリ、EU、インド、インドネシア、韓国、タイ<br>【アルゼンチン、カナダ、コスタリカ、香港、イスラエル、メキシコ、ノルウェー】 | 2000/12/21 協議要請<br>2001/ 7/12 パネル設置要請<br>2001/ 8/23 パネル設置 (9/10「DS234」と合併)<br>2002/ 9/16 パネル報告書配布<br>2002/10/18 米国が上級委申立て<br>2003/ 1/16 上級委報告書配布<br>2003/ 1/27 パネル・上級委報告書採択<br>2004/ 1/15 対抗措置承認申請(日本、ブラジル、チリ、EU、インド、韓国、カナダ、メキシコ)<br>2004/ 1/23 米国が仲裁を要請<br>2004/ 1/26 仲裁に付託<br>2004/ 8/31 仲裁判断配布 | ①バード修正条項は、関税当局が徴収した相殺関税、AD協定税に相当する額を、影響を受けた生産者に対して配分することを規定しており、AD協定、補助金協定、GATT及びWTO設立協定に違反するとして申立て。<br>②本条項はAD協定及び補助金協定上許容される措置に該当しないため、AD協定第18.1、18.4条、補助金協定第32.1、32.5条、GATT第6.2、6.3条及びWTO設立協定第XVI.4条違反、また、AD協定調査申請支持のインセンティブとなるとして、AD協定第5.4条、補助金協定第11.4違 | AD (1, 5, 8, 18)<br>SCM (4, 7, 10, 11, 18, 32)<br>GATT (VI, X, XXIII)<br>WTO (XVI) | 第I部<br>第2章        |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】 | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定 | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|-----------------|--|--|------|-------------------|
|                           |                 | <p>2004/11/10 対抗措置の内容承認申請（日本、ブラジル、EU、インド、韓国、カナダ、メキシコ）</p> <p>2004/11/26 対抗措置の内容承認</p> <p>2004/12/6 チリが対抗措置の内容承認申請</p> <p>2004/12/17 チリの対抗措置の内容承認</p> <p>2004/12/23 豪州が二国間合意</p> <p>2005/ 1/ 7 タイが二国間合意</p> <p>2005/ 1/11 インドネシアが二国間合意</p> <p>2005/ 4/29 EU、カナダが対抗措置の内容承認申請</p> <p>2005/ 8/18 日本が対抗措置の内容承認申請</p> <p>2006/ 4/28 EU、新たな対抗措置品目リストを申請</p> <p>2006/ 8/22 日本、新たな対抗措置品目リストを申請</p> <p>2007/ 4/19 EU、新たな対抗措置品目リストを申請</p> <p>2007/ 8/23 日本、新たな対抗措置品目リストを申請</p> <p>2008/ 4/ 3 EU、新たな対抗措置品目リストを申請</p> <p>2008/ 8/29 日本、新たな対抗措置品目リストを申請</p> <p>2009/ 4/23 EU、新たな対抗措置品目リストを申請</p> <p>2009/ 8/14 日本、新たな対抗措置品目リストを申請</p> <p>2010/ 4/22 EU、新たな対抗措置品目リストを申請</p> <p>2010/ 8/25 日本、新たな対抗措置品目リストを申請</p> <p>2011/ 4/ 8 EU、新たな対抗措置品目リストを申請</p> <p>2011/ 8/26 日本、新たな対抗措置品目リストを申請</p> <p>2012/ 5/ 7 EU、新たな対抗措置品目リストを申請</p> <p>2012/ 8/23 日本、新たな対抗措置品目リストを申請</p> <p>2013/ 5/22 EU、新たな対抗措置品目リストを申請</p> | <p>反を認定。</p> <p>③同条項がAD協定調査申請支持のインセンティブとなりAD協定第5.4条、補助金協定第11.4条に違反するとのパネル判断を否定。AD協定第18.1、18.4条、補助金協定第32.1、32.5条及びWTO設立協定第16.4条違反についてはパネル判断を支持。</p> |      |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)            | 申立国<br>【第三国参加国】         | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--------------------------------------|-------------------------|---|--|---|-------------------|
|                                      |                         | 2013/ 8/23 日本、新たな対抗措置品目リストを申請<br>2014/ 4/ 2 EU、新たな対抗措置品目リストを申請<br>2014/ 8/18 日本、2014/9/1からの対抗措置を中断<br>2015/ 5/11 EU、新たな対抗措置品目リストを申請<br>2016/ 5/13 EU、新たな対抗措置品目リストを申請<br>2017/ 5/11 EU、新たな対抗措置品目リストを申請<br>2018/ 5/ 7 EU、新たな対抗措置品目リストを申請<br>2019/ 5/10 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 |  |   |                   |
| 218. 米国－ブラジルからの鉄鋼製品に対する相殺関税賦課        | ブラジル                    | 2000/12/21 協議要請   | ①米国は、国内相殺関税法に従い、ブラジルの民営化企業が民営化前に受けた補助金の利益に対して相殺関税を賦課し続けており、この行為は、補助金協定第1、10、11、14、19、21条に違反するとしてブラジルが申立て。  | SCM (1, 10, 11, 14, 19, 21)                           |                   |
| 219. EU－ブラジルからの可鍛鉄管継手に対するアンチ・ダンピング措置 | ブラジル<br>【日本、チリ、メキシコ、米国】 | 2000/12/21 協議要請<br>2001/ 6/ 7 パネル設置要請<br>2001/ 7/24 パネル設置<br>2003/ 3/ 7 パネル報告書配布<br>2003/ 4/23 ブラジルが上級委申立て<br>2003/ 7/22 上級委報告書配布<br>2003/ 8/18 パネル・上級委報告書採択  | ①本件AD協定措置に係る調査及び評価はAD協定第1～7、9、11、12、15条及びGATT第VI条に違反するとしてブラジルが申立て。<br>②「ゼロイング」に関するAD協定第2.4.2条、「損害関連要因の公開」に関するAD協定第12.2条及び12.2.2条違反を認定。<br>③パネル判断を概ね支持したが、損害認定に関する情報公開についてAD協定第6.2、6.4条に違反していないとしたパネル判断を破棄し、利害関係者に重要であり、かつ機密ではない情報を公開しなかったEU措置について、同条違反を認定。 | AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 11, 12, 15)               |                   |
| 220. チリ－農産品に対する価格拘束制度及びセーフガード措置      | グアテマラ                   | 2001/ 1/ 5 協議要請   | ①チリの農産品に対する価格拘束制度及びSG協定に関する国内法、SG協定調査及び発動、またその対象品目の拡大要求は、GATT第II条、農業協定第4条、及びSG協定第2、3、4、5、68、12条等に違反するとし  | GATT (II, XIX)<br>AA (4)<br>SG (2, 3, 4, 5, 6, 8, 12) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)             | 申立国<br>【第三国参加国】        | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------------------|------------------------|---|--|--|-------------------|
|                                       |                        |   | てグアテマラが申立て。  |  |                   |
| 221. 米国－ウルグアイ・ラウンド合意実施法129条(c)(1)     | カナダ<br>【日本、チリ、EU、インド】  | 2001/ 1/17 協議要請<br>2001/ 7/12 パネル設置要請<br>2001/ 8/23 パネル設置<br>2002/ 7/15 パネル報告書配布<br>2002/ 8/30 パネル報告書採択   | ①米国のウルグアイ・ラウンド合意実施法(URAA)及びその解釈指針(SAA)の下では、DSBにおいてWTO協定違反とされたAD協定又は相殺関税措置について、DSBの勧告に整合的な形でこれを課すことを規定しており、これは過去にダンピング認定が行われた未精算の輸入案件についてオリジナル調査とは異なるルールによる行政見直しと、これに基づくAD協定・CVDの適用を義務づけるものであり、DSU、AD協定、補助金協定及びGATTの諸規定に違反するとしてカナダが申立て。<br>②URAA及びSAAはカナダが問題としている措置（未精算の過去の輸入に対する修正ルールの適用）を義務づけておらず、WTO諸規定には違反しないとして、カナダの主張を棄却。 | DSU (3, 19, 21)<br>GATT (VI)<br>SCM (10, 19, 21, 32) |                   |
| 222. <u>カナダ－地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証</u> | ブラジル<br>【豪州、EU、インド、米国】 | 2001/ 1/22 協議要請<br>2001/ 3/ 1 パネル設置要請<br>2001/ 3/12 パネル設置<br>2002/ 1/28 パネル報告書配布<br>2002/ 2/19 パネル報告書採択<br>2002/ 5/23 ブラジルが対抗措置承認申請<br>2002/ 6/24 カナダが仲裁を要請、仲裁に付託<br>2003/ 2/17 仲裁判断配布<br>2003/ 6/ 6 ブラジルが対抗措置の内容承認申請<br>2003/ 3/18 対抗措置の内容承認 | ①カナダ政府及び政府関連企業からのカナダ地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証は、輸出補助金に該当し補助金協定第3条に違反するとしてブラジルが申立て。<br>②カナダの輸出信用及び融資保証は補助金協定附属書I(k)で正当化されないと判断したものも含めて一部の制度につき補助金協定第3.1(a)条違反を認め、補助金協定第4.7条に基づき90日以内に廃止することを勧告。<br>カナダはこの勧告履行を拒否したため、ブラジルは対抗措置の申請をし、仲裁人はカナダの履行を促すため2割増しの対抗措置の規模を認定。  | SCM (1, 3)   |                   |
| 223. EU－米国からのコーングルテン飼料に対する関税割当        | 米国                     | 2001/ 1/25 協議要請   | ①EUは小麦グルテンケースのDSB採択をもって米国産コーングルテン飼料に対する関税割当が実施可能になったとしているが、本件は必要な手続を満たしておらず、SG協定第8条、及びGATT第I条、II条、   | SG (8)<br>GATT (I, II, XIX)                          |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)              | 申立国【第三国参加国】 | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|-------------|--|---|---|-------------------|
|  |             |  | XIV条に違反するとして米国が申立て。   |   |                   |
| 224. 米国－特許法                            | ブラジル        | 2001/ 1/31 協議要請  | ①米国特許法（18章他）は、政府の助成を受けた発明に関する特許権につき制限を行っており、TRIPS協定第27,28条、TRIMs協定第2条、GATT第III条、XI条に違反するとしてブラジルが申立て。  | TRIPS (27, 28)<br>TRIMs (2)<br>GATT (III, XI)                   |                   |
| 225. 米国－イタリアからのシームレスパイプに対するアンチ・ダンピング措置 | EU          | 2001/ 2/ 5 協議要請  | ①イタリアからのシームレスパイプに関する2000年11月の米国商務省によるAD協定賦課継続とのサンセット・レビュー最終決定、及びサンセット・レビュー開始は、AD協定第5.8、11.1、11.3、18.4及びWTO設立協定第XVI.4に違反するとしてEUが申立て。         | AD (5, 11, 18)<br>WTO (XVI)                                     |                   |
| 226. チリ－混合食用油に対する暫定セーフガード措置            | アルゼンチン      | 2001/ 2/19 協議要請  | ①チリは2001年1月に輸入混合食用油に対し暫定SG協定措置を適用したが、本件はSG協定上の事前の協議を行っておらず、また、同種の又は直接競合産品の定義や、決定基準が不明確であること等から、GATT第XIX条及びSG協定第2、4、6、12条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。 | GATT (XIX)<br>SG (2, 4, 6, 12)                                  |                   |
| 227. ペルー－タバコ税                          | チリ          | 2001/ 3/ 1 協議要請<br>2001/ 5/ 3 パネル設置要請<br>2001/ 6/24 パネル設置<br>2001/ 7/12 チリがパネル取り下げ | ①1999年9月に修正された一般販売税は選択的な消費税について規定しており、本規定はペルーブランドのタバコに比べて、輸入タバコに対して高い税金を課しており、GATT第III条2項（内国民待遇）に違反するとしてチリが申立て。                             | GATT (III)  |                   |
| 228. チリ－砂糖に対するセーフガード措置                 | コロンビア       | 2001/ 3/15 協議要請<br>2001/ 4/17 DS230と置き換え   | ①チリの砂糖に対するSG協定措置は、2000年1月の決定及び同年11月の延長決定において、SG協定第2、3、4、5、7、9、12条及びGATT第XIX条が求めている諸手続に違反しているとしてコロンビアが申立て。                                   | SG (2, 3, 4, 5, 7, 9, 12)<br>GATT (XIX)                         |                   |
| 229. ブラジル－インドからのジュート製靴に対するアンチ・ダンピング措置  | インド         | 2001/ 4/ 9 協議要請  | ①ブラジルのインド製ジュート靴に対するAD協定措置は、存在しないインド企業に関するデータに基づいたAD協定措置継続の決定や、その決定に関する再考の拒否、生産コスト・国内販売価格・輸出価  | GATT (VI, X)<br>AD (1, 2, 3, 5, 6, 11, 12, 17, 18)<br>WTO (XVI) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)     | 申立国<br>【第三国参加国】                      | 経 過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|-------------------------------|--------------------------------------|--|--|---|-------------------|
|                               |                                      |  | 格等の新たな証拠の無視、等がGATT第VI条及びX条、AD協定及びWTO設立協定第XVI条に違反するとしてインドが申立て。  |   |                   |
| 230. チリー砂糖に対するセーフガード措置と譲許表の修正 | コロンビア                                | 2001/ 4/17 協議要請  | ①チリーの砂糖に対するSG協定措置とその延長決定、及び当該砂糖の譲許表修正の交渉においてチリーがコロンビアを実質的利害関係無しとしたことは、SG協定第2、3、4、5、7、9、12条及びGATT第II、XIX、XXVIII条等に違反するとしてコロンビアが申立て。   | SG (2, 3, 4, 5, 7, 9, 12)<br>GATT (II, XIX, XXVIII) |                   |
| 231. EU-イワシの表示                | ペルー<br>【カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、ベネズエラ、米国】 | 2001/ 3/20 協議要請<br>2001/ 7/ 7 パネル設置要請<br>2001/ 7/24 パネル設置<br>2002/ 5/29 パネル報告書配布<br>2002/ 6/28 EUが上級委申立て<br>2002/ 9/26 上級委報告書配布<br>2002/10/23 パネル・上級委報告書採択<br>2003/ 7/25 二国間合意通報 | ①EU欧州理事会規則がヨーロッパマイワシ (Sardina pilchardus) から製造されたイワシ製品のみ、保存イワシ (preserved sardines) と表示することを認め、ペルーから輸出されたイワシ (Sardinops sagax) について「イワシ」の表示を使うことを認めていないことはTBT協定第2、12条及びGATT第I、III、XI条1項に違反するとしてペルーが申立て。<br>②EU規則はイワシ製品の表示に関する国際規格 (Codex規格) に整合的ではなく、国際規格への準拠を規定したTBT協定第2.4条に違反しており、また、同条の例外的な適用除外についてEUは十分な立証を行わなかったと判断。<br>③2.4条の立証責任についてパネル判断を覆し、例外的な適用除外についてはペルー側にEUの措置がこれに該当しないことについての立証義務があったとしたが、その他はパネルの判断を概ね支持。 | GATT (I, III, XI)<br>TBT (2, 12)                    | 第II部<br>第11章      |
| 232. メキシコマッチの輸入に関する措置         | チリ                                   | 2001/ 5/21 協議要請<br>2004/ 2/ 2 協議要請取り下げ   | ①メキシコはマッチの素材及びその廃棄物について環境の観点も含めたリスト化や、輸送の規定等を定めているが、これらはチリ製マッチの市場アクセスを阻害しており、TBT協定第1、2、5条、輸入許可手続協定第1、3、5条及びGATT第III条の内国民待遇義務に違反するとしてチリーが申立て。   | TBT (1, 2, 5)<br>IL (1, 3, 5)<br>GATT (III)         |                   |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)     | 申立国【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|-------------------------------|--|--|---|---|-------------------|
| 233. アルゼンチン-医薬品輸入に関する措置       | インド  | 2001/ 5/25 協議要請  | ①アルゼンチンが医薬品の輸入に関し、輸出国をannexI、IIにリスト化し、それぞれに異なった検査や許可等を要求するのは、TBT協定第2、5、12条、最恵国待遇、内国民待遇及びWTO設立協定第XVI. 4に違反するとしてインドが申立て。                  | TBT (2, 5, 12)<br>GATT (I, III)<br>WTO (XVI)                                    |                   |
| 234. 米国-1930関税法改正条項(通称：バード条項) | カナダ、メキシコ【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、コスタリカ、EU、香港、インド、インドネシア、イスラエル、韓国、ノルウェー、タイ】 | 2001/ 5/21 協議要請<br>2001/ 8/10 パネル設置要請<br>2001/ 9/10 パネル設置(「DS217」と合併)<br>2002/ 9/16 パネル報告書配布<br>2002/10/18 米国が上級委申立て<br>2003/ 1/16 上級委報告書配布<br>2003/ 1/27 パネル・上級委報告書採択<br>2004/ 1/15 対抗措置承認申請(日本、ブラジル、チリ、EU、インド、韓国、カナダ、メキシコ)<br>2004/ 1/23 米国が仲裁を要請<br>2004/ 1/26 仲裁に付託<br>2004/ 8/31 仲裁判断配布<br>2004/11/10 対抗措置の内容承認申請(日本、ブラジル、EU、インド、韓国、カナダ、メキシコ)<br>2004/11/26 対抗措置の内容承認<br>2004/12/ 6 対抗措置の内容承認申請(チリ)<br>2004/12/17 対抗措置の内容承認 | DS217を参照  | AD (1, 5, 8, 18)<br>SCM (5, 10, 11, 18, 32)<br>GATT (VI, X, XXIII)<br>WTO (XVI) | 第I部<br>第2章        |
| 235. スロバキア-砂糖の輸入に対するセーフガード措置  | ポーランド  | 2001/ 7/11 協議要請<br>2002/ 1/11 二国間合意通報  | ①スロバキアの砂糖の輸入に対するSG協定措置は、SG協定に定められた調査手続、損害の決定、適用期間及びSG協定委員会への通報等に不備があり、同協定の3条1、4条2(b)、5条2(a)、7条4、12条1(b)、1(c)、3にそれぞれ違反するとしてポーランドが申立て。    | SG (3, 4, 5, 7, 12)   |                   |
| 236. 米国-カナダからの軟材に対する仮決定       | カナダ【日本、EU、インド】   | 2001/ 8/21 協議要請<br>2001/10/25 パネル設置要請<br>2001/12/ 5 パネル設置<br>2002/ 9/27 パネル報告書配布<br>2002/11/ 1 パネル報告書採択<br>2006/10/12 二国間合意通報  | ①2001年8月の米国商務省によるカナダから輸入された軟材に対する相殺関税仮決定及び危機的な事態の仮決定は、GATT第VI条3項及び補助金協定第1、2、10、14、17、10、21条に違反する。また、米国の相殺関税措置に関するレビューについてはGATT条VI及び補助金協 | SCM (1, 2, 3, 10, 14, 17, 19, 20, 21, 32)<br>GATT (VI)                          | 第II部<br>第7章       |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)     | 申立国<br>【第三国参加国】        | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|-------------------------------|------------------------|---|---|---|-------------------|
|                               |                        |   | <p>定第10、19、21、32条にそれぞれ違反するとして、DSU第4条8による緊急な協議を求めるとカナダが申立て。</p> <p>②カナダの立木伐採権の付与制度は補助金協定第1.1(a)に該当するとした上で、米国の調査は価格をカナダ市場の条件ではなく米国の立木で計算していることなどが補助金協定第1.1(b)、10、14、14(d)、17.1(b)条違反であると判断。また、措置の適用についても遡及適用が補助金協定20.6条に、開始時期や期間が17.3及び17.4条に違反するとした。</p>   |   |                   |
| 237. トルコ—生鮮果物に関する輸入手続         | エクアドル<br>【コロンビア、EU、米国】 | 2001/ 8/31 協議要請<br>2002/ 6/14 パネル設置要請<br>2002/ 7/29 パネル設置<br>2002/11/22 二国間合意通報   | ①トルコの生鮮果物に関する輸入手続は、トルコ農業省による書類の発行を求めており、本手続はGATT第II、III、VIII、X、XI条、SPS協定第2.3、8、附属書B、C、輸入許可手続協定第1条、農業協定第4条、及びGATS第VI、XVII条にそれぞれ違反するとしてエクアドルが申立て。   | GATT (II, III, VIII, X, XI)<br>SPS (2, 7, 8)<br>IL (1)<br>AA (4)<br>GATS (VI, XVII) |                   |
| 238. アルゼンチン—桃缶の輸入に関するセーフガード措置 | チリ<br>【EU、パラグアイ、米国】    | 2001/ 9/14 協議要請<br>2001/12/ 6 パネル設置要請<br>2002/ 1/18 パネル設置<br>2003/ 2/14 パネル報告書配布<br>2003/ 4/15 パネル報告書採択<br>2004/ 1/23 アルゼンチンが<br>2003/12/31に問題のセーフガード措置を撤廃したことを表明 | ①アルゼンチンの桃缶の輸入に対するSG協定措置に関する調査は、「事情の予見されなかった発展」の要件を満たしておらず、また国内産業への損害についての証拠がない等不備があり、SG協定第2、3、4、5、12条及びGATT第XIX条1項に違反するとしてチリが申立て。 <p>②「予見されなかった発展」についてのGATT第XIX条1項(a)条違反であると認定。また、アルゼンチン当局による輸入増加の認定は不十分でありGATT第XIX条1項(a)、SG協定第2.1、4.2(a)条違反、また重大な損害のおそれについてアルゼンチン当局は、関連するすべての要因を検討していないことや重大な損害が明らかに差し迫ったものでないこと等から、GATT第XIX条1項(a)条、SG協定第2.1、4.1(b)、4.2(a)条違反であると認定。</p> | SG (2, 3, 4, 5, 12)<br>GATT (XIX)   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)            | 申立国【第三国参加国】                        | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--------------------------------------|------------------------------------|---|---|---|-------------------|
| 239. 米国—ブラジル製シリコンメタルに対するアンチ・ダンピング措置  | ブラジル                               | 2001/ 9/17 協議要請   | ①米国商務省は、AD協定に定められる2%（デミニマス）ルールをダンピング調査にのみ適用し、レビューには0.5%を適用しており、AD協定第5.8、11.1、18.3条等に違反するとしてブラジルが申立て。  | AD (5, 11)  |                   |
| 240. ルーマニア—小麦及び小麦粉の輸入制限              | ハンガリー                              | 2001/10/18 協議要請<br>2001/11/27 パネル設置要請<br>2001/12/20 パネル設置要請取り下げ   | ①ルーマニアは2001年7月より、小麦及び小麦粉の輸入に対して品質要件を課し、それを満たさないものについては輸入を禁止している。本件はGATT第XI条1項（数量制限の一般的禁止）違反、かつ国内の同製品には本要件を課していないことから、GATT第III条（内国民待遇）違反であるとしてハンガリーが申立て。（本件についてハンガリーはDSU第4条8による緊急な協議を要請）   | GATT (III, XI)  |                   |
| 241. アルゼンチン—ブラジルからの家禽に対するアンチ・ダンピング措置 | ブラジル<br>【カナダ、チリ、EU、グアテマラ、パラグアイ、米国】 | 2001/11/ 7 協議要請<br>2002/ 2/25 パネル設置要請<br>2002/ 4/17 パネル設置<br>2003/ 4/22 パネル報告書送付<br>2003/ 5/19 パネル報告書採択 | ①本件AD協定措置は、調査手続、AD協定税の賦課及び課税価格の決定につき、AD協定第1～6、9、12条、関税評価協定第1、7条及びGATT第VI条に違反するとしてブラジルが申立て。<br>②本件AD協定措置に係る、調査開始に関する決定・申請拒否・通知、質問への回答期限、知られている輸出者への申請書提示、輸出者から提示された価格データの扱い、個別のダンピング・マージン算出、正常価額算出における運送費等の相違に対する妥当な考慮、物理的特性の相違への対応、加重平均に基づく正常価額の算出、損害認定における客観的な検討・経済的要因や指標の考慮及びダンピングでない輸入の扱いについて、AD協定第2.4、2.4.2、3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、5.1、5.8、6.1.1、6.1.3、6.8条及び附属書II、12.1条違反を認定。 | AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 12)<br>CVA (1, 7)<br>GATT (VI) |                   |
| 242. EU—一般特恵                         | タイ                                 | 2001/12/ 7 協議要請   | ①2001年11月14日付で修正された、2002年1月から2004年12月までのEUの一般特恵は、GATT第1条（最恵国待遇）及び授權条項に違反す   | GATT (I)  |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                           | 申立国<br>【第三国参加国】                     | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|-------------------------------------|--|--|---|-------------------|
|   |                                     |  | るとしてタイが申立て。  |   |                   |
| 243. <u>米国－繊維製品及び衣類に関する原産地規則</u>                    | インド<br>【バングラディシュ、中国、EU、パキスタン、フィリピン】 | 2002/ 1/11 協議要請<br>2002/ 5/ 7 パネル設置要請<br>2002/ 6/24 パネル設置<br>2003/ 6/20 パネル報告書配布<br>2003/ 7/21 パネル報告書採択  | ①米国の繊維製品及び衣類に関する非特惠分野の原産地規則（ウルグアイ・ラウンド実施法(URAA)第334条等）改正案は、繊維製品の付加価値又は製品の品質の変化に関係のない基準に基づき原産地を決定するもので、米国内産業の保護を目的に利用されており、原産地規則協定第2条(b) (c) (d) (e)に違反するとしてインドが申立て。<br>②原産地規則協定第2条(b)（貿易上の目的を追求する手段としての原産地規則の利用）違反についてインドはURAA334条の国内産業保護の効果を立証できておらず、また、334条は原産地規則協定第2条(c)が禁止する貿易歪曲効果を持つ規則とは見なし得ないこと等から、インドの主張を全面的に棄却。    | ROO (2)                                     |                   |
| 244. <u>米国－日本製表面処理鋼板へのアンチ・ダンピング措置に対するサンセット・レビュー</u> | 日本<br>【ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国、ノルウェー】 | 2002/ 1/30 協議要請<br>2002/ 4/ 4 パネル設置要請<br>2002/ 5/22 パネル設置<br>2003/ 8/14 パネル報告書配布<br>2003/ 9/15 日本が上級委申立て<br>2003/12/15 上級委報告書配布<br>2004/ 1/ 9 パネル・上級委報告書採択 | ①本件AD協定措置に関する米国商務省(DOC)及び国際貿易委員会(ITC)の判断について、十分な証拠のないサンセット・レビュー手続の自動開始、不当に高いAD協定措置撤回基準、不適切なダビングマージンによる認定及び不適切な累積判断がGATT第VI、X条、AD協定第2、3、5、6、11、12、18.4条及び同附属書II及びWTO設立協定第XVI条に違反するとして日本が申立て。<br>②日本の主張を棄却。<br>③米国がゼロイングを利用していることがAD協定11.3条に違反していることなど申立てにおける法的主張を一部認めたものの、パネルの事実認定が不十分なこと等から、米国の本判断がWTO協定不整合であるとは判断できないとした。 | AD (2, 3, 5, 6, 11, 12, 18)<br>GATT (VI, X) | 第I部<br>第II章       |
| 245. <u>日本－輸入リンゴに係る検疫措置</u>                         | 米国<br>【豪州、ブラジル、中国、台湾、EU、ニュージーランド】   | 2002/ 3/ 1 協議要請<br>2002/ 5/ 7 パネル設置要請<br>2002/ 6/ 3 パネル設置<br>2003/ 7/15 パネル報告書配布<br>2003/ 8/28 日本が上級委申立て   | ①1994年以降日本が課している、火傷病の可能性のある米国産リンゴ（火傷病が検出された場所の近隣の果樹園のリンゴを含む）への検疫措置（火傷病完全無病園地の  | GATT (XI)<br>SPS (2, 5, 6, 7)<br>AA (4, 14) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)  | 申立国【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定         | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|----------------------------|---|--|---|--------------|-------------------|
|                            |   | 2003/11/26 上級委報告書配布<br>2003/12/10 パネル・上級委報告書採択<br>2004/ 6/30 シークエンス合意<br>2004/ 7/19 パネル設置要請（履行確認）、米国が対抗措置承認申請<br>2004/ 7/29 日本が仲裁を要請<br>2004/ 7/30 パネル設置（履行確認）、仲裁に付託<br>2004/ 8/ 4 仲裁手続き停止<br>2005/ 6/23 パネル報告書配布（履行確認）<br>2005/ 7/20 パネル報告書採択（履行確認）<br>2005/ 8/30 二国間合意通報 | 指定、輸出園地周囲への衝地帯の設置、年3回の園地検査の実施等）は、GATT第XI条、SPS協定第2.2、2.3、5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条、附属書B、農業協定第14条に違反するとして米国が申立て。<br>②日本の措置は十分な科学的根拠に基づいておらずSPS協定第2.2条（科学的根拠に基づく措置の実施）に違反するとともに、5.7条（科学的根拠が不十分な場合の国際的な衛生植物検疫措置の参照）の要件を満たしておらず、5.1条の規定する危険性評価にも基づいていない旨判断。<br>③パネルの判断を全面的に支持。日米は2004年6月末までのDSB勧告の履行に合意したが、米国は期限内に履行が行われなかったとして履行パネルの設置を要請、パネルは日本の改正検疫措置は依然としてSPS協定第2.2、5.1条に違反すると判断した。日本は2005年8月に問題の措置を改正した。 |              |                   |
| 246. EU-開発途上国に対する特惠関税の付与条件 | インド【ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、モリシャス、ニカラグア、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、スリランカ、ベネズエラ、米国】 | 2002/ 3/ 5 協議要請<br>2002/12/ 6 パネル設置要請<br>2003/ 1/27 パネル設置<br>2003/12/ 1 パネル報告書配布<br>2004/ 1/ 8 EUが上級委申立て<br>2004/ 4/ 7 上級委報告書配布<br>2004/ 4/20 パネル・上級委報告書採択   | ①EUによる特惠関税制度（麻薬の生産及び取引の撲滅を目的とした、特定開発途上国からの輸入品に対する特惠付与）は、GATT第1条の最恵国待遇等を無効化・侵害しているとしてインドが申立て。<br>②EUの措置がGATT第1条1項に反することをインドが立証した一方で、EUは同措置がGATT第XX条(b)（生命・健康の保護を目的とする措置の一般的例外）に該当すること及び開発途上国に対する特別な待遇を認めた授權条項により正当化できることを立証できなかったとして、インドの主張を認定。<br>③授權条項に関するパネルの解釈を一部破棄したものの、その他のパネルの判断を支持。  | GATT (I)     | 第II部<br>第1章       |
| 247. 米国-カナダからの軟材           | カナダ   | 2002/ 3/ 6 協議要請<br>2006/10/12 二国間合意通報  | ①米国のカナダ産軟材に対する暫定AD協定措置は、調査開始の要件   | AD (2, 5, 7) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)               | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|--|---|---|---|-------------------|
| に対する暫定アンチ・ダンピング措置                       |  |   | であるダンピングの証拠がない等、AD協定第2.1条、2.2条、5.2条、7.1条に違反するとしてカナダが申立て。  |   |                   |
| 248. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置                | EU<br>【日本、ブラジル、カナダ、中国、台湾、キューバ、韓国、ニュージールランド、ノルウェー、スイス、タイ、トルコ、ベネズエラ】 | 2002/ 3/ 7 協議要請<br>2002/ 5/ 7 パネル設置要請<br>2002/ 6/ 3 パネル設置（その他案件は以下の日付でパネル設置と同時に「DS248」に合併→「DS249」「DS251」6/14、「DS252」「DS253」「DS254」6/24、「DS258」7/8、「DS259」7/29)<br>2003/ 7/11 パネル報告書配布<br>2003/ 8/11 米国が上級委申立て<br>2003/11/10 上級委報告書配布<br>2003/12/10 パネル・上級委報告書採択 | ①米国の鉄鋼製品に対するSG協定措置は、国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件が欠如している等、SG協定第2、3、4、5、7、8、9、12条、GATT第I、II、X、XIII、XIX条等に違反するとして申立て。<br>②③パネル及び上級委は、米国のSG協定措置は、事情の予見されなかった発展についてGATT第XIX上1項(a)条、SG協定第3.1条の違反、輸入の増加に関する事実認定に関してSG協定第2.1、4.2条の違反、調査対象と措置対象の範囲が不一致であるとしてSG協定第2.1、2.2、4.2条違反を認定。 | SG (2, 3, 4, 5, 7, 9)<br>GATT (I, XIII, XIX)            | 第II部<br>第8章       |
| 249. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置                | 日本<br>【ブラジル、カナダ、中国、台湾、EU、韓国、メキシコ、ニュージールランド、ノルウェー、スイス、タイ、トルコ、ベネズエラ】 | 2002/ 3/20 協議要請<br>2002/ 5/21 パネル設置要請<br>2002/ 6/14 パネル設置(「DS248」と合併)<br>2003/ 7/11 パネル報告書配布<br>2003/ 8/11 米国が上級委申立て<br>2003/11/10 上級委報告書配布<br>2003/12/10 パネル・上級委報告書採択  | DS248を参照  | SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 12)<br>GATT (I, II, X, XIII, XIX) | 第II部<br>第8章       |
| 250. 米国－フロリダ州のオレンジ及びグレープフルーツの加工品に対する消費税 | ブラジル<br>【チリ、EU、メキシコ、パラグアイ】   | 2002/ 3/20 協議要請<br>2002/ 8/16 パネル設置要請<br>2002/10/ 1 パネル設置<br>2004/ 5/28 二国間合意通報   | ①フロリダ州の国内産でない柑橘類（オレンジ及びグレープフルーツ）の加工品に対する消費税はGATT第II条1項(a)及びIII条1項、2項及び4項に違反するとしてブラジルが申立て。   | GATT (II, III, XXVII)                                   |                   |
| 251. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置                | 韓国<br>【日本、ブラジル、カナダ、中国、台湾、EU、メキシコ、ニュージールランド、ノルウェー、スイス、タイ、トルコ、ベネズエラ】 | 2002/ 3/20 協議要請<br>2002/ 5/21 パネル設置要請<br>2002/ 6/14 パネル設置(「DS248」と合併)<br>2003/ 7/11 パネル報告書配布<br>2003/ 8/11 米国が上級委申立て<br>2003/11/10 上級委報告書配布<br>2003/12/10 パネル・上級委報告書採択  | DS248を参照  | SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 12)<br>GATT (I, X, XIII, XIX)  | 第II部<br>第8章       |
| 252. 米国－鉄                               | 中国   | 2002/ 3/26 協議要請   | DS248を参照  | SG (2, 3, 4, 5, 7, 8,                                   | 第II部              |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)    | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|------------------------------|--|--|---|--|-------------------|
| 鋼製品に対するセーフガード措置              | 【日本、ブラジル、カナダ、台湾、キューバ、EU、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、タイ、トルコ、ベネズエラ】       | 2002/ 5/27 パネル設置要請<br>2002/ 6/24 パネル設置(「DS248」と合併)<br>2003/ 7/11 パネル報告書配布<br>2003/ 8/11 米国が上級委申立て<br>2003/11/10 上級委報告書配布<br>2003/12/10 パネル・上級委報告書採択                    |   | 9, 12)<br>GATT (I, X, XIII, XIX)                               | 第8章               |
| 253. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置     | スイス<br>【日本、ブラジル、カナダ、中国、台湾、キューバ、EU、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、タイ、トルコ、ベネズエラ】 | 2002/ 4/ 3 協議要請<br>2002/ 6/ 3 パネル設置要請<br>2002/ 6/24 パネル設置(「DS248」と合併)<br>2003/ 7/11 パネル報告書配布<br>2003/ 8/11 米国が上級委申立て<br>2003/11/10 上級委報告書配布<br>2003/12/10 パネル・上級委報告書採択 | DS248を参照  | SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 12)<br>GATT (I, XIX)                     | 第II部<br>第8章       |
| 254. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置     | ノルウェー<br>【日本、ブラジル、カナダ、中国、台湾、キューバ、EU、韓国、メキシコ、ニュージーランド、スイス、タイ、トルコ、ベネズエラ】 | 2002/ 4/ 4 協議要請<br>2002/ 6/ 3 パネル設置要請<br>2002/ 6/24 パネル設置(「DS248」と合併)<br>2003/ 7/11 パネル報告書配布<br>2003/ 8/11 米国が上級委申立て<br>2003/11/10 上級委報告書配布<br>2003/12/10 パネル・上級委報告書採択 | DS248を参照  | SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 12)<br>GATT (I, II, X, XIX)           | 第II部<br>第8章       |
| 255. ペルー－特定の製品に対する課税措置       | チリ   | 2002/ 4/22 協議要請<br>2002/ 6/13 パネル設置要請<br>2002/ 9/25 パネル設置要請取り下げ  | ①ペルーの、国産品以外の製品に対する税制措置はGATT第III条に違反するとしてチリが申立て。   | GATT (III)   |                   |
| 256. トルコ－ハンガリー産ペットフードの輸入禁止措置 | ハンガリー  | 2002/ 5/ 3 協議要請  | ①トルコのBSE(牛海綿状脳症)拡大を防止するためのペットフード輸入禁止措置は、GATT第XI条、SPS協定第2.2条、2.3条、5.1条、5.2条、5.6条、6.1条、6.2条、7条、附属書B、農業協定第14条に違反するとしてハンガリーが申立て。  | GATT (XI)<br>SPS (2, 5, 6, 7.)<br>AA (14)                      |                   |
| 257. 米国－カナダからの軟材に対する相殺関税決定   | カナダ<br>【日本、中国、EU、インド】  | 2002/ 5/ 3 協議要請<br>2002/ 7/18 パネル設置要請<br>2002/10/ 1 パネル設置<br>2003/ 8/29 パネル報告書配布<br>2003/10/ 2 米国が上級委申立て<br>2004/ 1/19 上級委報告書配布<br>2004/ 2/17 パネル・上級委報告書採択             | ①米国がカナダからの軟材に対して決定した補助金の存在、程度及び影響を決定するための調査の開始及び実施等については、補助金協定第1、2、10、11、12、14、15、19、22、32.1条、GATT第IV条3項、X条3項に違反するとしてカナダが申立て。 | SCM (1, 2, 10, 11, 12, 14, 15, 19, 21, 22, 32)<br>GATT (VI, X) | 第II部<br>第7章       |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)  | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|----------------------------|--|--|---|---|-------------------|
|                            |  | 2004/12/30 パネル設置要請(履行確認)、カナダが対抗措置承認申請<br>2005/ 1/13 米国が仲裁を要請<br>2005/ 1/14 パネル設置(履行確認)、シークエンス合意<br>2005/ 8/ 1 パネル報告書配布(履行確認)<br>2005/ 9/ 6 米国が上級委申立て(履行確認)<br>2005/12/ 5 上級委報告書配布(履行確認)<br>2005/12/20 パネル・上級委報告書採択(履行確認)<br>2006/10/12 二国間合意通報<br>2007/ 2/23 更なる二国間合意の通報 | ②③パネル及び上級委は、米国は必要な補助金の利益の「転嫁」分析を一部の取引において怠ったとし、補助金協定第10条、32.1条及びGATT第VI条3項に違反すると認定。<br>履行確認パネルはなお同協定違反があると判断し、履行確認上級委パネルもこれを支持した。 |   |                   |
| 258. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置   | ニュージーランド<br>【日本、ブラジル、カナダ、中国、台湾、キューバ、EU、韓国、メキシコ、ノルウェー、スイス、タイ、トルコ、ベネズエラ】 | 2002/ 5/14 協議要請<br>2002/ 6/27 パネル設置要請<br>2002/ 7/ 8 パネル設置(「DS248」と合併)<br>2003/ 7/11 パネル報告書配布<br>2003/ 8/11 米国が上級委申立て<br>2003/11/10 上級委報告書配布<br>2003/12/10 パネル・上級委報告書採択   | DS248を参照  | SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 12)<br>GATT (I, X, XIV) | 第II部<br>第8章       |
| 259. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置   | ブラジル<br>【カナダ、台湾、キューバ、メキシコ、タイ、トルコ、ベネズエラ】                                | 2002/ 5/21 協議要請<br>2002/ 7/18 パネル設置要請<br>2002/ 7/29 パネル設置(「DS248」と合併)<br>2003/ 7/11 パネル報告書配布<br>2003/ 8/11 米国が上級委申立て<br>2003/11/10 上級委報告書配布<br>2003/12/10 パネル・上級委報告書採択   | DS248を参照  | SG (2, 3, 4, 5)<br>GATT (I, X, XIX)           | 第II部<br>第8章       |
| 260. EU－鉄鋼製品に対する暫定セーフガード措置 | 米国<br>【日本、エジプト、韓国、トルコ】   | 2002/ 5/30 協議要請<br>2002/ 8/19 パネル設置要請<br>2002/ 9/16 パネル設置  | ①EUの、鉄鋼製品に対する暫定セーフガード措置は、国内産業への重大な損害等のSG協定措置発動条件が欠如している等、SG協定第2.1条、2.2条、3条、4.1条、4.2条、6条、12.1条、GATT第I条、X条、XIX条に違反するとして米国が申立て。      | SG (2, 3, 4, 5, 6, 12)<br>GATT (I, X, XIX)    |                   |
| 261. ウルグアイ－特定の製品           | チリ<br>【EU、メキシコ、  | 2002/ 6/18 協議要請<br>2003/ 4/ 3 パネル設置要請  | ①ペルーの、国産品以外の製品に対する税制措置はGATT第I条及び  | GATT (I, III)                                 |                   |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                                  | 申立国<br>【第三国参加国】                   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|-----------------------------------|--|---|---|-------------------|
| に対する課税措置   | 米国】                               | 2003/ 5/19 パネル設置<br>2004/ 1/ 8 二国間合意通報   | III条に違反するとしてチリが申立て。   |   |                   |
| 262. 米国－フランス製及びドイツ製鉄鋼製品に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税賦課へのサンセット・レビュー | EU                                | 2002/ 7/25 協議要請  | ①米国のフランス製及びドイツ製腐食防止鉄鋼製品等へのAD協定措置及び相殺関税賦課のサンセット・レビューによる継続の決定等は、GATT、AD協定、補助金協定、WTO設立協定に違反するとしてEUが申立て。  | GATT (VI, X)<br>AD (1, 2, 3, 5, 6, 11, 18)<br>SCM (10, 11, 12, 15, 21, 32)<br>WTO (XVI) |                   |
| 263. EU－輸入ワインに対する措置  | アルゼンチン                            | 2002/ 9/ 4 協議要請  | ①EUのワインの製造方法等に関する規則はTBT協定第2条、12条、GATT第I条I項、III条4項、WTO設立協定第XVI. 4条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。  | TBT (2, 12)<br>GATT (I, III)<br>WTO (XVI)   |                   |
| 264. 米国－カナダ産軟材に対するダンピングの最終決定                               | カナダ<br>【日本、中国、EU、インド、ニュージーランド、タイ】 | 2002/ 9/13 協議要請<br>2002/12/ 6 パネル設置要請<br>2003/ 1/ 8 パネル設置<br>2004/ 4/13 パネル報告書配布<br>2004/ 5/13 米国が上級委申立て<br>2004/ 8/11 上級委報告書配布<br>2004/ 8/31 パネル・上級委報告書採択<br>2005/ 5/19パネル設置要請（履行確認）、カナダが対抗措置承認申請<br>2005/ 5/27 シークエンス合意<br>2005/ 5/31 米国が仲裁を要請<br>2005/ 6/ 1 パネル設置（履行確認）<br>2006/ 4/ 3 パネル報告書配布（履行確認）<br>2006/ 5/17 カナダが上級委申立て（履行確認）<br>2006/ 8/15 上級委報告書配布（履行確認）<br>2006/ 9/ 1 パネル・上級委報告書採択（履行確認）<br>2006/10/12 二国間合意通報<br>2007/ 2/23 更なる二国間合意の通報 | ①米国の、カナダ産軟材に対するダンピングの最終決定等は、AD協定およびGATTに違反するとしてカナダが申立て。<br>②③パネル及び上級委は、米国がゼロイング手法を用いてダンピング・マージンを計算したことはAD協定第2. 4. 2条に違反すると判断。米国はDSB勧告の履行措置として新たなダンピング・マージンを算定する際、正常価格（国内価格）と輸出価格の比較を個別取引ごとに行う中で（T-T方式：transaction to transaction）引き続きゼロイングを適用した。カナダはこれをAD協定第2. 4. 2条及び2. 4. 4条違反と主張し、DSU第21. 5条パネルが設置されたが、パネルはカナダの主張を認めなかった。これに対して同上級委は、T-T方式におけるゼロイングの適用は協定第2. 4. 2条違反とするとともに、ウルグアイ・ラウンド実施法129条決定におけるT-T方式でゼロイングが適用されたことは、AD協定第2. 4条が定める「公正な比較」要件に反するとして、パネルの判断を覆した。 | AD (1, 2, 4, 5, 6, 9, 18)<br>GATT (VI, X)   | 第II部<br>第7章       |
| 265. EU－砂糖   | 豪州                                | 2002/ 9/27 協議要請  | ①EUの、砂糖への輸出補助金は、  | SCM (3)   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)             | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経 過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------------------|--|---|--|---|-------------------|
| <u>への輸出補助金</u>                        | 【バルバドス、ベリーズ、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、キューバ、フィジー、ギアナ、インド、ジャマイカ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ニュージーランド、パラグアイ、セントクリストファー・ネービス、エスワティニ、タンザニア、タイ、トリニダードトバゴ、米国、コートジボアール】   | 2003/ 7/ 9 パネル設置要請<br>2003/ 8/ 29 パネル設置(「DS266」、<br>「DS283」と合併)<br>2004/ 10/ 15 パネル報告書配布<br>2005/ 1/ 13 EUが上級委申立て<br>2005/ 1/ 15 豪州が上級委申立て<br>2005/ 4/ 28 上級委報告書配布<br>2005/ 5/ 19 パネル・上級委報告書<br>採択<br>2006/ 6/ 8 シークエンス合意                           | 農業協定(第3.3、8、9.1、10.1、<br>11条)、補助金協定(第3.1、3.2<br>条)、GATT(第III条4、16条)に<br>違反するとして申立て。<br>②EUが譲許表に明記されている約<br>束の水準を超えて輸出補助金を交<br>付しており農業協定第3.3条及び8<br>条の違反を認定。<br>③パネルの認定を支持。 | AA (3, 8, 9, 10, 11)<br>GATT (III, XVI)                 |                   |
| <u>266. EU-砂糖<br/>への輸出補助金</u>         | ブラジル<br>【豪州、バルバド<br>ス、ベリーズ、カ<br>ナダ、中国、コロ<br>ンビア、キューバ、<br>フィジー、ギアナ、<br>インド、ジャマイ<br>カ、ケニア、マダ<br>ガスカル、マラウ<br>イ、モーリシャス、<br>ニュージーラン<br>ド、パラグアイ、<br>セントクリストフ<br>ァー・ネービス、<br>エスワティニ、タ<br>ンザニア、タイ、<br>トリニダードトバ<br>ゴ、米国、コート<br>ジボアール】 | 2002/ 9/ 27 協議要請<br>2003/ 7/ 9 パネル設置要請<br>2003/ 8/ 29 パネル設置(「DS265」、<br>「DS283」と合併)<br>2004/ 10/ 15 パネル報告書配布<br>2005/ 1/ 13 EUが上級委申立て<br>2005/ 1/ 15 ブラジルが上級委申立<br>て<br>2005/ 4/ 28 上級委報告書配布<br>2005/ 5/ 19 パネル・上級委報告書<br>採択<br>2006/ 6/ 8 シークエンス合意 | DS265を参照   | SCM (1, 3)<br>AA (3, 8, 9, 10)<br>GATT (III, XVI)       |                   |
| <u>267. 米国-高<br/>地産綿花に対す<br/>る補助金</u> | ブラジル<br>【日本、アルゼン<br>チン、豪州、ベナ<br>ン、カナダ、チャ<br>ド、中国、台湾、<br>EU、インド、ニュ<br>ージーランド、パ<br>キスタン、パラグ  | 2002/ 9/ 27 協議要請<br>2003/ 2/ 6 パネル設置要請<br>2003/ 3/ 18 パネル設置<br>2004/ 9/ 8 パネル報告書配布<br>2004/ 10/ 18 米国が上級委申立て<br>2005/ 3/ 3 上級委報告書配布<br>2005/ 3/ 21 パネル・上級委報告書<br>採択   | ①米国の、高地産綿花に対する国<br>内補助金及び輸出補助金は、農業<br>協定第3.3、8、9.1(a)、10.1条、<br>補助金協定第3.1(a)、3.1(b)、3.2、<br>5、6、附属書I(j)条、GATT第III<br>条4項に違反するとしてブラジル<br>が申立て。<br>②農業協定第8条違反や補助金協           | AA (3, 7, 8, 9, 10)<br>SCM (3, 5, 6)<br>GATT (III, XVI) | 第II部<br>第7章       |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                             | 申立国<br>【第三国参加国】                 | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|---------------------------------|---|---|---|-------------------|
|   | アイ、ベネズエラ、タイ】                    | 2005/ 7/ 4 ブラジルが対抗措置承認申請<br>2005/ 7/14 米国が仲裁を要請<br>2005/ 7/15 仲裁に付託<br>2005/ 8/17 仲裁手続き停止<br>2005/10/ 6 ブラジルが対抗措置承認申請<br>2005/10/17 米国が仲裁を要請<br>2005/10/18 仲裁に付託<br>2005/11/21 仲裁手続き停止<br>2006/ 8/18 パネル設置要請（履行確認）<br>2006/ 9/28 パネル設置（履行確認）<br>2007/12/18 パネル報告書配布（履行確認）<br>2008/ 2/12 米国が上級委申立て（履行確認）<br>2008/ 2/25 ブラジルが上級委申立て（履行確認）<br>2008/ 6/ 2 上級委報告書配布（履行確認）<br>2008/ 6/20 パネル・上級委報告書採択（履行確認）<br>2008/ 8/25 ブラジルが停止した仲裁の再開を要請<br>2008/10/ 1 仲裁人につき合意<br>2009/ 8/31 仲裁判断配布<br>2009/11/ 6 ブラジルが対抗措置の内容承認申請<br>2009/11/19 対抗措置の内容承認<br>2010/ 3/ 8 ブラジルが2010/4/7から対抗措置を発動する旨通知<br>2010/ 4/30 ブラジルが対抗措置発動延期<br>2010/ 8/25 ブラジル・米国が Framework for a Mutually Agreed Solution to the Cotton Dispute in the World Trade Organization の締結を通知 | 定第3条違反等を認定。<br>③パネルの認定を支持。<br>21.5条パネルは、補助金協定第5、6条等の違反を認定し、米国が履行を行っていないとしたところ、21.5条上級委員会は、米国による措置はDSBの勧告と裁定の履行を行っておらず、農業協定及び補助金協定に非整合的であり、両協定上の義務を果たすようDSBが米国に要求することを勧告するとした。 |   |                   |
| 268. 米国ーアルゼンチン製油井管 (OCTG) に対するアンチ・ダンピング措置へのサンセット・レビュー | アルゼンチン<br>【日本、中国、EU、韓国、メキシコ、台湾】 | 2002/10/ 7 協議要請<br>2003/ 4/ 3 パネル設置要請<br>2003/ 5/19 パネル設置<br>2004/ 7/16 パネル報告書送付<br>2004/ 8/31 米国が上級委申立て<br>2004/11/29 上級委報告書送付<br>2004/12/17 パネル・上級委報告書  | ①米国のアルゼンチン製OCTGに対するAD協定措置のサンセット・レビューによる措置継続の決定等はAD協定、GATT、WTO設立協定に違反するとしてアルゼンチンが申立て。<br>②米国SPB (Sunset Policy   | AD (1, 2, 3, 5, 6, 11, 12, 18)<br>GATT (VI, X)<br>WTO (XVI) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】    | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定                     | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|--------------------|---|--|--------------------------|-------------------|
|                           |                    | <p>採択</p> <p>2006/ 1/ 5 シークエンス合意</p> <p>2006/ 1/26 協議要請(履行確認)</p> <p>2006/ 3/ 6 パネル設置要請(履行確認)</p> <p>2006/3/17 パネル設置(履行確認)</p> <p>2006/11/30 パネル報告書配布(履行確認)</p> <p>2007/ 1/12 米国が上級委申立て(履行確認)</p> <p>2007/ 1/24 アルゼンチンが上級委申立て(履行確認)</p> <p>2007/ 4/12 上級委報告書配布(履行確認)</p> <p>2007/ 5/ 11 パネル・上級委報告書採択(履行確認)</p> <p>2007/ 5/21 アルゼンチンが対抗措置承認申請</p> <p>2007/ 6/ 1 米国が仲裁を要請</p> <p>2007/ 6/ 4 仲裁に付託</p> <p>2007/ 6/21 仲裁手続を中断</p> | <p>Bulletin) をAD協定第11.3条違反と認定。</p> <p>③「パネルは“客観的評価”を行っていない」とし、その認定を破棄。また、本件ではパネル及び上級委が、waiverについて定めた米国1930年関税法及び商務省(DOC)規則(輸出企業がサンセット・レビュー参加権を放棄した場合、商務省はダンピングの存続又は再発の可能性を認める決定をしなければならぬとする)をAD協定第11.3条(一部6.1、6.2条)違反とした。</p> <p>アルゼンチン申立てによる履行確認パネルは、waiverについて定めたDOC規則を引き続きAD協定第11.3条違反としたほか、DOCによるダンピング再発可能性の決定についても十分な事実関係に基づいておらず、同じく11.3条に反するとした。また、申立て人の意見書の守秘に関するDOCの措置は協定第6.5.1条に反すると判断された。</p> |                          |                   |
| 269. EU-冷凍骨なし鶏肉の関税分類      | ブラジル<br>【中国、タイ、米国】 | <p>2002/10/11 協議要請</p> <p>2003/ 9/19 パネル設置要請</p> <p>2003/11/ 7 パネル設置(11/21「DS286」と合併)</p> <p>2005/ 5/30 パネル報告書配布</p> <p>2005/ 6/13 EUが上級委申立て</p> <p>2005/ 6/27 ブラジルが上級委申立て</p> <p>2005/ 9/12 上級委報告書配布</p> <p>2005/ 9/27 パネル・上級委報告書採択</p> <p>2006/ 7/26 シークエンス合意</p>   | <p>①「加塩肉」として譲許した冷凍骨なし鶏肉(加塩)の関税分類を「冷凍肉」に変更するEU規則は、GATT第II条、XXVIII条に違反し、GATT第XXIII条1項の無効化又は侵害を生じさせるとしてブラジル及びタイが申立て。</p> <p>②文言の「通常の意味」や「文脈」から解釈して、EUは加塩された冷凍骨なし鶏肉を「加塩肉」として譲許していると判断した上で、EUの関税分類の変更により従価税で譲許された「加塩肉」に従量税が課されていることについて、直ちに協定違反となるものではないが、従価換算の結果、実際の税率は譲許税率を上回っているとして、EUの措置はGATT第II条(a)(b)(譲許表に基づく関税賦課)に違反すると判断。</p> <p>③パネルの判断を概ね支持。</p>  | GATT (II, XXIII, XXVIII) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)            | 申立国<br>【第三国参加国】                     | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|---|---|---|-------------------|
| 270. 豪州一輸入果物及び野菜に対する措置               | フィリピン<br>【チリ、中国、EU、エクアドル、インド、タイ、米国】 | 2002/10/18 協議要請<br>2003/ 7/ 7 パネル設置要請<br>2003/ 8/29 パネル設置   | ①豪州の輸入果物及び野菜に対する措置はGATT第VI条、XIII条、SPS協定(第2、3、4、5、6、10条)、輸入許可手続協定第1条、3条に違反するとしてフィリピンが申立て。  | GATT (XI, XIII)<br>SPS (2, 3, 4, 5, 6, 10)<br>IL (1, 3)         |                   |
| 271. 豪州一輸入パイナップルに対する措置               | フィリピン                               | 2002/10/18 協議要請   | ①豪州の輸入パイナップルに対する措置はGATT第VI条、VIII条、SPS協定(第2、3、4、5、6、10条)に違反するとしてフィリピンが申立て。   | GATT (XI, XIII)<br>SPS (2, 3, 4, 5, 6, 10)                      |                   |
| 272. ペルー—アルゼンチン産野菜油に対するアンチ・ダンピング暫定措置 | アルゼンチン                              | 2002/10/21 協議要請   | ①ペルーのアルゼンチン産野菜油に対するAD協定暫定措置等は、AD協定第2.2、2.4、3.1、3.2、3.4、3.5、4.1、5.2、5.3、5.8、6.8、7、12.2条、GATT第VI条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。                  | AD (2, 3, 4, 5, 6, 7, 12)<br>GATT (VI)                          |                   |
| 273. 韓国—商用船貿易に関する措置                  | EU<br>【日本、中国、台湾、メキシコ、ノルウェー、米国】      | 2002/10/21 協議要請<br>2003/ 6/12 パネル設置要請<br>2003/ 7/21 パネル設置<br>2005/ 3/ 7 パネル報告書配布<br>2005/ 4/11 パネル報告書採択 | ①韓国の商用船造船に対する補助金は、補助金協定第3.1(a)、3.2、5(c)、6.3(c)条等に違反するとしてEUが申立て。<br>②韓国の補助金が3.1条(a)の禁止補助金であることを認め、廃止を勧告した。EUの著しい害の主張は退けた。            | SCM (1, 2, 3, 5, 6)   | 第II部<br>第7章       |
| 274. 米国—鉄鋼製品に対するセーフガード措置             | 台湾                                  | 2002/11/ 1 協議要請   | ①米国の鉄鋼製品に対するSG協定措置は、国内産業への重大な損害等のSG協定措置発動条件が欠如している等、SG協定第2.1条、2.2条、3.1条、4.1条、4.2条、5.1条、GATT第I条1項、XIX条1項に違反するとして台湾が申立て。              | SG (2, 3, 4, 5)<br>GATT (I, XIX)                                |                   |
| 275. ベネズエラ—農産品に対する輸入ライセンス措置          | 米国                                  | 2002/11/ 7 協議要請   | ①ベネズエラの、農産品(とうもろこし、乳製品等)に対する輸入許可手続協定措置は、農業協定第4.2条、GATT第III、X、XI、XIII条、TRIMs協定第2.1条、輸入許可手続協定第1.4、3.2、3.5、5.1、5.2、5.3条に違反するとして米国が申立て。 | AA (4)<br>GATT (III, X, XI, XIII)<br>PSI (1, 3, 5)<br>TRIMs (2) |                   |
| 276. カナダ—小麦の輸出に関する措置及び輸入穀物の取扱        | 米国<br>【日本、豪州、チリ、中国、台湾、EU、メキシコ】      | 2002/12/17 協議要請<br>2003/ 3/ 6 パネル設置要請<br>2003/ 3/31 パネル設置<br>2004/ 4/ 6 パネル報告書配布                        | ①カナダ政府及びカナダ小麦委員会の小麦の輸出に関する措置(小麦委員会への売買、価格設定、支払保証等に係る特権の付与等)は  | GATT (III, XVII)<br>TRIMs (2)                                   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)          | 申立国<br>【第三国参加国】      | 経 過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|------------------------------------|----------------------|--|---|---|-------------------|
|                                    |                      | 2004/ 6/ 1 米国が上級委申立て<br>2004/ 8/30 上級委報告書配布<br>2004/ 9/27 パネル・上級委報告書採択<br>2005/ 8/31 カナダ、2005/8/1より改正国内法が発効したことを発表   | GATT第XVII条に違反し、輸入穀物の保管・運搬に係る差別的取扱はGATT第III条、TRIMs協定第2条に違反するとして米国が申立て。<br>②カナダの小麦輸出関連制度のGATT第XVII条（国家貿易企業の協定遵守）違反について米国はこれを立証しなかったとする一方で、カナダの輸入穀物への差別的取扱いはGATT第III条4項に違反すると判断。<br>③パネルの判断を全面的に支持。  |   |                   |
| 277. 米国－カナダ産軟材に対するITCの調査           | カナダ<br>【日本、中国、EU、韓国】 | 2002/12/20 協議要請<br>2003/ 4/ 3 パネル設置要請<br>2003/ 5/ 7 パネル設置<br>2004/ 3/22 パネル報告書配布<br>2004/ 4/26 パネル報告書採択<br>2005/ 2/14 パネル設置要請（履行確認）、カナダが対抗処置承認申請<br>2005/ 2/23 シークエンス合意、米国が仲裁を要請<br>2005/ 2/25 パネル設置（履行確認）<br>2005/11/15 パネル報告書配布（履行確認）<br>2006/ 1/13 カナダが上級委申立て（履行確認）<br>2006/ 4/13 上級委報告書配布（履行確認）<br>2006/ 5/ 9 パネル・上級委報告書採択（履行確認）<br>2006/10/12 二国間合意通報 | ①カナダ産軟材に対するITC（国際貿易委員会）の調査（損害認定等）は、GATT、AD協定、補助金協定に違反するとしてカナダが申立て。<br>②損害の因果関係の認定において、ITCが検討した要因から「輸入が相当程度増加している」とし、それに基づいて損害のおそれを肯定したことはAD協定第3.5、3.7条、第15.5、15.7条違反であると認定。カナダの申立てにより設置されたDSU第21.5条パネルは、米国による履行措置は補助金協定等に整合的であり、米国はDSB勧告を履行したと判断した。しかし、同上級委は、損害のおそれに係るITC決定について、パネルの検討方法は不適切であったとしてパネル判断を破棄したが、米国の履行措置の適法性及び履行の成立・不成立については、パネルによる事実関係の審理が不十分として判断を行わなかった。 | AD (1, 3, 12, 18)<br>GATT (VI)<br>SCM (10, 15, 22, 32)                        | 第II部<br>第7章       |
| 278. チリ－輸入果糖に対するセーフガード措置           | アルゼンチン               | 2002/12/20 協議要請  | ①チリの、輸入果糖に対するSG協定措置は、SG協定(2.1、3.1、3.2、4.1、4.2、5.1、7.1、7.5条)、GATT第XIX条1項に違反するとしてアルゼンチンが申立て。  | SG (2, 3, 4, 5, 7)<br>GATT (XIX)  |                   |
| 279. インド－2002年～2007年の輸出入政策の下での輸入制限 | EU<br>【米国】           | 2002/12/23 協議要請  | ①インドの2002年～2007年の輸出入政策の下での輸入制限は、GATT（第III、X、XI条）、農業協定第4.2条、輸入許可手続協定（第1、2、3条）、SPS協定（第2、3、5、7、8   | GATT (III, X, XI)<br>AA (4)<br>IL (1, 2, 3)<br>SPS (2, 3, 5, 7, 8)<br>TBT (2) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)        | 申立国<br>【第三国参加国】                           | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|----------------------------------|---|--|--|--|-------------------|
|                                  |   |  | 条)、TBT協定第2条に違反し、GATT第XX、XXI条によって正当化されないとしてEUが申立て。  |  |                   |
| 280. 米国－メキシコ製鉄鋼製品に対する相殺関税賦課      | メキシコ<br>【カナダ、中国、台湾、EU】                    | 2003/ 1/21 協議要請<br>2003/ 8/ 4 パネル設置要請<br>2003/ 8/29 パネル設置  | ①米国のメキシコ製鉄鋼製品に対する相殺関税賦課は、補助金協定第10、14、19、21条に違反するとしてメキシコが申立て。   | SCM (10, 14, 19, 21)   |                   |
| 281. 米国－メキシコ産セメントに対するアンチ・ダンピング措置 | メキシコ<br>【日本、カナダ、中国、台湾、EU】                 | 2003/ 1/31 協議要請<br>2003/ 7/29 パネル設置要請<br>2003/ 8/29 パネル設置<br>2006/ 1/16 メキシコの要請によりパネル手続停止<br>2007/ 1/14 パネル設置根拠喪失<br>2007/ 5/16 二国間合意通報  | ①米国のメキシコ産セメントに対するAD協定措置は、AD協定(第1、2、3、4、6、8、9、10、11、12、18条)、GATT(第III、VI、X条)、WTO設立協定第XVI.4条に違反するとしてメキシコが申立て。<br>2009年2月1日付けでAD協定措置を取り消すことを合意。   | AD (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 18)<br>GATT (III, VI, X)<br>WTO (XVI) |                   |
| 282. 米国－メキシコ製油井管に対するアンチ・ダンピング措置  | メキシコ<br>【日本、アルゼンチン、カナダ、中国、台湾、EU、ベネズエラ、タイ】 | 2003/ 2/18 協議要請<br>2003/ 7/29 パネル設置要請<br>2003/ 8/29 パネル設置<br>2005/ 6/20 パネル報告書配布<br>2005/ 8/ 4 メキシコが上級委申立て2005/ 8/16 米国が上級委申立て2005/11/ 2 上級委報告書配布<br>2005/11/28 パネル・上級委報告書採択<br>2006/ 7/11 シークエンス合意<br>2006/ 8/21 協議要請(履行確認)<br>2007/ 4/12 パネル設置要請(履行確認)<br>2007/ 4/24 パネル設置(履行確認)<br>2007/ 7/ 5 メキシコの要請によりパネル手続停止<br>2008/ 7/ 6 パネル設置根拠喪失 | ①米国のメキシコ製油井管に対するAD協定措置は、AD協定第1、2、3、4、6、11、18条、GATT第VI、X条、WTO設立協定第XVI.4条に違反するとしてメキシコが申立て。<br>②サンセット・レビューに係る米国商務省(DOC)のサンセット・ポリシー・ブルテン(SPB:サンセット・レビューに関する運用規則)がDOCの判断にとって「決定的又は結論づけるもの」であるとして、当該SPBの内容についてAD協定第11.3条(AD協定税及び価格約束に係る起案及び見直し)違反を認定したが、もう1つの主要論点であった、米国貿易委員会(ITC)によるサンセット・レビューにおける損害継続・再発の「蓋然性」判断については、AD協定(第3、11条)には違反しないと判断。<br>③SPBそのものの違法性についてパネルの判断は客観性を欠いていたとしてこれを破棄する一方、ITCによる損害継続・再発の「蓋然性」判断については、協定に違反しないとしたパネルの判断を支持。 | AD (1, 2, 3, 6, 11, 18)<br>GATT (VI, X)<br>WTO (XVI)                       |                   |
| 283. EU－砂糖への輸出補助金                | タイ<br>【豪州、バルバドス、バレーズ、ブラジル、カナダ、            | 2003/ 3/14 協議要請<br>2003/ 7/ 9 パネル設置要請<br>2003/ 8/29 パネル設置(「DS265」、<br>「DS266」と合併)  | DS265を参照   | SCM (3)<br>AA (3, 8, 9, 10)<br>GATT (III)                                  |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                                   | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載           |
|---|--|---|---|---|-----------------------------|
|   | 中国、コロンビア、キューバ、フィジー、ギアナ、インド、ジャマイカ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ニュージーランド、パラグアイ、セントクリストファー・ネイビス、エスワティニ、タンザニア、トリニダードトバゴ、米国、コートジボアール】 | 2004/10/15 パネル報告書配布<br>2005/ 1/13 EUが上級委申立て<br>2005/ 1/25 タイが上級委申立て<br>2005/ 4/28 上級委報告書配布<br>2005/ 5/19 パネル・上級委報告書採択<br>2006/ 6/ 8 シークエンス合意  |   |   |                             |
| 284. メキシコ<br>ニカラグア産<br>キングサリ<br>(black beans)<br>に対する輸入禁止措置 | ニカラグア  | 2003/ 3/17 協議要請<br>2004/ 3/ 8 協議要請取り下げ  | ①メキシコの輸入禁止措置はGATT(第I.1、X.1、X.3(a)、XI.1、XIII.1条)、輸入許可手続協定(第1.2、1.3、1.4(a)、2.2(a)条)、SPS協定(第2.1、2.2、2.3、5.1、7条等)に違反するとしてニカラグアが申立て。   | GATT (I, X, XI, XIII) IL (1, 2) SPS (2, 5, 7) |                             |
| 285. 米国－賭博サービスの越境移動に関する措置                                   | アンティグア・バーブーダ【日本、カナダ、台湾、EU、メキシコ、中国】   | 2003/ 3/13 協議要請<br>2003/ 6/12 パネル設置要請<br>2003/ 7/21 パネル設置<br>2004/11/10 パネル報告書配布<br>2005/ 1/ 7 米国が上級委申立て<br>2005/ 1/19 アンティグア・バーブーダが上級委申立て2005/ 4/ 7 上級委報告書配布<br>2005/ 4/20 パネル・上級委報告書採択<br>2006/ 5/24 シークエンス合意<br>2006/ 6/ 8 協議要請(履行確認)<br>2006/ 7/ 6 パネル設置要請(履行確認)<br>2006/ 7/19 パネル設置(履行確認)<br>2007/ 3/30 パネル報告書配布(履行確認)<br>2007/ 5/22 パネル報告書採択(履行確認)<br>2007/ 6/21 アンティグア・バーブーダが対抗措置承認申請<br>2007/ 7/23 米国が仲裁を要請 | ①米国のインターネット賭博の越境取引を禁じる措置はGATS第II、VI、VIII、XI、XVI、XVII条に違反するとしてアンティグア・バーブーダが申立て。<br>②米国の当該措置は、米国が自由化を約束した「娯楽サービス」の自由化約束違反であると判断した。米国はGATS第XIV条に基づく違反の正当化を主張したものの、パネルは公徳の保護のためであることは認めたと、事前協議の欠如などを理由として、米国の措置は同条aの「必要性」を満たさないとし、GATS第XIV条で正当化されないとした。<br>③米国の措置が自由化約束違反であるとのパネル判断を支持。ただし、米国の措置がGATS第XIV条に該当するか否かについては、米国がアンティグア・バーブーダと十分な協議をしていないことを理由に | GATS (II, VI, VIII, XI, XVI, XVII)            | 第II部<br>第4章<br>第II部<br>第12章 |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)       | 申立国【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------------|---|---|---|--|-------------------|
|                                 |   | 2007/ 7/24 仲裁に付託<br>2007/12/21 仲裁判断配布<br>2013/ 1/28 アンティグア・バーブーダが対抗措置の内容承認申請、対抗措置の内容承認  | 該当しないと判断していたパネル判断を破棄しa号に該当するとした。ただし、米国内法で国際賭博を許容している法令があることから、当該措置が内外無差別に運用されることを確保すれば、米国のインターネット賭博禁止措置はGATS第XIV条に合致するとした。21.5条パネルでは、米国が本件履行にあたって行った新たな立法措置によっても履行がなされていないとの判断を行った。 |  |                   |
| 286. EU-冷凍骨なし鶏肉の関税分類            | タイ【ブラジル、中国、米国】  | 2003/ 3/25 協議要請<br>2003/10/27 パネル設置要請<br>2003/11/21 パネル設置(「DS269」と合併)<br>2005/ 5/30 パネル報告書配布<br>2005/ 6/13 EUが上級委申立て<br>2005/ 9/12 上級委報告書配布<br>2005/ 9/27 パネル・上級委報告書採択<br>2006/ 7/14 シークエンス合意 | DS269を参照  | GATT (II, XXII)  |                   |
| 287. 豪州-輸入品への検疫制度               | EU【カナダ、チリ、中国、インド、フィリピン、タイ、米国】                               | 2003/ 4/ 3 協議要請<br>2003/ 8/29 パネル設置要請<br>2003/11/ 7 パネル設置<br>2007/ 3/ 9 二国間合意通報   | ①豪州の輸入品への検疫措置はSPS協定(第2.2、2.3、3.3、4.1、5.1、5.6、5.7、8条等)に違反するとしてEUが申立て。  | SPS (2, 3, 4, 5, 8)  |                   |
| 288. 南アフリカ-トルコ産毛布類へのアンチ・ダンピング措置 | トルコ   | 2003/ 4/ 9 協議要請   | ①南アフリカのトルコ産毛布へのAD協定措置は、GATT第III、X条、AD協定第5、6、9、12条に違反するとしてトルコが申立て。   | GATT (III, X)<br>AD (5, 6, 9, 12)  |                   |
| 289. チェコ-ポーランド産輸入豚肉への追加関税       | ポーランド   | 2003/ 4/16 協議要請   | ①チェコのポーランド産輸入豚肉への追加関税は農業協定第4条に違反し、GATT第I条、II条の下で享受する利益を無効化・侵害しているとしてポーランドが申立て。  | AA (4)<br>GATT (I, II, XXIII)  |                   |
| 290. EU-農産品及び食品の商標及び地理的表示の保護    | 豪州【アルゼンチン、ブラジル、カナダ、中国、台湾、コロンビア、グアテマラ、インド、メキシコ、ニュージーランド、トルコ、 | 2003/ 4/17 協議要請<br>2003/ 8/18 パネル設置要請<br>2003/10/ 2 パネル設置(「DS174」と合併)<br>2005/ 3/15 パネル報告書配布<br>2005/ 4/20 パネル報告書採択   | DS174を参照  | TRIPS (1, 2, 3, 4, 10, 16, 20, 22, 24, 41, 42, 63, 65)<br>GATT (I, III)<br>TBT (2) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)      | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--------------------------------|---|--|---|--|-------------------|
|                                | 米国】   |  |   |  |                   |
| 291. EU-遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置 | 米国<br>【アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、チリ、中国、台湾、コロンビア、エルサルバドル、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、タイ、ウルグアイ】 | 2003/ 5/13 協議要請<br>2003/ 8/ 7 パネル設置要請<br>2003/ 8/29 パネル設置（「DS292」「DS293」と合併）<br>2006/ 9/29 パネル報告書配布<br>2006/11/21 パネル報告書採択<br>2007/ 6/21 RPTを2007/11/21とすることに合意<br>2007/11/21 RPTを2008/1/11に修正することに合意<br>2008/ 1/11 RPTを2/11まで延長することに合意<br>2008/ 1/14 シークエンス合意<br>2008/ 1/17 米国が対抗措置申請<br>2008/ 2/ 6 EUが仲裁を要請<br>2008/ 2/ 8 仲裁に付託2008/ 2/15 仲裁停止を要請<br>2008/ 2/18 仲裁手続停止                                   | ①EUの遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置はSPS協定第2、5、7、8条等、GATT第I、III、X、XI条、農業協定第4条、TBT協定第2、5条に違反するとして米国等が申立て。<br>②EUによる検疫関連措置は、危険性の評価が不十分で科学的根拠を欠いており、SPS協定第2.2条、5.1条、5.7条、附属書C1(a)等に反する旨判断。 | SPS (2, 5, 7, 8)<br>GATT (I, III, X, XI)<br>TBT (2, 5)         |                   |
| 292. EU-遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置 | カナダ<br>【アルゼンチン、豪州、ブラジル、チリ、中国、台湾、コロンビア、エルサルバドル、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、タイ、ウルグアイ、米国】 | 2003/ 5/13 協議要請<br>2003/ 8/ 7 パネル設置要請<br>2003/ 8/29 パネル設置（「DS291」「DS293」と合併）<br>2006/ 9/29 パネル報告書配布<br>2006/11/21 パネル報告書採択<br>2007/ 6/21 RPTを2007/11/21とすることに合意<br>2007/11/21 RPTを2008/1/11に修正することに合意<br>2008/ 1/11 RPTを2/11まで延長することに合意<br>2008/ 2/11 RPTを6/30まで延長することに合意<br>2008/ 6/23 RPTを7/31まで延長することに合意<br>2008/ 7/29 RPTを12/31まで延長することに合意<br>2008/12/16 RPTを2009/3/1まで延長することに合意<br>2009/ 7/15 二国間合意通報 | DS291を参照  | SPS (2, 5, 7, 8)<br>GATT (I, III, X, XI)<br>TBT (2, 5)         |                   |
| 293. EU-遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置 | アルゼンチン<br>【豪州、ブラジル、カナダ、チリ、中国、台湾、コロンビア、エルサルバ   | 2003/ 5/14 協議要請<br>2003/ 8/ 7 パネル設置要請<br>2003/ 8/29 パネル設置（「DS291」「DS292」と合併）<br>2006/ 9/29 パネル報告書配布  | DS291を参照  | SPS (2, 5, 7, 8, 10)<br>GATT (I, III, X, XI)<br>TBT (2, 5, 12) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                  | 申立国<br>【第三国参加国】                                       | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|---|--|---|--|-------------------|
|  | ドル、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、タイ、ウルグアイ、米国】  | 2006/11/21 パネル報告書採択<br>2007/ 6/21 RPTを2007/11/21とするに合意<br>2007/11/21 RPTを2008/1/11に修正することに合意<br>2008/ 1/11 RPTを6/11まで延長することに合意<br>2008/ 6/11 RPTを8/12まで延長することに合意<br>2008/ 8/12 RPTを12/1まで延長することに合意<br>2008/12/ 1 RPTを2009/3/1まで延長することに合意<br>2009/ 2/26 RPTを6/30まで延長することに合意<br>2009/ 6/30 RPTを12/31まで延長することに合意<br>2009/12/30 RPTを2010/1/31まで延長することに合意<br>2010/ 1/29 RPTを2/28まで延長することに合意<br>2010/ 2/26 RPTを3/31まで延長することに合意<br>2010/ 3/19 二国間合意通報 |   |  |                   |
| 294. <u>米国ーダンピング・マージンの算出に係る法律、規則及び計算方法</u> | EU<br>【日本、アルゼンチン、ブラジル、中国、台湾、香港、インド、韓国、メキシコ、ノルウェー、トルコ】 | 2003/ 6/12 協議要請<br>2004/ 2/ 5 パネル設置要請<br>2004/ 3/19 パネル設置<br>2005/10/31 パネル報告書配布<br>2006/ 1/17 EUが上級委申立て<br>2006/ 1/30 米国が上級委申立て<br>2006/ 4/18 上級委報告書配布<br>2005/ 5/ 9 パネル・上級委報告書採択<br>2007/ 7/ 9 協議要請（履行確認）<br>2007/ 9/13 パネル設置要請（履行確認）<br>2007/ 9/25 パネル設置（履行確認）<br>2008/12/17 パネル報告書配布（履行確認）<br>2009/ 2/13 EUが上級委申立て（履行確認）<br>2009/ 2/25 米国が上級委申立て（履行確認）<br>2009/ 5/14 上級委報告書配布（履行確認）<br>2009/ 6/11 パネル・上級委報告書                               | ①米国のダンピング・マージンの算出に係る法律、規則及び計算方法はAD協定、GATT、WTO設立協定に違反するとしてEUが申立て。<br>②初回調査におけるゼロインの個別ケースにおける適用及びゼロイン手法そのものをAD協定第2.4.2条違反と認定。一方、同条の射程は当初調査に限られるとして行政見直しにおけるゼロインの個別ケースにおける適用及びゼロイン手法そのものは違反とされなかった。<br>③初回調査に関するパネルの判断を支持する一方、行政見直しにおけるゼロインの個別ケース適用がAD協定第9.3条に反しないとされたパネルの判断についてはこれを破棄。<br>履行確認パネルは、(a) 原手続におけるDSB勧告の採択以後に行わ | AD (1, 2, 3, 5, 9, 11, 18)<br>GATT (VI)<br>WTO (XVI) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)  | 申立国<br>【第三国参加国】     | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|---------------------|---|---|---|-------------------|
|  |                     | 採択（履行確認）<br>2010/ 1/29 EUが対抗措置承認申請<br>2010/ 2/12 米国が仲裁を要請<br>2010/ 2/18 仲裁に付託<br>2010/ 9/ 7 仲裁手続停止<br>2011/ 9/ 7 仲裁手続停止延長<br>2011/ 1/ 6, 1/13, 2/6 仲裁手続停止延長<br>2012/ 2/ 6 米EU間で解決に向けた覚書に合意<br>2012/ 6/22 EUが仲裁要請を取り下げ<br>2012/ 7/ 2 米EUが共同で文書を提出し、仲裁手続が終了 | れた後継の定期見直しの決定について履行確認パネルの審理対象となると判断したほか、EUの主張の一部を認め、(b) 履行期間経過後にゼロイングを用いて行われた定期見直しの決定、(c) 履行期間経過後にゼロイングを用いて算定された預託率の適用について協定違反を認定したが、(d) 履行期間経過以前にゼロイングを用いて行われた定期見直しの決定については協定違反を認定しなかった。これに対し、上級委報告書では、履行期間経過以前にゼロイングを用いて行われた定期見直しの決定についても協定違反が認定された。  |   |                   |
| 295. <u>メキシコ</u><br><u>ー牛肉及びコメ</u><br><u>に対するアン</u><br><u>チ・ダンピング</u><br><u>措置</u> | 米国<br>【中国、EU、トルコ】   | 2003/ 6/16 協議要請<br>2003/ 9/19 パネル設置要請<br>2003/11/ 7 パネル設置<br>2005/ 6/ 6 パネル報告書配布<br>2005/7/20 メキシコが上級委申立て<br>2005/11/29 上級委報告書配布<br>2005/12/20 パネル・上級委報告書採択<br>2007/ 1/16 シークエンス合意  | ①本件AD協定措置及びそれに関する法制は、AD協定に違反するとして米国が申立て。<br>②損害認定に際して「実質的な証拠」に基づく「客観的な検討」を行わなかったこと、ダンピング・マージンが僅少の輸出者の調査を終了しなかったこと、提訴状に記載されていない輸出者に十分な情報提出の機会を付与することなくその他レートを適用したこと、ファクツ・アベイラブル使用の際に、マージンが最高になる証拠の採用を当然に求める国内法の規定、企業の回答期限を短く設定した国内法の規定等につき、AD協定第3.1、3.2、3.4、3.5、5.8、6.8条違反であることを認定。<br>③パネルの判断を概ね支持。 | AD (1, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 18, 19, 21, 32)<br>SCM (11, 12, 17, 19, 20, 21, 32)<br>GATT (VI) |                   |
| 296. <u>米国ー韓</u><br><u>国製DRAMSに</u><br><u>対する相殺関税</u><br><u>調査</u>                 | 韓国<br>【日本、中国、台湾、EU】 | 2003/ 6/30 協議要請<br>2003/11/19 パネル設置要請<br>2004/ 1/23 パネル設置<br>2005/ 2/21 パネル報告書配布<br>2005/ 3/29 米国が上級委申立て<br>2005/ 6/27 上級委報告書配布<br>2005/7/20 パネル・上級委報告書採択   | ①米国の韓国製DRAMに対する相殺関税調査は、GATT第VI条3項、X条3項、補助金協定第1、2、10、11、12、14、15、19、22、32条に違反するとして韓国が申立て。<br>②韓国政府による指示委託は政府機関を除き立証されていないと認定し、需要の減退の因果関係に関するノンアトリビューション（15.5条）について補助金協定違   | SCM (1, 2, 10, 11, 12, 14, 15, 17, 19, 22, 32)<br>GATT (VI, X)  |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)     | 申立国<br>【第三国参加国】     | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|-------------------------------|---------------------|---|---|--|-------------------|
|                               |                     |   | 反を認定。<br>③パネルの証拠の認定方法等に誤りがあるとして、米国の指示委託の認定は1.1(a)(1)(iv)条に違反するとしてパネルの判断を破棄。ただし、米国の当該措置がWTO協定整合的か否かの判断には立ち入っていない。  |  |                   |
| 297. クロアチア-野生動物及び肉製品の輸入に関する措置 | ハンガリー               | 2003/ 7/ 9 協議要請<br>2009/ 1/30 2003年に二国間合意に至っていたことを通報  | ①クロアチアの野生動物及び肉製品の輸入に関する措置はGATT第XI、XX条、SPS協定第2.2、2.3、3.1、5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条等に違反するとしてハンガリーが申立て。   | GATT (XI, XX)<br>SPS (2, 3, 5, 6, 7)   |                   |
| 298. メキシコ-関税評価等のための価格制度       | グアテマラ               | 2003/ 7/22 協議要請<br>2005/ 8/29 二国間合意通報   | ①メキシコの関税評価等のための価格制度はGATT第I、II、VII、X条、関税評価協定第1、2、3、4、5、6、7、8、12、13、15、16、22条、農業協定第4条、WTO設立協定第16.4条に違反するとしてグアテマラが申立て。   | GATT (I, II, VII, IX)<br>CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 12, 13, 15, 16)<br>AA (4)<br>WTO (XVI) |                   |
| 299. EU-韓国製DRAMチップに対する相殺関税措置  | 韓国<br>【日本、中国、台湾、米国】 | 2003/ 7/25 協議要請<br>2003/11/19 パネル設置要請<br>2004/ 1/23 パネル設置<br>2005/ 6/17 パネル報告書配布<br>2005/ 8/ 3 パネル報告書採択 | ①EUの韓国製DRAMSに対する相殺関税調査は補助金協定第1、2、10、12、14、15、19、22、32条に違反するとして韓国が申立て。<br>②EUが認定した韓国政府による指示委託の一部(1.1(a)(1)(iv)条)と利益認定の一部(1.1(b)条、14条)と損害決定の一部(15.4、15.5条)について補助金協定違反と判断したものの、EUの相殺関税措置に関する主張を相当程度認め、韓国の主張を退けた。 | SCM (1, 2, 10, 11, 12, 14, 15, 17, 19, 22, 32)<br>GATT (VI, X)                               |                   |
| 300. ドミニカ共和国-紙巻きタバコの輸入に関する措置  | ホンジュラス              | 2003/ 8/28 協議要請   | ①ドミニカ共和国の、紙巻きタバコの輸入に関する措置はGATT第I条1項、II条1項(b)、III条2項および4項、XI条1項に違反するとしてホンジュラスが申立て。   | GATT (I, II, III, XI)  |                   |
| 301. EU-商用船の貿易に関する措置          | 韓国<br>【日本、中国、米国】    | 2003/ 9/ 3 協議要請<br>2004/ 2/ 5 パネル設置要請<br>2004/ 3/19 パネル設置<br>2004/ 4/22 パネル報告書配布<br>2005/ 6/20 パネル報告書採択 | ①韓国の商用船に関する補助金措置(DS273)に対抗する形でEUが新設した商用船の貿易に関する補助金措置は、WTOによらない紛争解決手段であり、補助金協定第32.1条、GATT第I条1項、III条4項、DSU第23.1、23.2条に違反するとして韓  | SCM (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 32)<br>GATT (I, III, XXIII)  | 第II部<br>第7章       |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)               | 申立国<br>【第三国参加国】                             | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|---|---|--|---|-------------------|
|   |   |   | 国が申立て。<br>②補助金協定とGATTの違反については認めないとした一方、EUの措置はWTO紛争解決と同じ種類の是正を求めるものでありDSU第23.1条に違反すると判断。  |   |                   |
| 302. ドミニカ共和国－紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関する措置      | ホンジュラス<br>【チリ、中国、EU、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、米国】 | 2003/10/ 8 協議要請<br>2003/12/ 8 パネル設置要請<br>2004/ 1/ 9 パネル設置<br>2004/11/26 パネル報告書配布<br>2005/ 1/24 ドミニカ共和国が上級委申立て<br>2005/ 2/ 7 ホンジュラスが上級委申立て<br>2005/ 4/25 上級委報告書配布<br>2005/ 5/19 パネル・上級委報告書採択 | ①ドミニカ共和国の、紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関する措置はGATT第II、III、XI、XV条に違反するとしてホンジュラスが申立て。<br>②ドミニカ共和国による外国産タバコへの課徴金賦課がGATT第II条（譲許表）に、納税印紙貼付義務はGATT第III条4項に、特別消費税の賦課はGATT第III条2項に反すると判断。<br>③パネルの判断を支持。 | GATT (III, X, XI, XV)                             | 第II部<br>第4章       |
| 303. エクアドル－繊維板（ファイバーボード）の輸入に関するセーフガード措置 | チリ  | 2003/11/24 協議要請   | ①エクアドルの繊維板の輸入に関するSG措置はSG協定第2、3、4、5、6、7、12条、GATT第XIX条1項(a)に違反するとしてチリが申立て。   | SG (2, 3, 4, 5, 6, 7, 12)<br>GATT (XIX)           |                   |
| 304. インド－EUからの特定製品に対するアンチ・ダンピング措置       | EU  | 2003/12/ 8 協議要請   | ①インドのEUからの特定製品に対するAD協定措置はGATT第VI条、AD協定第1、3.1、3.2、3.5、6.6、6.8、6.9、12.2条に違反するとしてEUが申立て。  | AD (1, 3, 6, 12)<br>GATT (VI)                     |                   |
| 305. エジプト－繊維製品及び衣料品の輸入に関する措置            | 米国  | 2003/12/23 協議要請<br>2005/ 5/20 二国間合意通報   | ①エジプトの、繊維製品及び衣料品の輸入に関する措置はGATT第II条及び繊維協定第7条に違反するとして米国が申立て。   | GATT (II)<br>ATC (7)                              |                   |
| 306. インド－バングラディッシュ製電池に対するアンチ・ダンピング措置    | バングラディッシュ                                   | 2004/ 1/28 協議要請<br>2006/ 2/20 二国間合意通報   | ①インドのバングラディッシュ製電池に対するAD協定措置はGATT第I、II、VI条、AD協定第2.1、2.2、3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、3.7、5.4、5.8、6.2、6.4、6.5、6.8、6.9、12.2条に違反するとしてバングラディッシュが申立て。   | AD (1, 2, 3, 5, 6, 12)<br>GATT (I, II, VI, XXIII) |                   |
| 307. EU－商用船への援助                         | 韓国  | 2004/ 2/13 協議要請   | ①EUの商用船への補助金は、補助金協定第1、2、3.1(a)、(b)、5(a)、(b)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)、6.4、6.5条に違反するとして韓国が申  | SCM (1, 2, 3, 5, 6)<br>GATT (XXIII)               |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                         | 申立国【第三国参加国】                    | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|--------------------------------|---|--|--|-------------------|
|   |                                |   | 立て。  |  |                   |
| 308. <u>メキシコ</u><br><u>ソフトドリンク及びその他の飲料に係る税制措置</u> | 米国<br>【日本、カナダ、中国、EU、グアテマラ】     | 2004/ 3/16 協議要請<br>2004/ 6/10 パネル設置要請<br>2004/ 7/ 6 パネル設置<br>2005/10/ 7 パネル報告書配布<br>2005/12/ 6 メキシコが上級委申立て<br>2006/ 3/ 6 上級委報告書配布<br>2006/ 3/24 パネル・上級委報告書採択<br>2007/ 1/23 メキシコが違反措置の撤廃 | ①メキシコにおけるさとうきびによる砂糖を使用した以外の飲料及び関連するサービスへの課税及び同サービスに係る簿記や報告の義務づけはGATT第III条2項、4項に違反するとして米国が申立て。<br>②GATT第III条2項、4項（内国民待遇）の違反を認定するとともに、当該税制措置がGATT第XX条(d)（法令遵守を目的とした措置の適用除外）により正当化されるとのメキシコの主張を退ける判断を行った。<br>③GATT第XX条(d)はメキシコが主張するような「他の国際協定（この場合はNAFTA）を他国に遵守させるための措置」までも正当化するものではない、としてメキシコの主張を退けるとともに、他の論点についても概ねパネルの判断を支持。 | GATT (III)   |                   |
| 309. 中国－半導体回路に係る増値税                               | 米国                             | 2004/ 3/18 協議要請<br>2005/10/ 5 二国間合意通報   | ①中国国内で生産・販売された半導体の生産者に対する増値税の還付は半導体輸入品については実施されておらずGATT第I、III条2項及びGATS第XVII条に違反するとして米国が申立て。  | GATT (I, III)<br>GATS (XVII)                       |                   |
| 310. 米国－カナダ産小麦に対するITCのダンピング決定                     | カナダ                            | 2004/ 4/ 8 協議要請<br>2004/ 6/10 パネル設置要請   | ①カナダ産小麦に対する米国ITCのダンピング決定はGATT第VI条6項(a)、AD協定第1、3.1、3.2、3.4、3.5、18.1条及び補助金協定第10、15.1、15.2、15.4、15.5、19.1、32.1条に違反するとしてカナダが申立て。   | AD (1, 3, 18)<br>GATT (VI)<br>SCM (10, 15, 19, 32) |                   |
| 311. 米国－カナダ産軟材に対する相殺関税措置見直し                       | カナダ                            | 2004/ 4/14 協議要請<br>2006/10/12 二国間合意通報   | ①カナダ産軟材に対する米国の相殺関税措置見直しは補助金協定第10、19.1、19.3、19.4、21.1、21.2、21.4、32.1条及びGATT第VI条3項に違反するとしてカナダが申立て。   | SCM (10, 19, 21, 32)<br>GATT (VI)                  |                   |
| 312. <u>韓国－インドネシア製紙に対するアンチ・ダンピング関税</u>            | インドネシア<br>【日本、カナダ、中国、EU、米国、台湾】 | 2004/ 6/ 4 協議要請<br>2004/ 8/16 パネル設置要請<br>2004/ 9/27 パネル設置<br>2005/10/28 パネル報告書配布<br>2005/11/28 パネル報告書採択   | ①インドネシア製の紙に対する韓国のAD協定調査は、調査開始要件の不備、損害認定、ファクツ・アベイラブル（FA）の利用等に関し、AD協定及びGATTに違反するとして  | AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 12)<br>GATT (VI)          |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                | 申立国【第三国参加国】                               | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定                                    | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|---|--|---|---|-------------------|
|  |   | 2006/ 8/17 シークエンス合意<br>2006/10/26 協議要請(履行確認)<br>2006/12/22 パネル設置要請(履行確認)<br>2007/ 1/23 パネル設置(履行確認)<br>2007/ 9/28 パネル報告書配布(履行確認)<br>2007/10/22 パネル報告書採択(履行確認) | インドネシアが申立て。<br>②FAにおける「二次的情報源からの情報」に基づいて判断を行う場合のAD協定第6.8条及び附属書II.7違反、損害認定に関する3.4条違反、機密情報の取り扱いに対するAD協定第6.5条違反等を認定。他方、韓国当局によるcollapsing(複数の輸出者を同一の主体とみなすこと)の適用については、パネルはAD協定に整合的と判断した。<br>履行確認パネルは、履行手続における韓国当局の再決定のAD協定第6.8条及び附属書II.7違反等を認定。   |   |                   |
| 313. EU－インド製鉄鋼製品に対するアンチ・ダンピング関税          | インド                                       | 2004/ 7/ 5 協議要請<br>2004/10/22 二国間合意通報  | ①インド製鉄鋼製品に対するEUのAD協定税の差別的賦課はAD協定第3.4、3.5、4.1、9.2条に違反するとしてインドが申立て。   | AD (3, 4, 9)                            |                   |
| 314. <u>メキシコ－EU産オリーブオイルに対する暫定的相殺関税措置</u> | EU  | 2004/ 8/18 協議要請  | ①EU産オリーブオイルに対するメキシコの暫定的相殺関税措置は補助金協定第10、11、15、16、17条及び農業協定13、21.1条に違反するとしてEUが申立て。  | AA (13, 21)<br>SCM (10, 11, 15, 16, 17) |                   |
| 315. <u>EU－通関措置</u>                      | 米国<br>【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、中国、台湾、香港、インド、韓国】 | 2004/ 9/21 協議要請<br>2005/ 1/13 パネル設置要請<br>2005/ 3/21 パネル設置<br>2006/ 6/16 パネル報告書配布<br>2006/ 8/14 米国が上級委申立て<br>2006/11/13 上級委報告書配布<br>2006/12/11 パネル・上級委報告書採択   | ①EUによる製品の関税上の分類又は評価に関する措置及び輸入の要件、制限又は禁止の実施方法がGATT第X条3項(a)の規定する「一律の実施(uniform administration)」の義務に従っていないとして、米国が申立て。<br>②米国の申立てのうち3件についてはEUによる関税分類及び関税評価がGATT第X条3項(a)に違反するとしたが、5件については違反がなく、また11件については米国がEUの措置の違法性を十分証明していないとした。<br>③「関税措置全体」について法的な判断を求めることはできない、としたパネルの判断を覆したが、事実関係が十分に審理されていないとして、通関制度そのものに関する実体的判断は行わず、デジタル・ビデオ・インターフェース付 | GATT (X)                                |                   |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)      | 申立国<br>【第三国参加国】              | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--------------------------------|------------------------------|---|---|---|-------------------|
|                                |                              |   | きLCDモニターの関税分類に関する共通関税の実施についてのみ、GATT第X条3項(a)違反を認め、それ以外のEUの個別措置については、米国の申立てを退ける判断を行った。  |   |                   |
| 316. EU及び加盟国—大型民間航空機の取引に関連する措置 | 米国<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、韓国】 | 2004/10/6 協議要請<br>2005/5/31 パネル設置要請<br>2005/7/20 パネル設置<br>2010/6/30 パネル報告書配布<br>2010/7/21 EUが上級委申立て<br>2010/8/19 米国が上級委申立て<br>2011/5/18 上級委報告書配布<br>2011/6/1 パネル・上級委報告書採択<br>2011/12/9 米国が対抗措置承認申請、協議要請(履行確認/米国申立て)<br>2011/12/22 EUが仲裁を要請、仲裁に付託<br>2012/1/12 シークエンス合意、協議要請(履行確認/米国申立て)<br>2012/1/19 仲裁手続中断<br>2012/3/30 パネル設置要請(履行確認/米国申立て)<br>2012/4/13 パネル設置(履行確認/米国申立て)<br>2016/9/22 パネル報告書配布(履行確認/米国申立て)<br>2016/10/13 EUが上級委申立て(履行確認/米国申立て)<br>2016/11/10 米国が上級委申立て(履行確認/米国申立て)<br>2018/5/15 上級委報告書配布(履行確認/米国申立て)<br>2018/5/28 パネル・上級委報告書採択(履行確認/米国申立て)<br>2018/5/29 EUが協議要請(履行確認/EU申立て)<br>2018/7/13 米国が仲裁手続の再開要請<br>2018/7/31 EUがパネル設置要請(履行確認/EU申立て)<br>2018/8/27 パネル設置(履行確認/EU申立て)<br>2019/10/2 仲裁判断配布、米国が | ①EUによる民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、6.3(b)、6.3(c)、6.4条及びGATT第XVI.1条に違反するとして米国が申立て。②パネルは、EU及び加盟国の研究技術開発資金供与は補助金協定第1条及び第2条の補助金を構成すると、補助金の存在を認め、EUが悪影響を除去する措置を取らなかったという米国の主張を認めた。③上級委は、約180億ドルのEUの補助金について撤廃か米国への悪影響除去を勧告(輸出補助金として即時撤廃を求める)。 | SCM (1, 2, 3, 5, 6)<br>GATT (III, XVI, XXIII) | 第II部<br>第7章       |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)    | 申立国【第三国参加国】                                       | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定                                      | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|------------------------------|---|--|--|---|-------------------|
|                              |   | 対抗措置の内容承認申請<br>2019/10/14 対抗措置の内容承認<br>2019/12/2 パネル報告書配布（履行確認/EU申立て）  |  |   |                   |
| 317. 米国－大型民間航空機の取引に関する措置     | EU<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、韓国】                      | 2004/10/6 協議要請<br>2005/5/31 パネル設置要請<br>2005/7/20 パネル設置   | ①米国による民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)条及びGATT第III.4条に違反するとしてEUが申立て。   | SCM (3, 5, 6)<br>GATT (III)               | 第II部<br>第7章       |
| 318. インド－台湾製製品に係るアンチ・ダンピング措置 | 台湾  | 2004/10/28 協議要請  | ①台湾製製品に係るインドのAD協定措置はGATT VI.1、VI.2条及びAD協定第1、2、3.1、3.2、3.4、3.3、3.5、3.7、3.8、4、5、6、7.4、12.1、12.2条に違反するとして台湾が申立て。  | AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 12)<br>GATT (VI) |                   |
| 319. 米国－1930年関税法776条         | EU  | 2004/11/5 協議要請   | ①米国の1930年関税法776条に基づくダンピング決定はAD協定第1、6、18.4条及びGATT第VI.1、VI.2に違反するとしてEUが申立て。  | AD (1, 6, 18)<br>GATT (VI)                |                   |
| 320. 米国－ホルモン牛肉紛争に係る対抗措置の継続   | EU<br>【豪州、ブラジル、カナダ、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー】 | 2004/11/8 協議要請<br>2005/1/13 パネル設置要請<br>2005/2/17 パネル設置<br>2008/3/31 パネル報告書配布<br>2008/5/29 EUが上級委申立て<br>2008/6/10 米国が上級委申立て<br>2008/10/16 上級委報告書配布<br>2008/11/14 パネル・上級委報告書採択 | ①米国によるホルモン・ケースに係るWTO上の義務停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続はGATT第I、II条及びDSU第23.1、23.2(a)、23.2(c)、22.8、21.5条に違反するとしてEUが申立て。<br>②EUはホルモン・ケースにおける自らの違反を是正したか否かについて立証していないため、(a)DSU23.1条及び3.7条に違反するとした。(b)また、カナダ及び米国はEUの通報後も対抗措置を継続したとして23.1条及び23.2条に違反したと認定した。(c)EUのさらなる禁輸はSPS協定5.7条の要件に合致しておらず同5.1条に意反するとした。<br>③(a)についてはパネル判断を支持し、(b)と(c)はパネル判断を覆したものの、(c)については事実認定の不尽を理由に判断を行わなかった。また、米国、カナダ及びEUに対し、EUがSPS協定違反である旨の判示にしたがい非整合の措置を改めたか、また、米国・カナダが | DSU (3, 21, 22, 23)<br>GATT (I, II)       |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)      | 申立国【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--------------------------------|--|---|---|---|-------------------|
|                                |  |   | WTO上の義務の停止を継続していることが正当化されるか否かについての米国、カナダ、EU間の相違を解決するため、早急に履行確認パネルを開始する旨DSBが当事者に求めるよう勧告。   |   |                   |
| 321. カナダ－ホルモン牛肉紛争に係る義務の継続的な延長  | EU<br>【豪州、ブラジル、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、米国】         | 2004/11/ 8 協議要請<br>2005/ 1/13 パネル設置要請<br>2005/ 2/17 パネル設置<br>2008/ 3/31 パネル報告書配布<br>2008/ 5/29 EUが上級委申立て<br>2008/ 6/10 米国が上級委申立て<br>2008/10/16 上級委報告書配布<br>2008/11/14 パネル・上級委報告書採択  | DS320を参照  | DSU (3, 21, 22, 23)<br>GATT (I, II)                     |                   |
| 322. 米国－ゼロイング及びサブセット・レビューに係る措置 | 日本<br>【アルゼンチン、中国、EU、香港、インド、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、台湾、タイ】 | 2004/11/24 協議要請<br>2005/ 2/ 4 パネル設置要請<br>2005/ 2/28 パネル設置<br>2006/ 9/20 パネル報告書配布<br>2006/10/11 日本が上級委申立て<br>2006/10/23 米国が上級委申立て<br>2007/ 1/ 9 上級委報告書配布<br>2007/ 1/23 パネル・上級委報告書採択<br>2008/ 1/ 10 日本が対抗措置承認申請<br>2008/ 1/18 米国が仲裁を要請<br>2008/ 1/21 仲裁に付託<br>2008/ 3/10 シークエンス合意<br>2008/ 4/ 7 パネル設置要請（履行確認）<br>2008/ 4/18 パネル設置（履行確認）<br>2008/ 6/ 9 日米両国の合意に基づき仲裁手続停止<br>2009/ 4/24 パネル報告書配布（履行確認）<br>2009/ 5/20 米国が上級委申立て（履行確認）<br>2009/ 8/18 上級委報告書配布（履行確認）<br>2009/ 8/31 パネル・上級委報告書採択（履行確認）<br>2010/ 4/23 日本が仲裁手続の再開要請<br>2010/12/15 日米両国の合意に基 | ①米国の行政見直し等におけるゼロイング（ダンピング・マージンを集計する際、国内価格を上回る価格で輸出された製品の価格データを無視する手法）はGATT第VI条1項、2項及びAD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、3、5.8、6.1、6.2、9、11、18.3、18.4等に違反するとして日本が申立て。<br>②米国のAD協定手続のうち、(a)初回調査において、国内価格及び輸出価格の加重平均を用いてダンピング率を算出する際にゼロイングを用いることはWTO協定違反である、と判断しつつも、(b)その他の手続（定期見直し等）におけるゼロイングはWTO協定違反ではない、と判断。<br>③日本の主張を全面的に受け入れ、個別措置を含めて、AD協定手続のほとんどにおいて、ゼロイングを使用することはWTO協定に違反すると認定し、この点に関するパネルの結論を破棄。<br>履行確認パネルの報告書では、ゼロイング手法そのもの（as such）、及び、ゼロイングの個別ケースにおける適用（as applied）について、是正がなされておらず、米国はWTO勧告を履行する義務を果た | AD (1, 2, 3, 5, 6, 9, 11, 18)<br>GATT (VI)<br>WTO (XVI) | 第I部<br>第2章        |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)          | 申立国<br>【第三国参加国】           | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|------------------------------------|---------------------------|--|--|---|-------------------|
|                                    |                           | づき仲裁手続停止<br>2011/ 9/12, 11/ 7, 11/30, 2012/ 1/12, 2/ 1<br>仲裁手続停止延長<br>2012/ 2/ 6 日米間で解決に向けた覚書に合意<br>2012/ 8/ 3 日本が仲裁手続取り下げ | していないと認定された。上級委員会も、パネル報告を全面的に支持する報告書を発出し、米国がWTO勧告を履行する義務を果たしていないことが確定した。                                       |   |                   |
| 323. 日本-海苔の輸入割当制度                  | 韓国<br>【中国、EU、ニュージーランド、米国】 | 2014/12/ 1 協議要請<br>2005/ 2/ 4 パネル設置要請<br>2005/ 3/21 パネル設置<br>2006/ 1/23 二国間合意通報<br>2006/ 2/ 1 パネル報告書(案件の経緯のみ記載)配布          | ①日本における韓国産の乾燥・味付け海苔の輸入割当制度はGATT第XI、X.3条及び農業協定第4.2条及び輸入許可手続協定第1.2、1.6条に違反するとして韓国が申立て（韓国産海苔への輸入割当を増やすとの合意により妥結）。 | GATT (X, XI)<br>IL (1)                      |                   |
| 324. 米国-タイ産のエビに対する暫定アンチ・ダンピング措置    | タイ                        | 2004/12/ 9 協議要請  | ①ゼロイング等の手法により決定されたタイ産のエビに対する米国の暫定AD協定措置は、AD協定第1、2.4、2.4.2、6.8、6.13、7.1条及び GATT第VI条に違反するとしてタイが申立て。              | AD (1, 2, 6, 7)<br>GATT (VI)                |                   |
| 325. 米国-メキシコ製ステンレス鋼に対するアンチ・ダンピング決定 | メキシコ                      | 2005/ 1/ 5 協議要請  | ①メキシコ製ステンレス鋼に対する米国のAD協定決定はAD協定第1、2、5、9、11、18.4条及びGATT第VI条1項、2項、X条3項(a)に違反するとしてメキシコが申立て。                        | GATT (VI, X)<br>AD (1, 2, 5, 9, 11, 18)     |                   |
| 326. EU-チリ産サーモンに対するセーフガード措置        | チリ                        | 2005/ 2/ 8 協議要請<br>2005/ 5/12 協議要請取り下げ   | ①チリ産のサーモンに対するEUのセーフガード措置は、SG協定第2、4、5条及びGATT第XIX条に違反するとしてチリが申立て。  | GATT (XIX)<br>SG (2, 4, 5)                  |                   |
| 327. エジプト-パキスタン製マッチに対するアンチ・ダンピング課税 | パキスタン<br>【日本、中国、EU、米国】    | 2005/ 2/21 協議要請<br>2005/ 6/ 9 パネル設置要請<br>2005/ 7/20 パネル設置<br>2006/ 3/27 二国間合意通報  | ①パキスタン製マッチへのエジプトのAD協定課税に係る手続やダンピング決定手法は、AD協定及びGATTの関連規定に違反するとしてパキスタンが申立て。                                      | AD (1, 2, 3, 6, 12, 18)<br>GATT (VI, XXIII) |                   |
| 328. EU-サーモンに対するセーフガード措置最終決定       | ノルウェー                     | 2005/ 3/ 1 協議要請  | ①EUによる外国産サーモンに係るセーフガード措置（関税割当や最低価格制度等）の最終決定は、SG協定第2、3、4、5、7、11条及びGATT第XIX条に違反するとしてノルウェーが申立て。                   | SG (2, 3, 4, 5, 7, 11)<br>GATT (XIX)        |                   |
| 329. パナマ-乳製品に関する関税分類               | メキシコ                      | 2005/ 3/16 協議要請<br>2005/ 9/20 二国間合意通報  | ①パナマによるミルクの加工製品に係る関税分類の変更（従来の「加工ミルク製品」を「粉ミルク」と   | GATT (I, II, XXVIII)<br>AA (4)              |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)               | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載                          |
|---|---|---|--|---|--|
|   |   |   | 「その他」に再分類し、「その他」について関税率を引上げ)は、GATT第I、II、XXVIII条及び農業協定第4条に違反するとともに、メキシコの協定上の利益を無効化・侵害しているとしてメキシコが申立て。   |   |  |
| 330. アルゼンチン—オリーブオイル、小麦グルテン及び桃缶詰に対する相殺関税 | EU  | 2005/ 4/29 協議要請   | ①アルゼンチンの輸入オリーブオイル、小麦グルテン及び桃缶詰に対する相殺関税は、その決定にあたって、補助金の存在や国内産業における「実質的な損害」の認定等に問題があり、GATT第VI条3項及び補助金協定第1、10、11、12、14、19、21に違反するとしてEUが申立て。  | SCM (1, 10, 11, 12, 14, 19, 21)<br>GATT (VI)  |  |
| 331. メキシコ—グアテマラ製鋼管へのアンチ・ダンピング税賦課        | グアテマラ<br>【日本、中国、EU、ホンジュラス、米国】                             | 2005/ 6/17 協議要請<br>2006/ 2/ 6 パネル設置要請<br>2006/ 3/17 パネル設置<br>2007/ 6/ 8 パネル報告書配布<br>2007/ 7/24 パネル報告書採択   | ①メキシコによるグアテマラ製鋼管へのAD協定税の調査及び賦課は、GATT第VI条及びAD協定第1、2、3、4、5、6、9、12、18条及び附属書IIに違反するとしてグアテマラが申立て。<br>②メキシコ当局が不十分な証拠に基づいて調査開始をしたとして、AD協定第5、6条違反等を認定した。   | AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 12, 18)<br>GATT (VI) |  |
| 332. ブラジル—再生タイヤの輸入に関する措置                | EU<br>【日本、アルゼンチン、豪州、中国、キューバ、グアテマラ、韓国、メキシコ、パラグアイ、台湾、タイ、米国】 | 2005/ 6/20 協議要請<br>2005/11/17 パネル設置要請<br>2006/ 1/20 パネル設置<br>2007/ 6/12 パネル報告書配布<br>2007/ 9/ 3 EUが上級委申立て<br>2007/12/ 3 上級委報告書配布<br>2007/12/17 パネル・上級委報告書採択<br>2008/ 6/ 4 EUがRPTについて仲裁要請<br>2008/ 8/29 仲裁人がRPTを12/17までと決定<br>2009/ 1/ 7 シークエンス合意 | ①ブラジルによる再生タイヤの輸入禁止措置、輸入禁止に伴う罰則金制度及びメルコスール諸国に対する同措置の適用除外は、GATT第I条1項、III条4項、XI条1項、XIII条1項に違反するとしてEUが申立て。<br>②ブラジルの措置はGATT第XX条(b)の例外措置への該当性を認めしたが、ブラジル国内裁判所による仮差止め命令に基づく中古タイヤ輸入が著しい量である点は「偽装された貿易制限」であり同条柱書きを満たさないとしてGATT第XI条違反を認定。<br>③GATT第XX条柱書の判断については差別の理由・合理性に基づいて行うべきであるとして、パネルが採用した数量基準を否定したが、GATT第XI条違反という結論は支持。 | GATT (I, III, XI, XIII)                       | 第II部<br>第3章<br>第II部<br>第4章<br>第II部<br>第16章 |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)               | 申立国<br>【第三国参加国】                            | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|--|---|---|--|-------------------|
| 333. ドミニカ共和国—コスタリカからの輸入に係る外国為替手数料       | コスタリカ                                      | 2005/ 9/12 協議要請   | ①ドミニカ共和国の外貨取引に係る為替手数料(13%)は、GATT第II条1項(b)の規定する課徴金に該当し、同条項及びその他関連条項に違反するとしてコスタリカが申立て。  | GATT (II)  |                   |
| 334. トルコ— <u>コメの輸入に係る措置</u>             | 米国<br>【アルゼンチン、豪州、中国、エジプト、EU、韓国、パキスタン、タイ】   | 2005/11/ 2 協議要請<br>2006/ 2/ 6 パネル設置要請<br>2006/ 3/17 パネル設置<br>2007/ 9/21 パネル報告書配布<br>2007/10/22 パネル報告書採択<br>2007/11/20 トルコが履行の意思表明<br>2008/ 5/ 7 シークエンス合意  | ①トルコによる米国産米の輸入に係る措置(譲許税率を超える税率での輸入ライセンスの発給、関税割当にあたっての輸入者への国産米購入義務づけ等)はTRIMs協定第2条、GATT第III、XI条、農業協定第4条及び輸入許可手続協定第1、3、5条に違反するとして米国が申立て。<br>②農業協定第4条違反等を認定。  | TRIMs (2)<br>GATT (III, X, XI)<br>AA (4)<br>IL (1, 3, 5)       |                   |
| 335. 米国— <u>エクアドル産エビに対するアンチ・ダンピング措置</u> | エクアドル<br>【日本、ブラジル、チリ、中国、EU、インド、韓国、メキシコ、タイ】 | 2005/11/17 協議要請<br>2006/ 6/ 8 パネル設置要請<br>2006/ 7/19 パネル設置<br>2007/ 1/20 パネル報告書配布<br>2007/ 2/20 パネル報告書採択   | ①米国が、初回調査において、エクアドル産エビのダンピング・マージン計算に「ゼロイング」手法を使い、これに基づきAD協定税の賦課を行ったことは、GATT第IV条及びAD協定第2.4.2条等に違反するとしてエクアドルが申立て。<br>②初回調査におけるダンピングの最終認定及びAD協定税の最終決定におけるゼロイングの適用は、AD協定第2.4.2条に反すると判断。   | AD (1, 2, 5, 6, 9, 18)<br>GATT (VI)                            |                   |
| 336. 日本— <u>韓国製DRAMチップに対する相殺関税措置</u>    | 韓国<br>【中国、EU、台湾、米国】                        | 2006/ 3/14 協議要請<br>2006/ 5/18 パネル設置要請<br>2006/ 6/19 パネル設置<br>2007/ 7/13 パネル報告書配布<br>2007/ 8/30 日本が上級委申立て<br>2007/11/28 上級委報告書配布<br>2007/12/17 パネル・上級委報告書採択<br>2008/ 2/25 韓国がRPTについて仲裁を要請<br>2008/ 5/ 5 仲裁人がRPTを9/1 までと決定<br>2008/ 9/ 9 シークエンス合意<br>2008/ 9/ 9 パネル設置要請(履行確認)<br>2008/ 9/23 パネル設置(履行確認)<br>2009/ 3/ 4 パネル手続停止(履行確認) | ①日本による韓国製DRAM (Dynamic Random Access Memories) に対する相殺関税賦課は、GATT第VI条3項、X条3項、補助金協定第1、2、10、11、12、14、15、15.5、19、19.1、21、22及び32.1条に反するとして韓国が申立て。<br>②政府による委託または指示の認定にいて補助金協定第1条a項(1)(iv)の、補助金額の算定を債務者ではなく債権者を規準に行っている点で14条、また、19.4条違反を認定した。<br>③補助金協定第1条については証拠が合理的に結論を支持しているかについて判断すべきである、また、14条について基準は市場の1種類のみであるとして、一部の論点 | SCM (1, 2, 10, 11, 12, 14, 15, 19, 21, 22, 32)<br>GATT (VI, X) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)           | 申立国<br>【第三国参加国】                     | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--|---|---|-------------------|
|                                     |                                     | 2010/ 3/ 5 パネル設置根拠喪失(履行確認)   | についてパネルの判断を破棄した。  |   |                   |
| 337. EU-ノルウェー産サーモンへのアンチ・ダンピング措置     | ノルウェー<br>【日本、カナダ、中国、香港、韓国、米国】       | 2006/ 3/17 協議要請<br>2006/ 5/29 パネル設置要請<br>2006/ 6/22 パネル設置<br>2006/11/16 パネル報告書配布<br>2008/ 1/15 パネル報告書採択<br>2008/ 2/ 8 EUが履行の意思表示<br>2008/ 5/ 6 RPTについて合意<br>2008/11/15 RPT終了   | ①EUによるノルウェー産養殖サーモンのダンピング最終決定と、暫定的なAD協定税の賦課は、GATT第VI条、AD協定第1、2、3、5、6、9、12、18条の関連条項及び附属書IとIIに反するとしてノルウェーが申立て。<br>②AD協定第2、3、4、5、6、9条の関連条項についてEUの違反を認定。   | AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 12, 18)<br>GATT (VI)         |                   |
| 338. カナダ-米国産トウモロコシへのアンチ・ダンピング及び相殺関税 | 米国                                  | 2006/ 3/17 協議要請  | ①カナダによる米国産粒トウモロコシへのAD協定税及び相殺関税の暫定賦課は、AD協定第1、3、7、12.2.1条、補助金協定第5、10、17、22.4条及びGATT第VI条に反するとして米国が申立て。   | AD (1, 3, 7, 12)<br>SCM (10, 15, 17, 22)<br>GATT (VI) |                   |
| 339. 中国-自動車部品の輸入に関連する措置             | EU<br>【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジルメキシコ、台湾、タイ】 | 2006/ 3/30 協議要請<br>2006/ 9/15 パネル設置要請<br>2006/10/26 パネル設置(「DS340」、「DS342」と合併)<br>2008/ 7/18 パネル報告書配布<br>2008/ 9/15 中国が上級委申立て<br>2008/12/15 上級委報告書配布<br>2009/ 1/12 パネル・上級委報告書採択<br>2009/ 2/27 RPTについて合意<br>2009/ 9/ 1 RPT終了 | ①中国が「自動車産業発展政策」において、輸入自動車部品が完成車の特徴を備えていると認定される場合、自動車部品ではなく完成車としての特徴を備えていると認定し、完成車の関税率を適用していることは、GATT第II条1項(a)、II条1項(b)、III条1項、III条4項、III条5項、TRIMs協定2.1、2.2条、補助金協定第3条及び加盟議定書・作業部会報告書の関連条項に反するとしてEU、米国及びカナダが申立て。<br>②(a)中国による当該措置は、GATT第III条2項にいう内国税であり、GATT第II条1項(b)における「通常の関税」には当たらないと判断。<br>(b)中国による当該措置は、同種の国内産自動車部品には適用されず輸入品にのみ適用されるものであり、GATT第III条2項に非整合と判断。<br>(c)中国による当該措置は、同種の国内産自動車部品より不利な待遇(less favorable treatment)を輸入品に課しており、GATT第III条4項に非整合と判断。<br>③(a)～(c)いずれもパネルの判断 | GATT (II, III, XI, XIII)<br>TRIMs (2)<br>SCM (3)      |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)    | 申立国<br>【第三国参加国】                       | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|------------------------------|---------------------------------------|--|--|---|-------------------|
|                              |                                       |  | を支持し、中国に対して、GATT上の義務を履行するようDSBが要求するよう勧告。   |   |                   |
| 340. 中国－自動車部品の輸入に関連する措置      | 米国<br>【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、メキシコ、台湾、タイ】  | 2006/ 3/30 協議要請<br>2006/ 9/15 パネル設置要請<br>2006/10/26 パネル設置(「DS339」、「DS342」と合併)<br>2008/ 7/18 パネル報告書配布<br>2008/ 9/15 中国が上級委申立て<br>2008/12/15 上級委報告書配布<br>2009/ 1/12 パネル・上級委報告書採択<br>2009/ 2/27 RPTについて合意<br>2009/ 9/ 1 RPT終了 | DS339を参照   | GATT (II, III, XI)<br>TRIMs (2)<br>SCM (3)                              |                   |
| 341. メキシコ－EU産オリーブ油への相殺関税最終決定 | EU<br>【日本、カナダ、中国、ノルウェー、米国】            | 2006/ 3/31 協議要請<br>2006/12/ 7 パネル設置要請<br>2007/ 1/23 パネル設置<br>2008/ 9/ 4 パネル報告書配布<br>2008/10/21 パネル報告書採択  | ①メキシコによるEU産オリーブ油への相殺関税調査及び相殺関税の賦課は、GATT第VI条、補助金協定第1、10、11、12、13、14、15、16、19、22、32条及び農業協定第13、21条に反するとしてEUが申立て。<br>②国内産業の定義について、申請者が申請をした時点で、あるいは、調査期間中に生産を行っていない場合には国内産業を構成しないというEUの主張に対し、補助金協定第16.1条では申請時点、あるいは、調査期間中に生産を行っていないことまで求めているのではないとして、EUの主張を棄却した。他方、メキシコ政府が行ったEU産オリーブオイルに関する2000年～2003年の期間の損害調査は18ヶ月を超過しているため補助金協定11.11条の違反を認定した。 | GATT (VI)<br>SCM (1, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 19, 22)<br>AA (13, 21) |                   |
| 342. 中国－自動車部品の輸入に関連する措置      | カナダ<br>【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、メキシコ、台湾、タイ】 | 2006/ 4/13 協議要請<br>2006/ 9/15 パネル設置要請<br>2006/10/26 パネル設置(「DS339」、「DS340」と合併)<br>2008/ 7/18 パネル報告書配布<br>2008/ 9/15 中国が上級委申立て<br>2008/12/15 上級委報告書配布<br>2009/ 1/12 パネル・上級委報告書採択<br>2009/ 2/27 RPTについて合意<br>2009/ 9/ 1 RPT終了 | DS339を参照   | GATT (II, III, X)<br>TRIMs (2)<br>SCM (3)                               |                   |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)      | 申立国【第三国参加国】                               | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--------------------------------|---|--|---|--|-------------------|
| 343. 米国－タイ産エビへの措置              | タイ<br>【日本、ブラジル、チリ、中国、EU、インド、韓国、メキシコ、ベトナム】 | 2006/ 4/24 協議要請<br>2006/ 9/15 パネル設置要請<br>2006/10/26 パネル設置<br>2008/ 2/29 パネル報告書配布<br>2008/ 4/17 タイが上級委申立て<br>2008/ 4/29 米国が上級委申立て<br>2008/ 7/16 上級委報告書配布<br>2008/ 8/ 1 パネル・上級委報告書採択<br>2008/10/31 RPTについて合意<br>2009/ 4/ 1 RPT終了   | ①米国によるタイ産エビへのAD協定仮決定・最終決定における「ゼロイング」の適用及び算定されたダンピング・マージンに基づくAD協定税の賦課は、AD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、3.1～3.5、5.8、9.2、9.3条及びGATT第2、3、6条に反し、また、米国によるポンド要求それ自体及びタイ産エビ輸入への適用は、GATT第I、II、III、XI条1項、XIII条1項、XX条(d)に反するとしてタイが申立て。<br>②米国の措置はAD協定18.1条に非整合であると認定。<br>③米国の措置はAD協定18.1条に非整合であるとしたパネル決定を支持。DSBに対し、米国にWTO協定上の義務の履行を求めるよう勧告する旨の報告書を配布。 | AD (1, 2, 3, 5, 7, 9, 18)<br>GATT (I, II, III, VI, XI, XIII, XX) |                   |
| 344. 米国－メキシコ製ステンレス鋼へのダンピング最終決定 | メキシコ<br>【日本、ブラジル、チリ、中国、EU、韓国、タイ】          | 2006/ 5/26 協議要請<br>2006/10/12 パネル設置要請<br>2006/10/26 パネル設置<br>2007/12/20 パネル報告書配布<br>2008/ 1/31 メキシコが上級委申立て<br>2008/ 4/30 上級委報告書配布<br>2008/ 5/20 パネル・上級委報告書採択<br>2008/ 8/11 メキシコがRPTについて仲裁を要請<br>2008/10/31 仲裁人がRPTを<br>2009/4/30に決定<br>2009/ 4/30 RPT終了<br>2009/ 5/18 シークエンス合意<br>2009/ 8/19 協議要請（履行確認）<br>2010/ 9/ 7 パネル設置要請（履行確認）<br>2010/ 9/21 パネル設置（履行確認）<br>2012/ 4/27, 5/14, 5/31 メキシコの申請により履行確認パネル手続を停止<br>2013/ 4/ 8 二国間合意通報<br>2013/ 5/ 6 パネル報告書配布(案件の経緯のみ記載) | ①米国によるメキシコ製ステンレス鋼へのAD協定最終決定について、米国1930年関税法の関連規定、商務省の関連規則及びダンピング・マージンの初回調査及び行政見直しに係るゼロイングの適用は、GATT第VI条、AD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、5、6.10、9、11、18条及びWTO設立協定第XVI.4条に反するとしてメキシコが申立て。<br>②初回調査W-W比較におけるゼロイングのAD協定9.3条違反を認定しつつも、定期見直しにおける違法性を否定。<br>③定期見直しにおける違法性を認定し、パネルの判断を破棄。  | AD (1, 2, 5, 6, 11, 18)<br>GATT (VI)<br>WTO (XVI)                |                   |
| 345. 米国－ア                      | インド                                       | 2006/ 6/ 6 協議要請  | ①米国の改正ポンド指令及びイン   | AD (1, 2, 7, 9, 18)  |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)             | 申立国<br>【第三国参加国】              | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------------------|------------------------------|--|---|---|-------------------|
| アンチ・ダンピング・相殺関税に基づくボンド指金               | 【日本、ブラジル、中国、EU、タイ】           | 2006/10/13 パネル設置要請<br>2006/11/21 パネル設置<br>2008/ 2/29 パネル報告書配布<br>2008/ 4/17 インドが上級委申立て<br>2008/ 4/29 米国が上級委申立て<br>2008/ 7/16 上級委報告書配布<br>2008/ 8/ 1 パネル・上級委報告書採択<br>2008/10/31 RPTについて合意<br>2009/ 4/ 1 RPT終了 | ド産エビへの拡張的なボンド要求は、AD協定第1、7.1、7.2、7.4、7.5、9.2、9.3、9.3.1、18.1、18.5条、GATT第I、II、III、VI条2項、3項、X、XI、XIII条及び補助金協定第10、17.4、17.5、19.3、19.4、32.1、32.5条に反するとしてインドが申立て。<br>②米国の措置はAD協定18.1条に非整合であると認定。<br>③米国の措置はAD協定18.1条に非整合であったとしたパネルの決定を支持。DSBに対し、米国にWTO協定上の義務の履行を求めるよう勧告する旨の報告書を配布。 | GATT (I, II, VI, X, XI, XIII)<br>SCM (1, 10, 14, 17, 19, 32)<br>WTO (XVI) |                   |
| 346. 米国－アルゼンチン製油井管へのアンチ・ダンピング行政見直し    | アルゼンチン                       | 2006/ 6/20 協議要請  | ①米国のアルゼンチン製油井管へのAD協定行政見直しは、AD協定第2.2、2.4、6.1、6.2、6.6、6.8、6.9、9.2、9.3、12.2、12.2.2条、附属書II及びGATT第VI条に反し、また、ダンピング・マージンの算定に関する米国1930年関税法の規定はAD協定第2.2.2条及びGATT第VI条に反するとしてアルゼンチンが申立て。   | AD (1, 2, 6, 9, 12, 18)<br>GATT (VI)<br>WTO (XVI)                         |                   |
| 347. EU及び加盟国－大型民間航空機の取引に関連する措置(二次申立て) | 米国<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、韓国】 | 2006/ 1/31 協議要請<br>2006/ 4/10 パネル設置要請<br>2006/ 5/ 9 パネル設置<br>2006/10/ 6 米国がパネル手続停止要請<br>2007/10/ 7 パネル設置根拠喪失   | ①EUによる民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)(b)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、6.3(b)、6.3(c)、6.4条及びGATT第III.4、XVI.1条に違反するとして米国が申立て(先行していたDS316への付託事項を拡張するための二次申立て)。  | SCM (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7)<br>GATT (III, XVI)                              | 第II部<br>第7章       |
| 348. コロンビア－パナマからの物品輸入に関する税関措置         | パナマ                          | 2006/ 7/20 協議要請<br>2006/12/ 1 二国間合意通報  | ①コロンビアによるパナマからの物品輸入に関する税関措置(関税額の算定方法、輸入港の制限、インボイスへの追加的な情報記載要求)は、関税評価協定第1、7、13条及び附属書I総則、GATT第1条1項、II条1項(a)(b)、V条6項、X条1項、X条3項(a)、XI条1項、XIII条1項に反するとしてパナマが申立て。   | CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 13)<br>GATT (I, II, V, X, XI, XIII)             |                   |
| 349. EU－ニンニクへの関税割                     | アルゼンチン                       | 2006/ 9/ 6 協議要請  | ①二国間合意に基づくEUの中国産生鮮・冷凍ニンニクへの関税割当   | GATT (XXIV, XXVIII)<br>WTO (XVI)  |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)        | 申立国<br>【第三国参加国】                                 | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|----------------------------------|---|---|--|---|-------------------|
| 当関連措置                            |   |   | 枠拡大は、他国が交渉によって得た権利を損なうものであり、GATT第XXIV条6項、GATT第XXVIII条及びWTO設立協定第XVI.4条等に反するとしてアルゼンチンが申立て。   |   |                   |
| 350. 米国－ゼロイング手法の維持と継続的な適用        | EU<br>【日本、ブラジル、中国、エジプト、インド、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾、タイ】 | 2006/10/ 2 協議要請<br>2006/10/ 9 追加協議要請<br>2007/ 5/10 パネル設置要請<br>2007/ 6/ 4 パネル設置<br>2008/10/ 1 パネル報告書配布<br>2008/11/ 6 EUが上級委申立て<br>2008/11/18 米国が上級委申立て<br>2009/ 2/ 4 上級委報告書配布<br>2009/ 2/19 パネル・上級委報告書採択<br>2009/ 6/ 2 RPTについて合意<br>2009/12/19 RPT終了<br>2010/ 1/ 4 シークエンス合意<br>2012/ 2/ 6 米EU間で解決に向けた覚書に合意 | ①米国によるダンピング・マージンの行政見直し最終決定におけるゼロイング適用の維持は、AD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、9.1、9.3、9.5、11、18.4条、GATT第VI条及びWTO設立協定第XVI.4条に反するとしてEUが申立て。<br>②③米国によるイタリアのボールベアリング等に対するAD協定調査にあたってゼロイングが用いられたことについて争われた本件について、米国のゼロイング等AD協定9.3条に違反しておりWTO非整合とし、DSBが米国に対し、それらの措置をWTO協定整合的に改めるよう求めるよう勧告。 | AD (1, 2, 5, 9, 11, 18)<br>GATT (VI)<br>WTO (XVI) |                   |
| 351. チリー乳製品への暫定セーフガード措置          | アルゼンチン<br>【米国】                                  | 2006/10/25 協議要請<br>2007/ 3/ 8 パネル設置要請<br>2007/ 4/24 パネル設置<br>2007/ 7/31 パネル手続停止要請<br>2007/ 8/ 3 パネル停止<br>2008/ 8/ 1 パネル設置根拠喪失   | ①チリによる乳製品への暫定SG協定措置は、GATT第I、XIX条及びSG協定第2、3.1、4、5.1、6、12.4条に反するとしてアルゼンチンが申立て。   | GATT (I, XIX)<br>SG (2, 3, 4, 5, 6, 12)           |                   |
| 352. インド－EU産ワイン・蒸留酒の輸入・販売に関連する措置 | EU<br>【日本、豪州、チリ、米国】                             | 2006/11/20 協議要請<br>2007/ 3/23 パネル設置要請<br>2007/ 4/24 パネル設置<br>2007/ 7/13 パネル手続停止要請<br>2007/ 7/16 パネル停止<br>2008/ 7/17 パネル設置根拠喪失   | ①インドによるEU産ワイン・蒸留酒への追加関税、特別追加関税の賦課及びインドのTamil Nadu州による同産品への流通規制の適用が、GATT第II条1項(a)(b)、III条2項・4項、XI条に反するとしてEUが申立て。<br>パネル会合前にインドがワイン・蒸留酒への追加関税の撤廃の通達を発出したことを受け、EUはパネル進行停止を要請。   | GATT (II, III, XI)                                |                   |
| 353. 米国－大型民間航空機の取引に関連する措置（二次申立て） | EU<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、韓国】                    | 2005/ 6/27 協議要請<br>2006/ 1/20 パネル設置要請<br>2006/ 2/17 パネル設置<br>2011/ 3/31 パネル報告書配布<br>2011/ 4/ 1 EUが上級委申立て<br>2011/ 4/28 米国上級委申立て<br>2012/ 3/12 上級委報告書配布  | ①米国による民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)条及びGATT第III条4項に違反するとしてEUが申立て（先行していたDS317への付託事項を拡張するための二次申立て）。   | SCM (1, 2, 3, 5, 6, 32)<br>GATT (III)             | 第II部<br>第7章       |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)          | 申立国<br>【第三国参加国】         | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|------------------------------------|-------------------------|---|---|--|-------------------|
|                                    |                         | 2012/ 3/23 パネル報告書・上級委報告書採択<br>2012/ 4/24 シークエンス合意<br>2012/ 9/23 米国が違反措置を是正 (EUは不同意)<br>2012/ 9/25 協議要請 (履行確認)<br>2012/ 9/27 EUが対抗措置承認申請<br>2012/10/11 パネル設置要請 (履行確認)<br>2012/10/22 米国が仲裁を要請<br>2012/10/23 仲裁に付託<br>2012/10/23 パネル設置 (履行確認)<br>2012/11/27 仲裁手続停止要請<br>2012/11/28 仲裁手続停止<br>2017/ 6/ 9 パネル報告書配布 (履行確認)<br>2017/ 6/29 EUが上級委申立て (履行確認)<br>2017/ 8/10 米国が上級委申立て (履行確認)<br>2019/ 3/28 上級委報告書配布 (履行確認)<br>2019/ 4/11 パネル・上級委報告書採択 (履行確認)<br>2019/ 5/20 EUが対抗措置承認申請<br>2019/ 6/ 3 仲裁に付託<br>2019/ 6/ 5 仲裁手続停止 | ②パネルは、技術と価格の2つの観点から、米国による措置の一部は、EUに著しいを与えたとして、EUの利益に対する悪影響を除去するための適当な措置をとり、又は問題の補助金を廃止するよう米国に勧告した。<br><br>③上級委員会は、パネルによる分析の一部に問題があることを認めたものの、米国に対して、EUの利益に対する悪影響を除去するための適当な措置をとり、又は問題の補助金を廃止するよう勧告した。 |  |                   |
| 354. カナダ産ワインとビールへの課税免除・減額          | EU                      | 2006/11/29 協議要請<br>2008/12/17 二国間合意通報   | ①カナダによるカナダ産ワインへの課税免除及びカナダ産ビールへの課税額の減額措置は、GATT第III条2項、4項、補助金協定第3.1(b)、3.2条に反するとしてEUが申立て。   | GATT (III)<br>SCM (3)                          |                   |
| 355. ブラジル産アルゼンチン製樹脂に対するアンチ・ダンピング措置 | アルゼンチン<br>【日本、EU、台湾、米国】 | 2006/12/26 協議要請<br>2007/ 6/ 7 パネル設置要請<br>2007/ 7/24 パネル措置<br>2008/ 2/ 4 パネル手続停止<br>2009/ 2/ 5 パネル設置根拠喪失   | ①ブラジルによるアルゼンチン製樹脂へのAD協定調査、決定及びAD協定税の賦課はAD協定第2.2.1、2.2.1.1、2.2.2、2.4、3.1、3.2、3.4、3.5、6、8、10、12条及びGATT第VI条に反し、また、ダンピング決定の見直し手続はAD協定第9、18.4及びGATT第10条等に反するとしてアルゼンチンが申立て。                                 | AD (2, 3, 6, 8, 9, 10, 12, 18)<br>GATT (VI, X) |                   |
| 356. チリ産乳製品へのセーフ                   | アルゼンチン<br>【米国】          | 2006/12/28 協議要請<br>2007/ 3/ 8 パネル設置要請   | ①チリによる乳製品への確定セーフガード措置は、GATT第I、XIX条  | SG (2, 3, 4, 5, 7, 12)<br>GATT (I, XIX)        |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)        | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|----------------------------------|---|---|--|---|-------------------|
| ガード措置最終決定                        |   | 2007/ 4/24 パネル設置<br>2007/ 7/31パネル手続停止要請<br>2007/ 8/ 3 パネル停止<br>2008/ 8/ 1 パネル設置根拠喪失   | 及びセーフガード協定第2、3.1、4、5.1、7.1、12.2条等に反するとしてアルゼンチンが申立て。  |   |                   |
| 357. 米国－トウモロコシ他農産品への補助金等国内支援     | カナダ<br>【日本、アルゼンチン、豪州、チリ、EU、インド、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ、ウルグアイ】 | 2007/ 1/ 8 協議要請<br>2007/ 6/ 7パネル設置要請 (11/15 パネル設置要請要請取り下げ)<br>2007/11/ 8 パネル設置要請<br>2007/12/17 パネル設置(「DS365」と合併)  | ①米国による米国内のトウモロコシ及びその他農産品の生産者・輸出者への補助金その他国内支援は、補助金協定第3.1(a)、3.2、5(c)、6.3(c)条及び農業協定第3.2、3.3、8、9.1、10.1条に反するとしてカナダが申立て。   | SCM (2, 3, 4, 5, 6, 7)<br>AA (3, 6, 8, 9, 10) |                   |
| 358. 中国－租税その他支払の還付、減額及び免除        | 米国<br>【日本、アルゼンチン、豪州、カナダ、チリ、コロンビア、エジプト、EU、台湾】                              | 2007/ 2/ 2 協議要請<br>2007/ 4/27追加協議要請<br>2007/ 7/12パネル設置要請<br>2007/ 8/31 パネル設置(「DS359」と合併)<br>2007/12/19 二国間合意通報  | ①中国による輸出型企業を対象とした租税その他支払の還付、減額及び免除措置が、補助金協定第3条、GATT第III条4項、TRIMs協定2条及び中国の加盟議定書・作業部会報告書の関連規定に反するとして米国が申立て。  | GATT (III)<br>SCM (3)<br>TRIMs (2)<br>加盟議定書   |                   |
| 359. 中国－租税その他支払の還付、減額及び免除        | メキシコ<br>【日本、アルゼンチン、豪州、カナダ、チリ、コロンビア、エジプト、EU、台湾】                            | 2007/ 2/26 協議要請<br>2007/ 5/ 4追加協議要請<br>2007/ 7/12パネル設置要請<br>2007/ 8/31 パネル設置(「DS358」と合併)<br>2008/ 2/ 7 二国間合意通報  | ①中国による輸出型企業を対象とした租税その他支払の還付、減額及び免除措置が、補助金協定第3条、GATT第III条4項、TRIMs協定2条及び中国の加盟議定書・作業部会報告書の関連規定に反するとしてメキシコが申立て。  | GATT (III)<br>SCM (3)<br>TRIMs (2)<br>加盟議定書   |                   |
| 360. インド－米国からの輸入に対する追加関税及び特別追加関税 | 米国<br>【日本、豪州、チリ、EU、ベトナム】  | 2007/ 3/ 6 協議要請<br>2007/ 5/24 パネル設置要請<br>2007/ 6/20 パネル設置<br>2008/ 6/ 9 パネル報告書配布<br>2008/ 8/ 1 米国が上級委申立て<br>2008/ 8/13 インドが上級委申立て<br>2008/10/30 上級委報告書配布<br>2008/11/17 パネル・上級委報告書採択 | ①米国は、インドによる米国からの輸入品、とりわけワイン及び蒸留酒の輸入に対する追加関税及び特別追加関税は、インドの関税譲許表に反しており、GATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、米国のインドによるアルコール飲料への追加関税がGATT第II条に非整合であることの立証が不十分であり、また、米国がインドによる特別追加関税がGATT第II条に非整合であることの立証を行えていないとした。<br>③上級委はGATT第II条1項bの解釈について理由が無いとして退けたものの違反自体は認め、また、II条2項aについても、パネルの量的な比較は不要であるとの判断を覆 | GATT (II, III)                                |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載                         |
|---------------------------|--|--|---|---|---|
|                           |  |  | し量的及び質的な比較が必要な旨判断した。  |   |   |
| 361. EU－バナナ輸入制度           | コロンビア  | 2007/ 3/21 協議要請<br>2012/11/ 8 二国間合意通報  | ①コロンビアは、EUが2006年1月1日より適用しているバナナの輸入制度に関し、同制度はACP諸国及びMFN間で差別的となっており。GATTに非整合として申立て。   | GATT (I, II, XIII)                          |   |
| 362. 中国－知的財産権問題           | 米国<br>【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、EU、インド、韓国、メキシコ、台湾、タイ、トルコ】 | 2007/ 4/10 協議要請<br>2007/ 8/13 パネル設置要請<br>2007/ 9/25 パネル設置<br>2009/ 1/26 パネル報告書配布<br>2009/ 3/20 パネル報告書採択<br>2010/ 4/ 8 シークエンス合意   | ①米国は、中国における、(a)商標模倣及び著作権侵害行為に係る刑事手続及び刑事罰の扱い、(b)著作権侵害によって中国税関当局に押収された物品、(c)不正な模倣品及び版權を有する製品の不法流通に係る刑事手続及び刑事罰の適用範囲、(d)著作権及び権利保護の拒否並びに執行に関し、TRIPS協定に非整合として申立て。<br>②(b)の税関措置に関し、商標の単なる除去で十分であるとの点についてはTRIPS協定第59条に非整合、(c)について同協定第9.1条、41.1条に非整合として米国の主張を是認する一方、(a)及び(d)について、米国は刑事罰の閾値が同協定第61条に非整合であることに関して挙証責任を果たしておらず、(b)について、税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点について、米国は同協定第59条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていないと判断。 | TRIPS (3, 9, 14, 41, 46, 59, 61)            |   |
| 363. 中国－著作権に係る市場アクセス問題    | 米国<br>【日本、豪州、EU、韓国、台湾】                                 | 2007/ 4/10 協議要請<br>2007/ 7/10 追加協議要請<br>2007/10/10 パネル設置要請<br>2007/11/27 パネル設置<br>2009/ 8/12 パネル報告書配布<br>2009/ 9/22 中国が上級委申立て<br>2009/10/ 5 米国が上級委申立て<br>2009/12/21 上級委報告書配布<br>2010/ 1/19 パネル・上級委報告書採択<br>2011/ 4/13 シークエンス合意<br>2012/ 2/22 中国が違反措置を是正(米国は不同意)<br>2012/ 2/23 フィルムに関し、二国 | ①米国は、中国による出版物及び音響映像製品の輸入・流通制限は、中国の加盟議定書、GATT及びGATSに非整合として申立て。<br>②(a)外資事業者が書籍・映像製品・劇場用フィルム等の輸入事業に従事することを禁止する措置等につき、貿易権を付与していないとして加盟議定書及び加盟作業部会報告書違反、かつ、GATT第XX条(a)(公徳の保護のために必要な措置)により正当化されないと判断、(b)出版物、電子的形態の音声記録製品、音響映像娯楽製品の流通に  | GATT (III, XI)<br>GATS (XVI, XVII)<br>加盟議定書 | 第I部<br>第1章<br>第II部<br>第4章<br>第II部<br>第12章 |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)      | 申立国【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--------------------------------|--|--|--|---|-------------------|
|                                |  | 間で解決に向けた覚書に合意<br>2012/ 5/ 9 上記覚書の内容をDSBに通知<br>2012/ 5/24 中国がDSBの勧告を履行した旨報告   | 関する措置について、GATS第XVI、XVII条違反と判断、(c)輸入出版物を不利な競争条件におく措置について、GATT第III条4項違反と判断。<br>③(a)・(b)に係る中国の上訴に対し、パネル報告書の判断を支持。他方、加盟議定書違反に対するGATT第XX条(a)の例外規定の適用可能性の問題について、適用可能と判断(パネル報告書は判断を避けた)。  |   |                   |
| 364. EU-パナナ輸入制度                | パナマ  | 2007/ 6/27 協議要請<br>2012/11/ 8 二国間合意通報  | ①パナマは、EUが2006年1月1日より適用しているパナナの輸入制度に関し、同制度はACP諸国及びMFN間で差別的となっており。GATTに非整合として申立て。  | GATT (I, II, XVIII, XXVIII)   |                   |
| 365. 米国-農産品に対する国内補助及び輸出信用      | ブラジル<br>【日本、アルゼンチン、豪州、チリ、EU、インド、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ、ウルグアイ】 | 2007/ 7/11 協議要請<br>2007/11/ 8 パネル設置要請<br>2007/12/17 パネル設置(「DS357」と合併)  | DS357を参照   | AA (3, 6, 8, 9, 10)<br>SCM (3)  |                   |
| 366. コロンビア入港規制                 | パナマ<br>【中国、エクアドル、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インド、台湾、トルコ、米国】                            | 2007/ 7/12 協議要請<br>2007/ 9/14 パネル設置要請<br>2007/10/22 パネル設置<br>2009/ 4/27 パネル報告書配布<br>2009/ 5/20 パネル報告書採択<br>2010/ 2/23 シークエンス合意 | ①パナマは、コロンビアが物品販売税の算出方法において指示価格を利用していることは、GATT及び関税評価協定に非整合として申立て。<br>②指示価格設定について関税評価協定非整合、指示価格措置に係る入港に関する措置についてGATT第I条(最恵国待遇)、V条(通過の自由)、XI条(数量制限の禁止)に非整合、更に、コロンビアによる入港措置についてGATT第XX条による正当化主張を却下。コロンビアに対し、当該措置を関税評価協定・GATT上の義務に適合するよう勧告。 | CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 13)<br>GATT (I, II, III, V, VII, X, XI, XIII) | 第II部<br>第4章       |
| 367. 豪州-ニュージーランドからのリンゴ輸入に関する措置 | ニュージーランド<br>【日本、チリ、EU、パキスタン、台湾、米国】   | 2007/ 8/31 協議要請<br>2007/12/ 6 パネル設置要請<br>2008/ 1/21 パネル設置<br>2010/ 8/ 9 パネル報告書配布   | ①ニュージーランドは、豪州によるニュージーランドからの輸入リンゴに対して要求されることとなった検疫措置に関し、SPS協定に非   | SPS (2, 5, 8)   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)              | 申立国<br>【第三国参加国】                                 | 経 過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|---|---|---|--|-------------------|
|  |   | 2010/ 8/31 豪州が上級委申立て<br>2010/ 9/13 ニュージーランドが上級委申立て<br>2010/11/29 上級委報告書配布<br>2010/12/17 パネル・上級委報告書採択<br>2011/ 9/13 シークエンス合意 | 整合として申立て。<br>②パネルは豪州のSPS協定措置は適切な危険性評価及び科学的根拠に基づいていないとし、SPS協定第2条及び5条に違反していると判断。また、豪州の措置は適切な保護の水準（ALOP）以上であるとし、SPS協定5.6条に違反していると判断。<br>③上級委は、適切な危険性評価及び科学的根拠に基づいていないとしたパネル判断を支持したが、豪州の火傷病に係る措置はSPS協定第5.6条に違反するとしたパネル判断を覆した。また、上級委はパネルが付託事項でないとした豪州のSPS協定付属書C(1)及び第8条の義務に対し、パネルの判断を覆し、ニュージーランドは豪州のこれらの条項上の違反を立証していないと判断。 |  |                   |
| 368. 米国－中国製光沢紙に対するアンチ・ダンピング及び相殺関税の暫定措置 | 中国  | 2007/ 9/14 協議要請   | ①中国は、米国が中国製光沢紙（塗工紙の一種）に対するAD協定措置及び相殺関税の暫定措置も関し、GATT、AD協定及び補助金協定に非整合として申立て。  | AD (1, 2, 7, 9, 18)<br>GATT (VI)<br>SCM (1, 2, 10, 14, 17, 32)           |                   |
| 369. EU－アザラシ製品の輸入販売に係る禁止措置             | カナダ<br>【日本、アルゼンチン、中国、コロンビア、エクアドル、メキシコ、ノルウェー、米国】 | 2007/ 9/25 協議要請<br>2011/ 2/11 パネル設置要請<br>2011/ 3/25 パネル設置<br>2014/12/ 1 カナダは当該措置が廃止されたことにより、申立てを下げ                          | ①カナダは、ベルギーとオランダで行われているアザラシ製品に対する輸送、製造、市場における売買及び販売に係る措置が、GATT及びTBT協定に非整合として申立て。   | TBT (2)<br>GATT (I, III, V, XI, XXIII)                                   |                   |
| 370. タイ－EUからの輸入品に係る関税評価                | EU  | 2008/ 1/25 協議要請   | ①EUは、タイ税関当局がEUからのアルコール飲料及びその他製品に適用している「評価価額」に関し、タイ税関当局が情報開示のないまま設定した標準利益と支出に基づいて産出した価格により関税を決定し、それによらない場合には保証金を要求しているのは、GATT、関税評価協定及びWTO設立協定に非整合として申立て。   | GATT (I, II, III, VII, X, XI)<br>CVA (1, 5, 11, 12, 16, 22)<br>WTO (XVI) |                   |
| 371. タイ－フィリピン産のタイパコ                    | フィリピン<br>【豪州、中国、EU、                             | 2008/ 2/ 7 協議要請<br>2008/ 9/29 パネル設置要請   | ①フィリピンは、フィリピン産タイパコに係るタイの関税評価、物品   | GATT (II, III, VII, X)<br>CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6,                         |                   |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)       | 申立国【第三国参加国】 | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------------|-------------|--|---|--|-------------------|
| タバコに対する税関における措置                 | インド、台湾、米国   | 2008/11/17 パネル設置<br>2010/11/15 パネル報告書配布<br>2011/ 2/22 タイが上級委申立て<br>2011/ 6/17 上級委報告書配布<br>2011/ 7/15 パネル・上級委報告書採択<br>2012/ 6/ 1 シークエンス合意<br>2013/ 1/28 タイが違反措置を是正(フィリピンは不同意)<br>2016/ 5/ 4 協議要請(履行確認一回目)<br>2016/ 6/29 パネル設置要請(履行確認一回目)<br>2016/ 7/21 パネル設置(履行確認一回目)<br>2017/ 7/ 4 協議要請(履行確認二回目)<br>2018/ 3/14 パネル設置要請(履行確認二回目)<br>2018/ 3/27 パネル設置(履行確認二回目)<br>2018/11/12 パネル報告書配布(履行確認一回目)<br>2019/ 1/ 9 タイが上級委申立て(履行確認一回目)<br>2019/ 7/12 パネル報告書配布(履行確認二回目)<br>2019/ 9/ 9 タイが上級委申立て(履行確認二回目) | 税、販売ライセンス要求等の財政及び税関措置並びにタバコ輸入に関する関税評価措置が、GATT及び関税評価協定に非整合として申立て。<br>②タイの関税当局は、輸入者及び販売者間の取引状況を適切に評価していないとし、関税評価協定第1条に違反していると判断した<br>他、タイ関税当局の手続きは関税評価協定第16条等に違反していると判断。また、タイは輸入タバコに対し超過課税しているとし、GATT第III条第2項に違反していると判断し、関連法案・規制等を公表していないとし、GATT第X条にも違反していると判断。<br>③上級委はパネル判断を全面的に支持。 | 7, 10, 13, 16)                                 |                   |
| 372. 中国－金融情報に係る配信規制             | EU          | 2008/ 3/ 3 協議要請<br>2008/12/ 4 二国間合意通報  | ①EU、米国、カナダは、中国において、外国の金融情報供給者が新華社に指名された主体(entity)を通じて提供することを求められていることは、GATS及び加盟議定書に非整合として申立て。   | GATS (XVI, XVII, XVIII)<br>TRIPS (39)<br>加盟議定書 | 第I部<br>第1章        |
| 373. 中国－金融情報に係る配信規制             | 米国          | 2008/ 3/ 3 協議要請<br>2008/12/ 4 二国間合意通報  | DS372を参照  | GATS (XVI, XVII, XVIII)<br>加盟議定書               | 第I部<br>第1章        |
| 374. 南アフリカー非コート紙に対するアンチ・ダンピング措置 | インドネシア      | 2008/ 5/ 9 協議要請<br>2008/11/20 協議要請取り下げ   | ①インドネシアは、南アフリカによるインドネシア製非コート紙に対するAD協定措置のサンセット・レビューにて、AD協定措置終了が決定されたにも関わらずAD協定税が継続賦課されていることは、AD協定に非整合として申立て。   | AD (11)  |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)          | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|------------------------------------|---|--|---|---|-------------------|
| 375. EU及び加盟国－IT製品の関税上の取扱い          | 米国<br>【日本、豪州、ブラジル、中国、コスタリカ、香港、インド、韓国、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、トルコ、ベトナム】         | 2008/ 5/28 協議要請<br>2008/ 8/18 パネル設置要請<br>2008/ 9/23 パネル設置<br>2010/ 8/16 パネル報告書配布<br>2010/ 9/21 パネル報告書採択<br>2011/ 7/ 6 シークエンス合意   | ①米国、日本、台湾は、EU及びその加盟国のIT製品に対して、ITA下での関税譲許率を上回っており、GATTに非整合として申立て。<br>②パネルはEUによるITA対象製品に対する課税は、GATT第II条に違反している他、その規則を速やかに公表していないため、GATT第X条にも違反していると判断。  | GATT (II, X, XXIII)   |                   |
| 376. EU及び加盟国－IT製品の関税上の取扱い          | 日本<br>【豪州、ブラジル、中国、コスタリカ、香港、インド、韓国、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、トルコ、米国、ベトナム】         | 2008/ 5/28 協議要請<br>2008/ 8/18 パネル設置要請<br>2008/ 9/23 パネル設置<br>2010/ 8/16 パネル報告書配布<br>2010/ 9/21 パネル報告書採択<br>2011/ 7/ 6 シークエンス合意   | DS375を参照  | GATT (II, X, XXIII)   |                   |
| 377. EU及び加盟国－IT製品の関税上の取扱い          | 台湾<br>【日本、豪州、ブラジル、中国、コスタリカ、香港、インド、韓国、フィリピン、シンガポール、タイ、トルコ、米国、ベトナム】         | 2008/ 6/12 協議要請<br>2008/ 8/18 パネル設置要請<br>2008/ 9/23 パネル設置<br>2010/ 8/16 パネル報告書配布<br>2010/ 9/21 パネル報告書採択<br>2011/ 7/ 6 シークエンス合意   | DS375を参照  | GATT (II, X, XXIII)   |                   |
| 378. 中国－金融情報に係る配信規制                | カナダ   | 2008/ 6/20 協議要請<br>2008/12/ 4 二国間合意通報  | DS372を参照  | GATS (XVI, XVII, XVIII)<br>加盟議定書  | 第1部<br>第1章        |
| 379. 米国－中国製品に対するアンチ・ダンピング・相殺関税最終措置 | 中国<br>【日本、アルゼンチン、豪州、バレーン、ブラジル、カナダ、EU、インド、クウェート、メキシコ、ノルウェー、サウジアラビア、台湾、トルコ】 | 2008/ 9/19 協議要請<br>2008/12/ 9 パネル設置要請<br>2009/ 1/20 パネル設置<br>2010/10/22 パネル報告書配布<br>2010/12/ 1 中国が上級委申立て<br>2011/ 3/11 上級委報告書配布<br>2011/ 3/25 パネル・上級委報告書採択<br>2011/ 7/ 5 RPTを2012/2/25までとすることに合意<br>2012/ 5/11 シークエンス合意<br>2012/ 8/31 米国が違反措置を是正(中国は不同意) | ①中国は、米国による中国製鉄製パイプ、オフロードタイヤ、織物製袋に対するAD協定及び相殺関税賦課は、GATT、AD協定、補助金協定に非整合であるとして申立て。<br>②パネルは、中国の主張をほぼ全面的に棄却したが、米国商務省の行為が補助金協定第2条及び14条(b)の義務に非整合であると判断。<br>③上級委はパネルの「公的機関」の解釈を覆し、米国内務省の行為は補助金協定第1条に違反していると判断。また、「二重救済」について、パネルは補助金協定上禁止されていないと判断したが、上級委はこの判断を覆し、「二重救 | AD (1, 2, 6, 9, 18)<br>SCM (1, 2, 6, 9, 10, 12, 13, 14, 19, 32)<br>GATT (I, VI) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)        | 申立国【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定                                | 第I部<br>第II部<br>記載   |
|----------------------------------|--|---|--|-------------------------------------|---|
|                                  |  |   | 済」は補助金協定第19条第3項に違反すると判断。   |                                     |   |
| 380. インドー輸入ワイン及びスピリッツに対する税その他の措置 | EU   | 2008/ 9/22 協議要請<br>2008/12/15 追加協議要請<br>2009/ 5/ 4 追加協議要請<br>2009/11/16 追加協議要請  | ①EUは、インドのマハラシュトラ州及びゴア州における輸入ワインに対する差別的な税制並びにタミル・ナドゥ州における制限的な販売措置は、GATT及び補助金協定に非整合として申立て。   | GATT (III, XI, XVII)<br>SCM (3, 4)  |   |
| 381. 米国ーマグロ、マグロ製品の入、売買及び販売に関する措置 | メキシコ<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、韓国、ニュージーランド、ノルウェー】 | 2008/10/24 協議要請<br>2009/ 3/ 9 パネル設置要請<br>2009/ 4/20 パネル設置<br>2011/ 9/15 パネル報告書配布<br>2012/ 1/20 米国が上級委申立て<br>2012/ 1/25 メキシコが上級委申立て<br>2012/ 5/16 上級委報告書配布<br>2012/ 6/13 パネル・上級委報告書採択<br>2013/ 8/ 2 シークエンス合意<br>2013/11/14 メキシコがパネル設置要請（履行確認）<br>2014/ 1/22 パネル設置（履行確認/メキシコ申立て）<br>2015/ 4/14 パネル報告書配布（履行確認/メキシコ申立て）<br>2015/ 6/ 5 米国が上級委申立て（履行確認/メキシコ申立て）<br>2015/ 6/10 メキシコが上級委申立て（履行確認/メキシコ申立て）<br>2015/11/20 上級委報告書配布（履行確認/メキシコ申立て）<br>2015/12/ 3 パネル・上級委報告書採択（履行確認/メキシコ申立て）<br>2016/ 3/10 メキシコが対抗措置承認申請<br>2016/ 3/22 米国が仲裁を要請<br>2016/ 3/23 仲裁に付託<br>2016/ 4/11 米国がパネル設置要請（履行確認）<br>2016/ 5/ 9 パネル設置（履行確認/米国申立て）<br>2016/ 5/13 メキシコが協議要請（履行確認/メキシコ申立て二回目）<br>2016/ 6/ 9 メキシコがパネル設置 | ①米国によるマグロ及びマグロ製品の輸入に係る3つの措置について、TBT協定第2条（強制規格の立案、制定及び適用）、5条（適合性評価手続）、6条（適合性評価の承認）、8条（適合性評価手続）条、GATT第1条（最恵国待遇）、III条（内国民待遇）に非整合としてメキシコが申立て。<br>②パネルは米国のラベル条項を強制規格と認定し、米国の措置はメキシコ産マグロを差別しておらず、TBT協定第2.1条に違反していないと判断。パネルは、米国のラベル条項は必要である以上に貿易制限的であるとして、違反を認定。<br>③上級委は米国措置を強制規格としたパネル判断を肯定し、米国の措置は競争条件を変更するもので、正当な規制上の区別に基づいていることを立証していないとしてTBT協定第2.1条に違反しているとし、パネルの判断を覆した。また、上級委は、メキシコが提案したより制限的でない措置は十分ではないとしてラベル条項は必要である以上に貿易制限的と判断したパネル判断を覆し、メキシコの主張を棄却。<br>その後履行確認パネル及び上級委報告書では米国の是正措置が、海洋のさまざまな場所の種々の漁法から生じるイルカのリスクに適切に調整されていないとして、TBT協定2.1条違反を認定した。 | TBT (2, 5, 6, 8, )<br>GATT (I, III) | 第II部<br>第1章<br>第II部<br>第2章<br>第II部<br>第4章<br>第II部<br>第11章 |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                        | 申立国<br>【第三国参加国】                      | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載   |
|--|--------------------------------------|---|---|--|---------------------|
|  |                                      | 要請(履行確認/メキシコ申立て二回目)<br>2016/ 6/22 パネル設置(履行確認/メキシコ申立て二回目)<br>2017/ 4/25 仲裁判断配布<br>2017/ 5/11 メキシコが対抗措置の内容承認申請<br>2017/ 5/22 の対抗措置の内容承認<br>2017/10/26 パネル報告書(履行確認/米国申立て)、パネル報告書配布(履行確認/メキシコ申立て二回目)<br>2017/12/ 1 メキシコが上級委申立て(履行確認/米国申立て)、メキシコが上級委申立て(履行確認/メキシコ申立て二回目)<br>2018/12/14 上級委報告書配布(履行確認/米国申立て)、上級委報告書配布(履行確認/メキシコ申立て二回目)<br>2019/ 1/11 パネル・上級委報告書採択(履行確認/メキシコ申立て) |   |  |                     |
| 382. 米国－ブラジルからのオレンジジュース輸入に係るアンチ・ダンピング措置見直しその他の措置 | ブラジル<br>【日本、アルゼンチン、EU、韓国、メキシコ、台湾、タイ】 | 2008/11/27 協議要請<br>2009/ 8/20 パネル設置要請<br>2009/ 9/25 パネル設置<br>2011/ 3/25 パネル報告書配布<br>2011/ 6/17 パネル報告書採択<br>2012/ 4/ 3 シークエンス合意<br>2013/ 2/14 二国間合意通報  | ①ブラジルは、米国のブラジル産オレンジジュースの輸入に係る2005年8月24日～2007年2月28日までのAD協定調査見直しと、現在または将来行われるAD協定見直しについて、米国の措置は、GATT、AD協定、WTO設立協定に非整合として申立て。<br>②パネルは、米国のゼロイングはAD協定第2.4条に違反していると判断し、ブラジルの主張を支持。 | AD (1, 2, 9, 11, 18)<br>GATT (II, VI)<br>WTO (XVI) |                     |
| 383. 米国－タイからのポリエチレン製買物袋に対するアンチ・ダンピング措置           | タイ<br>【日本、アルゼンチン、EU、韓国、台湾】           | 2008/11/26 協議要請<br>2009/ 3/ 9 パネル設置要請<br>2009/ 3/20 パネル設置<br>2010/ 1/22 パネル報告書配布<br>2010/ 2/18 パネル報告書採択<br>2010/ 8/31 米国が違反措置を是正  | ①タイは、米国がタイからのポリエチレン製買物袋に対するAD協定税賦課に関し、その調査においてゼロイング手法を使用したことはGATT及びAD協定に非整合として申立て。<br>②パネルは、米国のゼロイングはAD協定に違反していると判断し、タイの主張を全面的に支持。  | AD (2)<br>GATT (VI)                                |                     |
| 384. 米国－特定国からの輸入に係るラベリング                         | カナダ<br>【日本、アルゼンチン、豪州、ブラ              | 2008/12/ 1 協議要請<br>2009/10/ 7 パネル設置要請<br>2009/11/19 パネル設置(「DS386」   | ①米国の2008年農業協定法修正に基づく義務的な原産国ラベリング制度(COOL: the mandatory  | TBT (2)<br>SPS (2, 5, 7)<br>GATT (III, IX, X,      | 第II部<br>第2章<br>第II部 |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                                      | 申立国【第三国参加国】                                       | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定                               | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|---|---|--|------------------------------------|-------------------|
| グ要求  | ジル、中国、コロンビア、EU、グアテマラ、インド、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、台湾】 | と合併)<br>2011/11/18 パネル報告書配布<br>2012/ 3/23 米国が上級委申立て<br>2012/ 3/28 カナダが上級委申立て<br>2012/ 6/29 上級委報告書配布<br>2012/ 7/23 パネル・上級委報告書採択<br>2013/ 5/24 米国が違反措置の是正を通報<br>2013/ 6/10 シークエンス合意<br>2013/ 8/19 パネル設置要請(履行確認)<br>2013/ 9/25 パネル設置(履行確認)<br>2014/10/20 パネル報告書配布(履行確認)<br>2014/11/28 米国が上級委申立て(履行確認)<br>2014/12/12 カナダが上級委申立て(履行確認)<br>2015/ 5/18 上級委報告書配布(履行確認)<br>2015/ 5/29 パネル・上級委報告書採択(履行確認)<br>2015/ 6/ 4 カナダが対抗措置承認申請<br>2015/ 6/16 米国が仲裁を要請<br>2015/ 6/17 仲裁に付託(「DS386」と合同)<br>2015/12/ 7 仲裁判断配布、カナダが対抗措置の内容(譲許の停止)承認申請<br>2015/12/21 対抗措置の内容承認 | country of origin labeling) は、小売レベルで消費者に対し牛肉と豚肉を含む商品について原産国表示を義務づけ、誕生、生育及び屠殺を米国国内で行った動物のみを排他的に米国産とすることとしており、牛肉又は豚肉について米国での飼育若しくは直ちに屠殺するために輸出された家畜との区別を行うための措置であり、GATT第III条4項(内国民待遇)、IX条4項(原産地表示)、X条3項(貿易規則の公表及び施行)、TBT協定2条(強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用)あるいはSPS協定2条(基本的な権利及び義務)、5条(危険性の評価)、7条(透明性の確保)・原産地規則協定2条(経過期間における規律)に非整合としてカナダが申立て。<br>②パネルは、米国のCOOL制度は強制規格とし、(a) COOL制度は国内事業者が国産品を利用するインセンティブを与えており、カナダ製品に米国内の同種の製品よりも不利な待遇を与えていると判断し、米国のTBT協定第2.1条違反を認定。また、(b) TBT協定第2.2条によって正当化されていないと判断した。<br>③上級委は上流にある事業者の記録義務と消費者に与えられる情報の不均衡なども理由に加えつつ、パネル判断の(a) を支持した。他方、パネルの事実認定の不尽を理由として(b) は覆した。 | XXIII)                             | 第11章              |
| 385. EU-インドからのポリエチレンテレフタレート(PET)輸入に課されるアンチ・ダンピング措置及び相殺関税の失効見直し | インド   | 2008/12/ 4 協議要請   | ①インドは、EUがインドからのポリエチレンテレフタレート(PET)輸入に際して賦課しているAD協定税及び相殺関税に係る措置について、EUの措置(regulation)はAD協定税及び相殺関税の終期設定を求めていることはAD協定及び補助金協定に非整合として申立て。  | AD (6, 11, 18)<br>SCM (12, 21, 32) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)  | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載           |
|----------------------------|--|--|---|--|-----------------------------|
| 386. 米国－特定国からの輸入に係るラベリング要求 | メキシコ<br>【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、EU、グアテマラ、インド、韓国、ニュージーランド、ペルー、台湾】 | 2008/12/17 協議要請<br>2009/10/ 9 パネル設置要請<br>2009/11/19 パネル設置（「DS384」と合併）<br>2011/11/18 パネル報告書配布<br>2012/ 3/23 米国が上級委申立て<br>2012/ 3/28 メキシコが上級委申立て<br>2012/ 6/29 上級委報告書配布<br>2012/ 7/23 パネル・上級委報告書採択<br>2013/ 5/24 米国が違反措置の是正を通報<br>2013/ 6/10 シークエンス合意<br>2013/ 8/19 パネル設置要請（履行確認）<br>2013/ 9/25 パネル設置（履行確認）<br>2013/10/20 パネル報告書配布（履行確認）<br>2014/11/28 米国が上級委申立て（履行確認）<br>2014/12/12 メキシコが上級委申立て（履行確認）<br>2015/ 5/18 上級委報告書配布（履行確認）<br>2015/ 5/29 パネル・上級委報告書採択（履行確認）<br>2015/ 6/17 メキシコが対抗措置承認申請<br>2015/ 6/22 米国が仲裁を要請、仲裁に付託（「DS384」と合同）<br>2015/12/ 7 仲裁判断配布、メキシコが対抗措置の内容（譲許の停止）承認申請<br>2015/12/21 対抗措置の内容承認 | ①メキシコは、米国における2008年農業法により修正された1946年農業マーケティング法に基づく義務的な原産国ラベリング制度（COOL：the mandatory country of origin labeling）は、GATT第III条（内国民待遇）、IX条（原産地表示）、X条（貿易規則の公表及び施行）、TBT協定2条（強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用）、あるいはSPS協定2条（基本的な権利及び義務）、5条（危険性の評価）、7条（透明性の確保）、原産地規則協定2条（経過期間における規律）に非整合であるとして申立て。なお、全く同様の協定非整合を指摘して、カナダが2008年12月1日付けで協議要請を行っており（DS384）、メキシコは2008年12月12日付で第三国参加を要請し、2008年12月18日付で、米国より、メキシコの第三国参加を受け入れが通知されている。<br>②③DS384を参照。 | TBT (2, 12)<br>SPS (2, 5, 7)<br>ROO (2)<br>GATT (III, IX, X) | 第II部<br>第2章<br>第II部<br>第11章 |
| 387. 中国－贈与、貸付け及びその他の奨励措置   | 米国   | 2008/12/19 協議要請  | ①米国は、中国が企業に付与している贈与、貸付け及びその他の優遇措置は、補助金協定上の禁止補助金に該当し、また、農産品に対する措置は農業協定に非整合として申立て。  | AA (3, 9, 10)<br>SCM (3)<br>加盟議定書<br>GATT (III)              |                             |
| 388. 中国－贈与、貸付け及びその他の奨励措置   | メキシコ   | 2008/12/19 協議要請  | ①メキシコは、中国が企業に付与している贈与、貸付け及びその他の優遇措置は、補助金協定上の禁止補助金に該当し、また、農産品  | AA (3, 9, 10)<br>SCM (3)<br>加盟議定書<br>GATT (III)              |                             |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)             | 申立国【第三国参加国】                              | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------------------|--|--|---|--|-------------------|
|                                       |  |  | に対する措置は農業協定に非整合として申立て。  |  |                   |
| 389. EU－米国からの鶏肉等及び鶏肉等の製品の輸入に関する措置     | 米国<br>【豪州、中国、グアテマラ、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、台湾】 | 2009/ 1/16 協議要請<br>2009/10/ 8 パネル設置要請<br>2009/11/19 パネル設置  | ①米国は、EUの鶏肉及び鶏肉製品に関する措置について、病原菌を削減するために化学処理を施した鶏肉の輸入を禁止する措置及び認証プロセスの非公表、並びに、人体に影響を及ぼさない科学的根拠があるにも関わらず措置を実施していることは、SPS協定、GATT、TBT協定、農業協定に非整合として申立て。   | SPS (2, 5, 7, 8)<br>TBT (2)<br>GATT (III, X, XI)<br>AA (4) |                   |
| 390. 中国－贈与、貸付け及びその他の奨励措置              | グアテマラ                                    | 2009/ 1/19 協議要請  | ①グアテマラは、中国が企業に付与している贈与、貸付け及びその他の優遇措置は、補助金協定上の禁止補助金に該当し、また、農産品に対する措置は農業協定に非整合として申立て。   | AA (3, 8, 9, 10)<br>SCM (3)<br>加盟議定書<br>GATT(III)          |                   |
| 391. 韓国－牛肉及び牛肉製品に関する措置                | カナダ<br>【日本、アルゼンチン、ブラジル、インド、中国、EU、台湾、米国】  | 2009/ 4/ 9 協議要請<br>2009/ 7/ 9 パネル設置要請<br>2009/ 8/31 パネル設置<br>2011/ 6/28 カナダがパネル手続中断を要請<br>2012/ 6/19 二国間合意通報 | ①韓国は2003年5月からカナダ産の牛肉及び牛肉製品の輸入を禁止。韓国は当該措置の目的をBSEのリスクを防ぐためとしていた。本措置について、カナダは、SPS協定及びGATTに非整合であるとして申立て。  | SPS (2, 3, 5, 6, 8)<br>GATT (I, III, XI)                   |                   |
| 392. 米国－中国からの家禽類の輸入に関する措置             | 中国<br>【ブラジル、EU、グアテマラ、韓国、台湾、トルコ、】         | 2009/ 4/17 協議要請<br>2009/ 6/23 パネル設置要請<br>2009/ 7/31 パネル設置<br>2010/ 9/29 パネル報告書配布<br>2010/10/25 パネル報告書採択      | ①中国は、米国のオムニバス法727条は、米国農務省が中国からの輸入に必要な規則の制定や規則の実施を行うための支出を行うことを禁じていること等は、GATT第I.1条（最恵国待遇）、XI.1条（一般的数量制限の禁止）及び農業協定4.2条（市場アクセス）及びSPS協定に非整合であるとして申立て。<br>②パネルは中国の主張を認め、中国産品と他のWTO加盟国産品の差別を理由に、米国のオムニバス法第727条はSPS協定及びGATTに違反していると判断。 | SPS (2, 3, 5, 8)<br>GATT (I, XI)<br>AA (4)                 |                   |
| 393. チリーアルゼンチンからの小麦粉輸入に対するアンチ・ダンピング措置 | アルゼンチン                                   | 2009/ 5/14 協議要請  | ①アルゼンチンは、チリによるアルゼンチン産小麦粉に対するAD協定措置及びチリのAD協定法令は、AD協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。   | AD (1, 2, 3, 5, 6, 7, 9, 12, 18)<br>GATT (VI)<br>WTO (XVI) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)       | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載          |
|---------------------------------|---|--|---|--|----------------------------|
| 394. 中国－鉱物資源の輸出規制措置             | 米国<br>【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、EU、インド、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾、トルコ、サウジアラビア】 | 2009/ 6/23 協議要請<br>2009/11/ 4 パネル設置要請<br>2009/12/21 パネル設置（「DS395」及び「DS398」と合併）<br>2011/ 7/ 5 パネル報告書配布<br>2011/ 8/31 中国が上級委申立て<br>2011/ 9/ 6 米国が上級委申立て<br>2012/ 1/30 上級委報告書配布<br>2012/ 2/22 パネル・上級委報告書採択<br>2013/ 1/17 シークエンス合意<br>2013/ 1/28 中国が措置の是正を通報 | ①米国は、中国によるボーキサイト、コークス等の輸出数量規制に係る32の措置は、GATTの他、中国の加盟議定書に違反していると申立て。<br>②パネルは、中国は加盟議定書で付属書に記載されていない品目においては輸出税を課さないことに合意しており、加盟議定書の文言によってGATT第XX条の正当化事由に訴えることができないとした上で、中国の輸出数量規制はGATT及び加盟議定書の義務に違反していると判断。<br>③上級委はパネルの判断を支持。 | GATT (VIII, X, XI)<br>加盟議定書                                      | 第II部<br>第3章<br>第II部<br>第4章 |
| 395. 中国－原材料の輸出規制措置              | EU<br>【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、インド、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾、トルコ、サウジアラビア、米国】 | 2009/ 6/23 協議要請<br>2009/11/ 4 パネル設置要請<br>2009/12/21 パネル設置（「DS394」、「DS398」と合併）<br>2011/ 7/ 5 パネル報告書配布<br>2011/ 8/31 中国が上級委申立て<br>2011/ 9/ 6 EUが上級委申立て<br>2012/ 1/30 上級委報告書配布<br>2012/ 2/22 パネル・上級委報告書採択<br>2013/ 1/17 シークエンス合意<br>2013/ 1/28 中国が措置の是正を通報  | DS394を参照  | GATT (VIII, X, XI)<br>加盟議定書                                      | 第II部<br>第3章<br>第II部<br>第4章 |
| 396. フィリピン－蒸留酒に対する課税措置          | EU<br>【豪州、中国、インド、メキシコ、タイ、台湾、米国】   | 2009/ 7/29 協議要請<br>2009/12/10 パネル設置要請<br>2010/ 1/19 パネル設置<br>2010/ 4/20 「DS403」と合併<br>2011/ 8/15 パネル報告書配布<br>2011/ 9/23 フィリピンが上級委申立て<br>2011/ 9/28 EUが上級委申立て<br>2011/12/21 上級委報告書配布<br>2012/ 1/20 パネル・上級委報告書採択<br>2013/ 1/28 フィリピンが違反措置を是正               | ①EUは、フィリピンが1997年以降、輸入された蒸留酒に対して高い関税を課している現行の物品税体系は、GATT第III条に非整合であるとして申立て。<br>②パネルは、フィリピンの措置は、表面上は中立的であるが、輸入された蒸留酒に国内産品よりも不利な待遇を与えており、GATT第III条に違反すると判断。<br>③上級委はパネルの判断を支持し、フィリピンの措置はGATT第III条に違反していると判断。                   | GATT (III)   |                            |
| 397. EU－中国製ファスナーに対するアンチ・ダンピング措置 | 中国<br>【日本、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、インド、  | 2009/ 7/31 協議要請<br>2009/10/12 パネル設置要請<br>2009/10/23 パネル設置<br>2010/12/ 3 パネル報告書配布   | ①中国は、EUが中国からのファスナーの輸入について、EC規則No. 384/96及びEC規則No. 91/2009に基づいてAD協定税を賦課してい   | GATT (I, VI, X)<br>WTO (XVI)<br>AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 12, 17) |                            |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定                       | 第I部<br>第II部<br>記載          |
|---------------------------|---|--|---|----------------------------|----------------------------|
|                           | ノルウェー、台湾、タイ、トルコ、米国】   | 2011/ 3/25 EUが上級委申立て<br>2011/ 3/30 中国が上級委申立て<br>2011/ 7/15 上級委報告書配布<br>2011/ 7/28 パネル・上級委報告書採択<br>2013/10/30 協議要請（履行確認）<br>2013/12/ 5 パネル設置要請（履行確認）<br>2013/12/18 パネル設置（履行確認）<br>2015/ 8/ 7 パネル報告書配布（履行確認）<br>2015/ 9/ 9 EUが上級委申立て（履行確認）<br>2015/ 9/14 中国が上級委申立て（履行確認）<br>2016/ 1/18 上級委報告書配布（履行確認）<br>2016/ 2/12 パネル・上級委報告書採択（履行確認） | ることは、WTO設立協定、GATT及びAD協定に非整合として申立て。<br>②パネルは国別価格を採用して個別の輸出価格を認定しないEC規則No. 384/96第9.5条それ自体及びAD協定税の課税におけるその適用は、AD協定に違反していると判断。<br>③上級委はおおむねパネルの判断を支持したが、国内産業の認定に当たってより高い割合を求めることができたにもかかわらずなかったこと、情報を提出した企業を除外するなどして27%と低い割合にとどまった点が4.1条の違反を構成すると、パネル判断を覆して認定した。 |                            |                            |
| 398. 中国－原材料の輸出規制措置        | メキシコ【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、EU、インド、韓国、ノルウェー、台湾、トルコ、サウジアラビア、米国】 | 2009/ 8/21 協議要請<br>2009/11/ 4 パネル設置要請<br>2009/12/21 パネル設置（「DS394」、<br>「DS395」と合併）<br>2011/ 7/ 5 パネル報告書配布<br>2011/ 8/31 中国が上級委申立て<br>2011/ 9/ 6 メキシコが上級委申立て<br>2012/ 1/30 上級委報告書配布<br>2012/ 2/22 パネル・上級委報告書採択<br>2013/ 1/17 シークエンス合意<br>2013/ 1/28 中国が措置の是正を通報  | DS394を参照  | GATT (VIII, X, XI)         | 第II部<br>第3章<br>第II部<br>第4章 |
| 399. 米国－中国製タイヤの輸入に関する措置   | 中国【日本、EU、台湾、トルコ、ベトナム】   | 2009/ 9/14 協議要請<br>2009/12/ 9 パネル設置要請<br>2010/ 1/19 パネル設置<br>2010/12/13 パネル報告書配布<br>2011/ 5/24 中国が上級委申立て<br>2011/ 9/ 5 上級委報告書配布<br>2011/10/ 5 パネル・上級委報告書採択   | ①中国は、米国が中国からのタイヤに高関税を課していることはGATTに違反しており、GATT第XIX条によっても正当化できないとして申立て。<br>②パネルは米国の暫定的なセーフガード措置は、中国の加盟議定書及びGATT上の義務を満たしており、GATTに違反していないと判断。<br>③上級委はパネルの判断を全面的に支持。  | GATT (I, II, XIX)<br>加盟議定書 |                            |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)     | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経 過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載   |
|-------------------------------|---|--|--|---|---|
| 400. EU-アザ<br>ラン製品の販売<br>禁止措置 | カナダ<br>【日本、アルゼンチン、中国、コロンビア、エクアドル、アイスランド、メキシコ、ノルウェー、ロシア、米国】      | 2009/11/ 2 協議要請<br>2011/ 2/11 パネル設置要請<br>2011/ 3/25 パネル設置<br>2011/ 4/21 「DS401」と合併<br>2013/11/25 パネル報告書配布<br>2014/ 1/24 カナダが上級委申立て<br>2014/ 1/29 EUが上級委申立て<br>2014/ 5/22 上級委報告書配布<br>2014/ 6/18 パネル・上級委報告書採択 | ①カナダは、EUがアザラン製品のEU域内での流通を禁じる措置(EC規則No. 1007/2009)は、TBT協定、GATT及び農業協定に非整合として申立て。<br>②パネルは、EUのアザラン製品販売禁止措置は強制規格であると判断した上で、TBT協定第2.1条に違反していると判断。しかし、EUの公徳の保護のために必須な措置であり、代替的措置が証明されなかったため、TBT協定第2.2条には違反していないと判断。パネルはまた、EUの先住民社会を保護する措置はグリーンランド産品をカナダ及びノルウェー産品より優遇しており、GATT第I条に違反していると判断。そして、EU措置はGATT第XX条a号に該当するものの、TBT協定2.1条に違反するため同条柱書にも違反し、正当化されないと判断した。<br>③上級委は、EUの措置を強制規格であるとしたパネルの判断を覆し、パネルのTBT協定第2.1条、2.2条、5.1.2条、及び第5.2.1条における判断に対して、争訴価値を失っており、法的拘束力を有さないことを宣言した。また、上級委はEUの措置はGATT第I条に違反していると判断したパネルを支持した。他方、GATTXX条柱書とTBT協定2.1条を同じ基準としたパネル判断を覆したものの、結論として柱書の違反を認め、GATT第XX条によっても正当化できないことを是認した。 | GATT (I, III, XI, XXIII)<br>TBT (2, 5, 6, 7, 8)<br>AA (4) | 第II部<br>第1章<br>第II部<br>第2章<br>第II部<br>第4章<br>第II部<br>第11章 |
| 401. EU-アザ<br>ラン製品の販売<br>禁止措置 | ノルウェー<br>【日本、アルゼンチン、カナダ、中国、コロンビア、エクアドル、アイスランド、メキシコ、ナミビア、ロシア、米国】 | 2009/11/ 5 協議要請<br>2011/ 3/14 パネル設置要請<br>2011/ 4/21 パネル設置 (「DS400」と合併)<br>2013/11/25 パネル報告書配布<br>2014/ 1/24 ノルウェーが上級委申立て<br>2014/ 1/29 EUが上級委申立て<br>2014/ 5/22 上級委報告書配布                                      | DS400を参照   | GATT (I, III, XI)<br>TBT (2, 5, 6, 7, 8, 9)<br>AA (4)     | 第II部<br>第1章<br>第II部<br>第2章<br>第II部<br>第4章<br>第II部<br>第11章 |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)           | 申立国<br>【第三国参加国】                      | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|-------------------------------------|--------------------------------------|---|---|---|-------------------|
|                                     |                                      | 2014/ 6/18 パネル・上級委報告書採択   |   |   |                   |
| 402. 米国－ゼロイングによるダンピング・マージンの計算       | 韓国<br>【日本、中国、EU、メキシコ、タイ、ベトナム】        | 2009/11/24 協議要請<br>2010/ 4/ 8 パネル設置要請<br>2010/ 5/18 パネル設置<br>2011/ 1/18 パネル報告書配布<br>2011/ 2/24 パネル報告書採択<br>2011/12/19 米国がRPT内での履行を報告  | ①韓国は米国に対し、米国が韓国からのステンレス鋼の輸入に対するAD協定措置に際して「ゼロイング」によりダンピング・マージンを算出することは、AD協定及びGATT第VI条に非整合として申立て。<br>②パネルは韓国の主張を認め、ダンピング・マージンを算出する際にゼロイングを使用することは、AD協定に違反していると判断。 | GATT (VI)<br>AD (1, 2, 5)   |                   |
| 403. フィリピン－蒸留酒に対する課税措置              | 米国<br>【豪州、中国、コロンビア、EU、インド、メキシコ、台湾】   | 2010/ 1/14 協議要請<br>2010/ 3/26 パネル設置要請<br>2010/ 4/20 パネル設置（「DS396」と合併）<br>2011/ 8/15 パネル報告書配布<br>2011/ 9/23 フィリピンが上級委申立て<br>2011/ 9/28 EUが上級委申立て<br>2011/12/21 上級委報告書配布<br>2012/ 1/20 パネル・上級委報告書採択<br>2013/ 1/28 フィリピンが履行完了を報告 | DS396参照   | GATT (III)  |                   |
| 404. 米国－ベトナムからのエビの輸入に対するアンチ・ダンピング措置 | ベトナム<br>【日本、中国、EU、インド、韓国、メキシコ、タイ】    | 2010/ 2/ 1 協議要請<br>2010/ 4/ 7 パネル設置要請<br>2010/ 5/18 パネル設置<br>2011/ 7/11 パネル報告書配布<br>2011/ 9/ 2 パネル報告書採択<br>2016/ 7/18 二国間合意通報   | ①ベトナムは、米国がベトナムからのエビの輸入についてAD協定措置を行っていること及び「ゼロイング」手法を使ったダンピング・マージンの計算は、GATT、AD協定、WTO設立協定に非整合として申立て。<br>②パネルはベトナムの出張を全面的に認め、米国のAD協定措置は、GATT及びAD協定に違反していると認定。      | GATT (I, II, VI)<br>AD (1, 2, 5, 6, 9, 11, 18)<br>WTO (XVI)                     |                   |
| 405. EU－中国からの革靴の輸入に対するアンチ・ダンピング措置   | 中国<br>【日本、豪州、ブラジル、コロンビア、トルコ、米国、ベトナム】 | 2010/ 2/ 4 協議要請<br>2010/ 4/ 8 パネル設置要請<br>2010/ 5/18 パネル設置<br>2011/10/28 パネル報告書配布<br>2012/ 2/22 パネル報告書採択<br>2012/10/25 シークエンス合意<br>2012/12/17 EUが違反措置を是正したことを通報（中国は不同意）  | ①中国は、EUが中国からの革靴の輸入について、AD協定措置を行っていること及びダンピング・マージンの計算方法等は、WTO設置協定、中国の加盟議定書、GATT及びAD協定に非整合として申立て。<br>②パネルは、EUの措置はAD協定に違反していると判断したが、中国                             | WTO (XVI)<br>GATT (I, VI, X, XVI)<br>AD (1, 2, 3, 5, 6, 9, 11, 17, 18)<br>加盟議定書 |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                      | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|--|--|---|--|-------------------|
|  |  |  | の幾つかの主張に対して、中国はEUの違反を立証していないと判断した。  |  |                   |
| 406. 米国－クローブ入りタバコの流通・生産に関する措置                  | インドネシア<br>【ブラジル、コロンビア、ドミニカ共和国、EU、グアテマラ、メキシコ、ノルウェー、トルコ】 | 2010/ 4/ 7 協議要請<br>2010/ 6/ 9 パネル設置要請<br>2010/ 7/20 パネル設置<br>2011/ 9/ 2 パネル報告書配布<br>2012/ 1/ 5 米国が上級委申立て<br>2012/ 4/ 4 上級委報告書配布<br>2012/ 4/24 パネル・上級委報告書採択<br>2013/ 8/12 インドネシアが対抗措置承認申請<br>2013/ 8/22 米国が仲裁を要請<br>2013/ 8/23 仲裁に付託<br>2014/ 6/14 両国は仲裁を停止要請<br>2014/10/ 3 二国間合意通報 | ①インドネシアは、米国が導入したクローブ等の香料等が付加されたタバコの生産・販売を禁止した措置は、SPS協定、GATT、及びTBT協定に非整合であるとして申立て。<br>②パネルは、米国のクローブタバコに対する禁止措置は、メンソールタバコと比べ不当な扱いを与えているとし、TBT協定第2.1条に違反していると判断。しかし、インドネシアは米国の措置はTBT協定第2.2条に違反していることを立証していないと判断し、同条の違反は認めなかった。<br>③上級委はTBT協定第2.1条における「同種の産品」において、パネルの解釈を修正したが、全体的にパネルの判断を支持。 | TBT (2, 12)<br>SPS (2, 3, 5, 7, )<br>GATT (III, XX, XXIII)                               | 第II部<br>第11章      |
| 407. 中国－EUからの鉄製ファスナーに対するアンチ・ダンピング税の賦課          | EU   | 2010/ 5/ 7 協議要請  | ①EUは中国に対し、中国によるEUからの鋼鉄製ファスナーに対するAD協定税の暫定措置はAD協定に非整合であるとして申立て。   | AD (2, 3, 6, 7, 12)<br>GATT (VI, X)  |                   |
| 408. EU及び加盟国－ジェネリック医薬品の接收措置                    | インド  | 2010/ 5/11 協議要請  | ①インドはEU及びオランダに対し、オランダによるインド製のジェネリック医薬品の接收は、GATT及びTRIPSに非整合であるとして申立て。  | TRIPS (2, 7, 8, 28, 31, 41, 42)<br>GATT (V, X)   |                   |
| 409. EU及び加盟国－ジェネリック医薬品の接收措置                    | ブラジル   | 2010/ 5/12 協議要請  | ①インドはEU及びオランダに対し、オランダによるインド製のジェネリック医薬品の接收は、GATT及びTRIPSに非整合であるとして申立て。  | GATT (V, X)<br>TRIPS (1, 2, 28, 31, 41, 42, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 58, 59)<br>加盟議定書 |                   |
| 410. アルゼンチン－ペルーからのファスナー及びチェーンに対するアンチ・ダンピング税の賦課 | ペルー  | 2010/ 5/19 協議要請  | ①ペルーはアルゼンチンに対し、アルゼンチンによるペルーからのファスナー及びチェーンに対するAD協定税の賦課は、AD協定及びGATT第VI条に非整合であるとして申立て。   | AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 12, 18)<br>GATT (VI)  |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)            | 申立国【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載          |
|--------------------------------------|--|--|---|---|----------------------------|
| 411. アルメニアタバコ及びアルコール飲料の輸入販売に関する措置    | ウクライナ  | 2010/ 7/20 協議要請<br>2010/ 9/ 8 パネル設置要請  | ①ウクライナはアルメニアに対し、アルメニアによる輸入されたタバコ及びアルコール飲料に対して差別的な内国税を賦課する措置は、GATT第III条に非整合であり、さらに、輸入されたタバコに対して協定税率以上の関税を賦課していることはGATT第II条に非整合であるとして申立て。   | GATT (II, III)  |                            |
| 412. カナダ—オントリオ州による再生可能エネルギーに関する措置    | 日本【豪州、ブラジル、中国、エルサルバドル、EU、ホンジュラス、インド、サウジアラビア、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾、米国】 | 2010/ 9/13 協議要請<br>2011/ 6/ 1 パネル設置要請<br>2011/ 7/20 パネル設置（「DS426」と合併）<br>2012/12/19 パネル報告書配布<br>2013/ 2/ 5 カナダが上級委申立て<br>2013/ 2/11 日本が上級委申立て<br>2013/ 5/ 6 上級委報告書配布<br>2013/ 5/24 パネル・上級委報告書採択<br>2014/ 3/24 シークエンス合意 | ①日本はカナダに対し、カナダ・オントリオ州が再生可能エネルギー由来の電力の固定価格買取制度への参入条件として課した州内産品優遇措置は、GATT第III条、TRIMs協定第2条及び補助金協定第3条に非整合であるとして申立て。<br>②パネルはカナダの国内産品優遇措置について、GATT第III条、TRIMs協定第2条の違反を認定。<br>③上級委はパネルの判断を支持。   | GATT (III, XXIII)<br>SCM (1, 3)<br>TRIMs (2)                  | 第II部<br>第2章<br>第II部<br>第9章 |
| 413. 中国—電子支払いサービスに関する措置              | 米国【日本、豪州、エクアドル、EU、グアテマラ、韓国、インド】                                  | 2010/ 9/15 協議要請<br>2011/ 2/11 パネル設置要請<br>2011/ 3/25 パネル設置<br>2012/ 7/16 パネル報告書配布<br>2012/ 8/31 パネル報告書採択<br>2013/ 8/19 シークエンス合意   | ①米国は中国に対し、中国による電子支払いサービスの提供を中国国内企業にのみに許可をしている等の措置は、GATS第XVI条（市場アクセス）、第XVII条（内国民待遇）に非整合として申立て。<br>②パネルは 中国国内で発行する決済カードに銀聯のロゴを表示する義務、ATMやカード処理端末は銀聯カードを受け入れるものでなければいけないと要求する措置、香港及びマカオ内での電子取引には銀聯カードを使用しなければいけないとする義務は、GATS第XVI条のモード3の他、GATS第XVII条のモード1及び3に違反していると判断。 | GATS (XVI, XVII)  | 第I部<br>第1章<br>第II部<br>第12章 |
| 414. 中国—米国製電磁後半に対する相殺関税及びアンチ・ダンピング措置 | 米国【日本、アルゼンチン、EU、ホンジュラス、インド、韓国、サウジアラビア、ベトナム、ロシア】                  | 2010/ 9/15 協議要請<br>2011/ 2/11 パネル設置要請<br>2011/ 3/25 パネル設置<br>2012/ 6/15 パネル報告書配布<br>2012/ 7/20 中国が上級委申立て<br>2012/10/18 上級委報告書配布<br>2012/11/16 パネル・上級委報告書採択<br>2013/ 8/19 シークエンス合意                                      | ①米国は、中国の当局が行った米国製電磁鋼板に対する相殺関税及びAD協定当初調査について、調査開始決定、証拠の開示、最終決定書における会議・説明、因果関係の認定等がAD協定及び補助金協定に非整合であるとして申立て。<br>②パネルは、中国の十分な証拠のない調査開始決定は補助金協定協  | AD (1, 3, 6, 12)<br>SCM (10, 11, 12, 15, 19, 22)<br>GATT (VI) |                            |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                              | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|---|--|--|--|-------------------|
|  |   | 2014/ 1/13 協議要請 (履行確認)<br>2014/ 2/13 パネル設置要請 (履行確認)<br>2014/ 2/26 パネル設置(履行確認)<br>2015/ 7/31 パネル報告書配布 (履行確認)<br>2015/ 8/31 パネル報告書採択 (履行確認)                            | 定第11条に違反していると判断し、当該案件における補助金の認定にファクツ・アベイラブルを使用することは不適切であり、補助金協定第12.7条に違反していると判断。また、中国商務部の価格効果に係る判断はAD協定第3条及び補助金協定第15条に不整合であると判断。<br>③上級委はパネルの判断を全面的に支持。  |  |                   |
| 415. <u>ドミニカ共和国</u> — <u>ポリプロピレン製のバッグ等に対するセーフガード措置</u> | コスタリカ<br>【中国、コロンビア、エルサルバドル、EU、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、トルコ、米国、】 | 2010/10/15 協議要請<br>2011/12/15 パネル設置要請<br>2011/ 2/ 7 パネル設置 (「DS416」、「DS417」、「DS418」との合併)<br>2012/ 1/31 パネル報告書配布<br>2012/ 2/22 パネル報告書採択<br>2012/ 5/ 7 ドミニカ共和国が措置の是正を通報 | ①コスタリカはドミニカ共和国のポリプロピレン製ビニールバッグ等に対するセーフガード措置は、SG協定及びGATT第XIX条に非整合であるとして申立て。<br>②パネルは、ドミニカ共和国の措置はSG協定措置と認定した上で、ドミニカ共和国の当局は事情の予見されなかった発展及びその効果について説明していないと判断し、GATT第XIX条及びSG協定第3条、4条及び11条に不整合であると判断。また、国内産業を定義する上で、ドミニカ共和国当局は同種の産品又は直接的競争産品の国内生産者を排除していることから、SG協定に違反していると判断。 | SG (2, 3, 4, 5, 8, 9, 11, 12)<br>GATT (I, II, XIX) |                   |
| 416. <u>ドミニカ共和国</u> — <u>ポリプロピレン製のバッグ等に対するセーフガード措置</u> | グアテマラ<br>【中国、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、EU、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、トルコ、米国】  | 2010/10/15 協議要請<br>2010/12/15 パネル設置要請<br>2011/ 2/ 7 パネル設置 (「DS415」、「DS417」、「DS418」と合併)<br>2012/ 1/ 31 パネル報告書配布<br>2012/ 2/22 パネル報告書採択<br>2012/ 5/ 7 ドミニカ共和国が措置の是正を通報 | DS415 を参照  | SG (2, 3, 4, 5, 8, 9, 11, 12)<br>GATT (I, II, XIX) |                   |
| 417. <u>ドミニカ共和国</u> — <u>ポリプロピレン製のバッグ等に対するセーフガード措置</u> | ホンジュラス<br>【中国、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、EU、グアテマラ、ニカラグア、パナマ、トルコ、米国】  | 2010/10/18 協議要請<br>2010/12/20 パネル設置要請<br>2011/ 2/ 7 パネル設置 (「DS415」、「DS416」、「DS418」と合併)<br>2012/ 1/ 31 パネル報告書配布<br>2012/ 2/22 パネル報告書採択<br>2012/ 5/ 7 ドミニカ共和国が措置の是正を通報 | DS415 を参照  | SG (2, 3, 4, 5, 8, 9, 11, 12)<br>GATT (I, II, XIX) |                   |
| 418. <u>ドミニカ</u>                                       | エルサルバドル   | 2010/10/19 協議要請  | DS415 を参照  | SG (1, 2, 3, 4, 5, 8,                              |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)              | 申立国【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定                                 | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|--|---|--|--------------------------------------|-------------------|
| 共和国－ポリプロピレン製のバッグ等に対するセーフガード措置          | 【中国、コロンビア、コスタリカ、EU、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、トルコ、米国、】 | 2010/12/20 パネル設置要請<br>2011/ 2/ 7 パネル設置（「DS415」、<br>「DS416」、<br>「DS417」と合併）<br>2012/ 1/31 パネル報告書配布<br>2012/ 2/22 パネル報告書採択<br>2012/ 5/ 7 ドミニカ共和国が措置の是正を通報 |  | 9, 11, 12)<br>GATT (I, II, XIX)      |                   |
| 419. 中国－風力発電設備に関する措置                   | 米国   | 2010/12/22 協議要請   | ①米国は中国に対し、中国が風力発電設備の生産企業に対して交付する補助金や資金等の措置は、補助金協定第3条及び25条、中国加盟議定書第1条及びGATT第XVI条に非整合として申立て。   | SCM (3, 25)<br>加盟議定書<br>GATT (XVI)   |                   |
| 420. 米国－韓国からの耐食鋼製品に対するアンチ・ダンピング措置      | 韓国<br>【日本、EU、メキシコ、中国、ノルウェー、ブラジル、タイ】                | 2011/ 1/31 協議要請<br>2012/ 2/ 9 パネル設置要請<br>2012/ 2/22 パネル設置<br>2012/ 6/12 パネル手続停止   | ①韓国は米国に対し、米国による韓国製の耐食鋼製品に対するAD協定措置は、WTO設立協定第XVI条の他、AD協定及びGATT第VI条に非整合として申立て。   | WTO (XVI)<br>AD (9, 11)<br>GATT (VI) |                   |
| 421. モルドバ－物品の輸入及び国内販売に関する措置            | ウクライナ<br>【アルゼンチン、中国、EU、サウジアラビア、米国】                 | 2011/ 2/17 協議要請<br>2011/ 5/12 パネル設置要請<br>2011/ 6/17 パネル設置   | ①2011年2月17日付けで、ウクライナはモルドバに対し、モルドバによる環境保護を目的として輸入品に対してのみ課徴金を課す等の措置は、GATT第III条（内国民待遇）に非整合として申立て。   | GATT (III)                           |                   |
| 422. 米国－冷凍エビに対するアンチ・ダンピング措置            | 中国<br>【日本、EU、ホンジュラス、韓国、タイ、ベトナム】                    | 2011/ 2/28 協議要請<br>2011/10/13 パネル設置要請<br>2011/10/25 パネル設置<br>2012/ 6/ 8 パネル報告書配布<br>2012/ 7/ 23 パネル報告書採択  | ①中国は、米国による中国産冷凍エビに対するAD協定措置は、マージン計算におけるゼロイングの利用など、AD協定及びGATT第VI条に非整合として申立て。<br>②パネルは中国の主張を認め、ダンピング・マージンを計算する際に米国商務省が用いたゼロイング手法は、AD協定に非整合と判断。 | AD (1, 2, 5, 9, 11)<br>GATT (VI)     |                   |
| 423. ウクライナ－蒸留酒に対する課税措置                 | モルドバ<br>【中国、コロンビア、EU、台湾、米国】                        | 2011/ 3/ 3 協議要請<br>2011/ 6/ 1 パネル設置要請<br>2011/ 7/20 パネル設置   | ①モルドバは、ウクライナが蒸留酒に対する内国税の税率を、国産品に対しては低く、輸入品には高く設定し、輸入品に対して差別的な内国税を課すことはGATT第III.2条に非整合として申立て。   | GATT (III)                           |                   |
| 424. 米国－イタリアからのステンレス薄板の輸入に対するアンチ・ダンピング | EU   | 2011/ 4/ 1 協議要請   | ①EUは、米国によるイタリアからのステンレス薄板の輸入に対するAD協定措置（具体的にはゼロイングを使用したダンピング・マージンの計算方法）は、AD協定及びGATT  | AD (2, 5, 6, 9, 11)<br>GATT (VI)     |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                 | 申立国【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載          |
|---|---|---|--|--|----------------------------|
| グ措置                                       |   |   | 第VI条に非整合として申立て。  |  |                            |
| 425. 中国－EUからのX線安全検査機器に対するアンチ・ダンピング税の賦課    | EU<br>【日本、米国、タイ、ノルウェー、インド、チリ】                                     | 2011/ 7/25 協議要請<br>2011/12/ 8 パネル設置要請<br>2012/ 1/20 パネル設置<br>2013/ 2/26 パネル報告書配布<br>2013/ 4/24 パネル報告書採択<br>2014/ 2/26 中国が措置の是正を通報   | ①EUは、中国によるEUからのX線安全検査機器に対するAD協定調査手続及びAD協定税賦課の決定は、AD協定及びGATT第VI条に非整合として申立て。<br>②パネルは、異なる比較対象製品の違いを検討せずに価格押し下げ又は価格上昇妨げを認定した中国商務部の最終決定はAD協定第3条に非整合であると判断した他、損害要因の客観的評価の欠如、損害の因果関係に係る不十分な説明等において、中国のAD協定違反を認定。 | AD (2, 3, 6, 12)<br>GATT (VI)  |                            |
| 426. カナダ－オタワ州による再生可能エネルギーに関する発電に関する措置     | EU<br>【日本、米国、豪州、中国、台湾、インド、サウジアラビア、ブラジル、韓国、メキシコ、ノルウェー、トルコ、エルサルバドル】 | 2011/ 8/11 協議要請<br>2012/ 1/ 9 パネル設置要請<br>2012/ 1/20 パネル設置(「DS412」と合併)<br>2012/12/19 パネル報告書配布<br>2013/ 2/ 5 カナダが上級委申立て<br>2013/ 2/11 EUが上級委申立て<br>2013/ 5/ 6 上級委報告書配布<br>2013/ 5/24 パネル・上級委報告書採択<br>2014/ 6/ 5 カナダが措置の是正を通報<br>2014/ 3/24 シークエンス合意                       | DS412を参照   | GATT (III)<br>SCM (1, 3)   | 第II部<br>第2章<br>第II部<br>第9章 |
| 427. 中国－米国からの鶏肉の輸入に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置 | 米国<br>【日本、EU、ノルウェー、タイ、サウジアラビア、チリ、メキシコ】                            | 2011/ 9/20 協議要請<br>2011/12/ 8 パネル設置要請<br>2012/ 1/20 パネル設置<br>2013/ 8/ 2 パネル報告書配布<br>2013/ 9/25 パネル報告書採択<br>2014/ 7/15 シークエンス合意<br>2016/ 5/10 協議要請(履行確認)<br>2016/ 5/27 パネル設置要請(履行確認)<br>2016/ 6/22 パネル設置(履行確認)<br>2018/ 1/18 パネル報告書配布(履行確認)<br>2018/ 2/28 パネル報告書採択(履行確認) | ①米国は中国に対し、中国が米国からの鶏肉の輸入についてAD協定措置及び相殺関税措置を行っていることについて、調査手続、措置の決定など様々な点でGATT第VI条、AD協定及び補助金協定に非整合として申立て。<br>②パネルは全面的に米国の主張を認め、中国の措置はAD協定及び補助金協定に違反していると認定。   | GATT (VI)<br>AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 12)<br>SCM (10, 11, 12, 15, 16, 19, 22) |                            |
| 428. トルコ－綿糸に対するセーフガード措置                   | インド   | 2012/ 2/13 協議要請   | ①インドはトルコに対し、トルコが発動した綿糸に対するSG協定措置について、適切な決定を行わず   | GATT (XIX)<br>SG (2, 4, 5, 6, 7)   |                            |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)          | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|------------------------------------|--|--|--|--|-------------------|
|                                    |  |  | に措置を発動したこと、同様に適切な決定を行わずに延長措置を発動したことは、SG協定及びGATT第XIX条に非整合として申立て。  |  |                   |
| 429. 米国－ベトナムからの冷凍エビに対するアンチ・ダンピング措置 | ベトナム<br>【日本、中国、エクアドル、EU、ノルウェー、タイ、】                     | 2012/ 2/16 協議要請<br>2013/ 1/17 パネル設置要請<br>2013/ 2/27 パネル設置<br>2014/11/17 パネル報告書配布<br>2015/ 1/16 ベトナムが上級委申立て<br>2015/ 4/ 7 上級委報告書配布<br>2015/ 4/22 パネル・上級委報告書採択<br>2016/ 7/18 二国間合意通報   | ①ベトナムは米国に対し、米国によるベトナムからの冷凍エビに対するAD協定措置、行政見直し及びサンセット・レビュー（ゼロイング手法の使用）はAD協定及びGATT第IV条（ダンピング防止税及び相殺関税）等に非整合として申立て。<br>②パネルは米国のゼロイング手法の使用がAD協定9.3条などに違反すること、NME諸国に対する一律の他のレートの適用がAD協定9.2条等に違反すると判断した。他方、米国のウルグアイ協定法第129条がそれ自体としてAD協定9.2条等に違反しているとの主張については、ベトナムはこれを立証していないとして退けた。<br>③上級委はベトナムのウルグアイ協定法のパネル判断に関する上訴を棄却し、パネル判断を支持。 | AD (1, 2, 6, 9, 11, 17)<br>GATT (I, VI)<br>DSU (3, 19, 21) |                   |
| 430. インド－米国からの農作物の輸入に関する措置         | 米国<br>【日本、中国、コロンビア、エクアドル、EU、グアテマラ、ベトナム、アルゼンチン、豪州、ブラジル】 | 2012/ 3/ 6 協議要請<br>2012/ 5/11 パネル設置要請<br>2012/ 6/25 パネル設置<br>2014/10/14 パネル報告書配布<br>2015/ 1/26 インドが上級委申立て<br>2015/ 6/ 4 上級委報告書配布<br>2015/ 6/19 パネル・上級委報告書採択<br>2016/ 7/ 7 米国が対抗措置承認申請<br>2016/ 7/18 インドが仲裁を要請、インドが措置の是正を通報<br>2016/ 7/19 仲裁に付託<br>2016/ 9/22 インドが追加的是正措置を実施したことを通報<br>2017/ 4/ 6 インドがパネル設置要請（履行確認）<br>2017/ 5/22 パネル設置（履行確認） | ①米国はインドに対し、インドによる鳥インフルエンザを理由とした米国産農作物の輸入禁止措置は、国際獣疫事務局規約又は科学的リスク評価に基づいておらず、SPS協定及び付属書並びにGATTに非整合として申立て。<br>②パネルは米国の主張を全面的に是認。<br>③上級委はインドの主張を棄却し、パネルの判断を全面的に支持。   | SPS (2, 3, 5, 6, 7)<br>GATT (I, XI)                        |                   |
| 431. 中国－レアアース・タン                   | 米国<br>【日本、ブラジル、】                                       | 2012/ 3/13 協議要請<br>2012/ 6/27 パネル設置要請  | ①米国は中国に対し、中国が行っているレアアース・タングステ  | GATT (VII, VIII, X, XI)                                    | 第I部<br>第I章        |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定                             | 第I部<br>第II部<br>記載         |
|--|---|---|---|----------------------------------|---------------------------|
| <u>グステン・モリブデンの輸出規制措置</u>                 | カナダ、コロンビア、EU、インド、韓国、ノルウェー、オマーン、サウジアラビア、台湾、ベトナム、アルゼンチン、豪州、インドネシア、トルコ、ペルー、ロシア                 | 2012/ 7/23 パネル設置(「DS432」、<br>「DS433」と合併)<br>2014/ 3/26 パネル報告書配布<br>2014/ 4/ 8 米国が上級委申立て<br>2014/ 4/25 中国が上級委申立て<br>2014/ 8/ 7 上級委報告書配布<br>2014/ 8/29 パネル・上級委報告書採択<br>2015/ 5/20 中国が措置の是正を報告<br>2015/ 5/ 21 シークエンス合意                 | ン・モリブデンに関する輸出規制措置(輸出税、輸出数量制限、貿易権の制限)は、GATT及び中国加盟議定書加盟議定書等に非整合であるとして申立て。<br>②米国、EU、日本の主張を全面的に認め、中国のレアアース、タングステン及びモリブデンに対する輸出規制措置(輸出税、輸出数量制限、貿易権の制限)は、GATT第XI条及び中国のWTO加盟議定書第5.1条及び第11.3条に違反し、GATT第XX条によっても正当化しえないと判断。<br>③上級委は、パネルの論法及び一部の間断判断についてのみ申立てに対し、パネルの論法の一部を修正したものの、協定違反との結論を維持した。 | 加盟議定書                            | 第II部<br>第3章               |
| <u>432. 中国ーレアアース・タングステン・モリブデンの輸出規制措置</u> | EU<br>【日本、ブラジル、カナダ、コロンビア、インド、韓国、ノルウェー、オマーン、サウジアラビア、台湾、米国、ベトナム、アルゼンチン、豪州、インドネシア、トルコ、ペルー、ロシア】 | 2012/ 3/13 協議要請<br>2012/ 6/27 パネル設置要請<br>2012/ 7/23 パネル設置(「DS431」、<br>「DS433」と合併)<br>2014/ 3/26 パネル報告書配布<br>2014/ 4/25 中国が上級委申立て<br>2014/ 8/ 7 上級委報告書配布<br>2014/ 8/29 パネル・上級委報告書採択<br>2015/ 5/20 中国が措置の是正を報告<br>2015/ 5/21 シークエンス合意 | DS431参照   | GATT (VII, VIII, X, XI)<br>加盟議定書 | 第I部<br>第1章<br>第II部<br>第3章 |
| <u>433. 中国ーレアアース・タングステン・モリブデンの輸出規制措置</u> | 日本<br>【ブラジル、カナダ、コロンビア、EU、インド、韓国、ノルウェー、オマーン、サウジアラビア、台湾、米国、ベトナム、アルゼンチン、豪州、インドネシア、トルコ、ペルー、ロシア】 | 2012/ 3/13 協議要請<br>2012/ 6/27 パネル設置要請<br>2012/ 7/23 パネル設置(「DS431」、<br>「DS432」と合併)<br>2014/ 3/26 パネル報告書配布<br>2014/ 4/25 中国が上級委申立て<br>2014/ 8/ 7 上級委報告書配布<br>2014/ 8/29 パネル・上級委報告書採択<br>2015/ 5/20 中国が措置の是正を報告<br>2015/ 5/21 シークエンス合意 | DS431参照   | GATT (VII, VIII, X, XI)<br>加盟議定書 | 第I部<br>第1章<br>第II部<br>第3章 |
| <u>434. 豪州ータバコ製品の包装</u>                  | ウクライナ<br>【日本、アルゼン   | 2012/ 3/13 協議要請<br>2012/ 8/14 パネル設置要請   | ①ウクライナは豪州に対し、同国がタバコ製品及びその包装に対す  | TBT (2)<br>TRIPS (1, 2, 15, 16,  | 第II部<br>第13章              |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)   | 申立国【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載            |
|-----------------------------|--|--|---|---|------------------------------|
| に関する規制に関する措置                | チン、ブラジル、カナダ、ドミニカ共和国、エクアドル、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、韓国、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、オマーン、フィリピン、シンガポール、台湾、トルコ、米国、ウルグアイ、ザンビア、ジンバブエ、チリ、中国、キューバ、エジプト、マレーシア、メキシコ、モルドバ、ナイジェリア、ペルー、タイ、マラウイ】              | 2012/ 9/28 パネル設置<br>2015/ 5/28 ウクライナがパネル手続の停止を要請<br>2015/ 5/29 豪州はウクライナのパネル手続停止要請に合意<br>2015/ 6/ 2 パネル手続停止<br>2016/ 5/30 パネルの設置根拠が失効 | る商標制限的及びブレーンパッケージの法令は、TRIPS協定、TBT協定、GATTに非整合として申立て。   | 20, 27)<br>GATT (I, III)                                  |                              |
| 435. 豪州タバコ製品の包装に関する規制に関する措置 | ホンジュラス【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、中国、キューバ、ドミニカ共和国、EU、インド、インドネシア、韓国、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パナマ、フィリピン、南アフリカ、台湾、タイ、ウクライナ、米国、ウルグアイ、ジンバブエ、グアテマラ、シンガポール、マラウイ、マレーシア、メキシコ、トルコ、ザンビア、ペルー、エクアドル】 | 2012/ 4/ 4 協議要請<br>2012/10/15 パネル設置要請<br>2013/ 9/25 パネル設置<br>2018/ 6/28 パネル報告書配布<br>2018/ 7/19 ホンジュラスが上級委申立て                         | ①ホンジュラスは豪州に対し、同国がタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びブレーンパッケージの法令は、TRIPS協定、TBT協定、GATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、ホンジュラスが豪州に依るTPP措置が協定に違反していることを立証しなかったとして、豪州による協定違反を認定しなかった。TRIPS協定2.1条、3.1条、TBT協定2.1条、GATT III:4条については、ホンジュラスにより主張がなされなかったとして判断を下さなかった。 | TBT (2)<br>TRIPS (2, 3, 15, 16, 20, 22, 24)<br>GATT (III) | 第II部<br>第11章<br>第II部<br>第13章 |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|---|--|---|---|-------------------|
| 436. <u>米国－インドからの熱間圧延鋼板の輸入に対する相殺関税措置</u> | インド<br>【豪州、カナダ、中国、EU、サウジアラビア、トルコ】                           | 2012/ 4/12 協議要請<br>2012/ 7/12 パネル設置要請<br>2012/ 8/31 パネル設置<br>2012/ 7/14 パネル報告書配布<br>2014/ 8/ 8 インドが上級委申立て<br>2014/ 8/13 米国が上級委申立て<br>2014/12/ 8 上級委報告書配布<br>2014/12/19 パネル・上級委報告書採択<br>2016/ 4/22 米国が措置の是正を通報<br>2016/ 5/ 6 シークエンス合意<br>2017/ 6/ 5 協議要請（履行確認）<br>2018/ 3/29 パネル設置要請（履行確認）<br>2018/ 4/27 パネル設置（履行確認）<br>2019/11/15 パネル報告書配布（履行確認）<br>2019/12/18 米国が上級委申立て（履行確認）<br>2020/ 1/14 米国とインドがDSBに対して、紛争解決を模索する議論を継続している旨を報告 | ①インドは米国に対し、米国がインドからの熱間圧延鋼板の輸入について相殺関税措置を課していることについて、米国の法令が定める補助金の額の算定方法、米国による補助金の認定及び損害の認定等が、補助金協定及びGATTに非整合であるとして申立て。<br>②パネルはインドの主張を全面的に支持。<br>③補助金協定における公的機関に係るパネルの判断を修正したが、おおむねパネルの判断を支持。 | SCM (1, 2, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 19, 21, 22, 32)              |                   |
| 437. <u>米国－中国からの特定の輸入品に対する相殺関税措置</u>     | 中国<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、EU、インド、韓国、ノルウェー、ロシア、トルコ、ベトナム、サウジアラビア】 | 2012/ 5/25 協議要請<br>2012/ 8/20 パネル設置要請<br>2012/ 9/28 パネル設置<br>2014/ 7/14 パネル報告書配布<br>2014/ 8/22 中国が上級委申立て<br>2014/ 8/27 米国が上級委申立て<br>2014/12/18 上級委報告書配布<br>2015/ 1/16 パネル・上級委報告書採択<br>2016/ 4/15 シークエンス合意<br>2016/ 5/13 協議要請（履行確認）<br>2016/ 7/ 8 パネル設置要請（履行確認）<br>2016/ 7/21 パネル設置（履行確認）<br>2018/ 3/21 パネル報告書配布（履行確認）<br>2018/ 4/27 米国が上級委申立て（履行確認）<br>2018/ 5/ 2 中国が上級委申立て（履行確認）<br>2019/ 7/16 上級委報告書配布（履行確認）                     | ①中国は、米国が2007年から2012年にかけて行った中国からの17の輸入品に対する相殺関税措置に係る調査並びに暫定措置及び賦課について、GATT、補助金協定及び加盟議定書に非整合として申立て。<br>②パネルは中国の主張を全面的に支持。<br>③上級委はパネルの一部の判断を修正したが、概ね中国の主張を支持。                                   | SCM (1, 2, 10, 11, 12, 14, 30, 32)<br>GATT (VI, XXIII)<br>加盟議定書 |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載          |
|--|---|--|---|---|----------------------------|
|  |   | 2019/ 8/15 パネル・上級委報告書採択(履行確認)<br>2019/10/17 中国が対抗措置承認申請<br>2019/10/25 米国が仲裁を要請<br>2019/10/28 仲裁に付託   |   |   |                            |
| 438. アルゼンチン-物産輸入に影響する措置                  | EU<br>【日本、豪州、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、韓国、ノルウェー、サウジアラビア、スイス、台湾、タイ、トルコ、米国】 | 2012/ 5/25 協議要請<br>2012/12/ 6 パネル設置用<br>2013/ 1/28 パネル設置(「DS444」、<br>「DS445」と合併)<br>2014/ 8/22 パネル報告書配布<br>2014/ 9/26 アルゼンチンが上級委申立て<br>2014/10/ 1 EUが上級委申立て<br>2015/ 1/15 上級委報告書配布<br>2015/ 1/26 パネル・上級委報告書採択<br>2016/ 1/14 アルゼンチンは措置の是正を通報<br>2016/ 1/18 シークエンス合意 | ①2012年5月25日、EUは、アルゼンチンによる輸入制限的措置((a)事前宣誓供述制度、(b)輸入許可制度、(c)輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給)は、GATT、輸入許可手続協定、TRIMs協定、農業協定及びSG協定に非整合として申立て。<br>②パネルは申立国の主張を認め、アルゼンチンの輸入に係る事前宣誓供述制度はGATT第XI条に違反すると判断した他、輸入に対して要求する貿易関連措置及び日本の主張した措置「それ自体」に対する申立ても、GATT第XI条及び第III条に違反すると判断。<br>③上級委は、パネルの付託事項に係るEUの申立てを修正したが、アルゼンチンの措置はGATTと非整合としたパネルの判断を支持。 | GATT (III, VIII, X, XI)<br>TRIMs (2)<br>IL (1, 2, 3)<br>AA (4)<br>SG (11) | 第I部<br>第12章<br>第II部<br>第3章 |
| 439. 南アフリカ-ブラジルからの冷凍鶏肉に対するアンチ・ダンピング措置    | ブラジル  | 2012/ 6/21 協議要請  | ①ブラジルは、南アフリカがブラジルから輸入される冷凍鶏肉に対して行ったAD協定措置(調査、仮決定、暫定措置)について、措置の決定及び暫定措置の賦課並びに調査の開始及び実施はAD協定に非整合として申立て。   | AD (2, 3, 4, 5, 6, 7, 12)   |                            |
| 440. 中国-米国から自動車の輸入に対するアンチ・ダンピングおよび相殺関税措置 | 米国<br>【日本、コロンビア、EU、インド、韓国、オマーン、トルコ、サウジアラビア】                               | 2012/ 7/ 5 協議要請<br>2012/ 9/17 パネル設置要請<br>2012/10/23 パネル設置<br>2014/ 5/23 パネル報告書配布<br>2014/ 6/18 パネル報告書採択  | ①米国は、中国が米国からの輸入自動車に係るAD協定措置及び相殺関税措置に対する中国商務部の通知第20番(2011年)及び通知第84番(2011年)に関して、当該措置はAD協定及び補助金協定並びにGATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、中国の実質的義務に関して米国の主張を認め、中国商務部は知られていない輸出者に係る残余率の決定に関し過ちを犯しており、AD協定及び補助金協定上  | AD (1, 3, 4, 5, 6)<br>GATT (VI)<br>SCM (10, 11, 12, 15, 16, 22, 32)       |                            |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載            |
|--|---|--|--|---|------------------------------|
|  |   |  | の義務に違反していると判断。また、手続上の義務に関してもパネルは米国の主張を認め、中国商務部は利害を有する者に対し、秘密の情報に係る秘密でないサマリーを十分に提供しておらず、AD協定及び補助金協定に反している判断。  |   |                              |
| 441. 豪州－タバコ製品の包装に関する規制に関する措置             | ドミニカ共和国<br>【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インド、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、トリニダードトバゴ、トルコ、ウクライナ、米国、中国、ナイジェリア、インドネシア、ペルー、サウジアラビア、南アフリカ、キューバ、ウルグアイ、ジンバブエ、エクアドル】 | 2012/ 7/18 協議要請<br>2012/11/ 9 パネル設置要請<br>2014/ 4/25 パネル設置<br>2018/ 6/28 パネル報告書配布<br>2018/ 8/23 ドミニカ共和国が上級委申立て<br>2018/ 9/17 「DS435」と合併   | ①ドミニカ共和国は豪州に対し、同国によるタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びブレンパッケージの法令は、TRIPS協定、TBT協定、GATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、ドミニカ共和国が豪州によるTPP措置が協定に違反することを立証しなかったとして豪州による協定違反を認定しなかった。TRIPS 2.1条、3.1条、TBT協定2.1条、GATT III:4条についてはドミニカ共和国により主張がなされなかったとして判断を下さなかった。 | TRIPS (2, 3, 15, 16, 20, 22)<br>TBT (2)<br>GATT (III) | 第II部<br>第11章<br>第II部<br>第13章 |
| 442. EU－インドネシアからのアルコールの輸入に対するアンチ・ダンピング措置 | インドネシア<br>【インド、韓国、トルコ、米国、マレーシア、タイ】  | 2012/ 7/27 協議要請<br>2013/ 5/ 1 パネル設置要請<br>2012/ 6/25 パネル設置<br>2016/12/16 パネル報告書配布<br>2017/ 2/10 インドネシアが上級委申立て<br>2017/ 2/15 EUが上級委申立て<br>2017/ 9/ 5 上級委報告書配布<br>2017/ 9/29 上級委報告書採択 | ①インドネシアは、EUがインドネシアからの脂肪アルコールの輸入に対して課しているAD協定措置について、その調査、暫定措置、確定措置はAD協定及びGATTに非整合と申立て。<br>②パネルはインドネシアの主張をほぼ全面的に棄却したが、EUはAD協定第6.7条で求められている情報開示を怠ったとして、同条違反を認定。<br>③上級委はパネル判断を全面的に肯定した。   | AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 18)<br>GATT (VI, X)          |                              |
| 443. EU及び加                               | アルゼンチン  | 2012/ 8/17 協議要請  | ①アルゼンチンは、スペインが再  | GATT (III, XI)  |                              |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載          |
|---------------------------|--|---|--|--|----------------------------|
| 盟国バイオディーゼル輸入に関する措置        |  | 2012/12/ 6 パネル設置要請  | 生可能エネルギー数値目標達成のためEU指令に基づきとっているバイオディーゼルに関する規制について、数値目標達成に算入されるバイオディーゼルのスペイン産またはEU産のみとする規制は、アルゼンチン産バイオディーゼルに対する事実上の輸入禁止だとして、GATT、TRIMs協定及びWTO設立協定に非整合として申立て。 | TRIMs (2)<br>WTO (XVI)   |                            |
| 444. アルゼンチン物品輸入に関する措置     | 米国<br>【日本、豪州、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、イスラエル韓国、ノルウェー、サウジアラビア、スイス、台湾、タイ、トルコ、米国】 | 2012/ 8/21 協議要請<br>2012/12/ 6 パネル設置要請<br>2013/ 1/28 パネル設置(「DS438」、<br>「DS445」と合併)<br>2014/ 8/22 パネル報告書採択<br>2014/ 9/26 アルゼンチンが上級委申立て<br>2015/ 1/15 上級委報告書配布<br>2015/ 1/26 パネル・上級委報告書採択<br>2016/ 1/14 アルゼンチンは措置の是正を通報<br>2016/ 1/18 シークエンス合意                         | DS438を参照   | GATT (III, X, XI)<br>TRIMs (2)<br>IL (1, 3, 5)<br>SG (11)                                  | 第I部<br>第12章<br>第II部<br>第3章 |
| 445. アルゼンチン物品輸入に関する措置     | 日本<br>【豪州、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、イスラエル、韓国、ノルウェー、サウジアラビア、スイス、台湾、タイ、トルコ、米国】   | 2012/ 8/21 協議要請<br>2012/12/ 6 パネル設置要請<br>2013/ 1/28 パネル設置(「DS438」、<br>「DS444」と合併)<br>2014/ 8/22 パネル報告書配布<br>2014/ 9/26 アルゼンチンが上級委申立て<br>2014/10/ 1 日本が上級委申立て<br>2015/ 1/15 上級委報告書配布<br>2015/ 1/26 パネル・上級委報告書採択<br>2016/ 1/14 アルゼンチンが措置の是正を通報<br>2016/ 1/18 シークエンス合意 | DS438を参照   | GATT (III, VIII, XI)<br>TRIMs (2, 6)<br>IL (1, 3, 5)<br>SG (11)                            | 第I部<br>第12章<br>第II部<br>第3章 |
| 446. アルゼンチン物品輸入に関する措置     | メキシコ   | 2012/ 8/24 協議要請<br>2012/11/21 パネル設置要請<br>2012/12/17 パネル設置要請を撤回  | DS438を参照   | GATT (III, VIII, X, XI)<br>TRIMs (2, 6)<br>IL (1, 2, 3, 5)<br>AA (4)<br>SG (11)<br>TBT (2) |                            |
| 447. 米国ーアルゼンチン            | アルゼンチン   | 2012/ 8/30 協議要請   | ①アルゼンチンは、米国がアルゼ  | GATT (I, III, XI)  |                            |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                  | 申立国<br>【第三国参加国】                       | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|---------------------------------------|---|---|--|-------------------|
| ルゼンチンからの動物、肉、動物製品の輸入に関する措置                 | 【豪州、ブラジル、中国、EU、インド、韓国】                | 2012/12/ 6 パネル設置要請<br>2013/ 1/28 パネル設置<br>2015/ 7/24 パネル報告書配布<br>2015/ 8/31 パネル報告書採択  | ンチンからの動物、肉、動物製品の輸入に対してとっている(a)冷蔵冷凍牛肉の輸入禁止措置、(b)アルゼンチンの一部地域に体する口蹄疫清浄国としての不認定、(c)特定地域の動物健康状態の認定および当該地域からの動物・動物製品輸出に対する許可発給の遅延措置は、GATT、SPS協定及びWTO設立協定に非整合として非整合として申立て。<br>②パネルは、米国の措置は国際標準及び科学的評価に基づいていない他、当該製品を恣意的又は不当に差別し、国際貿易に対して偽装した制限となっており、かつ、アルゼンチン国内の地域的状況を考慮していないと判断し、アルゼンチンの主張を全面的に支持。 | SPS (1, 2, 3, 5, 6, 8, 10)<br>WTO (XVI)                |                   |
| 448. 米国－生鮮レモンの輸入に関する措置                     | アルゼンチン                                | 2012/ 9/ 3 協議要請<br>2012/12/ 6 パネル設置要請   | ①アルゼンチンは、米国がアルゼンチンの北西地域産レモンの輸入に対する措置に関して、過去11年に渡って継続している一連の措置はアルゼンチン北西地域産の柑橘類に対する輸入禁止措置である他、同地域産のレモンに輸入許可を発給していないこと並びに輸入許可申請手続の際の不当な遅延はGATT、SPS協定、WTO設立協定に非整合として申立て。  | GATT (I, III, X, XI)<br>SPS (1, 2, 3, 5)<br>WTO (XVI)  |                   |
| 449. 米国－中国からの特定の輸入に対する相殺関税措置およびアンチ・ダンピング措置 | 中国<br>【日本、豪州、カナダ、EU、トルコ、ベトナム、インド、ロシア】 | 2012/ 9/17 協議要請<br>2012/11/19 パネル設置要請<br>2012/12/17 パネル設置<br>2014/ 3/27 パネル報告書配布<br>2014/ 4/ 8 中国が上級委申立て<br>2014/ 4/17 米国が上級委申立て<br>2014/ 7/ 7 上級委報告書配布<br>2014/ 7/22 パネル・上級委報告書採択<br>2015/ 8/21 シークエンス合意 | ①中国は、米国による(a)非市場経済国に対する相殺関税措置の適用、(b)2006年11月20日から2012年3月13日の間に実施された相殺関税措置、(c)AD協定措置と相殺関税措置の重畳適用、(d)米国商務省が2006年11月20日から2012年3月13日の間に調査または見直しを行う権限の不存在、について、これらの措置はGATT、補助金協定及びAD協定に非整合として申立て。<br>②パネルは、double remediesについては中国の主張を認め、補助金協定第10条、第19.3条及び第32条の違反を認定。一方で、CVD賦課権                    | GATT (VI, X)<br>SCM (10, 15, 19, 21, 32)<br>AD (9, 11) |                   |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)      | 申立国【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載           |
|--------------------------------|--|---|---|--|-----------------------------|
|                                |  |   | 限を米国商務省に遡及的に付与する立法については中国の主張を棄却し、GATT第X条には違反しないと判断した。<br>③上級委はGATT第X条に関するパネルの解釈を覆したものの、パネルにおける米国の相殺関税法に関する事実認定の不尽により、判断ができないと判示。  |  |                             |
| 450. 中国－自動車・自動車部品産業に関する措置      | 米国   | 2012/ 9/17 協議要請   | ①米国は、中国が同国の自動車及び自動車部品企業の輸出実績に付随して供与している補助金措置は、補助金協定、GATT及び加盟議定書に非整合として申立て。  | GATT (XVI)<br>SCM (25)<br>加盟議定書  |                             |
| 451. 中国－衣服・繊維製品の製造・輸出に関する措置    | メキシコ   | 2012/10/15 協議要請   | ①メキシコは、中国が同国の衣類製造者及び輸出者並びに綿花及び化学繊維産業の供給者に対して実施している一連の支援措置は、補助金協定、GATT、農業協定、加盟議定書に非整合として申立て。   | AA (3, 9, 10)<br>GATT (III, XVI)<br>SCM (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7)<br>加盟議定書 |                             |
| 452. EU及び加盟国－再生可能エネルギー分野に関する措置 | 中国   | 2012/11/ 5 協議要請   | ①中国は、イタリア及びギリシャ等EU加盟国による再生可能エネルギー分野でのフィード・イン・タリフプログラムにおけるローカルコンテンツ要求等の措置について、GATT、補助金協定、TRIMs協定に非整合として申立て。  | GATT (I, III)<br>SCM (1, 3)<br>TRIMs (2)                               |                             |
| 453. アルゼンチン－物品・サービス貿易に関する措置    | パナマ<br>【豪州、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インド、米国、ブラジル、シンガポール、オマーン、サウジアラビア】 | 2012/12/12 協議要請<br>2013/ 5/13 パネル設置要請<br>2013/ 6/25 パネル設置<br>2015/ 9/30 パネル報告書配布<br>2015/10/27 パナマが上級委申立て<br>2015/11/ 2 アルゼンチンが上級委申立て<br>2016/ 4/14 上級委報告書配布<br>2016/ 5/ 9 パネル・上級委報告書採択 | ①パナマは、アルゼンチンが特定国のみに対してとっている、収益税に関する措置、再保険サービス分野の措置、海外サービス事業所の登記要件、送金規制、金融機関に対する取引規制、VAT還付の禁止等の措置について、GATS及びGATTに非整合として申立て。<br>②GATS第II条の違反を認定し、GATS第XIV条でも正当化できないと判断したが、GATS第XI、XVI、XVII条およびGATTに関しては違反を認めなかった。<br>③上級委はパネルの分析では差別が原産国のみによって生じているか否かが不明であるとして同種のサービスに係るパネルの判断を修正し、GATS第II条及びXVII条に対 | GATS (II, XI, XVI, XVII)<br>GATT (I, III, XI)                          | 第II部<br>第I章<br>第II部<br>第12章 |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                      | 申立国【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|---|---|--|--|-------------------|
|  |   |   | するパネル判断を取り消し、結論としてアルゼンチンの違反を認めなかった。  |  |                   |
| 454. <u>中国－日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置</u> | 日本【EU、インド、韓国、ロシア、米国、トルコ、サウジアラビア】                              | 2012/12/20 協議要請<br>2013/ 4/11 パネル設置要請<br>2013/ 5/24 パネル設置<br>2015/ 2/13 パネル報告書配布<br>2015/ 5/20 日本が上級委申立て<br>2015/ 5/26 中国が上級委申立て<br>2015/10/14 上級委報告書配布<br>2015/10/28 パネル・上級委報告書採択  | ①日本は、中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管（HP-SSST）に対するAD協定措置について、AD協定及びGATTに非整合として申立て。<br>②・③DS460を参照   | AD (1, 3, 5, 6, 7, 12)<br>GATT (VI)                  |                   |
| 455. <u>インドネシア－園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置</u>       | 米国【日本、豪州、中国、カナダ、EU、韓国、台湾、パラグアイ、タイ、アルゼンチン、ニュージーランド】            | 2013/ 1/10 協議要請<br>2013/ 3/14 パネル設置要請<br>2013/ 4/24 パネル設置   | ①米国は、インドネシアの園芸作物、動物及び動物製品に対する措置に関し、GATT、農業協定及び輸入許可手続協定に非整合として申立て。  | GATT (X, XI)<br>AA (4)<br>IL (1, 3)                  |                   |
| 456. <u>インド－太陽電池及び太陽電池モジュールに関する措置</u>          | 米国【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、韓国、マレーシア、ノルウェー、ロシア、トルコ、エクアドル、サウジアラビア、台湾】 | 2013/ 2/ 6 協議要請<br>2014/ 4/14 パネル設置要請<br>2014/ 5/23 パネル設置<br>2016/ 2/24 パネル報告書配布<br>2016/ 4/20 インドが上級委申立て<br>2016/ 9/16 上級委報告書配布<br>2016/10/14 パネル・上級委報告書採択<br>2017/12/19 米国が対抗措置承認申請<br>2018/ 1/ 3 インドが仲裁を要請<br>2018/ 1/12 仲裁に付託<br>2018/ 1/23 インドがパネル設置要請（履行確認）<br>2018/ 2/28 パネル設置（履行確認） | ①米国は、インドが太陽電池及び太陽電池モジュールに対するローカルコンテンツ要求について、GATT第III条、TRIMs協定第2条、補助金協定第3、5、6、25条に非整合として申立て。<br>②パネルはインドの措置をTRIMs協定上の措置と判断し、同措置はTRIMs協定第2条及びGATT第III条4項に非整合と認定した他、インドが主張したGATT第XX条(j)項又は(d)項によっても正当化できないと判断。<br>③上級委はパネルの判断を全面的に支持。 | GATT (III)<br>TRIMs (2)<br>SCM (3, 5, 6, 25)         | 第II部<br>第4章       |
| 457. <u>ペルー－農産品の輸入に係る追加関税に関する措置</u>            | グアテマラ【アルゼンチン、中国、エルサルバドル、EU、インド、米国、ブラジル、エクアドル、韓国、ホンジュラス、コロンビア】 | 2013/ 4/12 協議要請<br>2013/ 6/13 パネル設置要請<br>2013/ 7/23 パネル設置<br>2014/11/27 パネル報告書配布<br>2015/ 3/25 ペルーが上級委申立て<br>2015/ 3/30 グアテマラが上級委申立て<br>2015/ 7/20 上級委報告書配布<br>2015/ 7/31 パネル・上級委報告書採択<br>2016/ 4/11 シークエンス合意   | ①グアテマラは、ペルーがコメ、砂糖、トウモロコシ、牛乳及び酪農品の一部等の農産品の輸入に対して課している追加関税について、農業協定、GATT及び関税評価協定に非整合として申立て。<br>②パネルは、ペルーの追加関税措置は、このような措置を通常関税に転換することを要求している農業協定第4条2項に反していると判断した他、追加関税措置はGATT第  | AA (4)<br>GATT (II, X, XI)<br>CVA (1, 2, 3, 5, 6, 7) | 第II部<br>第16章      |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                      | 申立国【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載            |
|--|--|--|--|--|------------------------------|
|  |  |  | II条におけるその他の租税又は課徴金に該当しないと判断し、ペルーの措置はGATT第II条に違反していると判断。<br>③上級委はパネルの判断を全面的に支持。   |  |                              |
| 458. 豪州－タバコ製品の包装に関する規制に関する措置                   | キューバ<br>【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、ドミニカ共和国、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インド、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、米国、中国、ナイジェリア、インドネシア、ペルー、サウジアラビア、南アフリカ、ルグアイ、ジンバブエ、エクアドル】 | 2013/ 5/ 3 協議要請<br>2014/ 4/ 4 パネル設置要請<br>2014/ 4/25 パネル設置<br>2018/ 6/28 パネル報告書配布<br>2018/ 8/27 パネル報告書採択  | ①キューバは豪州に対し、同国のタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びブレンパッケージの法令は、TRIPS協定、TBT協定、GATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、キューバが豪州によるTPP措置が協定に非整合であることを立証しなかったとして、豪州による協定違反を認定しなかった。   | GATT (III, IX)<br>TBT (2)<br>TRIPS (3, 15, 16, 20, 22, 24)             | 第II部<br>第11章<br>第II部<br>第13章 |
| 459. EUおよび加盟国－バイオディーゼルの輸入及びバイオディーゼル産業の支援に関する措置 | アルゼンチン   | 2013/ 5/15 協議要請  | ①アルゼンチンは、EUのバイオディーゼルの輸入及び販売に関する措置及びバイオディーゼル産業の支援に関する措置に関して、再生可能資源からのエネルギー利用を促進する措置及び温室効果ガス排出の管理及び削減するメカニズムを導入する措置並びにバイオディーゼル産業の支援スキームを構築する措置は、GATT、補助金協定、TRIMs協定、TBT協定及びWTO設立協定に非整合として申立て。 | GATT (I, III)<br>TBT (2, 5)<br>WTO (XVI)<br>TRIMs (2)<br>SCM (3, 5, 6) |                              |
| 460. 中国－EU製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング          | EU<br>【日本、韓国、インド、トルコ、米国】   | 2013/ 6/13 協議要請<br>2013/ 8/16 パネル設置要請<br>2013/ 8/30 パネル設置<br>2015/ 2/13 パネル報告書配布<br>2015/ 5/20 中国が上級委申立て | ①EUは、中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管（HP-SSST）に対するAD協定措置について、AD協定及びGATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、中国商務部によるダ   | AD (1, 2, 3, 6, 7, 12)<br>GATT (VI)                                    |                              |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)    | 申立国<br>【第三国参加国】                                    | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定               | 第I部<br>第II部<br>記載                         |
|------------------------------|--|--|--|--------------------|---|
| 措置                           |  | 2015/ 5/26 EUが上級委申立て<br>2015/10/14 上級委報告書配布<br>2015/10/28 パネル・上級委報告書採択   | ンピング輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響の考慮及び国内生産者に及ぼす影響の評価、国内産業におけるダンピング輸入と実質的な損害の因果関係の検討、秘密情報の取り扱い、暫定措置の適用ににおいてAD協定に非整合と判断したが、ファクツ・アベイラブルの使用、重要な事実の通知、公告及び決定の説明の一部においては違反を認定しなかった。また、販売費一般管理費、価額の公正な比較及び手続費用に係るEUの主張を認めた。<br>③上級委はパネルの判断を概ね支持したが、重要な事実の通知においてはパネルの判断を修正し、非整合と認定した。  |                    |   |
| 461. コロンビア—繊維、衣服、履物の輸入に関する措置 | パナマ<br>【エクアドル、エルサルバドル、EU、中国、グアテマラ、ホンジュラス、米国、フィリピン】 | 2013/ 6/18 協議要請<br>2013/ 8/19 パネル設置要請<br>2013/ 9/25 パネル設置<br>2015/11/27 パネル報告書配布<br>2016/ 1/22 コロンビアが上級委申立て<br>2016/ 6/ 7 上級委報告書配布<br>2016/ 6/22 パネル・上級委報告書採択<br>2017/ 2/ 9 パナマが対抗措置承認申請<br>2017/ 2/ 9 コロンビアがパネル設置要請（履行確認）<br>2017/ 2/17 コロンビアが仲裁を要請<br>2017/ 2/20 仲裁に付託<br>2017/ 2/27 コロンビアが協議要請（履行確認）<br>2017/ 3/ 6 パネル設置（履行確認/コロンビア申立て）<br>2017/ 3/ 9 パナマが協議要請（履行確認）<br>2017/ 5/10 パナマがパネル設置要請（履行確認）<br>2017/ 6/19 パネル設置（履行確認/パナマ申立て）<br>2018/10/ 5 パネル報告書配布（履行確認/コロンビア・パナマ申立 | ①パナマは、コロンビアが繊維、衣服、履物の輸入に対して課税している複合関税は、GATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、コロンビアの複合関税は問題となっている輸入製品すべてに対して適応されている他、不正取引及び合法取引を区別せずに適応されており、かつ、コロンビアの譲許表が定める待遇より不利な待遇となっているため、複合関税はGATT第II条に違反していると判断。また、GATT第XX条によっても正当化しえないと判断。<br>③上級委は、パネル任務の客観的評価に対するコロンビアの主張を認め、パネルのDSU第11条違反を認定した。複合関税及びGATT第XX条に係るパネルの判断に対しては、一部の理由を取り消したが、コロンビアのGATT違反を支持した。 | GATT (II, VIII, X) | 第I部<br>第12章<br>第II部<br>第3章<br>第II部<br>第4章 |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                                      | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|---|--|---|---|-------------------|
|  |   | て)<br>2018/11/20 パナマが上級委申立て(履行確認)  |   |   |                   |
| 462. ロシアー<br>廃車税   | EU<br>【日本、ブラジル、中国、インド、韓国、ノルウェー、トルコ、ウクライナ、米国】            | 2013/ 7/ 9 協議要請<br>2013/10/11 パネル設置要請<br>2013/11/25 パネル設置  | ①EUは、ロシアの廃車税に係る措置について、同措置は輸入車に対してのみ課税されており、一部の条件の下、国産車並びにベラルーシ及びカザフスタンからの輸入車には非課税である他、新車及び3年以上前に生産された自動車の間で差別的な課税構造となっており、GATT及びTRIMs協定並びにTBT協定(日本)に非整合として申立て。2014年1月、ロシアは内外差別的な廃車税制度を改正する法律を施行。  | GATT (I, II, III)<br>TRIMs (2)  | 第I部<br>第9章        |
| 463. ロシアー<br>廃車税   | 日本  | 2013/ 7/24 協議要請  | DS462を参照。   | GATT (I, III)<br>TRIMs (2)<br>TBT (2)                                       | 第I部<br>第9章        |
| 464. 米国－韓<br>国製家庭用大型<br>洗濯機に対する<br>アンチ・ダンピ<br>ング措置及び相<br>殺関税措置 | 韓国<br>【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、ノルウェー、タイ、トルコ、サウジアラビア、ベトナム】 | 2013/ 8/29 協議要請<br>2013/12/ 5 パネル設置要請<br>2014/ 1/22 パネル設置<br>2016/ 3/11 パネル報告書配布<br>2016/ 4/19 米国が上級委申立て<br>2016/ 4/25 韓国が上級委申立て<br>2016/ 9/ 7 上級委報告書配布<br>2016/ 9/26 パネル・上級委報告書採択<br>2018/ 1/11 韓国が対抗措置承認申請<br>2018/ 1/19 米国が仲裁を要請<br>2018/ 1/22 仲裁に付託<br>2019/ 2/ 8 仲裁判断配布 | ①韓国は、米国の韓国製家庭用大型洗濯機に対するAD協定措置及び相殺関税措置について、AD協定上の公正な比較手法のありかた、ターゲット・ダンピングでのゼロイングの使用、また、補助金協定上の特定性及び補助金額の計算はAD協定、補助金協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。<br>②パネルは、米国の用いた「ターゲット・ダンピング」のゼロイング等はAD協定2条等に非整合と判断。<br>③上級委は、「ターゲット・ダンピング」はAD協定に非整合としたパネルの判断を支持。 | AD (1, 2, 5, 9, 11, 18)<br>GATT (VI)<br>SCM (1, 2, 10, 14, 19)<br>WTO (XVI) | 第I部<br>第2章        |
| 465. インドネ<br>シアー園芸作<br>物、動物、動物<br>製品の輸入に関<br>する措置              | 米国  | 2013/ 8/30 協議要請  | ①米国は、インドネシアが園芸作物、動物、動物製品の輸入に対してとっている措置について、GATT第XI条、農業協定第4.2条、輸入許可手続協定第1、3条等に非整合として申立て。   | GATT (III, X, XI, XIII)<br>AA (4)<br>IL (1, 3)<br>PSI (2)                   |                   |
| 466. インドネ<br>シアー園芸作<br>物、動物、動物<br>製品の輸入に関                      | ニュージーランド  | 2013/ 8/30 協議要請  | ①ニュージーランドは、インドネシアが園芸作物、動物、動物製品の輸入に対してとっている措置について、GATT第XI条、農業協定第   | GATT (III, XI, X, XIII)<br>AA (4)<br>IL (1, 3)                              |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)     | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載            |
|-------------------------------|---|--|--|---|------------------------------|
| する措置                          |   |  | 4.2条、輸入許可手続協定第1、3条等に非整合として申立て。   | PSI (2)   |                              |
| 467. 豪州－タバコ製品の包装に関する規制に関する措置  | インドネシア<br>【日本、ブラジル、カナダ、中国、キューバ、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インド、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、オマーン、フィリピン、ロシア、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、米国、ウルグアイ、ジンバブエ、ドミニカ共和国、ペルー、シンガポール、アルゼンチン、チリ、マラウイ、ナイジェリア、エクアドル】 | 2013/ 9/20 協議要請<br>2014/ 3/ 3 パネル設置要請<br>2014/ 3/26 パネル設置<br>2018/ 6/28 パネル報告書配布<br>2018/ 8/27 パネル報告書採択  | ①インドネシアは豪州に対し、同国のタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS協定、TBT協定、GATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、インドネシアが豪州によるTPP措置が協定に非整合であることを立証しなかったとして、豪州の協定違反を認定しなかった。  | TBT (2)<br>TRIPS (2, 3, 15, 16, 20, 22, 24)<br>GATT (III) | 第II部<br>第11章<br>第II部<br>第13章 |
| 468. ウクライナ乗用車に係るセーフガード決定      | 日本<br>【EU、インド、韓国、ロシア、トルコ、豪州、米国】   | 2013/10/30 協議要請<br>2013/ 2/13 パネル設置要請<br>2014/ 3/26 パネル設置<br>2015/ 6/26 パネル報告書配布<br>2015/ 7/20 パネル報告書採択<br>2015/10/ 6 ウクライナは<br>2015/9/30付けで措置を撤廃したことを報告 | ①日本は、ウクライナによる乗用車に係るセーフガード決定について、SG協定第2、3、4、5、7、8、11、12条及びGATT第II条及びXIX条に非整合として申立て。<br>②パネルは、セーフガード措置決定において、ウクライナ当局は事情の予見されなかった発展及びGATT上の義務の効果要件を満たしておらず、また、輸入の急増及び重大な損害並びに因果関係を立証していないと判断し、日本の主張を全面的に支持。 | SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 11, 12)<br>GATT (II, XIX)           | 第II部<br>第8章                  |
| 469. EU－大西洋・スカンジナビア産ニシンに関する措置 | デンマーク<br>【日本、豪州、中国、グアテマラ、ホンジュラス、アイスランド、インド、ニュージーランド、パナマ、ロシア、台湾、トル   | 2013/11/ 4 協議要請<br>2014/ 1/ 8 パネル設置要請<br>2014/ 2/26 パネル設置<br>2014/ 8/21 当事国は紛争が解決されたことを報告  | ①デンマークは、フェロー諸島産ニシン及びサバに対するEUの強制的な経済措置は、GATTに非整合として申立て。   | GATT (I, V, XI)   |                              |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                    | 申立国【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載  |
|--|---|---|--|---|--|
|  | コ、米国、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、ノルウェー、ペルー、タイ】                           |   |  |   |  |
| 470. パキスタン-インドネシア製紙製品に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置 | インドネシア  | 2013/11/27 協議要請<br>2014/ 5/12 パネル設置要請   | ①インドネシアは、パキスタンによるインドネシア製紙製品に対するAD協定措置及び相殺関税措置について、措置の継続及び撤廃の拒否はAD協定、補助金協定及びGATTに非整合として申立て。   | AD (1, 5, 18)<br>SCM (10, 11, 18, 22, 32)<br>GATT (VI, X, XI) |  |
| 471. 米国-中国に対するアンチ・ダンピング手続での調査手法及び適用          | 中国【日本、ブラジル、カナダ、EU、インド、韓国、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア、ウクライナ、ベトナム、トルコ、台湾】 | 2013/12/ 3 協議要請<br>2014/ 2/13 パネル設置要請<br>2014/ 3/26 パネル設置<br>2016/10/19 パネル報告書配布<br>2016/11/18 中国が上級委申立て<br>2017/ 5/11 上級委報告書配布<br>2017/ 5/22 パネル・上級委報告書採択<br>2017/10/17 RPT仲裁要請<br>2018/ 1/19 仲裁によりRPT決定<br>2018/ 9/ 9 中国が対抗措置承認申請<br>2018/ 9/19 米国が仲裁を要請<br>2018/ 9/21 仲裁に付託<br>2019/11/ 1 仲裁判断配布 | ①中国は、油井管、コート紙等の中国産品に対するAD協定手続での調査手法及び適用について、AD協定及びGATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、ターゲット・ダンピングでもゼロイングが禁止されること、価格計算においてT-T手法でなく、WA-WA手法のみの説明はAD協定に反すると判断。また、調査において中国の輸出者を「単一レート予測」と取り扱うことはAD協定に非整合とし、米国の措置はAD協定に非整合と判断。<br>③上級委はターゲット・ダンピングの計算手法についてはパネル判断を支持し中国の主張を棄却したが、AFAに関する規則の法それ自体の違反に関する中国の主張について、将来にわたっての適用に関する立証は不要であるとして、これを必要として中国の立証の不尽を認定したパネル判断を覆し、中国の主張を認めた。<br>その後仲裁によりRPTを2018年8月22日までとすることで決定。 | AD (2, 6, 9)<br>GATT (VI)                                     | 第I部<br>第2章   |
| 472. ブラジル-課税及び課徴金に係る措置                       | EU【日本、アルゼンチン、豪州、カナダ、中国、コロンビア、インド、韓国、ロシア、南アフリカ、台湾、トルコ、米国】      | 2013/12/19 協議要請<br>2014/10/31 パネル設置用<br>2014/12/17 パネル設置<br>2015/10/22 「DS497」と合併<br>2017/ 8/30 パネル報告書配布<br>2017/ 9/28 ブラジルが上級委申立て<br>2017/10/ 3 EUが上級委申立て  | ①EUは、ブラジルの自動車産業、電子及び技術産業、経済特区で製造された物品及び輸出者に対する優遇税に関する課税及び課徴金に係る措置について、GATT、補助金協定及びTRIMs協定に非整合として申立て。<br>②パネルは原告の申立てを認容   | GATT (I, II, III)<br>SCM (3)<br>TRIMs (2)                     | 第I部<br>第11章<br>第II部<br>第1章<br>第II部<br>第2章<br>第II部<br>第4章 |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|--|---|---|--|-------------------|
|  |  | 2018/12/13 上級委報告書配布<br>2019/ 1/11 パネル・上級委報告書採択<br>2019/12/27 シークエンス合意   | し、ブラジルの措置について、完成品の国内生産による減税が競争条件を歪曲しているためGATT第III条2・4項およびTRIMs協定第2条に違反し、自動車産業に関する措置についても国内産品を優遇しているとしてGATT第III条2項の違反を、また、メルコスール諸国産品を日・EU産品に比べて有しているとしてGATT第I条の違反等を認定した。<br>③上級委は過剰課税、最恵国待遇、輸入代替補助金、授権条項についてはパネル報告書を支持したが、国内産業への補助金、輸出補助金、禁止された補助金の遅延なき撤廃については、パネル報告書を覆した。 |  | 第II部<br>第9章       |
| 473. EU-アルゼンチン産バイオディーゼルに対するアンチ・ダンピング措置   | アルゼンチン<br>【豪州、中国、マレーシア、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア、トルコ、米国、コロンビア、インドネシア、メキシコ】         | 2013/12/19 協議要請<br>2014/ 3/13 パネル設置要請<br>2014/ 4/25 パネル設置<br>2016/ 3/29 パネル報告書配布<br>2016/ 5/20 EUが上級委申立て<br>2016/ 5/25 アルゼンチンが上級委申立て<br>2016/10/ 6 上級委報告書配布<br>2016/10/26 パネル・上級委報告書採択<br>2017/ 9/28 シークエンス合意 | ①アルゼンチンは、EUによるアルゼンチン産バイオディーゼルに対するAD協定措置について、AD協定第1、2、3、6、9、18条、GATT第VI条等に非整合として申立て。<br>②パネルは、「それ自体」(as such)に係るアルゼンチンの主張は退けたが、当該製品の生産費用の計算に係るアルゼンチンの主張は認め、EUはAD協定第2.2.1.1.条に違反していると判断。<br>③上級委は全面的にパネルの判断を支持。   | AD (2, 3, 6, 9, 18)<br>GATT (VI)<br>WTO (XVI)    |                   |
| 474. EU-ロシアからの輸入に関するアンチ・ダンピング措置及びコスト調整方法 | ロシア<br>【アルゼンチン、豪州、カナダ、中国、インドネシア、ノルウェー、トルコ、ウクライナ、米国、サウジアラビア、ブラジル、メキシコ、ベトナム】 | 2013/12/23 協議要請<br>2014/ 6/ 4 パネル設置要請<br>2014/ 7/22 パネル設置   | ①ロシアは、EUによるロシアからの輸入に対するAD協定調査及び見直しに関し、ダンピング・マージンの計算における「価格調整」手法の使用について、AD協定、補助金協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。   | AD (2, 3, 5, 6, 9, 18)<br>GATT (VI)<br>WTO (XVI) |                   |
| 475. ロシア-EUからの豚肉製品の輸入に係る措置               | EU<br>【日本、豪州、中国、インド、韓国、ノルウェー、台湾、   | 2014/ 4/ 8 協議要請<br>2014/ 6/27 パネル設置要請<br>2015/ 7/22 パネル設置<br>2016/ 8/19 パネル報告書配布  | ①EUは、ロシアが豚や豚肉、その他の豚製品をEUから輸入する際の措置について、SPS協定及びGATTに非整合として申立て。   | SPS (2, 3, 5, 6, 7, 8)<br>GATT (I, III, XI)      |                   |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)         | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載  |
|-----------------------------------|---|---|--|--|--|
|                                   | 米国、ブラジル、南アフリカ】  | 2016/ 9/23 ロシアが上級委申立て<br>2016/ 9/28 EUが上級委申立て<br>2017/ 2/23 上級委報告書配布<br>2017/ 3/21 パネル・上級委報告書採択<br>2017/12/19 EUが対抗措置承認申請<br>2017/12/20 ロシアが仲裁を要請<br>2018/ 1/ 3 仲裁に付託<br>2018/ 1/25 ロシアが協議要請（履行確認）<br>2018/ 2/ 2 EUが協議要請（履行確認）<br>2018/10/18 EUがパネル設置要請（履行確認）2018/11/21 パネル設置（履行確認） | ②パネルはロシアの措置をSPS協定措置と判断し、国際獣疫事務局（OIE）の定める基準に基づいていないロシアの措置は、SPS協定第3.2条に違反していると認定。<br>③上級委はパネルの判断を結論として肯定した。  |  |  |
| 476. EU及び加盟国一産業に対する措置             | ロシア<br>【日本、ブラジル、中国、インド、ウクライナ、米国、コロンビア、韓国、サウジアラビア】                         | 2014/ 4/30 協議要請<br>2015/ 5/11 パネル設置要請<br>2015/ 7/20 パネル設置<br>2018/ 8/10 パネル報告書配布<br>2018/ 9/21 EUが上級委申立て<br>2018/9/26 ロシアが上級委申立て  | ①ロシアは、EUのエネルギー産業に対する規制（Third Energy Package）に関する措置は、GATS、GATT、補助金協定、TRIMs協定及びWTO協定に非整合として申立て。<br>②パネルは、パネルがEU加盟国の国内法上の差異について述べるのは適切ではないというEUの主張を否定したが、GATSとGATTに基づくロシアの主張を否定した。  | GATS（II, VI, XVI, XVII）<br>GATT（I, III, X, XI）<br>SCM（3）<br>TRIMs（2）<br>WTO（XVI） | 第II部<br>第1章<br>第II部<br>第2章<br>第II部<br>第3章<br>第II部<br>第4章<br>第II部<br>第12章 |
| 477. インドネシア一園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置 | ニュージーランド<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、ノルウェー、パラグアイ、シンガポール、台湾、アルゼンチン、韓国、タイ】 | 2014/ 5/ 8 協議要請<br>2015/ 3/18 パネル設置要請<br>2015/5/20 パネル設置（「DS478」と合併）<br>2016/12/22 パネル報告書配布<br>2017/ 2/17 インドネシアが上級委申立て<br>2017/11/ 9 上級委報告書配布<br>2017/11/22 パネル・上級委報告書採択<br>2018/ 8/10 シークエンス合意<br>2019/ 1/17 インドネシアが履行確認通知  | ①ニュージーランドは、インドネシアによる園芸作物、動物及び動物製品の輸入に関する措置は、GATT、農業協定、輸入許可手続協定、船積み協定前検査協定に非整合として申立て。<br>②パネルは申立国の主張を全面的に認め、インドネシアの措置はGATT第XI:1条に違反し、第XX条及び第XI: 2(c) (ii)によっても正当化していないと判断。<br>③上級委は、パネルがGATT第XX条柱書を各号に先駆けて検討した点を、過去の上級委報告書に反し、特に柱書の趣旨である権利濫用の有無を審査するには各号における政策目的の特定が先行されるべきと述べたものの、これはGATT第XI条1項の結論には影響しないとして、他の点を含め、結論として全 | GATT（III, X, XI）<br>AA（4）<br>IL（1, 2, 3, 5）<br>PSI（2）                            | 第II部<br>第3章<br>第II部<br>第4章   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)               | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|---|---|--|---|-------------------|
|   |   |   | 面的にパネル判断を支持した。   |   |                   |
| 478. インドネシア-園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置       | 米国<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、ノルウェー、パラグアイ、シンガポール、台湾、アルゼンチン、韓国、タイ】 | 2014/ 5/ 8 協議要請<br>2015/ 3/18 パネル設置要請<br>2015/ 5/20 パネル設置（「DS477」と合併）<br>2016/12/22 パネル報告書配布<br>2017/ 2/17 インドネシアが上級委申立て<br>2017/11/ 9 上級委報告書配布<br>2017/11/22 パネル・上級委報告書採択<br>2018/ 8/ 2 米国が対抗措置承認申請<br>2018/ 8/14 インドネシアが仲裁を要請<br>2018/ 8/15 仲裁に付託 | ①米国は、インドネシアによる園芸作物、動物及び動物製品の輸入に関する措置は、GATT、農業協定、輸入許可手続協定、船積み協定前検査協定に非整合として申立て。<br>②・③「DS477」を参照  | GATT (III, X, XI)<br>AA (4)<br>IL (1, 2, 3, 5)<br>PSI (2) |                   |
| 479. ロシア-ドイツ及びイタリア製商用自動車に対するアンチ・ダンピング措置 | EU<br>【日本、中国、インド、韓国、米国、ブラジル、トルコ、ウクライナ】                              | 2014/ 5/21 協議要請<br>2014/ 9/15 パネル設置要請<br>2014/10/20 パネル設置<br>2017/ 1/27 パネル報告書配布<br>2017/ 2/20 ロシアが上級委申立て<br>2017/ 2/27 EUが上級委申立て<br>2018/ 3/22 上級委報告書配布<br>2018/ 4/ 9 パネル・上級委報告書採択   | ①EUは、ロシアによるドイツ及びイタリア製商用自動車に対するAD協定税賦課は、国内産業の定義、調査期間の選定、価格抑制効果及び損害の決定並びに因果関係の決定において、AD協定及びGATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、EUの一部の主張を退けたが、ロシア当局によるAD協定税調査及び賦課は、国内産業についての客観的な分析がかけているとしてAD協定第4.1条の、調査期間の選択に客観性がかけるとして第3.1条などの違反を認定した。<br>③上級委はAD協定3.1条、3.4条、4.1条についてはパネル報告書を支持し、国内価格の上昇に係る3.1条と3.2条、6.9条（ロシア側の主張）についてはパネル報告書を補完したが、DSU11条、AD協定17.6条、6.9条（EU側の主張）についてはパネル報告書は誤りであると認定した。 | AD (1, 2, 3, 4, 6, 9, 12, 18)<br>GATT (VI)                |                   |
| 480. EU-インドネシア産バイオディーゼルに対するアンチ・ダンピング措置  | インドネシア<br>【日本、米国、トルコ、シンガポール、インド、中国、カナダ、アルゼンチン、豪州、ノルウェー、ロシア、         | 2014/ 6/10 協議要請<br>2015/ 6/30 パネル設置要請<br>2015/ 8/31 パネル設置<br>2018/ 1/25 パネル報告書配布<br>2018/ 2/28 パネル報告書採択   | ①インドネシアは、EUによる(a)ダンピングされた商品がヨーロッパ圏外の国から輸入されることに対する保護措置、(b)インドネシアからのバイオディーゼルに対するAD協定措置は、AD協定、WTO設立協定及びGATTに非整合として申立   | AD (1, 2, 3, 6, 7, 9, 15, 18)<br>WTO (XVI)<br>GATT (VI)   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)             | 申立国【第三国参加国】                                    | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載          |
|---------------------------------------|--|---|--|--|----------------------------|
|                                       | ブラジル、ウクライナ】                                    |   | て。<br>②パネルはコスト計算において生産者の記録を用いなかった点がAD協定第2.2.1.1条に違反する等、インドネシアの主張をほぼ全面的に認めた。  |  |                            |
| 481. インドネシアークロープタバコ事件に関するDSU22.2条上の訴え | EU   | 2014/ 6/13 協議要請<br>2015/ 5/ 6 DS406における二国間合意を受け、EUが協議停止を申請  | ①EUは、クロープ入りタバコの流通・生産に関する措置（DS406）に関連した、インドネシアによるDSU22.2条上の訴えは、DSUに非整合として申立て。   | DSU（10, 21, 22, 23）  |                            |
| 482. カナダ－台湾製炭素鋼溶接管に対するアンチ・ダンピング措置     | 台湾【EU、中国、韓国、ノルウェー、アラブ首長国連邦、米国、ブラジル】            | 2014/ 6/25 協議要請<br>2015/ 1/22 パネル設置要請<br>2015/ 3/10 パネル設置<br>2016/12/21 パネル報告書配布<br>2017/ 1/25 パネル報告書採択   | ①台湾は、カナダによる台湾製炭素鋼溶接管（carbon steel welded pipe）の輸入に対するAD協定措置は、GATT及びAD協定に非整合として申立て。<br>②パネルは、カナダの本件措置について、(a)個別輸出者のレートが僅少であったにも関わらず調査を継続した点がAD協定第5.8条に違反、(b)僅少の輸出者から最終決定後にAD協定税を徴収したことが9.2条に違反、(c)僅少の輸出者からの輸入を損害認定で含めたことが3条に違反、(d)カナダ当局が関連する全ての要素を考慮することなくFAを適用したことは6条に違反すること、等を認定した。 | GATT（VI）<br>AD（1, 3, 5, 6, 7, 9）   |                            |
| 483. 中国－カナダ産セルローズパルプに対するアンチ・ダンピング措置   | カナダ【日本、EU、チリ、韓国、ノルウェー、米国、ブラジル、シンガポール、ウルグアイ】    | 2014/10/15 協議要請<br>2015/ 2/12 パネル設置要請<br>2015/ 3/10 パネル設置<br>2017/ 4/25 パネル報告書配布<br>2017/ 5/22 パネル報告書採択<br>2018/ 5/ 2 シークエンス合意<br>2018/ 9/11 協議要請（履行確認） | ①カナダは、中国によるカナダ産セルローズパルプに対するAD協定税賦課措置は、AD協定及びGATTに非整合として申立て。<br>②中国当局は調査期間の後半では輸入価格が国内価格を上回っているにもかかわらず価格効果について説明していないとして、また因果関係についても十分な説明を行っていないとして、AD協定3.1、3.2および3.5条違反を認定した。  | AD（1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 12）<br>GATT（VI）                                    |                            |
| 484. インドネシア－鶏肉及び鶏製品の輸入に対する措置          | ブラジル【日本、米国、EU、韓国、中国、チリ、ニュージーランド、ノルウェー、ベトナム、パラグ | 2014/10/16 協議要請<br>2015/10/15 パネル設置要請<br>2015/12/ 3 パネル設置<br>2017/10/17 パネル報告書配布<br>2017/11/22 パネル報告書採択<br>2018/ 7/27 シークエンス合意                          | ①ブラジルは、インドネシアによる鶏肉及び鶏製品の輸入に対する措置は、SPS協定、TBT協定、農業協定、輸入許可手続協定、GATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、インドネシアがある   | SPS（2, 3, 5, 8,）<br>TBT（2, 5）<br>AA（4, 14）<br>IL（1, 3）<br>GATT（III, X, XI） | 第II部<br>第3章<br>第II部<br>第4章 |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)           | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|-------------------------------------|--|--|---|---|-------------------|
|                                     | アイ、台湾、インド、豪州、アルゼンチン、ロシア、カナダ、タイ、オマーン、カタール】                            | 2019/ 6/13 ブラジルがパネル設置要請（履行確認）<br>2019/ 6/24 パネル設置（履行確認）  | 種の鶏製品について輸入許可リストに含めていない点を法的な輸入禁止に等しいとして、また、特定用途の鶏肉及び鶏製品の輸入制限について、GATT第XI条の違反を認定した。また、一部の施行規則についてGATT第III条の違反を認定した。  |   |                   |
| 485. ロシアー農業製品、工業製品に対する関税措置          | EU<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、インド、韓国、モルドバ、ノルウェー、シンガポール、ウクライナ、米国】 | 2014/10/31 協議要請<br>2015/ 2/26 パネル設置要請<br>2015/ 3/25 パネル設置<br>2016/ 8/12 パネル報告書配布<br>2016/ 9/26 パネル報告書採択  | ①EUは、ロシアによる農業製品及び工業製品に対する関税措置は、GATT第II条、VII条や、関税評価協定第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条に違反するとして申立て。<br>②パネルはEUの主張を全面的に認め、ロシアの関税措置はGATT第II条に違反しているとしたが、ロシアの12番目の措置に関しては、その措置の存在を立証していないとし、EUの主張を退けた。   | GATT (II, VII)<br>CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7)         |                   |
| 486. EU-パキスタン製ポリエチレンテレフタレートに対する相殺措置 | パキスタン<br>【中国、米国】   | 2014/10/28 協議要請<br>2015/ 2/12 パネル設置要請<br>2015/ 3/25 パネル設置<br>2017/ 7/ 6 パネル報告書配布<br>2017/ 8/30 EUが上級委申立て<br>2017/ 9/ 4 パキスタンが上級委申立て<br>2018/ 5/16 上級委報告書配布<br>2018/5/28 パネル・上級委報告書採択 | ①パキスタンは、EUによるパキスタン製ポリエチレンテレフタレート (polyethylene terephtharate) の輸入に関連した相殺措置の賦課は、GATT及び補助金協定に非整合として申立て。<br>②パネルは、EUの補助金額の認定に誤りがあるとして補助金協定1.1条(a)(1)(ii)の違反を、輸出補助金の認定に誤りがあるとして3.1条の違反を、同等な商業的貸付けと比較しうる政府貸付けを特定していないとして14.1条違反を認定した。また、EUは非協力的なEU域内の生産者との競争や原油価格の影響が見られないことについて立証しておらず因果関係の分析に誤りがあるとして、15.5条違反を認定した。<br>③上級委はEUの主張を退け、パネル判断を支持した。 | GATT (VI)<br>SCM (1, 3, 10, 12, 14, 15, 19, 22, 32) |                   |
| 487. 米国-大型民間航空機に対する税制上の優遇措置         | EU<br>【日本、ブラジル、中国、インド、韓国、ロシア、豪州、カナダ】                                 | 2014/12/19 協議要請<br>2015/ 2/12 パネル設置要請<br>2015/ 2/23 パネル設置<br>2016/11/28 パネル報告書配布<br>2016/12/16 米国が上級委申立て   | ①EUは、米国が民間大型航空機の開発、製造及び販売において、ワシントン州で実施されている条件付きの税制上優遇措置は禁止補助金に該当し、補助金協定に非整合  | SCM (1, 2, 3)                                       | 第II部<br>第7章       |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                  | 申立国【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定                              | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|--|---|---|-----------------------------------|-------------------|
|  |  | 2017/ 1/17 EUが上級委申立て<br>2017/ 9/ 4 上級委報告書配布<br>2017/ 9/22 パネル・上級委報告書採択  | として申立て。<br>②パネルは、米国のワシントン州が同州内の航空機産業に対して付与している税制措置は補助金協定上の補助金であると判断した上で、EUの同措置に対する <i>de jure</i> の主張は退けたが、 <i>de facto</i> に対する主張を認め、米国の同措置は補助金協定に違反していると認定。<br>③上級委はEUの主張を全て退けたが、米国の <i>de facto</i> に関する主張を認め、当該補助金は協定で禁止される補助金ではないとして、結論として米国の協定違反はないと判断した。 |                                   |                   |
| 488. 米国－韓国製油井管に対するアンチ・ダンピング措置              | 韓国<br>【カナダ、中国、EU、インド、ロシア、トルコ、メキシコ】                                   | 2014/12/22 協議要請<br>2015/ 2/23 パネル設置要請<br>2015/ 3/25 パネル設置<br>2017/11/14 パネル報告書配布<br>2018/ 1/12 パネル報告書採択<br>2019/7/29 韓国が対抗措置承認申請<br>2019/ 8/ 8 米国が仲裁を要請<br>2019/ 8/ 9 仲裁に付託 | ①韓国は、米国による韓国製油井管に対するAD協定措置及び、措置に係る調査手法は、AD協定及びGATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、米当局が構成価格の計算において回答者の実際の国内データを用いなかった点や対象貨物に関する不当に厳格なカテゴリ分けなどがAD協定2.2.2条に反すると認定した。他方、コスト計算や手続的瑕疵に関する韓国の主張は、十分な証拠が示されていないとしてこれを棄却した。   | AD (1, 2, 6, 12, 18)<br>GATT (X)  |                   |
| 489. 中国－デモンストレーションベースと共通サービスプラットフォームに関する措置 | 米国<br>【日本、EU、豪州、カナダ、インド、韓国、ブラジル、ロシア、コロンビア、シンガポール、台湾、サウジアラビア、ドミニカ共和国】 | 2015/ 2/11 協議要請<br>2015/ 4/ 9 パネル設置要請<br>2015/ 4/22 パネル設置<br>2016/ 4/14 二国間合意通報   | ①米国は、中国が輸出実績を条件に複数産業に対して交付している補助金措置は、補助金協定に非整合として申立て。   | SCM (3)                           |                   |
| 490. インドネシア－鉄鋼および鉄製品に関するセーフガード措置           | 台湾<br>【日本、豪州、中国、EU、インド、ロシア、ウクライナ、ベトナム、米国】                            | 2015/ 2/12 協議要請<br>2015/ 8/20 パネル設置要請<br>2015/ 9/28 パネル設置（「DS496」と合併）<br>2017/ 8/18 パネル報告書配布<br>2017/ 9/28 インドネシアが上級委申立て<br>2017/10/ 3 台湾が上級委申立て                            | ①台湾は、インドネシアの鉄鋼及び鉄製品に関するSG協定措置並びに調査及び決定は、GATT及びSG協定に非整合と申立て。<br>②パネルは本件貨物についてインドネシアは譲許を行っておらず、したがって関税を引き上げたとしてもこれはGATT上の義務の停止や   | GATT (I, XIX)<br>SG (2, 3, 4, 12) | 第II部<br>第8章       |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                       | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|--|---|--|---|-------------------|
|   |  | 2018/ 8/15 上級委報告書配布<br>2018/ 8/27 パネル・上級委報告書採択<br>2019/ 4/15 付けでインドネシアが措置を撤廃したことを報告   | 譲許の撤回・修正には当たらない。仮にインドネシア自身がこのような行為をSG協定と述べていても、このような行為はSG協定の審査対象とはならない。他方、パネルは、本件の追加関税が一部の加盟国について除外をしている点はGATT第I条の最恵国待遇義務に反すると認定した。<br>③上級委はパネル報告を支持。  |   |                   |
| 491. 米国—インドネシア製塗装紙に対するアンチ・ダンピング措置および相殺措置        | インドネシア<br>【EU、中国、トルコ、韓国、カナダ、インド、ブラジル】                                | 2015/ 3/13 協議要請<br>2015/ 7/ 9 パネル設置用<br>2015/ 9/28 パネル設置<br>2017/12/ 6 パネル報告書配布<br>2018/ 1/12 パネル報告書採択  | ①インドネシアは、米国のインドネシア製塗装紙に対するAD協定税賦課及び相殺措置は、補助金協定、AD協定及びGATTに非整合として申立て。<br>②パネルはインドネシアの請求を全て棄却し、米国の違反を認めなかった。   | SCM (2, 10, 12, 14, 15)、<br>AD (1, 3, 15)                                     |                   |
| 492. EU—家禽肉製品に対する関税譲許に関する措置                     | 中国<br>【ブラジル、ロシア、米国、アルゼンチン、カナダ、インド、タイ】                                | 2015/ 4/ 8 協議要請<br>2015/ 6/ 8 パネル設置要請<br>2015/ 7/20 パネル設置<br>2017/ 3/28 パネル報告書配布<br>2017/ 4/19 パネル報告書採択<br>2019/ 5/30 二国間合意通報                                 | ①中国は、EUの鶏肉製品の関税譲許表を修正する措置は、GATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、中国によるGATT XXVIII条に関しては、立証不足を指摘したが、同XXVIII条2項における関税割当の配分に関してEUの違反を認めた。  | GATT (I, II, XIII, XXVIII)  | 第II部<br>第1章       |
| 493. ウクライナ—硝酸アンモニウムに対するアンチ・ダンピング措置              | ロシア<br>【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、コロンビア、中国、EU、カザフスタン、メキシコ、ノルウェー、カタール、米国】 | 2015/ 5/ 7 協議要請<br>2016/ 2/29 パネル設置要請<br>2016/ 4/22 パネル設置<br>2018/ 7/20 パネル報告書配布<br>2018/ 8/23 ウクライナが上級委申立て<br>2019/ 9/12 上級委報告書配布<br>2019/ 9/30 パネル・上級委報告書採択 | ①ロシアは、ウクライナのロシア産硝酸アンモニウムに対するAD協定措置は、GATT及びAD協定に非整合として申立て。<br>②パネルは、ロシアのAD協定11条、6.8条、Annex IIのバラグラフ3, 5, 6, 2.1条、GATT VI条に基づく主張については違反を認めず、AD協定の12.2条、12.2.2条に基づく儒帳は付託範囲外であると認定した（その他については違反を認定）。<br>③上級委はパネル報告を支持。 | GATT (VI)、<br>AD (1, 2, 5, 6, 9, 11, 18)                                      |                   |
| 494. EU—ロシアからの輸入に関するアンチ・ダンピング措置及びコスト調整方法（二次申立て） | ロシア<br>【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、インド、インドネシア、韓国、メキシコ】            | 2015/ 5/ 7 協議要請<br>2016/11/ 7 パネル設置要請<br>2016/12/16 パネル設置   | ①ロシアは、EUによるロシアからの輸入に対するAD協定調査及び見直しに関し、ダンピング・マージンの計算における「価格調整」手法の使用について、AD協定、補助金協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。  | AD (1, 2, 3, 5, 6, 9, 11, 18)<br>SCM (10, 32)<br>GATT (I, VI, X)<br>WTO (XVI) |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)               | 申立国【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載                  |
|---|---|--|---|---|------------------------------------|
|   | コ、ノルウェー、ウクライナ、米国、ベトナム】                                |  |   |   |                                    |
| 495. <u>韓国一日本産水産物等の輸入規制</u>             | 日本【米国、EU、ノルウェー、ニュージーランド、インド、ロシア、台湾、中国、グアテマラ、カナダ、ブラジル】 | 2015/ 5/21 協議要請<br>2015/ 8/20 パネル設置要請<br>2015/ 9/28 パネル設置<br>2018/ 2/20 パネル報告書配布<br>2018/ 4/ 9 韓国が上級委申立て<br>2018/ 4/16 日本が上級委申立て<br>2019/ 4/11 上級委報告書配布<br>2019/ 4/26 パネル・上級委報告書採択   | ①日本は、韓国による(a)一部の食料品の輸入禁止措置、(b)放射性物質の検知に係る追加試験及び認証要件、(c) SPS協定上の透明性確保義務に関して、SPS協定及びGATT に非整合として申立て。<br>②パネルは(a)及び(b)について恣意的又は不当な差別に当たり、また、必要以上に貿易制限的であるとしてSPS協定2条3及び5条6に非整合である、(c)について利害関係を有する加盟国が知ることのできるよう速やかに公表することを確保する義務等（SPS協定第7条等）に整合しない、として韓国措置のSPS協定違反を認定した。<br>③上級委は、(a)及び(b)についてパネルが認定した事実からでは韓国措置の違反を認定できないとし、(c)については、パネルの付託事項の範囲外であるとして、パネルの判断を破棄した。 | SPS (2, 4, 5, 7, 8)<br>GATT (XXIII)         | 第I部<br>第5章                         |
| 496. <u>インドネシアー鉄鋼および鉄製品に関するセーフガード措置</u> | ベトナム【日本、米国、EU、インド、韓国、ロシア、中国、チリ、豪州台湾】                  | 2015/ 6/ 1 協議要請<br>2015/ 9/17 パネル設置要請<br>2015/10/28 パネル設置（「DS490」と合併）<br>2017/ 8/18 パネル報告書配布<br>2017/ 9/28 インドネシアが上級委申立て<br>2017/10/ 3 ベトナムが上級委申立て<br>2018/ 8/15 上級委報告書配布<br>2018/ 8/27 パネル・上級委報告書採択<br>2019/ 3/22 シークエンス合意<br>2019/ 4/15 付けでインドネシアが措置を撤廃したことを報告 | ①ベトナムは、インドネシアの鉄鋼及び鉄製品に関するSG協定措置並びに調査及び決定は、GATT及びSG協定に非整合と申立て<br>②③DS490を参照  | GATT (I, XIX)<br>SG (2, 3, 4, 12)           | 第II部<br>第8章                        |
| 497. <u>ブラジルー工業品税及びその他各種税制の内外差別的運用</u>  | 日本【アルゼンチン、豪州、カナダ、中国、コロンビア、EU、インド、韓国、                  | 2015/ 7/ 2 協議要請<br>2015/ 9/17 パネル設置要請<br>2015/ 9/28 パネル設置<br>2015/10/22 「DS472」と合併<br>2017/ 8/30 パネル報告書配布  | ①日本は、ブラジルの自動車産業、電子及び技術産業、経済特区で製造された物品及び輸出者に対する優遇税に関する課税及び課徴金に係る措置について、GATT、補助金  | GATT (I, II, III)<br>TRIMs (2, )<br>SCM (3) | 第I部<br>第11章<br>第II部<br>第1章<br>第II部 |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                   | 申立国【第三国参加国】                              | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定                                     | 第I部<br>第II部<br>記載                 |
|---|--|---|--|--|-----------------------------------|
|   | ロシア、シンガポール、トルコ、ウクライナ、米国】                 | 2017/ 9/28 ブラジルが上級委申立て<br>2017/10/ 3 日本が上級委申立て<br>2018/12/13 上級委報告書配布<br>2019/ 1/11 パネル・上級委報告書採択<br>2019/12/27 シークエンス合意                                     | 協定及びTRIMs協定に非整合として申立て。<br>②③DS472を参照   |  | 第2章<br>第II部<br>第4章<br>第II部<br>第9章 |
| 498. インドー台湾からのUSBフラッシュドライブ輸入に対するアンチ・ダンピング措置 | 台湾                                       | 2015/ 9/24 協議要請   | ①台湾は、インドが台湾からのUSBフラッシュドライブに対して賦課しているAD協定税及びその調査は、AD協定及びGATTに非整合として申立て。   | GATT (VI, X)<br>AD (2, 3, 5, 6, 9, 12)   |                                   |
| 499. ロシアー鉄道製品及びその部品の輸入に対する措置                | ウクライナ【日本、カナダ、中国、EU、インド、インドネシア、シンガポール、米国】 | 2015/10/21 協議要請<br>2016/11/10 パネル設置要請<br>2016/12/16 パネル設置<br>2018/ 7/30 パネル報告書配布<br>2018/ 8/27 ウクライナが上級委申立て<br>2018/ 9/ 3 ロシアが上級委申立て<br>2020/ 2/ 4 上級委報告書配布 | ①ウクライナは、ロシアのウクライナからの鉄道製品及びその部品の輸入に対する措置がGATT及びTBT協定に非整合として申立て。<br>②パネルは、ウクライナのTBT協定に関する主張は適切にパネルに申し立てられなかったとして判断を下さなかった。また、ウクライナはロシアによるウクライナからの鉄道製品及びその部品の輸入の制度的制限の存在を示さなかったとして、ロシアの無差別義務違反(GATT第I条、XIII条)と貿易制限措置を取らない義務違反(GATT 第XI条)に関する主張を証明しなかったと認定した。<br>③上級委員会は、TBT協定第5.1.1項に関して「同等の状況」の立証が不十分というパネル判断に対して、パネルはサプライヤーが不利な状況下にあったにも関わらず、一般的なウクライナの状態に依拠したとして、パネル判断を覆した。また、TBT協定第5.1.2項に関して、より貿易制限的ではない措置が合理的に利用可能であったかをウクライナが立証する必要がないとしてパネル判断を否定した。 | GATT (I, III, X, XI, XIII)<br>TBT (2, 5) | 第II部<br>第11章                      |
| 500. 南アフリカーパキスタンからのポルトランドセメント輸              | パキスタン                                    | 2015/11/10 協議要請   | ①パキスタンは、南アフリカのポルトランドセメントに対する暫定AD協定措置はAD協定及びGATTに非整合として申立て。   | AD (2, 3, 6, 7, 12)<br>GATT (VI)         |                                   |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)           | 申立国【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載         |
|-------------------------------------|---|---|--|---|---------------------------|
| 入に対する暫定アンチ・ダンピング措置                  |   |   |  |   |                           |
| 501. 中国－国内製造航空機に対する課税措置             | 米国  | 2015/12/ 8 協議要請   | ①米国は、中国の国内製造航空機に対する課税措置はGATT及び中国加盟議定書に非整合として申立て。   | GATT (III, X)<br>加盟議定書                              |                           |
| 502. コロンビア輸入蒸留酒に関する措置               | EU<br>【ブラジル、カナダ、チリ、中国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、インド、カザフスタン、韓国、メキシコ、パナマ、ロシア、台湾、米国】 | 2016/ 1/13 協議要請<br>2016/ 8/22 パネル設置要請<br>2016/ 9/26 パネル設置   | ①EUは、コロンビアの輸入蒸留酒に対する措置はGATTに非整合として申立て。   | GATT (III, X, XXIV)                                 |                           |
| 503. 米国－非移民査証に関する措置                 | インド   | 2016/ 3/ 3 協議要請   | ①インドは、米国の非移民に係るL-1及びH-1b査証に対する措置はGATSに非整合として申立て。   | GATS (II, III, IV, V, VI, XVI, XVII, XX)            |                           |
| 504. 韓国－日本製空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置 | 日本<br>【ブラジル、中国、エクアドル、EU、ノルウェー、シンガポール、トルコ、米国、ベトナム】                           | 2016/ 3/15 協議要請<br>2016/ 6/ 9 パネル設置要請<br>2016/ 7/ 4 パネル設置<br>2018/ 4/12 パネル報告書配布<br>2018/ 5/28 日本が上級委申立て<br>2018/ 6/ 4 韓国が上級委申立て<br>2019/ 9/10 上級委報告書配布<br>2019/9/30 パネル・上級委報告書採択 | ①日本は、韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対するAD協定措置に関して、賦課に係る文書及び情報はAD協定及びGATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、主張の法的根拠を示していないとしてAD協定に関する日本の主張のいくつかを付託事項外であると認定した。AD協定3.1条、3.4条、3.5条については日本が十分な証拠を示さなかったとして違反を認定しなかった部分もあるが、その他については協定に非整合と認定した。<br>③上級委は、韓国による日本製品の輸入が韓国産バルブの価格低下圧力をもたらしたかについて適切な説明がなく、ダンピング輸入による価格効果の立証が不十分としてAD協定3.1条及び3.2条に非整合と認定した。 | AD (1, 3, 6, 12)<br>GATT (VI)                       | 第I部<br>第5章<br>第II部<br>第6章 |
| 505. 米国－カナダからのスーパー仕上げ紙に対する対抗措置      | カナダ<br>【日本、ブラジル、中国、EU、インド、韓国、メキシコ、  | 2016/ 3/ 3 協議要請<br>2016/ 6/ 9 パネル設置要請<br>2016/ 7/21 パネル設置<br>2018/ 7/ 5 パネル報告書配布  | ①カナダは、米国のカナダからのスーパー仕上げ紙に対する相殺関税の賦課及びその調査について、補助金協定及びGATTに非整合とし   | GATT (VI)<br>SCM (1, 2, 10, 11, 12, 14, 19, 22, 32) |                           |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|---|--|---|--|-------------------|
|                           | トルコ】  | 2018/ 8/27 米国が上級委申立て<br>2020/ 2/ 6 上級委報告書配布  | て申立て。<br>②パネルは、米国商務省の相殺関税の賦課及びその調査委について、補助金協定およびGATT違反を認定。<br>③上級委はカナダの米国による控訴は上訴の範囲外であるという主張を否定したが、OFA-AFA措置が補助金協定第12.7条に非整合というパネル判断を支持した。 |  |                   |
| 506. インドネシアー牛肉製品の輸入に関する措置 | ブラジル  | 2016/ 4/ 4 協議要請  | ①ブラジルは、インドネシアの牛肉製品の輸入に係る措置は輸入許可手続協定、農業協定、TBT協定、GATT、及びSPS協定に非整合として申立て。  | IL (1, 3, 5)<br>AA (4, 14)<br>TBT (2, 5)<br>GATT (I, II, III, VIII, X, XI)<br>SPS (2, 3, 5, 6, 7, 8) |                   |
| 507. タイー砂糖に関する補助金         | ブラジル  | 2016/ 4/ 4 協議要請  | ①ブラジルは、タイの砂糖の対する補助金は農業協定及び補助金協定に反するとして申立て。  | AA (3, 6, 8, 9, 10)<br>SCM (3, 5, 6)   |                   |
| 508. 中国ー原材料に係る輸出税         | 米国<br>【日本、ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、インドネシア、カザフスタン、韓国、メキシコ、ノルウェー、ロシア、シンガポール、台湾、ベトナム】            | 2016/ 7/13 協議要請<br>2016/10/13 パネル設置要請<br>2016/11/ 8 パネル設置  | ①米国は、中国のアンチモン、コバルト、銅、黒鉛、鉛、マグネシア、タルク、タンタル及び錫に対する輸出税の賦課は、加盟議定書及びGATTに非整合である他、米国の中国加盟議定書上の利益を無効化又は侵害しているとして申立て。                                | 加盟議定書<br>GATT (X, XI)  | 第I部<br>第1章        |
| 509. 中国ー原材料に係る輸出税及びその他の措置 | EU<br>【日本、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、インド、インドネシア、韓国、メキシコ、オマーン、台湾、ベトナム、米国、ロシア、ノルウェー、カザフスタン、シンガポール】 | 2016/ 7/19 協議要請<br>2016/10/26 パネル設置要請<br>2016/11/23 パネル設置  | ①EUは、中国のアンチモン、コバルト、銅、黒鉛、鉛、マグネシア、タルク、タンタル及び錫に対する輸出税の賦課は、加盟議定書及びGATTに非整合である他、米国の中国加盟議定書上の利益を無効化又は侵害しているとして申立て                                 | 加盟議定書<br>GATT (X, XI)  | 第I部<br>第1章        |
| 510. 米国ー再生可能エネルギー産業に関する措置 | インド<br>【日本、ブラジル、中国、EU、インドネシア、韓国、ノルウェー、ロシア、  | 2016/ 9/ 9 協議要請<br>2017/ 1/17 パネル設置要請<br>2017/ 3/21 パネル設置<br>2019/ 6/27 パネル報告書配布<br>2019/ 8/15 米国が上級委申立て | ①インドは、米国の一部の州政府がエネルギー産業に対して国産比率要求及び補助金を付与している措置に関して、GATT、TRIMs協定及び補助金協定に非整合として申立  | GATT (III, XVI)<br>SCM (3, 5, 6, 25)<br>TRIMs (2)<br>WTO (XVI)                                       |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定                                | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|---|---|--|-------------------------------------|-------------------|
|                           | サウジアラビア、シンガポール、台湾、トルコ】  | 2019/ 8/20 インドが上級委申立て   | て。<br>②パネルは、米国の問題となっている措置の全てが、国内製品に有利な待遇を与えているとして、米国の措置はGATT 第III条に非整合とした。なお、パネルはTRIMs協定2.1条、同2.2条及び補助金協定3.1(b)条、同3.2条の認定については、訴訟経済を行使した。  |                                     |                   |
| 511. 中国－農業生産者に対する国内助成措置   | 米国<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、コロンビア、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、EU、グアテマラ、インド、インドネシア、イスラエル、カザフスタン、韓国、ノルウェー、パキスタン、パラグアイ、フィリピン、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベトナム】 | 2016/ 9/13 協議要請<br>2016/12/ 5 パネル設置要請<br>2017/ 1/25 パネル設置<br>2019/ 2/28 パネル報告書配布<br>2019/ 4/26 パネル報告書採択 | ①米国は、中国の小麦、インディカ米、ジャポニカ米及びトウモロコシ生産者に対する国内助成措置は生産者を優遇しており、農業協定に非整合として申立て。<br>②パネルは、トウモロコシ生産者に対する国内助成措置はパネル審理前に終了していたため、審理しなかった。パネルは、中国の小麦、インディカ米、ジャポニカ米生産者に対する国内助成措置の助成合計量は閾値を超過しているため、農業協定3.2条、同6.3条に非整合とした。   | AA (3, 6, 7)                        |                   |
| 512. ロシア－通過に係る措置          | ウクライナ<br>【日本、豪州、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、EU、インド、韓国、モルドバ、ノルウェー、パラグアイ、サウジアラビア、シンガポール、トルコ、米国】   | 2016/ 9/14 協議要請<br>2017/ 2/ 9 パネル設置要請<br>2017/ 3/21 パネル設置<br>2019/ 4/ 5 パネル報告書配布<br>2019/ 4/26 パネル報告書採択 | ①ウクライナは、ウクライナを介してロシアから第三国に移転される物資に対する複数の制限を課している措置は、GATT及びロシアの加盟議定書に非整合として申立て<br>②パネルは、GATT XXI (b)についてパネルの管轄権は否認されないとし、クリミア危機は国連総会により武力衝突にかかることと認定されたことからロシアの安全保障上の重大な利益は不明確ではないとして、本件ロシア措置はGATT21条(b) (iii)に整合しているとした。ウクライナからの上訴がなく、本件パネル報告書が確定した。 | GATT (V, X, XI, XI) WTO (XVI) 加盟議定書 | 第II部<br>第4章       |
| 513. モロッコ－熱延鋼板に係          | トルコ<br>【日本、中国、エ   | 2016/10/ 3 協議要請<br>2017/ 1/12 パネル設置要請   | ①トルコは、モロッコによる熱延鋼板に対するAD協定措置の賦課及  | AD (3, 6, 18) GATT (I, VI, X, XV)   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)       | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------------|--|--|---|---|-------------------|
| るアンチ・ダンピング措置                    | ジブト、EU、インド、カザフスタン、韓国、オマーン、ロシア、シンガポール、アラブ首長国連邦、米国】  | 2017/ 2/20 パネル設置<br>2018/10/31 パネル報告書配布<br>2018/11/20 モロッコが上級委申立て<br>2019/12/ 4 モロッコが上級委申立てを取り下げ<br>2019/12/10 上級委報告書配布<br>2020/ 1/ 8 パネル・上級委報告書採択 | びそれに係る調査により、「国内産業の確立の実質的な遅延」(AD協定3条注9・GATT VI(a)条)が生じたとして、AD協定、GATT及び輸入許可手続協定に非整合であるとして申立て。<br>②パネルはAD協定3条注9、GATT VI(a)条に基づくトルコの主張について判断しなかったが、トルコの国内産業が「確立していない」としてモロッコのAD協定違反を認定した。<br>③モロッコは、上級委員会に対して、上訴取り下げを申し入れ、パネル報告書が採択された。 | IL (3)  |                   |
| 514. 米国—ブラジルからの冷延及び熱延鋼板に対する相殺措置 | ブラジル   | 2016/11/11 協議要請  | ①ブラジルは、米国のブラジルからの熱延及び冷延鋼板に対する相殺措置及び措置の調査は、補助金協定及びGATTに非整合として申立て。  | SCM (1, 2, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 17, 19, 32)<br>GATT (VI) |                   |
| 515. 米国—アンチ・ダンピング手続に係る価格比較手法    | 中国   | 2016/12/12 協議要請  | ①中国は、米国及びEUの中国製品のAD協定手続において、「非市場国」価格を用いることはAD協定、GATT及びWTO設立協定に非整合として申立て。  | AD (2)<br>GATT (VI)<br>WTO (XVI)                            |                   |
| 516. EU—アンチ・ダンピング手続に係る価格比較手法    | 中国<br>【日本、豪州、バレーン、ブラジル、カナダ、コロンビア、エクアドル、インド、インドネシア、カザフスタン、韓国、メキシコ、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア、台湾、トルコ、アラブ首長国連邦、米国】 | 2016/12/12 協議要請<br>2017/ 3/ 9 パネル設置要請<br>2017/ 4/ 3 パネル設置<br>2019/ 5/ 7 中国によるパネル手続き停止要請<br>2019/ 6/14 パネル手続き停止                                     | DS515を参照  | AD (2)<br>GATT (VI)   |                   |
| 517. 中国—一部の農産品に対する関税割当制度        | 米国<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、インドネシア、カザフスタン、韓   | 2016/12/15 協議要請<br>2017/ 8/18 パネル設置要請<br>2017/ 9/22 パネル設置<br>2019/ 4/18 パネル報告書配布   | ①米国は、中国の小麦、コメ、トウモロコシ等の農産品に対する関税割当制度の運用は、GATT及び加盟議定書に非整合として申立て。<br>②パネルは、中国の関税割当管理は、明確化された要件と管理手順のもと、透明で予測可能かつ公正   | GATT (X, XI, XIII)<br>加盟議定書                                 |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)       | 申立国【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------------|---|---|--|--|-------------------|
|                                 | 国、ノルウェー、ロシア、シンガポール、台湾、ウクライナ、ベトナム】                                   |   | に関税割当を管理するという中国WTO加盟作業部会報告書116が定める義務に非整合とした。   |  |                   |
| 518. インドー鉄鋼製品の輸入に対する措置          | 日本【豪州、中国、EU、インドネシア、カザフスタン、韓国、オマーン、カタール、ロシア、シンガポール、台湾、ウクライナ、米国、ベトナム】 | 2016/12/20 協議要請<br>2017/ 3/ 9 パネル設置要請<br>2017/ 4/ 3 パネル設置<br>2018/11/ 6 パネル報告書配布<br>2018/12/14 インドが上級委申立て<br>2018/12/21 日本が上級委申立て | ①日本は、インドの日本からの鉄鋼製品に対するセーフガード措置は、事情の予見されなかった発展及び因果関係等、その調査及び措置決定はSG協定及びGATT第XIX条に非整合である他、鉄鋼製品の輸入に最低輸入価格を設定することはGATT第XI条に非整合として申立て。<br>②パネルは、インドは事情の予想されなかった発展や因果関係等を十分に示しておらず、SG協定およびGATTに非整合と認定。 | SG (2, 3, 4, 12)<br>GATT (I, II, XI, XIX)      | 第I部<br>第10章       |
| 519. 中国ーアルミ地金生産者に対する補助金措置       | 米国  | 2017/ 1/12 協議要請   | ①米国は、2007年以降、中国が同国アルミ地金生産者に対し、政府機関、公的機関又は私的組織を介して付与しているローン及びその他の財政支援は補助金協定に非整合として申立て。  | SCM (6)<br>GATT (XVI)                          |                   |
| 520. カナダー食料品店における葡萄酒販売を統制する措置   | 米国  | 2017/ 1/18 協議要請   | ①米国は、カナダのプリティッシュコロンビア州の食料品店におけるワイン販売に係る措置は、同州産のワインに対し、同州での排他的な卸売り権利を与えており、輸入ワインを差別的に扱っていると、GATTに非整合として申立て。   | GATT (III)                                     |                   |
| 521. EUーロシア製冷延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置 | ロシア【日本、中国、インド、韓国、サウジアラビア、ウクライナ、米国】                                  | 2017/ 1/27 協議要請<br>2019/ 3/13 パネル設置要請<br>2019/ 4/26 パネル設置   | ①ロシアは、同国製冷延鋼板に対するEUのAD協定税課税措置に係る調査は、価額計算、ダンピングの認定における客観的判断、証拠の正確性及び妥当性の検討等においてAD協定及びGATTに非整合として申立て。  | AD (1, 2, 3, 5, 6, 9, 10, 12, 18)<br>GATT (VI) |                   |
| 522. カナダー商業用航空機の貿易に関する措置        | ブラジル【日本、中国、EU、ロシア、シンガポール、米国】  | 2017/ 2/ 8 協議要請<br>2017/ 8/18 パネル設置要請<br>2017/ 9/29 パネル設置<br>2019/11/ 7 ブラジルによるパネル手続停止要請<br>2019/11/25 パネル手続き一時停止                 | ①ブラジルは、カナダの航空機製造会社ボンバルディアが同国の中央政府、州政府、地方政府より受領している財政支援措置等は補助金協定の禁止補助金に該当し、よって同協定に非整合として申立て。  | SCM (3, 5, 6)                                  |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                     | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|---|---|---|--|-------------------|
| 523. 米国－パイプおよびチューブ製品に対する相殺措置（トルコ）             | トルコ<br>【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、カザフスタン、韓国、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦】  | 2017/ 3/ 8 協議要請<br>2017/ 5/11 パネル設置要請<br>2017/ 6/19 パネル設置<br>2018/12/18 パネル報告書配布<br>2019/ 1/25 米国が上級委申立て<br>2019/ 1/30 トルコが上級委申立て | ①トルコは、同国製のある種のパイプ及びチューブ製品に対する米国のCVD課税措置に係る調査は、公的機関の範囲、利益、特定性、利用可能な事実の適用、損害の認定について補助金協定及びGATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、米国は必要な失われた情報の「合理的な代替」として事実を選定する際に、根拠づけと評価の過程を経なかったため、補助金協定に非整合と認定した。しかしパネルは、補助金協定第15条は同種性判断の文脈で適用されるものであるとしてサンセット・レビューに関するトルコの要求を棄却した。 | SCM (1, 2, 10, 12, 14, 15, 19, 32)<br>GATT (VI)  |                   |
| 524. コスタリカ－メキシコからの生鮮アボカド輸入に関する措置              | メキシコ<br>【カナダ、中国、EU、エルサルバドル、ホンジュラス、インド、パナマ、ロシア、米国】   | 2017/ 3/ 8 協議要請<br>2018/11/22 パネル設置要請<br>2018/12/18 パネル設置   | ①メキシコは、コスタリカがメキシコ産生鮮アボカドの輸入を制限もしくは禁止しており、この措置がSPS協定およびGATTに非整合として申立て。   | SPS(2, 3, 5, 6, 7, 8)<br>GATT(I, III, X, XI)   |                   |
| 525. ウクライナ－物品及びサービス貿易に関する措置                   | ロシア   | 2017/ 5/ 19 協議要請  | ①ロシアは、ウクライナの物品及びサービス貿易または通過に関する制限、禁止、及び手続がGATS、GATT、SPS協定、TBT協定などに非整合として申立て。  | GATS(II, III, XI, XVI, XVII)<br>GATT(I, II, III, IV, V, X, XI)<br>SPS(2, 3, 5, 7, 8)<br>TBT(2, 4, 5)<br>IL(1, 3, 5)<br>加盟議定書 |                   |
| 526. アラブ首長国連邦－物品・サービス貿易および知的所有権の貿易関連の側面に関する措置 | カタール<br>【日本、アフガニスタン、豪州、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、EU、グアテマラ、ホンジュラス、カザフスタン、韓国、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、フィリピン、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、台 | 2017/ 7/31 協議要請<br>2017/10/ 6 パネル設置要請<br>2017/11/22 パネル設置   | ①カタールは、カタールとの物品貿易、サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関してアラブ首長国連邦のとりる措置がGATT、GATS及びTRIPSに非整合として申立て。   | GATT (I, V, X, XI, XIII)<br>GATS (II, III, XVI, XXIII)<br>TRIPS(3, 4)  |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                   | 申立国【第三国参加国】  | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|--|--|--|--|-------------------|
|   | 湾、トルコ、ウクライナ、米国、イエメン】   |  |  |  |                   |
| 527. パーレーン物品・サービス貿易および知的所有権の貿易関連の側面に関する措置   | カタール   | 2017/ 7/31 協議要請  | ①カタールは、カタールとの物品貿易、サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関してパーレーンのとる措置がGATT、GATS及びTRIPSに非整合として申立て。  | GATT (I, V, X, XI, XIII)<br>GATS (II, III, XVI, XXIII)<br>TRIPS (3, 4)                 |                   |
| 528. サウジアラビア物品・サービス貿易および知的所有権の貿易関連の側面に関する措置 | カタール   | 2017/ 7/31 協議要請  | ①カタールは、カタールとの物品貿易、サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関してサウジアラビアのとる措置がGATT、GATS及びTRIPSに非整合として申立て。  | GATT (I, V, X, XI, XIII)<br>GATS (II, III, XVI, XXIII)<br>TRIPS (3, 4)                 |                   |
| 529. 豪州-A4コピー用紙に対するアンチ・ダンピング措置              | インドネシア【日本、カナダ、中国、EU、エジプト、インド、イスラエル、韓国、ロシア、シンガポール、タイ、ウクライナ、米国、ベトナム】 | 2017/ 9/ 1 協議要請<br>2018/ 3/14 パネル設置要請<br>2018/ 4/27 パネル設置<br>2019/12/ 4 パネル報告書配布 | ①インドネシアは、豪州のインドネシア製A4コピー用紙に対するAD協定措置がAD協定に不整合であるとして申立て。<br>②パネルは、インドネシア国内市場は、AD協定2.2条が定める特殊な市場に該当すると判断したが、豪州は適切な価格の比較を怠ったとして違反を認定した。 | AD(2)  |                   |
| 530. カザフスタン-鉄パイプに対するアンチ・ダンピング措置             | ウクライナ  | 2017/ 9/19 協議要請  | ①ウクライナは、カザフスタンのウクライナ製の鉄パイプに対するAD協定措置がAD協定及びGATTに不整合であるとして申立て。  | AD(3, 5, 6, 8, 11, 12)<br>GATT (VI)  |                   |
| 531. カナダ-食料品店における葡萄酒販売を統制する措置(二次申立て)        | 米国【アルゼンチン、豪州、チリ、中国、EU、インド、イスラエル、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、南アフリカ、台湾】     | 2017/ 9/28 協議要請(「DS520」の再度提訴)<br>2018/ 5/25 パネル設置要請<br>2018/ 7/20 パネル設置          | ①米国は、カナダのブリティッシュコロンビア州の食料品店におけるワイン販売に係る措置は、同州産のワインに対し、同州での排他的な卸売り権利を与えており、輸入ワインを差別的に扱っていると、GATTに非整合として申立て。                           | GATT (III)   |                   |
| 532. ロシア-ウクライナ産品の輸入および通過に関する措置              | ウクライナ  | 2017/10/13 協議要請  | ①ウクライナは、ロシアの自国産ジュース、ビール類及びその他アルコール飲料、菓子、壁紙に関するロシアの措置がGATT、TFA、TBT協定、SPS協定などに非整合として申立て。   | GATT (I, V, X, XI)<br>TFA (1, 2, 11)<br>TBT (2, 5, 6, 10)<br>SPS (2, 5, 7, 8)<br>加盟議定書 |                   |
| 533. 米国-カナダ                                 | カナダ  | 2017/11/28 協議要請  | ①カナダは、米国のカナダ産軟材  | GATT (VI)  |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                    | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|--|---|---|--|-------------------|
| ナダ産軟材に対する相殺措置                                | 【日本、ブラジル、中国、EU、カザフスタン、韓国、ロシア、トルコ、ベトナム】   | 2018/ 3/15 パネル設置要請<br>2018/ 4/ 9 パネル設置  | に対する相殺措置がGATT及び補助金協定に非整合として申立て。   | SCM (1, 2, 10, 11, 14, 19, 21, 32)   |                   |
| 534. 米国－カナダ産軟材に対する異なった価格手法の適用に関する措置          | カナダ<br>【日本、ブラジル、中国、EU、カザフスタン、韓国、ロシア、ベトナム】                                      | 2017/11/28 協議要請<br>2018/ 3/15 パネル設置要請<br>2018/ 4/ 9 パネル設置<br>2019/ 4/ 9 パネル報告書配布<br>2018/ 6/ 4 カナダが上級委申立て | ①カナダは、米国のカナダ産軟材に対する異なった価格手法の適用に関する措置がAD協定並びにGATTに非整合として申立て。<br>②パネルは、W-T方式を用いたゼロイングはAD協定2.4.2条2文に整合する場合があると認めたが、米国がゼロイングを実施するにあたっての調査方法がAD協定2.4.2条2文に違反したとした。 | AD(1, 2)<br>GATT(VI)   |                   |
| 535. 米国－あらゆる種の貿易救済措置                         | カナダ  | 2017/12/20 協議要請   | ①カナダは、米国のADおよび相殺関税に関する法令等がAD協定、GATT、補助金協定に非整合として申立て。  | DSU (21)<br>AD (1, 6, 7, 9, 10, 11, 18)<br>GATT(VI, X)<br>SCM (1, 7, 10, 11, 12, 14, 17, 19, 20, 21, 32) |                   |
| 536. 米国－ベトナムからの魚の切り身に対するアンチ・ダンピング措置          | ベトナム<br>【日本、カナダ、中国、EU、エジプト、インド、マレーシア、ロシア、シンガポール、タイ】                            | 2018/ 1/ 8 協議要請<br>2018/ 6/ 8 パネル設置要請<br>2018/ 7/20 パネル設置   | ①ベトナムは、米国のベトナムからの魚の切り身に対するAD協定措置および米国の国内法令がAD協定、GATTなどに非整合として申立て。   | AD (1, 2, 6, 9, 11, 17)<br>GATT(I, VI, X)<br>DSU(3, 19, 21)<br>WTO (XVI)<br>加盟議定書                        |                   |
| 537. カナダ－葡萄酒販売を統制する措置                        | 豪州<br>【アルゼンチン、チリ、中国、EU、インド、イスラエル、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、南アフリカ、台湾、ウクライナ、米国、ウルグアイ】 | 2018/ 1/12 協議要請<br>2018/ 8/13 パネル設置要請<br>2018/ 9/26 パネル設置   | ①豪州は、カナダ政府及びブリテイッシュコロンビア州、オンタリオ州、ケベック州、ノバスコチア州の葡萄酒販売を統制する措置がGATTに非整合として申立て。   | GATT(III, XVII, XXIV)  |                   |
| 538. パキスタン－アラブ首長国連邦からのポリプロピレン二軸配向フィルムに対するアンチ | アラブ首長国連邦<br>【日本、アフガニスタン、中国、EU、オマーン、ロシア、サウジアラビア、米国】                             | 2018/ 1/24 協議要請<br>2018/ 5/15 パネル設置要請<br>2018/10/29 パネル設置   | ①アラブ首長国連邦は、パキスタンのポリプロピレン二軸配向フィルムに対するAD協定措置がAD協定及びGATTに非整合として申立て。  | AD (1, 2, 3, 5, 6, 9, 11, 12, 18)<br>GATT (VI)   |                   |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)             | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------------------|---|--|---|--|-------------------|
| チ・ダンピング措置                             |   |  |   |  |                   |
| 539. 米国ーア<br>ンチ・ダンピング措置、相殺措置及び入手可能な事実 | 韓国<br>【日本、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、EU、インド、カザフスタン、メキシコ、ノルウェー、ロシア】                                | 2018/ 2/14 協議要請<br>2018/ 4/16 パネル設置要請<br>2018/ 5/28 パネル設置  | ①韓国は、米国によるAD協定措置、相殺措置及び入手可能な事実の利用がAD協定、補助金協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。  | WTO (XVI)<br>GATT (VI)<br>AD(3, 6, 9, 11, 18,)<br>SCM(1, 2, 3, 5, 9, 11, 12, 15, 18, 19, 21, 32) |                   |
| 540. 米国ーベトナムからのパンガシウス製品に関する措置         | ベトナム  | 2018/ 2/22 協議要請  | ①ベトナムは、米国によるパンガシウス製品（魚介類）の輸入制限措置がSPS協定とGATTに非整合として申立て。  | SPS(2, 4, 5)<br>GATT(I, XI)  |                   |
| 541. インドー輸出関連措置                       | 米国<br>【日本、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、EU、カザフスタン、韓国、ロシア、スリランカ、台湾、タイ】                                | 2018/ 3/14 協議要請<br>2018/ 5/17 パネル設置要請<br>2018/ 5/28 パネル設置<br>2019/10/31 パネル報告書配布<br>2019/11/19 インドが上級委申立て      | ①米国は、インドによる補助金が補助金協定に非整合として申立て。<br>②パネルは、本件インド措置は補助金協定27.2条及び附属書7(b)が定める「開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇」にはあたらないと認定した。そしてパネルは、米国が受益者に利益をもたらす補助金の存在を立証したと結論づけ、インドは補助金協定3.1条(a)及び同3.2条に違反したとした。 | SCM(3)   |                   |
| 542. 中国ー知的財産権の保護に関する措置                | 米国<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、エジプト、EU、インド、カザフスタン、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、シンガポール、スイス、台湾、トルコ、ウクライナ】 | 2018/ 3/23 協議要請<br>2018/10/18 パネル設置要請<br>2018/11/21 パネル設置<br>2019/ 6/ 3 米国によるパネル手続き停止要請<br>2019/ 6/12 パネル手続き停止 | ①米国は、中国による知的財産権の保護に関する措置がTRIPS協定に非整合であるとして申立て。  | TRIPS(3, 28)   | 第I部<br>第I章        |
| 543. 米国ー中国からの製品に対する関税措置               | 中国<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、EU、インド、インドネシア、カザフスタン、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、ロシ                         | 2018/ 4/ 4 協議要請<br>2018/12/ 6 パネル設置要請<br>2019/ 1/28 パネル設置  | ①中国は、米国による1974年通商法301～310条の実施措置である中国に対する関税措置がGATTとDSUに非整合として申立て。  | GATT(I)<br>DSU(23)   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)        | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告                           | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|----------------------------------|---|---|---|--|-------------------|
|                                  | ア、シンガポール、台湾、トルコ、ウクライナ】  |   |   |  |                   |
| 544. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に関する措置        | 中国<br>【日本、バレーン、ブラジル、カナダ、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ】 | 2018/ 4/ 5 協議要請<br>2018/10/18 パネル設置要請<br>2018/11/21 パネル設置 | ①中国は、米国が中国からの鉄鋼・アルミニウム製品輸入に課している関税がセーフガード協定とGATTに非整合として申立て。 | SG(2, 4, 5, 7, 11, 12)<br>GATT(I, II, X, XIX)      | 第I部<br>第2章        |
| 545. 米国－水晶シリコン太陽電池製品に対するセーフガード措置 | 韓国<br>【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、エジプト、インド、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム】  | 2018/ 5/14 協議要請<br>2018/ 8/14 パネル設置要請<br>2018/ 9/26 パネル設置 | ①韓国は、米国が水晶シリコン太陽電池製品に課したセーフガード措置が、SG協定とGATTに非整合として申立て。      | SG(1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 12)<br>GATT(X, XIII, XIX)  |                   |
| 546. 米国－大型家庭用洗濯機に対するセーフガード措置     | 韓国<br>【日本、ブラジル、中国、EU、エジプト、インド、カザフスタン、メキシコ、ノルウェー、ロシア、タイ、ベトナム】  | 2018/ 5/14 協議要請<br>2018/ 8/14 パネル設置要請<br>2018/ 9/26 パネル設置 | ①韓国は、米国が大型家庭用洗濯機に課したセーフガード措置が、SG協定とGATTに非整合として申立て。          | SG(1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 12)<br>GATT(I, II, X, XIX) | 第I部<br>第2章        |
| 547. 米国－鉄                        | インド   | 2018/ 5/18 協議要請   | ①インドは、米国がインドからの   | SG(2, 3, 4, 5, 7, 9,                               | 第I部               |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告                                  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|--|---|--|---|-------------------|
| 鋼・アルミニウム製品に対する措置          | 【日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ】    | 2018/11/ 8 パネル設置要請<br>2018/12/ 4 パネル設置                    | 鉄鋼・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定とGATTに非整合として申立て。                        | 11, 12)<br>GATT(I, II, X, XI, XIX)                                  | 第2章               |
| 548. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置 | EU<br>【日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、ニュージーランド、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ】 | 2018/ 6/ 1 協議要請<br>2018/10/18 パネル設置要請<br>2018/11/21 パネル設置 | ①EUは、米国がEUからのスチール・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。 | SG(2, 3, 4, 5, 7, 9, 11, 12)<br>GATT(I, II, X, XI, XIX)<br>WTO(XVI) | 第I部<br>第2章        |
| 549. 中国－技術移転に関する措置        | EU   | 2018/ 6/ 1 協議要請   | ①EUは、中国への技術移転に対して課された措置がTRIPS協定、GATT、加盟議定書に非整合として申立て。              | TRIPS(3, 28, 33, 39)<br>GATT(X)<br>加盟議定書                            | 第I部<br>第1章        |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経 過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告                                    | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|--|---|--|---|-------------------|
| 550. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置 | カナダ<br>【日本、パーレーン、ブラジル、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ】 | 2018/ 6/ 1 協議要請<br>2018/10/18 パネル設置要請<br>2018/11/21 パネル設置<br>2019/ 5/23 二国間合意通報 | ①カナダは、米国がカナダからの鉄鋼・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。   | SG(2, 3, 4, 5, 7, 8, 11, 12)<br>GATT(I, II, X, XI, XIX)<br>WTO(XVI) | 第I部<br>第2章        |
| 551. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置 | メキシコ<br>【日本、パーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、ホンジュラス、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ】   | 2018/ 6/ 5 協議要請<br>2018/10/18 パネル設置要請<br>2018/11/21 パネル設置<br>2019/ 5/28 二国間合意通報 | ①メキシコは、米国がメキシコからの鉄鋼・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。 | SG(2, 3, 4, 5, 7, 8, 11, 12)<br>GATT(I, II, X, XI, XIX)<br>WTO(XVI) | 第I部<br>第2章        |
| 552. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置 | ノルウェー<br>【日本、パーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロ  | 2018/ 6/12 協議要請<br>2018/10/18 パネル設置要請<br>2018/11/21 パネル設置                       | ①ノルウェーは、米国がノルウェーからの鉄鋼・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定、GATT、WTO設立協定に非整合として   | SG(2, 3, 4, 5, 7, 8, 11, 12)<br>GATT(I, II, X, XI, XIX)             | 第I部<br>第2章        |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                   | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|--|---|--|---|-------------------|
|   | ンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ】                                  |   | 申立て。   | WTO(XVI)  |                   |
| 553. 韓国—ステンレスチール棒に対するアンチ・ダンピング措置のサンセット・レビュー | 日本<br>【中国、EU、インド、カザフスタン、ロシア、台湾、米国】   | 2018/ 6/18 協議要請<br>2018/ 9/13 パネル設置要請<br>2018/10/29 パネル設置 | ①日本は、サンセットレビューに基づき韓国が下した、日本・インド・スペインからのステンレスチール棒に対するAD協定措置を継続するとした判断が、AD協定とGATTに非整合として申立て。 | AD(1, 6, 11, 12)<br>GATT(VI)                            | 第I部<br>第5章        |
| 554. 米国—鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置                   | ロシア<br>【日本、パーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、マレーシア、メキシコ、カタール、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ】 | 2018/ 6/29 協議要請<br>2018/10/18 パネル設置要請<br>2018/11/21 パネル設置 | ①ロシアは、米国がロシアからの鉄鋼・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定、GATTに非整合として申立て。                                 | SG(2, 3, 4, 5, 7, 8, 11, 12)<br>GATT(I, II, X, XI, XIX) | 第I部<br>第2章        |
| 555. モロッコ—学校教材本に対する暫定アン                     | チュニジア  | 2018/ 7/ 5 協議要請   | ①チュニジアは、モロッコがチュニジアからの学校教材本の輸入に対して課した暫定AD協定措置がAD  | AD(1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 12)                          |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応) | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経 過   | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告                                  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------|---|---|--|--|-------------------|
| チ・ダンピング措置                 |   |   | 協定に非整合として申立て。  |  |                   |
| 556. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置 | スイス<br>【日本、パレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ】 | 2018/ 7/ 9 協議要請<br>2018/11/ 8 パネル設置要請<br>2018/12/ 4 パネル設置                       | ①スイスは、米国がスイスからの鉄鋼・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。 | SG(2, 3, 4, 5, 7, 11, 12)<br>GATT(I, II, X, XI, XIX)<br>WTO(XVI) | 第I部<br>第2章        |
| 557. カナダ－米国からの製品に対する追加的措置 | 米国<br>【日本、ブラジル、中国、エジプト、EU、グアテマラ、インド、インドネシア、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ】   | 2018/ 7/16 協議要請<br>2018/10/18 パネル設置要請<br>2018/11/21 パネル設置<br>2019/ 5/23 二国間合意通報 | ①米国は、カナダが米国製品に対して課した追加的措置がGATTに非整合として申立て。                          | GATT(I, II)  | 第I部<br>第2章        |
| 558. 中国－米国からの製品に対する追加的措置  | 米国<br>【日本、ブラジル、カナダ、エジプト、EU、グアテマラ、インド、インドネシア、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、   | 2018/ 7/16 協議要請<br>2018/10/18 パネル設置要請<br>2018/11/21 パネル設置                       | ①米国は、中国が米国製品に対して課した追加的措置がGATTに非整合として申立て。                           | GATT(I, II)  | 第I部<br>第2章        |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)  | 申立国【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告          | 関連協定        | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|----------------------------|--|---|--|-------------|-------------------|
|                            | ノルウェー、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ】  |   |  |             |                   |
| 559. EU－米国からの製品に対する追加的措置   | 米国【日本、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、グアテマラ、インド、インドネシア、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ】 | 2018/ 7/16 協議要請<br>2018/10/18 パネル設置要請<br>2018/11/21 パネル設置                       | ①米国は、EUが米国製品に対して課した追加的措置がGATTに非整合として申立て。   | GATT(I, II) | 第I部<br>第2章        |
| 560. メキシコ－米国からの製品に対する追加的措置 | 米国【日本、ブラジル、中国、カナダ、エジプト、EU、グアテマラ、インド、インドネシア、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ】         | 2018/ 7/16 協議要請<br>2018/10/18 パネル設置要請<br>2018/11/21 パネル設置<br>2019/ 5/28 二国間合意通報 | ①米国は、メキシコが米国製品に対して課した追加的措置がGATTに非整合として申立て。 | GATT(I)     | 第I部<br>第2章        |
| 561. トルコ－米国からの製品に対する追加的措置  | 米国【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、グアテマラ、インド、インドネシア、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、                         | 2018/ 7/16 協議要請<br>2018/12/20 パネル設置要請<br>2019/ 1/28 パネル設置                       | ①米国は、トルコが米国製品に対して課した追加的措置がGATTに非整合として申立て。  | GATT(I, II) | 第I部<br>第2章        |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)        | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|----------------------------------|---|---|---|---|-------------------|
|                                  | ウクライナ、ベネズエラ】  |   |   |   |                   |
| 562. 米国－水晶シリコン太陽電池製品に対するセーフガード措置 | 中国<br>【日本、ブラジル、カナダ、EU、インド、韓国、マレーシア、フィリピン、ロシア、台湾】  | 2018/ 8/14 協議要請<br>2019/ 7/11 パネル設置要請<br>2019/ 8/15 パネル設置 | ①中国は、米国が水晶シリコン太陽電池製品に課したセーフガード措置が、SG協定とGATTに非整合として申立て。                    | SG(1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 12)<br>GATT(X, XIII, XIX)                   |                   |
| 563. 米国－再生可能エネルギーに対する措置          | 中国  | 2018/ 8/14 協議要請   | ①中国は、米国内において採用・維持されているエネルギーセクターにおける補助金と国内規制が補助金協定、TRIMs協定、GATTに非整合として申立て。 | SCM(3)<br>TRIMs(2)<br>GATT(III)                                     |                   |
| 564. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置        | トルコ<br>【日本、パレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、マレーシア、メキシコ、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ】 | 2018/ 8/15 協議要請<br>2018/10/18 パネル設置要請<br>2018/11/21 パネル設置 | ①トルコは、米国がトルコからのスチール・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。      | SG(2, 3, 4, 5, 7, 8, 11, 12)<br>GATT(I, II, X, XI, XIX)<br>WTO(XVI) | 第I部<br>第2章        |
| 565. 米国－中国からの製品に対する課税措置II        | 中国  | 2018/ 8/23 協議要請<br>2018/10/18 パネル設置要請                     | ①中国は、米国が中国製品に課した課税措置がGATTとDSUに非整合として申立て。                                  | GATT(I, II)<br>DSU(23)  |                   |
| 566. ロシア－米国からの製品に対する追加的措置        | 米国<br>【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、エジプト、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、   | 2018/ 8/27 協議要請<br>2018/11/22 パネル設置要請<br>2018/12/18 パネル設置 | ①米国は、トルコが米国製品に対して課した追加的措置がGATTに非整合として申立て。                                 | GATT(I, II)   | 第I部<br>第2章        |



| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)              | 申立国<br>【第三国参加国】  | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|--|--|---|--|---|-------------------|
|  | ニュージーランド、ノルウェー、カタール、サウジアラビア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ】                                  |   |  |   |                   |
| 567. サウジアラビア-知的財産権の保護に関する措置            | カタール<br>【日本、豪州、バレーン、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、韓国、メキシコ、ノルウェー、ロシア、シンガポール、台湾、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、米国、イエメン】 | 2018/10/ 1 協議要請<br>2018/11/ 9 パネル設置要請<br>2018/12/18 パネル設置 | ①カタールは、サウジアラビアがカタール国内に本拠地を置く企業の知的財産権に対して十分な保護を与えなかったことが、TRIPS協定に非整合として申立て。                         | TRIPS(3, 4, 9, 14, 16, 41, 42, 61)  |                   |
| 568. 中国-砂糖の輸入に関する措置                    | ブラジル   | 2018/10/16 協議要請   | ①ブラジルは、中国に対し、(i)砂糖の輸入に対して課したセーフガード措置、(ii)砂糖の関税率割当に関する運営、(iii)割当外の輸入ライセンス制度、がSG協定やGATTなどに非整合として申立て。 | SG(2, 3, 4, 5, 7, 8, 11)<br>GATT(II, XIX)<br>加盟議定書<br>GATT(X, XI, XIII)<br>IL(1, 2, 3)<br>AA(4) |                   |
| 569. アルメニア-鉄パイプに関するアンチ・ダンピング措置         | ウクライナ  | 2018/10/17 協議要請   | ①ウクライナは、アルメニアが鉄パイプの輸入に対して課したAD協定措置がAD協定とGATTに非整合として申立て。  | AD(9, 11, 12)<br>GATT(VI)   |                   |
| 570. キルギス-鉄パイプに関するアンチ・ダンピング措置          | ウクライナ  | 2018/10/17 協議要請   | ①ウクライナは、キルギスが鉄パイプの輸入に対して課したAD協定措置がAD協定とGATTに非整合として申立て。   | AD(9, 11, 12)<br>GATT(VI)   |                   |
| 571. 韓国-商船貿易に影響を与える措置(日本)              | 日本   | 2018/11/ 6 協議要請   | ①日本は、韓国による日本の商船貿易に影響を与える措置が、補助金協定とGATTに非整合として申立て。  | SCM(1, 3, 5, 6)<br>GATT(III, VI)  | 第I部<br>第5章        |
| 572. ペルー-アルゼンチン製バイオディーゼルに対するアンチ・ダンピング、 | アルゼンチン   | 2018/11/29 協議要請   | ①アルゼンチンは、ペルーがアルゼンチンからのバイオディーゼルに対して課したAD措置と相殺関税措置がAD協定や補助金協定などに非整合として申立て。                           | AD(2, 3, 5, 6, 9, 18)<br>SCM(10, 12, 14, 15, 19, 32)<br>GATT(VI)<br>WTO(XVI)                    |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)               | 申立国<br>【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告   | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|---|---|---|---|-------------------|
| 相殺関税措置                                  |   |   |   |   |                   |
| 573. トルコからタイからのエアコンに対する追加的措置            | タイ<br>【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、韓国、ロシア、シンガポール、ウクライナ、米国】  | 2018/12/ 5 協議要請<br>2019/ 2/14 パネル設置要請<br>2019/ 4/11 パネル設置                                     | ①タイは、トルコがタイからのエアコンの輸入に対して課した追加的措置が、SG協定とGATTに非整合として申立て。                   | SG(8, 12)<br>GATT(I, II, XIX)                           |                   |
| 574. 米国－物品・サービス貿易に関する措置                 | ベネズエラ   | 2018/12/28 協議要請<br>2019/ 3/14 パネル設置要請   | ①ベネズエラは、米国がベネズエラに課した貿易制限措置が、GATTとGATSに非整合として申立て。                          | GATT(I, II, III, V, X, XI, XIII)<br>GATS(II, XVI, XVII) |                   |
| 575. コロンビア二液体燃料の分配に関する措置                | ベネズエラ   | 2019/ 1/ 9 協議要請   | ①ベネズエラは、コロンビアによる一連の液体燃料分配・ライセンス措置が輸入品を差別していることがGATTに非整合として申立て。            | GATT(I, III, V, XI, XXIV)                               |                   |
| 576. カタール－アラブ首長国連邦からの製品に関する措置           | アラブ首長国連邦<br>【日本、アフガニスタン、パレーン、ブラジル、カナダ、EU、インド、メキシコ、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、台湾、トルコ、ウクライナ、米国】 | 2019/ 1/28 協議要請<br>2019/ 4/11 パネル設置要請<br>2019/ 5/28 パネル設置<br>2019/ 8/ 8 アラブ首長国連邦によるパネル手続き停止要請 | ①アラブ首長国連邦は、カタールがアラブ首長国連邦に課した貿易制限措置が、GATTやDSUに非整合として申立て。                   | GATT(I, III, X, XI)<br>DSU(23)                          |                   |
| 577. 米国－完熟オリーブに対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置   | EU<br>【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、インド、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、スイス、トルコ】                                      | 2019/ 1/29 協議要請<br>2019/ 5/16 パネル設置要請<br>2019/ 6/24 パネル設置                                     | ①EUは、米国がスペインからの完熟オリーブに対して課したAD協定措置と相殺関税措置がAD協定や補助金協定などに非整合として申立て。         | AD(3)<br>SCM(1, 2, 10, 14, 15, 19, 32)<br>GATT(VI)      |                   |
| 578. モロッコ－チュニジアからの学校用練習帳に関するアンチ・ダンピング措置 | チュニジア<br>【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、ロシア、米国】   | 2019/ 2/21 協議要請<br>2019/ 9/16 パネル設置要請<br>2019/10/28 パネル設置                                     | ①チュニジアは、モロッコがチュニジアからの学校用練習帳に対して課したAD協定措置がAD協定やGATTに非整合として申立て。             | AD(1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 11, 12, 18)<br>GATT(II, VI)     |                   |
| 579. インド－砂糖とサトウキビに関する措置                 | ブラジル<br>【日本、豪州、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル】  | 2019/ 2/27 協議要請<br>2019/ 7/11 パネル設置要請<br>2019/ 8/15 パネル設置                                     | ①ブラジルは、(i)インドの砂糖とサトウキビ生産者に対する国内助成措置、(ii)砂糖とサトウキビに対する輸出補助金は農業協定に非整合として申立て。 | AA(3, 6, 7, 8, 9, 10)                                   |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)  | 申立国【第三国参加国】   | 経過  | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|----------------------------|---|---|--|---|-------------------|
|                            | ル、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インドネシア、パナマ、ロシア、タイ、米国】                                     |   |  |   |                   |
| 580. インドー砂糖とサトウキビに関する措置    | 豪州【日本、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、コストリカ、エルサルバドル、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インドネシア、パナマ、ロシア、タイ、米国】 | 2019/ 3/ 1 協議要請<br>2019/ 7/11 パネル設置要請<br>2019/ 8/15 パネル設置 | ①オーストラリアは、(i)インドの砂糖とサトウキビ生産者に対する国内助成措置、(ii)砂糖とサトウキビに対する輸出補助金は農業協定や補助金協定などに非整合として申立て。                                     | AA(3, 6, 7, 8, 9, 10, 18)<br>SCM(3, 18, 25, 27)<br>GATT(XVI)      |                   |
| 581. インドー砂糖とサトウキビに関する措置    | グアテマラ【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、コストリカ、エルサルバドル、EU、ホンジュラス、インドネシア、パナマ、ロシア、タイ、米国】 | 2019/ 3/15 協議要請<br>2019/ 7/11 パネル設置要請<br>2019/ 8/15 パネル設置 | ①グアテマラは、(i)インドの砂糖とサトウキビ生産者に対する国内助成措置、(ii)砂糖とサトウキビに対する輸出補助金は農業協定や補助金協定に非整合として申立て。   | AA(3, 6, 7, 8, 9, 10)<br>SCM(3)                                   |                   |
| 582. インドー情報通信技術分野の製品に関する措置 | EU  | 2019/ 4/ 2 協議要請   | ①EUは、インドが情報通信技術分野の製品に関して課した関税はGATTに非整合として申立て。  | GATT(II)  | 第I部<br>第10章       |
| 583. トルコ医薬品の製造・輸入・販売に関する措置 | EU【日本、ブラジル、カナダ、中国、インド、インドネシア、ロシア、スイス、ウクライナ、米国】                              | 2019/ 4/ 2 協議要請<br>2019/ 8/ 2 パネル設置要請<br>2019/ 9/30 パネル設置 | ①EUは、トルコが医薬品の製造・輸入・販売に関して課した(i)ローカライゼーション要件、(ii)技術移転要件、(iii)ローカライズされた製品の輸入禁止措置、(iv)優先順位付け措置はTRIMs協定やTRIPS協定などに非整合として申立て。 | TRIMs(2)<br>TRIPS(3, 27, 28, 39)<br>SCM(1, 3)<br>GATT(III, X, XI) |                   |
| 584. インドー特定の物品に係る関税に関する措置  | 日本  | 2019/ 5/10 協議要請   | ①日本は、インドが特定の製品(情報通信技術分野)に関して課した関税はGATTに非整合として申立て。  | GATT(II)  | 第I部<br>第10章       |
| 585. インドー米                 | 米国【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、   | 2019/ 7/ 3 協議要請<br>2019/ 9/19 パネル設置要請<br>2019/10/28 パネル設置 | ①米国は、インドが米国製品に対して課した追加的措置が、GATTに非整合として申立て。   | GATT(I, II)   | 第I部<br>第2章        |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)                         | 申立国【第三国参加国】   | 経過               | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告  | 関連協定   | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---|---|------------------|--|--|-------------------|
| 置   | グアテマラ、インドネシア、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、ロシア、シンガポール、スイス、台湾、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ、ポリビア】 |                  |  |  |                   |
| 585. 米国－ロシアからの熱間圧延炭素鋼鋼帯に対するアンチ・ダンピング措置            | ロシア   | 2019/ 7/ 5 協議要請  | ①ロシアは、米国がロシアからの熱間圧延炭素鋼鋼帯に対して課したAD協定措置がAD協定やGATTに非整合として申立て。   | AD(1, 2, 4, 6, 9, 11, 18)<br>GATT(II, VI)  |                   |
| 587. 米国－中国からの製品に対する課税措置 III                       | 中国  | 2019/ 9/ 2 協議要請  | ①中国は、米国が中国製品に課した課税措置がGATTとDSUに非整合として申立て。   | GATT(I, II)<br>DSU(23)   |                   |
| 588. インドー情報通信技術分野の製品に関する措置                        | 台湾  | 2019/ 9/ 2 協議要請  | ①台湾は、インドが情報通信技術分野の製品に関して課した関税はGATTに非整合として申立て。  | GATT(II)   | 第I部<br>第10章       |
| 589. 中国－カナダからのキャノーラ種の輸入に関する措置                     | カナダ   | 2019/ 9/ 9 協議要請  | ①カナダは、中国がカナダからのキャノーラ種の輸入に関して課した(i)カナダ企業2社からのキャノーラ種の輸入停止措置 (ii)カナダからの全てのキャノーラ種子に対して強化検査を適用する措置は、SPS協定やGATTなどに非整合として申立て。 | SPS(2, 3, 5, 7, 8)<br>GATT(I, III, X, XI, XX III)<br>TFA(1, 5, 7)  |                   |
| 590. 日本－韓国への製品・技術の輸出に関する措置                        | 韓国  | 2019/ 9/ 11 協議要請 | ①韓国は、日本が韓国に対して、フッ化ポリミド、レジスト、フッ化水素、関連技術の輸出を制限する措置は、GATTやTFAなどに非整合として申立て。  | GATT(I, VIII, XI, XIII, XXIII)<br>TFA(2, 6, 7, 8)<br>TRIMs(2)<br>TRIPS(3, 4, 28)<br>GATS(VI)<br>WTO(XVI) |                   |
| 591. コロンビア－ベルギー、ドイツ、オランダの冷凍フライドポテトに対するアンチ・ダンピング措置 | EU  | 2019/11/15 協議要請  | ①EUは、コロンビアがベルギー、ドイツ、オランダからの冷凍フライドポテトに対して課したAD協定措置がAD協定やGATTに非整合として申立て。   | AD(1, 2, 3, 5, 6, 9, 11, 12, 18)<br>GATT(VI)<br>CVA(10)  |                   |

| 案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)             | 申立国<br>【第三国参加国】 | 経過                                    | 案件概要：①主な申立て事由<br>②パネル報告<br>③上級委報告                               | 関連協定  | 第I部<br>第II部<br>記載 |
|---------------------------------------|-----------------|---------------------------------------|---|---|-------------------|
| 592. インドネシア-原材料に関する措置                 | EU              | 2019/11/22 協議要請                       | ①EUは、インドネシアがステンレス鋼の原材料に対して課した様々な措置がGATTや補助金協定に非整合として申立て。        | GATT (X, XI)<br>SCM (3)                                 |                   |
| 593. EU-パーム油およびアブラヤシ作物製バイオ燃料に関する特定の措置 | インドネシア          | 2019/12/ 9 協議要請                       | ①インドネシアは、EUがパーム油およびアブラヤシ作物製バイオ燃料に関する特定の措置がGATTや補助金協定に非整合として申立て。 | GATT (I, III, X, XI)<br>SCM (1, 3, 5)<br>TBT (2, 5, 12) |                   |
| 594. 韓国-商船貿易に影響を与える措置(二次申立て)          | 日本              | 2120/12/ 9 協議要請<br>本件は、DS571の2回目の協議要請 | ①日本は、韓国による日本の商船貿易に影響を与えうる措置が、補助金協定とGATTに非整合として申立て。              | SCM (1, 2, 3, 5, 6)<br>GATT (I, III)                    | 第I部<br>第5章        |

案件は、WTO ホームページの案件一覧を参照

URL : [http://www.wto.org/english/tratop\\_e/dispu\\_e/dispu\\_status\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_status_e.htm)

なお、案件名に下線を引いている案件については、通商機構部にて運営するWTO パネル・上級委員会報告書研究会にて、パネル及び上級委員会報告書の調査分析レポートを取りまとめ、公開しておりますので、ご参照ください。

URL

:

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/ds/panel/panelreport.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/panelreport.html)





